

編集：日本建築行政会議

構造審査・検査の運用解説

平成19年10月10日

(修正：平成20年2月22日)

指針研修等検討委員会

指針等検討WG

目 次

本書について	4
1. 本書の位置づけ	4
2. 本書の取扱いに関する留意事項	4
3. 本書の作成検討機関一覧	4
第1章 確認申請の手続き	5
第1 建築物の建築等に関する申請及び確認	5
1. 確認申請の手続き	5
2. 審査の流れ	8
3. 法第6条第13項及び法第6条の2第9項（以下「法第6条第13項等」という）の「適合しない旨の通知」を行う場合	10
4. 法第6条第13項等の「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行う場合	10
5. 法第20条第二号イ、三号イ（大臣認定プログラムによる場合）の構造計算の構造計算適合性判定において、法第6条第9項、法第6条の2第6項の「期間を延長する旨の通知」・・・「延長通知④」を行う場合	13
6. 法第20条の構造計算の審査において、法第6条第12項の「期間を延長する旨の通知」・・・「延長通知⑤」を行う場合	14
7. 法第20条第二号イ、三号イ（大臣認定プログラムによる場合）の構造計算適合性判定において、指針告示第2第4項第4号の「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない」場合の通知・・・「判定することができない旨の通知⑥」を行う場合	15
8. 追加説明書等の添付を求める場合について	17
9. 確認申請中の計画変更の扱い	17
10. 計画変更に係る確認申請の手続き	17
第2章 「確認審査に関する指針」告示の解説	19
第1 「確認審査等に関する指針」	19
1. 「確認審査等に関する指針（平19国交告第835号）」と本書の構成	19
2. 確認審査の手続きの流れの解説	21
第2 受理時の審査	23
1. 施行規則に定める添付図書及び部数の確認	24
2. 設計者等の資格等の確認	24
3. 設計者の記名及び押印の確認	25
4. 認定型式の認定書（法第68条の10）、型式部材等製造者の認証（法第68条の11）に係る認定書等の写しの添付	25
5. その他の大臣認定書の写しの添付	25
6. 構造計算の安全証明書の写しの添付の確認	27
7. 構造計算適合性判定の要否の確認	34
第3 構造計算以外の確認審査の方法	45
1. 施行規則に定める添付図書及び明示すべき事項における建築基準関係規定の審査	45
2. 建築基準関係規定との照合による審査（確認申請図書の構造審査）	48
3. 認定型式等（認定型式、認証型式部材等）に関する審査	77
4. 大臣認定を取得したものに関する審査	77
第4 構造計算の確認審査の方法	78
1. 適用した構造計算の種類と建築物の計画との照合	79
2. 構造計算の種類に応じた審査	79

3. 構造計算適合性判定を受けた後に審査すべき事項	95
第5 プログラムを用いた構造計算書の審査	99
1. 構造計算プログラムを用いた構造計算書の審査について	99
2. 大臣認定プログラムを用いた構造計算書の審査	100
3. 大臣認定プログラム以外のプログラムを用いた構造計算書の審査	101
3.1 大臣認定プログラムを適用範囲外で用いた構造計算書の審査（上記ケース3）	103
3.2 旧大臣認定プログラムの審査（上記ケース4から6まで）	104
3.3 その他のプログラムを用いた構造計算書の審査（上記ケース7）	104
4. 2次部材、その他の構造計算書	107
第6 確認審査の公正かつ適確な実施	108
1. 一号（確認済証の交付）	108
2. 二号（適合しない旨の通知）	109
3. 三号 適合するかどうかを決定することができない旨の通知	109
4. 三号イ 軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）	109
5. 三号ロ 追加説明書の提出を求める事項	110
6. 四号 申請者等が計画を変更した場合の措置	112
第3章 「検査に関する指針」告示の解説	113
第1 完了検査に関する指針	113
1. 完了検査の処分	115
2. 完了検査申請書の受理時の審査（第2項）	115
3. 検査の実施	116
4. あらかじめ確認申請時点で検討済みの計画変更（施行通知1332号参照）	119
5. 検査済証の交付	119
6. 追加説明書の提出	119
7. 建築基準関係規定に適合しない場合の措置	120
8. 完了検査が未完の場合の措置	120
第2 中間検査に関する指針	121
1. 改正法令による中間検査制度	122
1.1 一号の対象建築物	123
1.2 一号の特定工程	123
1.3 法令改正等の際の経過措置と中間検査との関係	124
2. 中間検査申請書の受理時の審査	126
3. 中間検査	127
4. 中間検査合格証の交付	128
5. あらかじめ確認申請時点で検討済みの計画変更内容	128
6. 建築基準関係規定に適合しない場合の措置	129
第4章 その他の運用等	130
第1 改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係（図書の扱いを含む）	131
1. 新構造基準の適用	131
2. 中間検査、完了検査の改正「確認審査等に関する指針（告示）（以下「指針告示」という。）」の適用について	131
第2 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等（計画変更確認申請を要しない扱い）	132

1. 留意事項	132
2. 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合	132
3. 仕様及び構造計算の範囲内において変更する場合	148
4. 建築基準法第 68 条の 26 の規定に基づく構造方法等の認定を受けた材料や工法（鉄骨材料や基礎くい等）を当該構造方法等の認定を受けた他の“同一仕様”のものに変更する場合	150
第 3 構造計算を各方向別に適用することについて(平成 19 年 10 月 5 日 平 19 国交告第 1274 号の解説資料)	152
第 4 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件(平成 20 年 1 月 18 日 平 20 国交告第 37 号の解説資料)、2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件(平成 20 年 1 月 18 日 平 20 国交告第 38 号の解説資料)	156
第 5 構造計算適合性判定機関への事前相談フロー	159
第 5 章 資料	160
第 1 参考様式	161
1. 構造計算適合性判定機関への確認結果報告書	161
2. 追加説明書（確認申請）	162
3. 追加説明書（完了検査）	163
4. 施工状況報告書（鉄骨工事）	164
5. 施工結果報告書（コンクリート工事）	169
第 2 完了検査・中間検査の実務	171
1. 構造関係の検査の考え方	171
2. 中間検査時の留意事項	171
3. 完了検査・中間検査チェックシート	174
3.1 チェックシートの使い方	174
3.2 各種構造ごとのチェックシート	174
1 鉄筋コンクリート造【完了検査・中間検査 ※】チェックシート	177
2 木造 3 階建【完了検査・中間検査 ※】チェックシート	186
3 鉄骨造【完了検査・中間検査 ※】チェックシート	190

本書について

1. 本書の位置づけ

本書は、平成 19 年 6 月 20 日に公布及び施行された「確認審査等に関する指針（国土交通省告示 835 号）」の「第一 確認審査に関する指針」、「第三 完了検査に関する指針」及び「第四 中間検査に関する指針」について、告示の規定を実務的に運用するための解説書として作成したものである。「第二 構造計算適合性判定に関する指針」については、別に「構造計算適合性判定の運用・解説」としてまとめ、(財)建築行政情報センターのホームページに本書とともに公開されているので、参照していただきたい。

本書は、構造審査・検査に関する部分を中心にまとめているが、指針告示の手続き的な面は、意匠審査や設備審査についても共通の部分として利用することができる。

本書は、政令・告示の検討を行った「建築基準・審査指針等検討委員会」における「確認審査等に関する指針検討部会」の委員を中心に作成を行った。

2. 本書の取扱いに関する留意事項

- (1) 大臣認定プログラム制度など、現在、関係機関で検討が進められている内容も、判定員への有用な情報として可能なかぎり掲載を行うこととした。これらについては、今後の検討により見直しが行われる場合があることに留意して頂きたい。
- (2) 実務的な構造関係技術基準に関する審査・検査の解説については、本年 8 月に改訂された「2007 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」等を踏まえ、日本建築行政会議「建築構造審査要領(平成 11 年版)」の改訂を行うこととし、本書は、指針告示の解説書として編集することとした。
- (3) 解説は、「建築基準・審査指針等検討委員会」で議論をされた内容を中心に記載をしており、全ての確認申請事例を包括したものではない。個々の確認申請事例の法適合性については、本書の解説を参考にして、指針告示の条文及び当該建築物の計画に適用される基準等に基づき、適切に判断をする必要がある。
- (4) 手続きやフローについては、標準的な例示を記載したものである。それぞれの機関等の状況に応じて、法令の範囲内において適切に見直しを行って頂きたい。また、関係機関（構造計算適合性判定機関等）とも十分に調整をされたい。
- (5) 本書において、□の中は関係条文を記載し、その解説を□外に記載した。
- (6) 本書の全体の構成は、第 1 章 建築確認申請手続き、第 2 章 「確認審査等に関する指針」告示の解説、第 3 章 検査関係、第 4 章 その他の運用等、第 5 章 資料である。

3. 本書の作成検討機関一覧

- 作成委員 : 日本建築行政会議
独立行政法人 建築研究所
社団法人 日本建築構造技術者協会
財団法人 日本建築センター
- 協力委員 : 国土交通省住宅局建築指導課
国土交通省国土技術政策総合研究所
- 協力団体 : 財団法人 日本建築防災協会

【本書の問合せ先】

- 事務局 : 〒162-0825
東京都新宿区神楽坂一丁目 15 番地 神楽坂ビル 4 階
財団法人建築行政情報センター 行政部
電話 03-5225-7712 FAX 03-5225-7732
info@icba.or.jp

第1章 確認申請の手続き

第1 建築物の建築等に関する申請及び確認

以下に手続き、通知関係の条文を記載する。

法第6条 <抜粋>

- 4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内、申請書に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。次条第3項及び第108条第4項において同じ。）に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事の構造計算適合性判定（第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。以下同じ。）を求めなければならない。
- 8 都道府県知事は、第5項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該構造計算適合性判定を求められた日から14日以内にその結果を記載した通知書を建築主事に交付しなければならない。
- 9 都道府県知事は、前項の場合（第20条第2号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、同項の期間内に建築主事に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に建築主事に交付しなければならない。
- 12 建築主事は、第4項の場合（申請に係る建築物の計画が第20条第2号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、同項の期間内に当該申請者に第1項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、第4項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 13 建築主事は、第4項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又はその申請書の記載によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第4項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

法第6条の2 <抜粋>

- 5 都道府県知事は、第3項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該構造計算適合性判定を求められた日から14日以内にその結果を記載した通知書を第1項の規定による指定を受けた者に交付しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の場合（第20条第2号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、同項の期間内に第1項の規定による指定を受けた者に前項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に第1項の規定による指定を受けた者に交付しなければならない。
- 9 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は申請の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

1. 確認申請の手続き

- (1) 従来の確認審査では、提出された図書が不足する場合や不整合があつた場合、法令や基準等の解釈に関する建築主事等の指摘により再検討し、図書の追加、差替え又は補正などの措置が必要となる場合には、建築主事においては法第6条第5項の「期限内に確認できない旨の通知」、指定確認検査機関においては契約により同様の通知を行い、これらの措置が行われていた。

しかしながら、申請の中には、確認審査時の補正や差し替え等を見越し、確認申請図書が未完成な状態（添付図書の不足等）や不整合のまま申請が提出されるものが少なからずみられ、これらの結果として設計者や審査者が不整合を見過ごして確認済証が発行された場合、法令に適合しない

建築物が建設される可能性があった。構造計算書偽装問題の要因の一つとして、このような確認審査の実態が認識されたことから、確認審査の厳格化が必要とされ、新たに、法第 18 条の 3 において確認審査等に関する指針等を告示で定めることが規定された。

また、この一環として、改正法では、従来、建築主事のみにも適用されていた「期限内に確認できない旨の通知書(法第 6 条第 5 項。改正により、法第 6 条第 13 項による「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知」。)が、法第 6 条の 2 第 9 項の新設により指定確認検査機関にも適用されることとなった。

建築確認は、基本的には裁量性のない羈束行為とされており、本来は明確な規定に基づいて法適合性を判断し遅滞なく処理するべきものである。しかし、従来の構造関係規定には、構造計算のうち躯体フレームの応力計算方法など具体的な規定そのものがない部分や曖昧性を有する部分が少なからず存在し、このことから、提出された図書のみでは法適合性の判断ができない場合や法に直接の規制のない工学的な判断を要する事項等について、明らかに工学的に不適切な計算についても、不適合とする決定ができないため適合として扱わざるを得なかったことがあることが認識された。これらの通知に関する規定は、羈束性のある判断に必要な基準を規定すること(構造関係技術基準告示の新設・改正)により、法令に適合するものはもとより、不適合と判断できるものを法的な処分として明確に扱うために規定されたものである。

これらの通知書は、次の場合に交付される。

- ① 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき→「適合しない旨の通知」
- ② 申請の内容によっては、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき→「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」

更に、上記の②の法令に適合するかどうかを決定することができない旨の通知については、次の a 又は b の二通りの対応に分かれることとなる。

- a 期限を定めて補正又は追加説明書の提出を求め、それにより確認の審査を継続する場合
- b 補正又は追加説明書の提出を求めず、確認審査を終了する場合 (a で求めた補正又は追加説明書が定めた期限内に提出されない場合を含む。)

いずれの場合においても、通知書を交付するにあたっては、一通り審査を行うことが望ましい。

(2) 審査期間

建築基準法第 6 条第 4 項により、**建築主事が確認を行う場合**の改正法の審査期間は 35 日又は 7 日となった。これは、以下を想定して規定されたものである。

- ① 法第 6 条第 1 項 1 号から 3 号建築物

イ 構造計算適合性判定を要しない申請

審査期間：35 日

ロ 構造計算適合性判定を要する申請

審査期間：35 日 (建築主事等の審査期間：21 日 + 構造計算適合性判定の判定期間：14 日)

※ 構造計算適合性判定機関の判定日数は、14 日間と定められているため、建築主事の審査期間は、**計算上 35 日間から判定日数を引いた 21 日となるが、建築主事の審査が 22 日を超えても構造計算適合性判定の判定期間が 14 日未満で完了し、結果として 35 日以内に処分が行われれば適法である (延長後の期間も同じ)。ただし、実務的には、建築主事は判定に要する期間 (14 日) を踏まえて 21 日以内で審査を終了する必要がある。**

- ② 法第 6 条第 1 項 4 号

審査期間：7 日

③ 審査期間について

本審査期間には、休日・祝日等を含む。また、消防同意期間や建築主事から構造計算適合性判定機関への図書の送付に要する日数等、事務手続きに要する日数も含まれる。

(3) 審査期間の延長

構造計算適合性判定を要する場合には、法第6条第9項、第6条第12項、第6条の2第6項により、**法第20条第2号イの構造計算を大臣認定プログラムを用いないで行った場合、その他法第20条第2号イ及び法第20条3号イの構造計算**において、施行規則第2条第3項及び第4項に定める合理的な理由による場合には、審査期間（判定期間）を延長することができる。

① 延長期間：35日

② ①の延長により、構造計算適合性判定を要する期間：49日（14日＋35日）

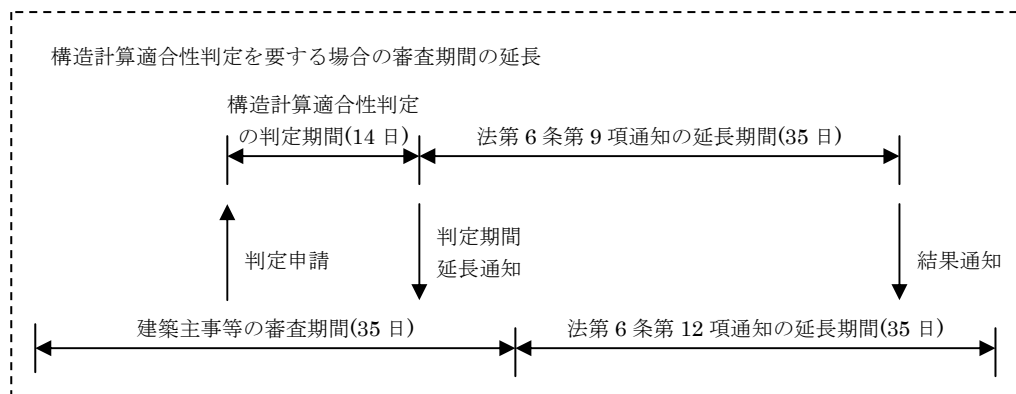
③ ②により、確認審査期間は、最大70日（21日＋49日）

延長する法第6条第9項通知（知事又は構造計算適合性判定機関から主事宛）の期間は、法第6条第12項に含まれ35日以内となる。

※ 本期間延長は、構造計算適合性判定に要する期間として適用され、建築主事の審査に要する期間には適用されない。

指定確認検査機関においては、第12項通知に相当する規定がないため、**契約又は業務規定の定めに従うことになるが、一般的には「契約書又は業務規定に定める基本となる審査機関（法第6条の2第6項）＋第12項通知に代わる契約による期間」となる。**

また、補正・追加説明書提出等のために要する期間（第6条第13項及び第6条の2第9項通知）は、本期間に含まれないため、実質的な期間は、35日又は70日を超える場合がある。

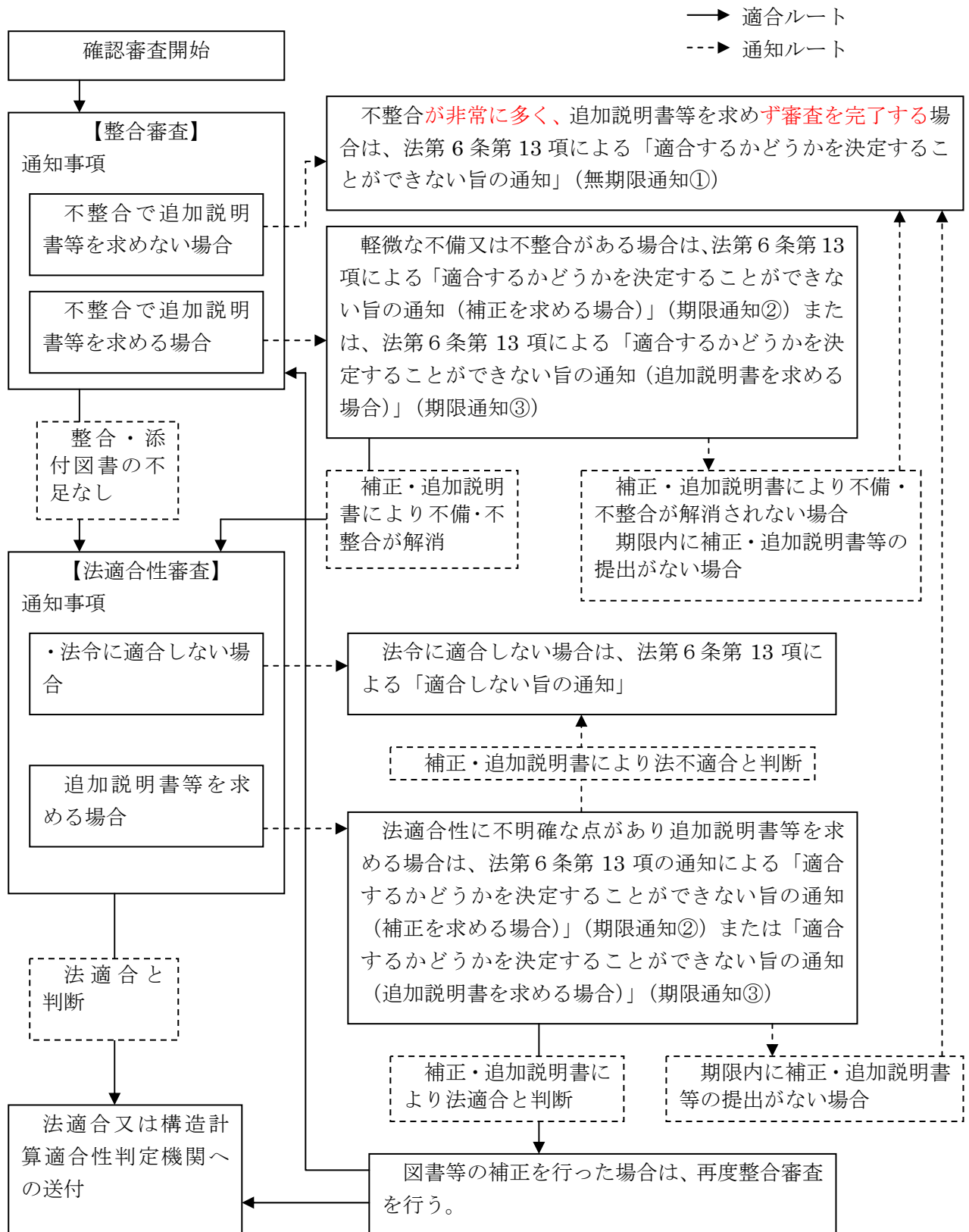


なお、構造計算適合性判定を要しない場合については、延長できる法第6条第12項通知の期間は、35日以内となる。

また、**建築主事の審査期間の開始は確認申請の受付を行った日であり、終期は処分を行った日であり、補正・追加説明書提出等のために要する期間の開始は通知を行った日（郵送による場合は、申請者が受領した日にかかわらず郵送した日）であり、終期は建築主事が回答を受領した日である。**

2. 審査の流れ

審査の流れのイメージ



※ 整合審査と法適合審査は、同時に審査を行い、法第6条第13項の通知を行う場合には一通知でよい。

法第6条、法第6条の2における通知の種類

※■●▲★は、同じ目的の条文を示す。

	区分	通知名	通知時期・通知先	通知内容	備考
建築主事	■法第6条第12項	期間を延長する旨の通知 (法定様式)	審査期間中に申請者に通知	建築主事が、構造計算適合性判定機関からの「合理的な理由」等により35日の範囲内において期間を延長する通知書	参照 (P14)
	●法第6条第13項	・適合しない旨の通知 ・適合するかどうかを決定することができない旨の通知 (法定様式)	審査期間中に申請者に通知	建築主事が以下のいずれかの場合において、「正当な理由」により審査期間を停止する等の通知書 ・建築主事が、適合しないことを認めたとき ・建築主事が、適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき	参照 (P10)
指定確認検査機関	■契約による	期間を延長する旨の通知 (契約様式)	審査期間中に申請者に通知	指定確認検査機関が、構造計算適合性判定機関からの「合理的な理由」により35日の範囲内において期間を延長する通知書	参照 (P14)
	●法第6条の2第9項	・適合しない旨の通知 ・適合するかどうかを決定することができない旨の通知 (法定様式)	審査期間中に申請者に通知	指定確認検査機関が以下のいずれかの場合において、「正当な理由」により審査期間を停止する等の通知書 ・適合しないことを認めたとき ・適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき	参照 (P10)
構造計算適合性判定機関	▲法第6条第8項 ▲法第6条の2第5項	構造計算適合性判定結果通知書 (任意)	判定後に建築主事等に通知	構造計算適合判定機関が建築主事等に判定結果を記載して送付する通知書	参照 (P22)
	★法第6条第9項 ★法第6条の2第6項	期間を延長する旨の通知 (任意)	判定期間中に建築主事等に通知	構造計算適合性判定機関が、法第20条第2号イの構造計算が適正かどうかを判定できない場合等に、「合理的な理由」により35日の範囲内において期間を延長する通知書	参照 (P13)
	指針告示第2第4項第4号	判定することができない旨の通知 (任意)	判定期間中に建築主事等に通知	構造計算適合性判定機関が、追加説明書等を建築主事等に求める場合 (建築主事等は法第6条第13項等通知を用いて申請者に通知)	参照 (P16)

3. 法第6条第13項及び法第6条の2第9項（以下「法第6条第13項等」という）の「適合しない旨の通知」を行う場合

(1) 建築基準関係規定に適合しない場合には、本通知を行う。

(2) 通知を行う事項（例示）

- ① 確認申請図書において、記載事項の不整合等が認められ、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」により追加説明書等を求めた結果、法令に適合しないことが判明した場合
- ② 施行規則に定める添付図書及び明示すべき事項の審査において、建築基準関係規定に適合しない場合

(3) 通知方法

本通知を行う場合は、理由及び条項を記載して通知を行う。

なお、本通知は不利益処分であるため、申請者に確実に到達する必要があるため、その確認のため、手交や配達証明等による郵送等により通知する。

(4) 適合しない旨の通知における法第6条第13項等通知の記載例

法第6条第13項、法第6条の2第9項における「適合しない旨の通知」の記載例
(備考)

理由 法第20条 令第80条の2 平13国交告第1026号 地階を除く階数が6であり、壁式鉄筋コンクリート造の適用範囲を超えている。

4. 法第6条第13項等の「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行う場合

「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」については、以下の(1)から(3)の使い分けがされる。

(1) 不整合等により建築基準関係規定に「適合するかどうかを決定することができない旨の通知（補正を求めない場合）」により、「正当な理由」を記載した通知を行う場合（次の(2)及び(3)に該当する場合を除く）・・・「無期限通知①」

この場合、法適合性の判断は行わず、本通知により審査は終了する。

- ① 故意に他の建築物の構造計算書等が添付されている場合
- ② 設計の途中段階で申請が出された場合
- ③ 図書が著しく不整合な場合
- ④ 施行規則に定める添付図書が著しく不足する場合
- ⑤ (2)及び(3)を通知した期限内に追加説明書等の提出がない場合

(2) 「誤記、記載漏れその他これらに類するもの」で、かつ「軽微な不備」として、建築基準関係規定に「適合するかどうかを決定することができない旨の通知（補正を求める場合）」により、正当な理由を記載して、補正を認める場合（期限記入）・・・「期限通知②」

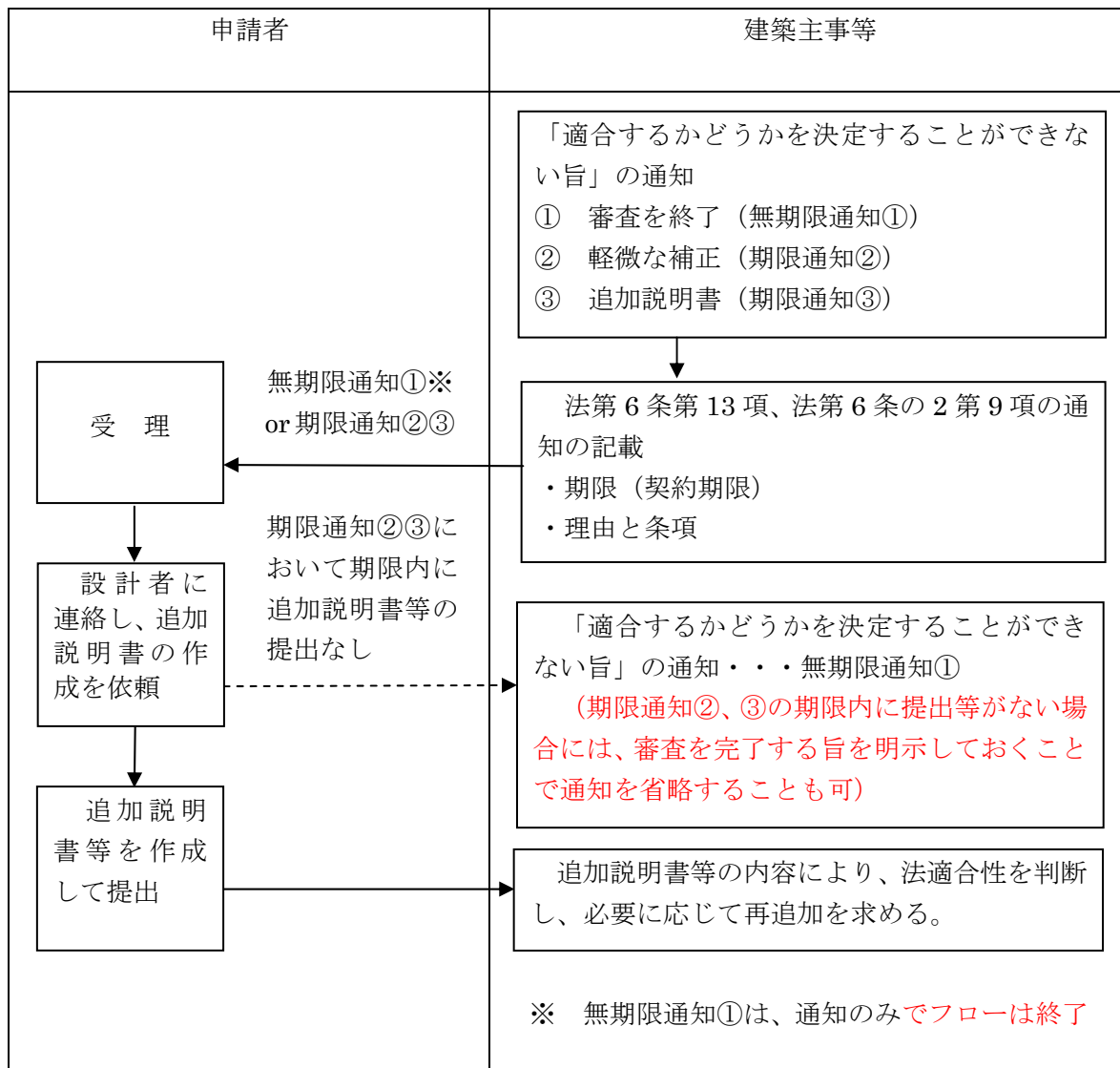
この場合、図書の差替え・訂正（以下の軽微な不備を除く）は認められない。

- ① 図書の乱丁がある場合
- ② 正本又は副本の一部の図書の落丁がある場合
- ③ 認定書若しくは認証書又はこれらの別添の写しが添付されていない場合（認定又は認証の取得日が当該確認申請日以前のものに限る。）
- ④ 添付図書の計算式や計算結果は正しく記載されており、当該結果の数値等を確認申請書に記載

を受領した日の翌日から審査期間Bは始まる。

同時に、指定確認検査機関の場合（法第6条の2第9項の通知を発行する場合）には、上記の「期限」を「契約の期限」とする。

法第6条第13項、法第6条の2第9項
「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」の手続きフロー



(7) 無期限通知①における法第6条第13項等の通知の記載例

- ① 著しい不整合等がある場合
- ② 期限内に追加説明書等の提出がない場合

法第6条第13項、法第6条の2第9項における「適合するかどうかを決定することができない旨の通知（補正を求めない場合）」の記載例

(理由) 法第20条 1階すべての柱の柱断面リスト図（構造図 S-***）と構造計算書 p.〇〇の部材断面表記載の主筋及び柱断面が整合していない

(備考)

期限 -----

(8) 期限通知②③における法第6条第13項等の通知の記載例

- ① 誤記、記載漏れ、その他これらに類するもので軽微な不備と判断される場合
- ② 追加説明書等が必要な場合

法第6条第13項、法第6条の2第9項における「適合するかどうかを決定することができない旨の通知（補正を求める場合）」の記載例

(理由) 法第20条 1階平面図と1階構造伏図のA通り1—2スパン間の寸法が整合していない

(備考)

- ・当該不備について補正を求める。
- ・補正の期限 ○年○月○日（○曜日）まで
- ・本通知書を交付した日から申請書等の補正が行われた日までの日数は、法6条第4項、法第6条第8項、第9項及び第12項に規定する期間に含まれない。

(※ 期限内に補正されない場合には、審査を完了する。)

5. 法第20条第二号イ、三号イ（大臣認定プログラムによる場合）の構造計算の構造計算適合性判定において、法第6条第9項、法第6条の2第6項の「期間を延長する旨の通知」・・・「延長通知④」を行う場合

(1) 通知を行う事項（法第6条第9項・施行規則第2条第3項）

- ① 法第20条第2号イの構造計算において、大臣が定める方法による場合（大臣認定プログラムを用いなくて構造計算を行う場合）
- ② 法第20条第2号イ、第3号イの構造計算において、大臣認定プログラムを用いて構造計算を作成し、磁気ディスク等の提出がなかった場合
 - ※ 大臣認定プログラムを用いた場合の申請として、本来磁気ディスク等が添付されるべき場合に、申請時に磁気ディスクが添付されなかった場合
- ③ 判定すべき事項について、構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間で意見が異なる場合（施行規則第2条第3項第3号の「法第20条第2号イに規定するプログラム（大臣認定プログラム）により構造計算を行う場合に用いた建築物の構造設計に関する条件が適切なものであるかどうか（入力・計算条件等）」は例示であり、他の事項についても本第3号を根拠として通知を行うことができる。）

(2) 通知の方法

① 建築主事の確認の場合（法第6条第9項）

構造計算適合性判定機関から建築主事へ法第6条第9項の通知があった場合には、その旨を記載して法第6条第12項の「期間を延長する旨の通知」に「合理的な理由」を記載し、申請者に送付する。通知の期限においては、構造計算適合性判定機関が定めた期限を確認し、当該期限を記載して通知する。

② 指定確認検査機関の確認の場合（法第6条の2第6項）

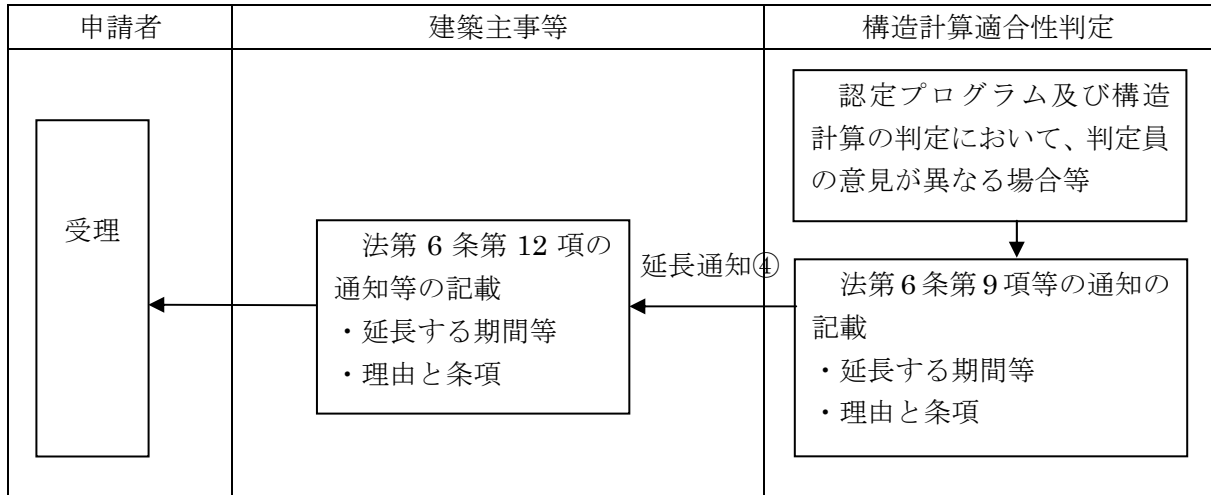
構造計算適合性判定機関から法第6条の2第6項の通知があった場合には、その旨を記載して契約による「確認済証の交付に係る期間を延長する旨等を記載した通知書」に「合理的な理由」を記載し、申請者に送付する。通知の期限においては、構造計算適合性判定機関が定めた期限が、契約に定める期限内であることを確認し、当該期限を記載して通知する。

※契約において延長する期限を記載しておく必要がある。

(3) 通知を行う上での留意事項

本通知は、施行規則第2条第3項に定める規定において、判定期間（審査期間）の延長を行う場合に用いる通知であり、(1)②等において、追加説明書等を求める場合には、合わせて「判定することができない旨の通知⑥」の通知が必要となる。

法第6条第9項、法第6条の2第6項の「期間を延長する旨の通知」の手続きフロー



法第6条第9項における「期間を延長する旨の通知」により審査期間を延長する場合の通知の記載例
 (備考)
 延長する期間 ○年○月○日(○曜日)まで ○日間
 理由 令第82条の3の保有水平耐力計算において、Ds値の判定について判定員の意見に相違点があるため

6. 法第20条の構造計算の審査において、法第6条第12項の「期間を延長する旨の通知」・・・「延長通知⑤」を行う場合

(1) 通知を行う事項（法第6条第12項・規則第2条第4項）

- ① 法第20条第2号イの構造計算において、大臣が定める方法による場合（大臣認定プログラムを用いないで構造計算を行う場合）（法第6条第12項）
- ② 法第20条第2号イ、第3号イの構造計算において、大臣認定プログラムを用いて構造計算を作成し、磁気ディスク等の提出がなかった場合（規則第2条第4項第1号・5号）
 ※ 大臣認定プログラムを用いた場合の申請として、本来磁気ディスク等が添付されるべき場合に、申請時に磁気ディスクが添付されなかった場合
- ③ 法第20条第4号の建築物で、法第20条第2号イの構造計算で大臣認定プログラムによる構造計算の審査を行う場合（規則第2条第4項第2号）
- ④ 法第20条第3号の建築物で、かつ法第6条第1項4号である建築物の構造計算において、法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算で大臣認定プログラムによる構造計算の審査を行う場合（規則第2条第4項第3号）
- ⑤ 法第20条第3号イの構造計算において、大臣認定プログラム以外を用いた構造計算の審査を行う場合（規則第2条第4項第4号）
- ⑥ 法第6条第9項の規定により第8項の期間が延長される場合（規則第2条第4項第6号）

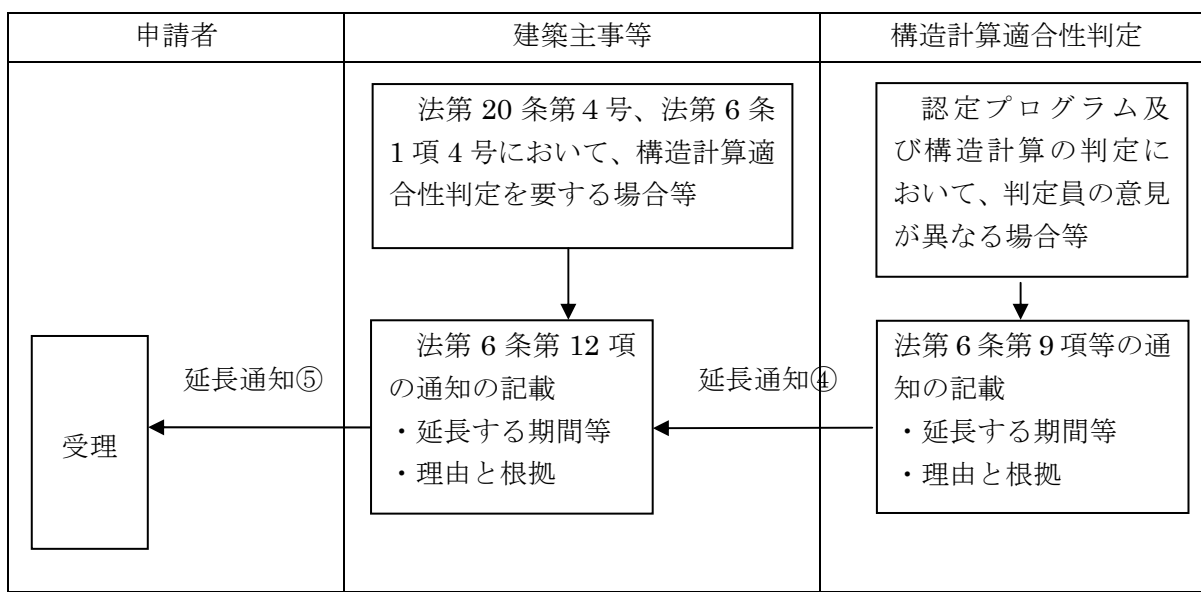
(2) 通知の方法

建築主事においては本通知によるが、指定確認検査機関においては契約により本通知と同様の措置を行う。

(3) 通知を行う上での留意事項

構造計算適合性判定を要する場合には、原則として本期間延長の通知は、法第6条第9項通知と合わせて構造計算適合性判定において、用いることとする。

法第6条第12項の「期間を延長する旨の通知」の手続きフロー



法第6条第12項における「期間を延長する旨の通知」により審査期間を延長する場合の通知の記載例

(理由) 規則第2条第4項 法第6条第1項第4号に該当する建築物であるが、法第20条第2号イの構造計算で、かつ大臣認定プログラムを用いた構造計算の審査を行うため
 (延長する期間) ○年○月○日(○曜日)まで ○日間
 (備考)

7. 法第20条第二号イ、**第三号イ**(大臣認定プログラムによる場合)の構造計算適合性判定において、指針告示第2第4項第4号の「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない」場合の通知・・・「判定することができない旨の通知⑥」を行う場合

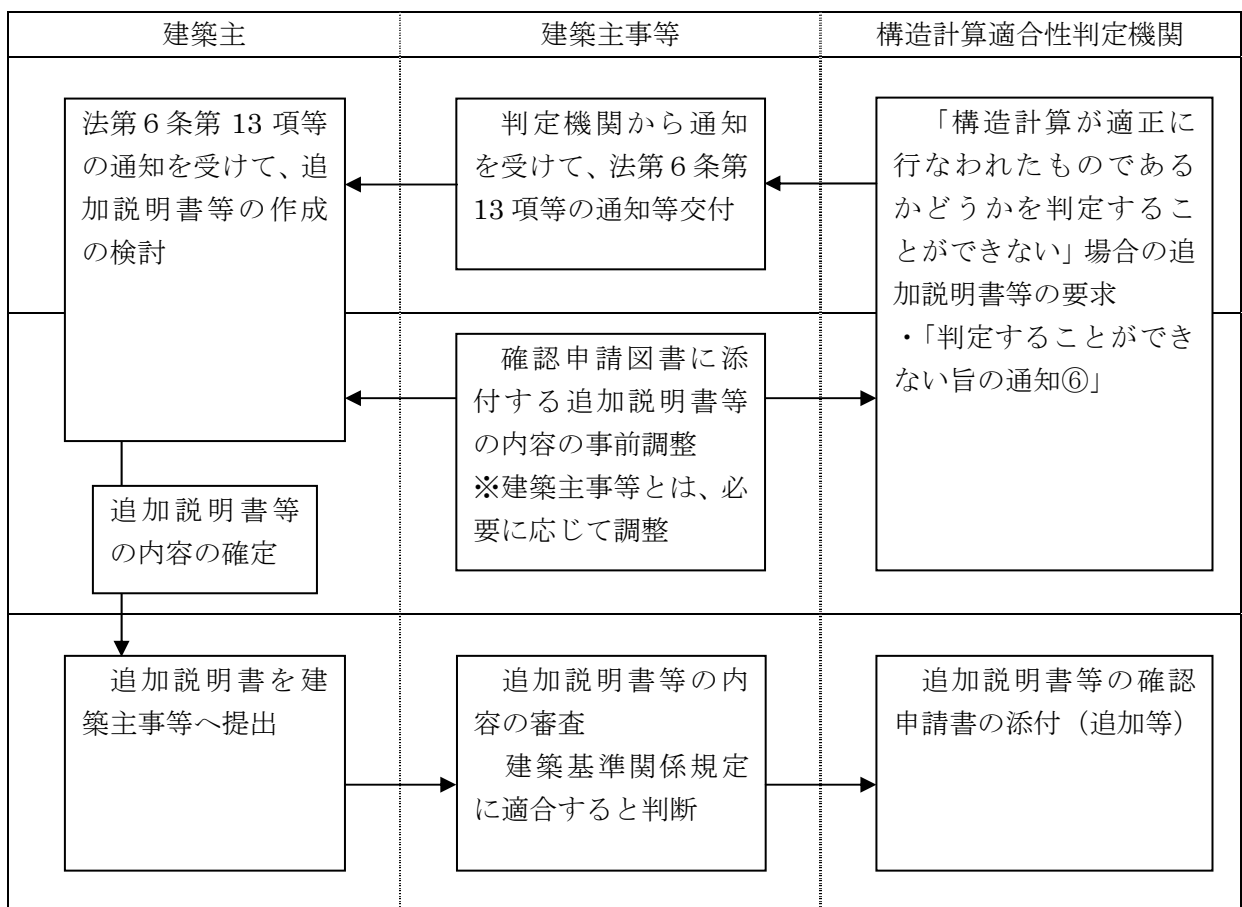
(1) 通知を行う事項

構造計算適合性判定において、添付図書及びその明示すべき事項について、判定すべき事項に不明な点が認められ、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合は、判定することができない旨の通知により、期限を定めて、建築主事等を通じて、軽微な不備の補正又は追加説明書の提出を求める。なお、申請者に対して補正又は追加説明書の提出を求めることは建築主事等の判断により行うため、通知に当たっては事前に構造計算適合性判定機関と提出期限を含めて十分な調整を行う必要がある。

(2) 建築主事等への通知の方法

- ① 「判定することができない旨」の通知は、建築主事等に通知し、その後に建築主事等から申請者に法第6条第13項通知を用いて送付されなければならない。
- ② その後、当該通知の期限内における設計者等と判定員と連絡及び追加説明書等の作成のための相談等は、適宜行い、これらの連絡や相談は、設計者等と構造計算適合性判定機関が建築主事等を介さずに直接行ってよい。
- ③ 最終的に確認申請図書への添付及び補正を行う場合には、申請者は建築主事等に追加説明書等を提出する。建築主事は図書の整合性法及び適合性の審査後に、構造計算適合性判定機関に当該図書を送付し、構造計算適合性判定機関は、その送付内容に従い追加説明書等の添付等を行う。
- ④ 建築主事等から構造計算適合性判定機関に追加説明書等の図書を送付する場合には、判定機関の確認申請図書（副本）に追加説明書等を添付する方法を具体的に指示する書類を添付し、正本と等しく図書が添付されるよう配慮を行う。

指針告示第2第4項第4号の「判定することができない旨の通知」の手続きフロー



8. 追加説明書等の添付を求める場合について

- ① 補正及び追加説明書等を求める通知を行う場合には、申請者又は設計者が通知をもとに追加説明書等の作成作業を行うこととなるため、理由欄にわかりやすく記入することが必要である。
- ② 当該追加説明書等の添付を求める事項は、法令の条項に対する事項とし、その理由と条項を具体的に記載して通知を行う。
- ③ 理由なく追加説明書等の提出を求めてはならない。
- ④ **通知に応じて提出された図書のみが、確認申請書の添付図書として扱われる。このため、通知を行わずに追加説明書等の提出を求めることはできない。**

例) 法第 20 条の耐力壁の開口位置の構造図と構造計算書の整合

→ 代表的な軸組図しか添付されていないため、耐力壁の開口位置の整合が確認できない場合、全ての軸組図の提出を求めて、開口位置の図面と構造計算との整合を追加説明書等で求める。

9. 確認申請中の計画変更の扱い

- (1) 確認審査に関する指針第一第 5 項第 4 号では、確認審査を行っている期間中において申請者等が建築物等の計画を変更しようとして申請書等を差替え又は訂正することは認めないとしている。
- (2) 申請者等は、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等であり、“申請等”は建築確認申請又は計画通知をいう。
- (3) 計画変更が必要な場合には、申請者等は確認済証の交付後に計画変更に係る確認申請又は計画通知を行う。

10. 計画変更に係る確認申請の手続き

法第 6 条第 1 項 <抜粋>

建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、**当該工事に着手する前に**、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。**当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして**、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

(1) 計画変更に係る確認申請の原則

- ① 計画変更に係る確認申請（以下「計画変更確認申請」という。）は、当初の建築確認申請に対して継続性のある計画に対して適用するものであり、継続性の無い計画を計画変更確認申請で扱うことは、法第 3 条の 2 の規定からも問題がある。そのため、このような継続性の無い変更を行う場合には、出し直しとして、最新の法令に基づいた確認申請の適用及び手続きを行うことを原則とする。

計画変更確認申請が適用できない計画の変更（出し直し）の事例

- 構造種別の過半の変更（鉄筋コンクリート造→鉄骨造等）

- ② 法第6条第1項において、計画変更に際しては、当該変更する部分の工事着手前に確認済証の交付を受けることと規定している。
- ③ 施行規則第3条の2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）における構造関係規定への適用に関しては、第一号から第十二号の規定において「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないもの」については、当該軽微な変更となる。なお、第一号から第十二号まで以外の事項及び第一号から第十二号までの事項で危険の度又は有害の度が高くなるものの変更については、計画変更確認申請を要する。

また、第4章 その他の運用等 第2「施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等」に該当するものとして、あらかじめ確認申請時に図書及び構造計算書の添付が行われている場合には、当該図書部分については施工後の報告により計画変更確認申請を要しないものとして扱う。
- ④ 構造関係規定において、法第20条第二号イ、第三号イ（大臣認定プログラムによる場合）の構造計算に関わるすべての変更は、構造計算適合性判定を要する。

(2) 計画変更申請の添付図書の審査方法

- ① 施行規則第1条の3第8項により、「変更に係る部分の申請書及びその添付図書」と規定されているため、確認審査及び構造計算適合性判定は、当該変更部分のみが対象となる。
- ② 計画変更申請時の図書は、変更前及び変更後の図面に変更箇所をマーク等がされ、当該変更箇所が明示されていることを確認する。

(3) 構造計算適合性判定を要する計画変更確認申請

- ① (1)④により、当該計画変更の内容において、構造計算の変更に関わる事項については、規則第3条の2に規定される軽微な変更（構造関係は規定なし）以外は、計画変更確認申請を行い、同時に構造計算適合性判定を要する。
- ② 2次部材等（スラブ、小ばり等）の構造計算に関わる変更も、法令上、計画変更確認申請及び構造計算適合性判定を要する。
- ③ 令第82条第1項第二号により、「構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を・・・計算すること」と規定されており、これらの部分において、構造計算を代替して構造図のみに記載している場合には、それらの変更が構造計算に関わるものかどうかを判断する必要がある。

第2章 「確認審査に関する指針」告示の解説

第1 「確認審査等に関する指針」

法第18条の3

国土交通大臣は、第6条第4項及び第18条第3項（これらの規定を第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第6条の2第1項（第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第6条第5項、第6条の2第3項及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定、第7条第4項、第7条の2第1項及び第18条第15項（これらの規定を第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第7条の3第4項、第7条の4第1項及び第18条第18項（これらの規定を第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第77条の62第2項第1号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

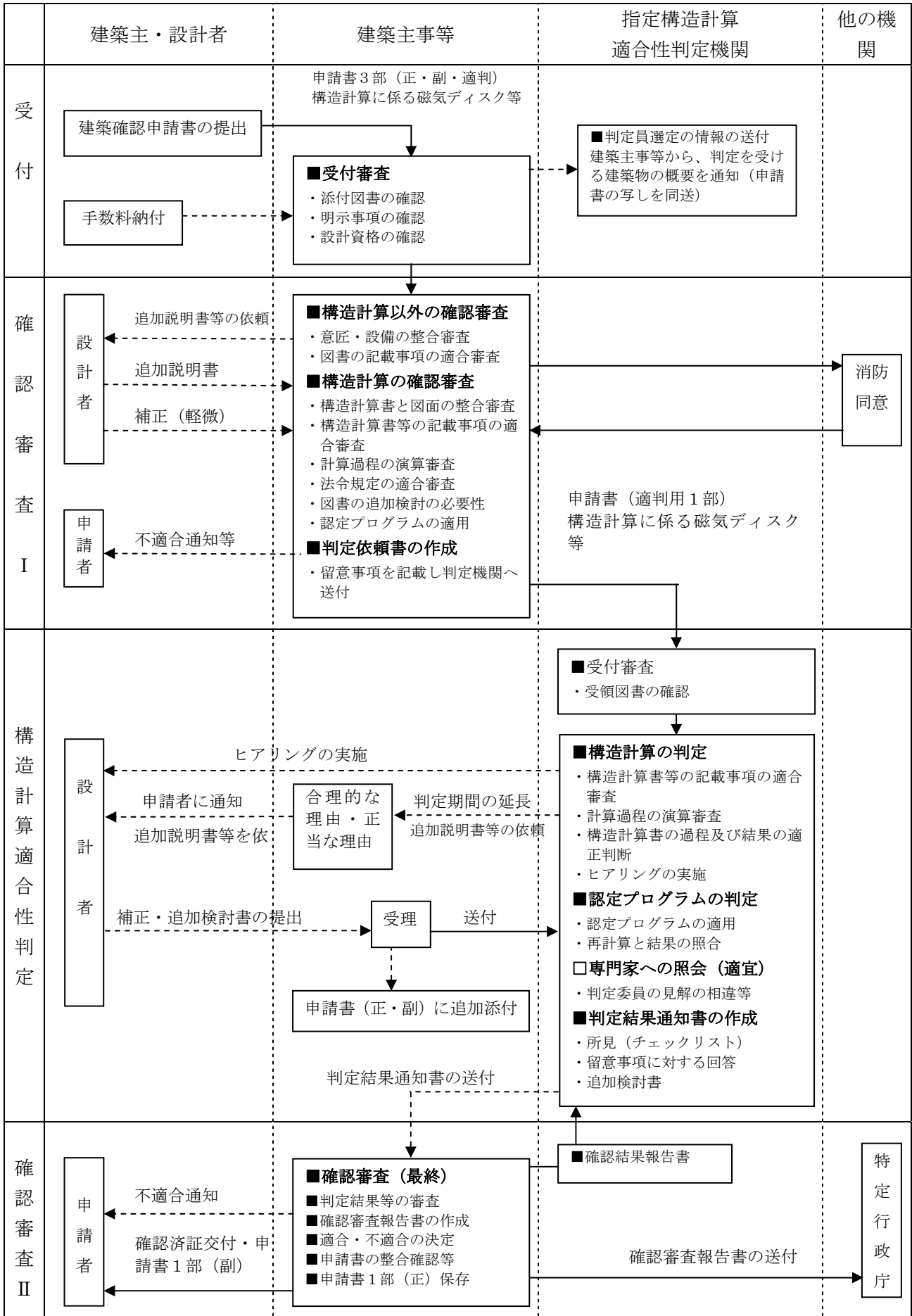
3 確認審査等は、前項の規定により公表された第1項の指針に従って行わなければならない。

平成17年11月に発覚した構造計算書偽装事件問題の経緯を踏まえ、平成18年6月21日に「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」が公布され、新たに構造計算適合性判定の創設（法第6条第5項）と確認審査等に関する指針（法第18条の3）が制定された。改正法に基づいて、施行令、施行規則、告示が制定され、構造関係技術基準の明確化、新大臣認定構造計算プログラムの再構築とともに、規則が改正され、確認申請書に添付する図書並びに明示すべき事項が規定された。

1. 「確認審査等に関する指針（平19国交告第835号）」と本書の構成

- | | | |
|----------|-----------------|----------------------|
| (1) 告示第1 | 確認審査に関する指針 | : 本書第2章 |
| (2) 告示第2 | 構造計算適合性判定に関する指針 | : 別書（構造計算適合性判定の運用解説） |
| (3) 告示第3 | 完了検査に関する指針 | : 本書第3章第1 |
| (4) 告示第4 | 中間検査に関する指針 | : 本書第3章第2 |

確認審査の手続きの流れ（建築主事等の審査と構造計算適合性判定の流れ）



注）本フローは標準的な例であり、詳細は建築主事等と判定機関との協議等により決定する。

2. 確認審査の手続きの流れの解説

(1) 建築確認申請受付時の構造計算適合性判定機関への事前通知

建築確認申請の受付後に、申請書及び構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の記載事項を確認し「構造計算適合性判定依頼事前通知書」に当該建築物の概要を添付し送付する。

事前通知書を受理した構造計算適合性判定機関は、当該建築物の計画や設計者等を考慮して、適切に判定員を選定する。

(2) 建築主事等の審査

建築主事等は、構造計算適合性判定機関に図書等の送付を行う前に、当該申請に適用される「審査すべき事項」について、図書相互の整合の確認及び法令への適合を確認しておく必要がある。

同時に、建築主事等は、「判定すべき事項」についての留意事項があった場合には、「構造計算適合性判定の留意事項表」にその旨を記載し、構造計算適合性判定機関に送付する。

構造計算適合性判定機関において、審査すべき事項についての不備等が見受けられた場合には、建築主事等に判定できない旨の通知を送付する。

(3) 構造計算適合性判定の判定

構造計算適合性判定機関の判定員は、「判定すべき事項」について判定を行うことが原則となるが、判定の過程において「審査すべき事項」についての不備等が見受けられた場合には、「判定できない旨の通知」を行い、建築主事等にその旨を通知する。また図書の受付時に不備等が見受けられた場合には、受理せずに建築主事等に差し戻すことができる。

① 第6条第9項通知による判定期間延長

構造計算適合性判定機関が、合理的な理由により判定期間の延長が必要と判断した場合には、建築主事等に法第6条第9項に基づく通知を行い、建築主事等は申請者に対して法第6条第12項に基づく通知により、確認審査期間を延長する。(通知をする相手を明記した方がわかりやすい)

② ヒアリングの実施

判定においては、**構造計算適合性判定機関**は必要に応じ、設計者に対してヒアリングを実施する。

③ 「判定することができない旨」の通知の方法

構造計算適合性判定機関は、提出された確認申請書及びその添付図書のみでは判定できないと判断した場合には、判定できない旨の通知を建築主事等に送付し、追加説明書の提出又は補正を求める。建築主事等は、確認審査等に関する指針第1第5項第3号イ又はロに該当することを確認の上、申請者に対して法第6条第13項に基づく通知により期限を定めて補正又は追加説明書の提出を求める。

④ 追加説明書等の提出

追加説明書の提出に当たっては、通知の期限内において、設計者等と構造計算適合性判定機関との連絡や追加説明書等のやりとりについては適宜**直接**行い、最終的に確認申請図書への追加説明書の添付及び補正を行う場合には、建築主事等を介して図書の添付等を行う。

建築主事等は、当該構造計算適合性判定機関が求めた軽微な補正及び追加説明書の図書等が申請者から送付された場合には、添付図書の内容を確認審査し、関係する建築基準関係規定への適合審査をあらためて行うと共に、構造計算適合性判定機関に送付する前に図書相互の整合性の審査を行う。この場合、補正の場合には、それぞれの図書に追記を行うのではなく、図書の追加(元の図書を×)で対応する。

なお、**建築主事等と構造計算適合性判定機関が遠距離にあるなど、設計者等が構造計算適合性判定機関に送付されている元の図書に×を記載することが困難な場合には、構造計算適合性判定機関において当該図書が無効(×されたことが把握されるもの)なことが明示されればよい。**

また、**建築主事等から構造計算適合性判定機関に、当該追加説明書等の図書を送付する場合には、**

確認申請図書(副本)に追加説明書等を添付する方法を具体的に示す書類を添付する。これは、建築主事等が所持する正本及び副本と、構造計算適合性判定機関が保管する副本とに不整合を生じさせないためである。

添付方法書

番号	補正及び追加説明を行う図書名	追加の方法
1	S-10「A通り軸組図」	(軽微な補正の場合の例) 当初図面を無効として、補正を行った新図面を追加(補正部分を赤書きで明示)。
2	構造計算書	(追加説明書の添付の場合の例) 当初に申請された構造計算書とは別に、構造計算の安全証明書の写しと追加説明書の表紙及び「基礎ぐいの追加説明書」を添付する。

⑤ 専門家への照会

構造計算適合性判定機関が専門家に意見等を求めた場合には、その旨及び結果を判定結果通知書に記載する。

⑥ 判定結果通知書及び建築主事等への図書の送付

構造計算適合性判定が終了した場合には、速やかに判定結果通知書に、判定結果及び建築主事等から送付を受けた留意事項に対する回答を記載し、建築主事等に送付する。構造計算適合性判定機関に送付された図書については、通知や補正の経過管理等により建築主事等が保管する図書と整合していることが明らかな場合には、当該判定に用いた図書を建築主事等に送付しない方法も考えられる。この場合、建築主事等は、法令上、指針告示第1第2第二号において、構造計算適合性判定に送付した図書を含めて確認申請図書相互の整合審査が義務づけられていることに留意する。

※ 確認審査等に関する指針(告示)第1第2項第一号において、「建築基準法施行規則に規定する申請書又は通知書の正本及び副本並びにこれらに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること」と規定されていることに留意する。

(4) 建築主事等の最終審査

建築主事等は、構造計算適合性判定機関から送付を受けた判定結果通知等による審査、図書相互の整合審査等を行い、法令に適合したものについて確認済証の交付を行う。

その後、法令の適合、不適合に関わらずに、「構造計算適合性判定機関への確認結果報告書」を構造計算適合性判定機関に送付する。

第2 受理時の審査

第1 確認審査等に関する指針（平19国交告第835号）

建築基準法（以下「法」という。）第6条第4項及び法第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書の提出又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通（法第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を要する場合にあっては、副本2通）並びにこれらに添えた図書及び書類（第5項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
- 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第2面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第1面又は施行規則別記第42号様式による通知書の第2面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。
- 三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。
- 四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第1において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。
 - イ 法第68条の10第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物認定型式の認定書の写し
 - ロ 法第68条の20第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有するものとする建築物、建築設備又は工作物認証型式部材等に係る認証書の写し
- 五 申請又は通知に係る建築物が建築士による構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合にあっては、次に定めるところによること。
 - イ 建築士法第20条第2項に規定する証明書（以下単に「証明書」という。）の写しが添えられていることを確かめること。
 - ロ 証明書の写し及び施行規則第1条の3第1項第1号の表3の各項（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算概要書（以下単に「構造計算概要書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

1. 施行規則に定める添付図書及び部数の確認

申請書の正本1通及び副本1通（構造計算適合性判定を要する場合には副本2通）について、図書が添付され、かつ相互に整合していることを確認する。

正本(1通)及び副本(1通(適合性判定を要する場合は副本2通))の添付図書の確認	
正本	<p>■受付時に法令上必要な添付図書が提出されていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請書 ・ 委任状（代理者による申請の場合） ・ 建築計画概要書（正本のみ） ・ 意匠・設備等の図面（規則第1条の3に規定されている図書（法第43条許可等の図書、関係法令（消防法(代)17条等）に関する規定が適用される建築物の図書等含む。） ・ 構造図面、構造計算書等（施行規則に規定されている構造図、構造計算書） ・ 認定書の写し（別添を含む） ・ 建築士免許証の写し ・ 構造計算の安全証明書の写し
副本	
副本(構造計算適合性判定を要する場合)	

2. 設計者等の資格等の確認

(1) 設計者の業務範囲の確認

設計者の資格と申請された建築物の計画とを照合し、設計者の資格に応じた計画となっていることを確認する。

確認申請書第2面設計者の資格と第3面、第4面に記載された建築物の計画とを照合し、建築士法第3条、第3条の2、第3条の3より、一級建築士でなければできない設計の範囲等を確認により、建物規模・構造に応じた設計者の業務範囲を確認する。

(2) 記載事項の確認

確認申請書第2面に記載された、代理者（申請代理人）、設計者及び工事監理者に関する記載事項について、委任状（代理者による申請の場合）及び建築士免許証の写し（建築士が設計者又は工事監理者である場合）により記載事項を確認する。

記載事項	書類	備考
代理人 代理人（事務所名）	委任状（代理者による申請の場合）との整合	<p>設計者が連名の場合は、個々に建築士免許の写しを添付する。</p> <p>確認時に監理者未定の場合は、決定の報告を受けた際に、工事監理者の資格と建築士免許証の写しを確認する。</p>
設計者	建築士免許証の写し	
建築設備	建築士免許証の写し（設計者が建築士である場合）	
構造設計	建築士免許証の写し	
工事監理者	建築士免許証の写し 未定の場合（未定：決定次第報告と記載）	

3. 設計者の記名及び押印の確認

正本に記載された設計図書に設計者の記名及び押印があることを確認する。

設計図書の正本（確認申請書第 1 面、各図面、構造計算書（表紙のみ））に設計者の資格の記載、記名及び押印があることを確認する。また、副本の設計図書及び書類については、記名及び押印がされた正本の写しでよい（設計者が改めて記名及び押印をしたものでも可）。

4. 認定型式の認定書（法第 68 条の 10）、型式部材等製造者の認証（法第 68 条の 11）に係る認定書等の写しの添付

- ① 認定型式の認定書の写し又は型式部材等製造者の認証書の写しが添付されていることを確認する。認定型式の場合は、認定書の写しとともに、認定を受けた型式の仕様が示されている別添図書を確認する。認証型式部材等の場合は、型式部材等製造者認証書の写しの添付を確認する（製造者認証物件の場合、型式適合認定の認定書の添付は不要）。
- ② 認定書が添付されていない場合又は認定書の別添が不足する場合には、法第 6 条第 13 項等の通知（追加説明書）により添付を求める。
- ③ 認定型式で、令第 136 条の 2 の 11 第 1 号に掲げる建築物の部分を有する建築物の場合には、施行規則第 1 条の 3 第 5 項に基づき、第 1 項表 3（構造計算書）及び表 4（構造方法等の認定にかかる認定書の写し）の図書は省略される。また、同項表 2 の図書については、別添図書にその明示すべき事項の記載があれば当該図書の省略ができる。

5. その他の大臣認定書の写しの添付

施行通知（第 1332 号、第 2327 号）

法第 68 条の 26 の規定に基づく構造方法等の認定に係る認定書の写しには、施行規則別記第 50 号の 12 様式による書類のみならず、認定をした構造方法、建築材料又はプログラムの内容を記載した別添の書類の写しも含まれることに注意する。

大臣認定を受けたものが当該確認申請に用いられている場合には、認定を受けたすべての、構造方法等に係る認定書が添付されていることを確認する。ただし、建築基準法施行規則の一部改正（平成 19 年 11 月 14 日）により、確認申請時の認定書の写しの提出については、建築主事等が求める場合に限られることとなった。

写しの提出を必要としない認定書については、確認審査機関のホームページや窓口において認定番号リスト等を公表することになっている。

また、別添は、使用しようとする認定を受けた構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されている図書の部分が添付されていればよく、別添の内において審査対象と関係しない部分の図書は省略が可能である。

(1) 法第 20 条第 1 項第一号の超高層建築物等の大臣認定書の写しの添付

- ① 当該確認申請において、申請の受付時に大臣認定書の写し及び別添が添付されていない場合には受付はできない。
- ② 認定が取得され、認定書及び別添の添付がされていない場合には、法第 6 条第 13 項「適合するかどうかを決定できない旨の通知」により、軽微な不備として添付を求める。

(2) 法第 37 条（建築材料の品質）の大臣認定書の写しの添付

- ① 申請に用いる材料の 1 種ごとに認定書及び別添が添付されていることを確認する。
例）鉄骨の鋼材：BCR295（規格・品質が同一のものであれば、製造会社を問わない）
- ② 認定書及び別添の添付がされていない場合には、法第 6 条第 13 項「適合するかどうかを決定で

きない旨の通知」により、軽微な不備として添付を求める。

(3) その他の大臣認定書の写しの添付及び施行規則第1条の3（確認申請書の様式）の図書省略の大臣認定書及び指定書の写しの添付

- ① 申請に用いる大臣認定を取得した構造方法の1種ごとに認定書及び別添が添付されていることを確認する。
- ② 認定書及び別添の添付がされていない場合には、法第6条第13項「適合するかどうかを決定できない旨の通知」により、軽微な不備として添付を求める。
- ③ 省略する申請ごとに認定書及び指定書が添付されていることを確認する。
- ④ 認定書及び別添の写しは、各申請書（正副ともに）に添付されていることを確認する。

(4) 省略可能な認定書

- ① 下記の表の「大臣認定の例」のうち、法第37条の材料認定の欄の図書については、異なるメーカーの製品であっても同一の仕様であることから、図面等に大臣認定品を使用する旨と代表の認定番号（〇〇同一品等）の記載を行い、認定書の添付は要しないものとして扱う方法もある。
- ② 鉄骨製作工場の認定により省略できる構造詳細図(施行規則第1条の3第1項の表1(ハ)項及び表2の鉄骨造の工場溶接接合部に係る図書)が確認申請時に省略されていない場合は、認定書の写しの添付は義務づけがない。ただし、鉄骨製作工場が確定した段階で認定書の写しが提出されれば、中間検査・完了検査において工事が確認図書のとおり実施されたかどうかについて、図書省略があった場合と同様に認定書の写しをもとに確認すればよい。なお、現場溶接については、図書省略大臣認定の対象外である。
- ③ 基礎杭等、認定された仕様を個々の建築計画と照査しなければ適合性が判断できないものについては、認定書の写しを建築主事等が所持している場合を除き、添付を求める。

大臣認定の例

種 類		内 容		
法 第 37 条 の 材 料 認 定	構造用鋼材及び 鋳鋼	MSTL	冷間成形角形鋼管 (BCR、BCP等)	強度指定 (法第37条の認定を受けた材料等について許容応 力度等の基準強度を指 定。以下同じ。)
			鉄骨露出型柱脚	強度指定
	高力ボルト及び ボルト	MBLT	トルシア型高力ボルト	強度指定
			アンカー合成スラブ（耐 火認定）用ボルト	強度指定
	鉄筋	MSRB	高強度せん断補強筋	強度指定
			高強度異形鉄筋	強度指定
コンクリート	MCON	呼び強度が45N/mm ² を超 える高強度コンクリ ート		
免震材料	MVBR	弾性すべり支承		
そ の 他 の 認 定	防耐火認定	NM	せっこうボード	防火性能
		FP	合成スラブ（耐火認定）	耐火性能、構造
	壁倍率認定	FRM	軸組壁工法耐力壁	壁倍率
	図書省略認定	TFBM	鉄骨製製作工場	図書省略

			(鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の接合部の構造詳細書省略)
		TACP	基礎ぐいの許容支持力 図書省略 (許容支持力の算定方法に係る図書(α、β及びγの数値を定める部分))

(5) 建築主事等における認定書の保管

確認申請図書の保管と同様に、建築主事等が所持している当該確認審査に使用した認定書についても保管を行う必要があることに留意する。

(6) 増築等における既存建築物部分の大臣認定書の添付について

① 平成19年6月19日以前に建築確認申請を受理した既存建築物に係る増築申請時の扱い

増築申請時に既存建築物部分の認定書の添付及び認定番号の記載ができない場合には、以下のとおり扱う。

イ 既存建築物を既存不適格として扱う場合：不明な場合は認定書の添付又は認定番号の記載を要しないが、当該材料が認定品であることを図面に明示する。

ロ 現行法令適合として扱う場合：認定書の添付及び認定番号の記載を行うか、同等の品質又は規格を記載する。

② 建築主事等における認定書の保管

増築申請を受理した際に、建築主事等が当該既存建築物にかかる認定書を保管している場合には、添付を要しない。

6. 構造計算の安全証明書の写しの添付の確認

(1) 構造計算の安全証明書(以下「証明書」という。)について

「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」は、構造計算(種類や方法を限定していない)が行われている場合、建築士法上、必要となる。(自ら建築主となる建築物を構造計算している場合を除く。)

なお、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書は、建築物に係る証明書であり、工作物(単独)は対象とならない。

建築士法第20条第2項

一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。

(2) 証明書の写しの記載事項の確認

① 証明書の写し及び別添の構造計算書の写しが添付され、証明書の写しと別添の構造計算書の写しに割印があること(構造計算概要書の表紙に割印が押されていること)を確認する。

証明書に添付する構造計算書は、施行規則第1条の3第1項表3に定める構造計算書を兼ねる。

② 証明書の写し及び構造計算概要書に構造計算の種類が記載されていることを確認する。

関係条文	添付の要否	備考
------	-------	----

法第 20 条第 1 号	○	※ 1
法第 20 条第 2 号イ、ロ	○	※ 1
法第 20 条第 3 号イ、ロ	○	※ 1
法第 20 条第 4 号イ	—	
法第 20 条第 4 号ロ	○	※ 1
法第 68 条の 10、法第 68 条の 11	—	※ 2
法第 85 条第 2 項、同第 5 項	○	
令第 10 条（確認の特例）	—	法第 20 条第 4 号イの場合
令第 137 条の 2、令第 137 条の 12	○	
施行規則第 1 条の 3（図書省略）	○	構造計算書の添付が省略される申請
法第 6 条第 13 項による追加説明書等	○	構造計算が伴う場合

※ 証明書の写しには別添として構造計算書を添付する（割印がされたもの）。

※ 1 法第 20 条第 1 号の基準に適合し、大臣の認定を取得した場合は、証明書の写しに別添の構造計算書は添付不要

※ 2 法第 68 条の 10、法第 68 条の 11 は、原則は添付不要（構造計算を行った場合は添付要）

(3) 証明書と確認申請図書との照合

- ① 確認申請書第 2 面に記載される設計者及びその他の設計者との照合
- ② 図書ごとに作成に関わった設計者等が記載され、記名及び押印があること

(4) 証明書及び申請書（以下「証明書等」という。）への設計者等の記載

- ① 証明書等に、構造設計や設備設計等を行った者を含め、当該確認を受けようとする建築物の設計を行った者全員の氏名等が記載されていることを確認する。
- ② 確認申請書等の正本に添付すべき図書には、当該図書の設計者の記名及び押印がされていることを確認する。
- ③ 上記においては、その者の責任において「設計図書」を作成（建築士法第 2 条第 5 項）し、「設計図書」に記名及び押印をした設計者が、全て「設計者」欄に記載されていることを確認する。ただし、設計の補助業務（設計者の指示のもと行われるトレースや CAD 作図などの業務）のみを行った者についての記載は不要である。
- ④ 確認申請及び完了検査の追加説明書において構造計算に関わる事項を提出する場合には、当該追加説明書に関わる証明書の添付がされていることを確認する。
- ⑤ 建築物の設計に応じて、当該構造計算の証明書を交付する建築士の資格が士法第 3 条、第 3 条の 2、第 3 条の 3 に適合していることを確認する。
- ⑥ 登録事務所の記載により、士法第 23 条に適合していることを確認する。
- ⑦ 令第 137 条の 2 の適用により、既存建築物において耐震診断による構造計算を実施する場合には、備考欄にその旨の記載があることを確認する。
- ⑧ 確認審査中における追加説明書等に添付する構造計算書や計画変更の場合の部分検討（構造計算）等において証明書を交付する場合には、備考欄にその旨の記載があることを確認する。
- ⑨ 平成 19 年 6 月 20 日より前に着工した建築物等の構造上既存不適格建築物について構造計算を行っている場合は、備考欄に構造計算の方法（当時の構造基準であれば、その旨）の記載があることを確認する。
- ⑩ 建築物の区分の記載においては、以下に留意する。
 - イ 法第 20 条第 1 号
高さが 60m を超える建築物（大臣認定が必要）

(注) 大臣認定に係る指定性能評価機関の業務方法書等において、性能評価申請図書に構造計算書の添付が必要となり建築士により設計がされる場合には、構造計算の安全証明書の写し(法第 20 条第 1 号に○を記載)及び割印を押印した構造計算書を性能評価申請書に添付する。

ロ 法第 20 条第 2 号

高さが 60m 以下の法第 6 条第 1 項第二号又は第三号の建築物で、構造計算適合性判定を要する規模等の建築物

- ・保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算その他同等計算による建築物(第 2 号イ)
- ・法第 20 条第 1 号の基準(時刻歴応答解析)による建築物(大臣認定が必要)(第 2 号ロ)

ハ 法第 20 条第 3 号

高さが 60m 以下の法第 6 条第 1 項第二号又は第三号の建築物で、構造計算適合性判定を要しない規模等の建築物

- ・令第 82 条各号及び第 82 条の 4 に定める構造計算その他同等計算による建築物(第 3 号イ)
- ・法第 20 条第 1 号の基準又は法第 20 条第 2 号イの基準による建築物(第 3 号ロ)

ニ 法第 20 条第 4 号

法第 20 条第 1 号から第 3 号に該当しない建築物

- ・仕様規定に適合する建築物(仕様規定のただし書きに基づく部分的な構造計算による建築物を含む)(第 4 号イ)

(注) 仕様規定による建築物(法第 20 条第 4 号イ)については、施行規則第 1 条の 3 表 1 及び表 2 の図書の添付が規定されているが、法第 6 条第 1 項第四号に掲げる建築物で建築士が設計した場合においては、令第 10 条の確認の特例の対象(審査省略の対象)となり、建築確認申請書への当該審査を要しない図書(表 2 の構造関係規定の図書)の添付が省略される。

そのため、令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 までの構造方法規定の一部として、ただし書き等に基づいて構造計算を行う場合(令第 3 章 8 節の構造計算規定の一部を準用して構造計算を行う場合など)を含め、令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 までの構造方法規定(仕様規定)の一部であり、審査省略の対象となる。従って、例えば、令第 38 条第 4 項の規定に適合することの確認のため、H12 建告第 1347 号第 2 の規定に基づく構造計算として令第 82 条第一号から第三号の構造計算を行った場合、その構造計算書は、施行規則第 1 条の 3 表 3 の構造計算書ではなく、同条表 2 の「令第 38 条第 4 項の規定に適合することの確認に必要な、構造計算の結果及びその算出方法を明示した図書」という位置づけとなり、確認申請時に添付する必要はない。

- ・法第 20 条第 1 号、第 2 号イ、第 3 号イの構造計算による建築物(第 4 号ロ)

令第 10 条第 3 号及び第 4 号において「法第 20 条第四号イに係る部分に限る」と規定されていることに注意を要す。

① 法第 20 条各号ロは、各号の適用となる建築物の規模等を満たした上で、当該号の前各号の基準を適用する場合

例) 平 19 国交告第 593 号第 2 号イの(1)及び(2)に該当する RC 造建築物の安全性を、限界耐力計算(法第 20 条 2 号イの計算方法)によって確かめる場合は、法第 20 条 3 号ロとして、「3 法第 20 条 3 号」に○をする。この場合、構造計算の種類欄は、「3 令第 81 条第 2 項第 1 号ロに規定する構造計算」に○をする。

② 方向別に異なるルートで構造計算を適用した場合

平 19 国交告第 1274 号を適用した場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、構造計算の種類欄は方向別に適用した構造計算の種類を明示する。なお、本構造計算は、令第 81 条第 2 項第 2 号イに規定する構造計算と同等の計算であり、その区分に○をつけてもよい。

⑬ 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合

当該建築物の部分ごとに証明書を作成する。この場合、建築物の区分の欄は建築物全体の適用による。構造計算の種類欄は、当該部分に適用した構造計算の種類に○をつける。また、平 20 国交告第 37 号又は第 38 号を適用した場合は、備考欄にその旨を記載する。

(例) 高さが 31m を超える建築物がエキスパンションジョイントで複数の部分に分かれ、その中の法第 20 条第 3 号相当の部分にルート 1 の計算を適用した場合・・・建築物の区分は、「2 法第 20 条第 2 号」に○を、構造計算の種類は「5 令第 81 条第 3 項に定める基準に従った構造計算」に○をし、備考欄に平 20 国交告第 37 号を適用した旨を記載する。

(5) 記載事項の不整合等について

証明書及び別添（構造計算書）については、法令上、設計者が建築主に提出したものの写しを添付することとなっているため、これらの図書の補正等が必要となった場合、建築主に提出したものを補正し、その写しを法第 6 条第 13 項通知の軽微な補正（追加）で求める必要がある。

証明書及び別添を補正せずに、確認申請書や構造図の訂正で対応できる場合には、法第 6 条第 13 項の軽微な補正（訂正）を求める。

① 証明書と構造計算書が整合していない場合

法第 6 条第 13 項通知の軽微な補正により、整合したものの添付を求める。

② 証明書と構造図の記載事項が整合していない場合

構造図の補正が必要な場合には、法第 6 条第 13 項通知の軽微な補正を求める。

証明書の補正が必要な場合には、証明書及び別添の補正を軽微な補正により求める。

③ 証明書と確認申請書の記載事項が整合していない場合

②による。

④ 以下は【構造計算の安全証明書の記載例】である。※斜体の文字は記入例及び解説
確認申請書の添付は写し（コピー）でよい。

割印

割印

別添計算書と割印

第四号の二書式（第十七条の十四の二関係）（A 4）

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

棟ごとに作成

建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

平成 年 月 日

(1級) 建築士 (国土交通省) 登録第 号
住所 (事務所の住所でも可) 氏名 (印)

(1級) 建築士 (国土交通省) 登録第 号
住所 (事務所の住所でも可) 氏名 (印)

(1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 号
名称 所在地 電話 番

・ 押印は写しのためコピー
・ 共同設計の場合は連名の事

委託者	殿
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇区1-1-1
建築物の名称及び用途	(仮称) 〇〇〇ビル 用途: 事務所
建築面積	〇〇〇〇.〇〇 m ² (全体 〇〇〇〇m ²)
延べ面積	〇〇〇〇.〇〇 m ² (全体 〇〇〇〇m ²)
高さ	1 最高の高さ 〇〇〇.〇〇 m 2 最高の軒の高さ 〇〇〇.〇〇 m
階数	地上 〇〇 階 地下 〇 階
構造	鉄筋コンクリート造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という）第20条第1号に掲げる建築物・・高さが60mを超える建築物 ② 法第20条第2号に掲げる建築物・・大規模な建築物 3 法第20条第3号に掲げる建築物・・中規模な建築物 4 法第20条第4号に掲げる建築物・・小規模な建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という）第81条第1項に定める基準に従った構造計算・・時刻歴応答解析 ② 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算・・ルート3又は同等計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算・・限界耐力計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算・・ルート2又は同等計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算・・ルート1又は同等計算 6 その他（ ）・・令137条の2に基づいて行う耐震診断等
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	① 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	① 名称（ 構造計算プログラム名 ） ② 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 3 認定番号（ ）
備考	※ 他に構造計算により安全性を確かめた建築士 1級建築士 (国土交通省) 登録第〇〇〇号 〇〇〇〇 (スラブ、小ばり、地中ばりの計算) ※ 令第137条の2の耐震診断による場合には、その旨を記載

棟ごとに記載

[記入注意]
8による

割印は、別途計算書と押印する。(確認申請時には別添計算書の写しになる。)

〔記入注意〕

- 1 この証明書に構造計算書を添え、この証明書と当該構造計算書の表紙に割印を押してください。
- 2 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。
- 3 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
- 4 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 5 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください「6 その他」に該当する場合は具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。
- 6 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。
- 7 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。
- 8 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。
 - ① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合その旨及び当該部分
 - ② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合その旨及び当該部分
 - ③ この証明書に係る建築物が法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分有する場合その旨及び当該部分
- 9 8②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。



別添計算書の写し
のため提出はコピー

構造計算書（表紙）

- 提出する確認申請用計算書は別添計算書の写しとする。
- 表紙を付けない場合には、構造計算概要書に割印及び建築士の記名・押印をする。

正本の押印は朱肉
副本はコピーでもよい。

(1級) 建築士 (国土交通省) 登録 第
氏 名



1級) 建築士 (国土交通省) 登録 第
氏 名



7. 構造計算適合性判定の要否の確認

(1) 構造計算の安全証明書等による構造計算適合性判定の要否の確認

- ① 申請に係る建築物のうち構造計算を行ったものについては、建築物の規模、構造、適用した構造計算の種類（許容応力度計算、保有水平耐力計算等）及び構造計算に使用したプログラム（大臣認定プログラムか否か）を確認し、構造計算適合性判定の要否を判断[※]する。

※ 施行規則の改正により、施行令第 81 条第 4 項に規定するエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分毎に「構造計算概要書」を作成することとし、当該構造計算概要書に適用した構造計算の種類を記載する。

- ② 受理時の構造計算適合性判定の要否の判断は、安全証明書及び構造計算概要書により申請者が適合性判定の要否を判断した内容を確認するものであり、構造計算の審査にまで及ぶものではない。

【参考】構造計算適合性判定の要否の表

□	建築物の部分の数（構造上の棟数）		構造上の棟数（ ）棟		備考
	棟番号	当該建築物の部分の床面積	適用した構造計算の種類	適合性判定の要否	

構造計算適合性判定の対象となる建築物

法令	構造ごとの規模等			備考	
法 20 条 第一号	国土交通大臣の認定			判定不要	
法 20 条 第二号	木造で H13m 又は軒高 9 m 超え				
	地階を除く S 造で 4 階以上				
	RC 造又は SRC 造で高さ 20m 超え				
	令 81 条 2 項	第 1 号 31m 超	イ. 第 1 款の 2 (保有水平耐力計算) ロ. 第 1 款の 3 (限界耐力計算) ハ. H17 国交告 631 (エネルギー法) ニ. H12 建告 2009 (免震建築物)		
第 2 号 31m 以下		イ. 第 1 款の 4 (許容応力度計算) ロ. 前号に定める構造計算			
法 20 条 第二号	組積造で 4 階以上				
	補強 CB 造で 4 階以上				
令 36 条 の 2	S 造で H13m 又は軒高 9 m 超え				
	RC 造及び SRC 造で高さ 20m 超え (混用)				
	木造、組積造、補強 CB 造、鉄骨造のうち二以上を併用する建築物		地階を除く 4 階以上		
			H13m 又は軒高 9 m 超え		
	木造、組積造、補強 CB 造、鉄骨造のうち一以上を RC 造若しくは SRC 造とを併用する建築物		地階を除く 4 階以上		
			H13m 又は軒高 9 m 超え		
第 5 号 大臣が 指定す る建築 物 (告 示)	第 一 号	地階を除く S 造で 3 階以下 (薄板軽量形鋼造及び CFT 造を除く。)	イ. 右記以外のもの	(1)柱相互の間隔が 6m 以下 (2) 延べ面積 500 m ² 以内 (3)地震力 C0 \geq 0.3 で令 82 条第 1 号～第 3 号を計算及び冷間成形角型鋼管への配慮。 (4) 筋かいの端部及び接合部の破断防止	
			ロ. 右記以外のもの	(1) 地階を除く 2 階以下 (2)柱相互の間隔が 12m 以下 (3)延べ面積 500 m ² 以内 (平屋 3,000 m ² 以内) (4)イ(3)の規定に適合 (5)柱及びはりに炭素鋼を用いる場合 (6)柱及びはりにステンレス鋼を用いる場合 (7)令 82 条の 6 第 2 号ロ (偏心率) の規定に適合	

				(8)イ(4)の規定に適合 (9)柱若しくははり又は接合部、柱脚の破断防止。基礎の破壊防止	
第二号	RC造又はSRC造で高さ20m以下(HFW造、WRC造、RC組積造を除く。)(併用)	イ. 右記以外のもの		地上部分の各階の耐力壁並びに柱及び耐力壁以外のRC造又はSRC造の壁の水平断面積の算定 $\Sigma 2.5 \alpha Aw + \Sigma 0.7 \alpha Ac \geq ZWai$	
			ロ. 右記以外のもの	令82条第1号～第3号までに規定する構造計算 $QD = \min[QL+nQE, Qo+Qy]$	
第三号	木造、組積造、補強CB造、鉄骨造のうち二以上を併用する建築物	右記以外のもの	イ	地階を除く3階以下	
			ロ	H13m又は軒高9m以下	
			ハ	延べ面積500㎡以内	
			ニ	S造の構造部分を有する階が第一号イ、ハ、ニに適合	
	ホ		RC造及びSRC造の構造を有する階前号イに適合		
	木造、組積造、補強CB造、鉄骨造のうち一以上をRC造若しくはSRC造とを併用する建築物		イ	地階を除く3階以下	
			ロ	H13m又は軒高9m以下	
			ハ	延べ面積500㎡以内	
ニ		S造の構造部分を有する階が第一号イ、ハ、ニに適合			
ホ	RC造及びSRC造の構造を有する階前号イに適合				
第四号	木造とRC造を併用する建築物		イロ	地階を除く2階・3階以下(2階以上木造)、かつ1階RC造	
			ハ	H13m又は軒高9m以下	
			ニ	延べ面積500㎡以内	
			ホ	地上部分、2階以上の各階の剛性率(令82条の6第2号イに適合)かつ各階の偏心率が同号に適合	
			へ	1階部分部分で昭55建告1791第三第1号に定める構造計算	
			ト	2階以上で昭55建告1791第一に定める構造計算	
第五号				デッキプレート版を用いた建	

				建築物		
		第六号		軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物		
		第七号		屋根版にシステムトラスを用いた建築物		
		第八号		平14国交告666膜構造で同告示第一第2項第1号ロ(1)から(3)に規定する構造方法		
法20条 第三号	木造で3階以上又は延べ面積500㎡超え(法20条第四号建築物以外)		大臣認定プログラム使用(ルート1でも)			
	木造以外で2階以上又は延べ面積200㎡超え(法20条第四号建築物以外)		大臣認定プログラム使用(ルート1でも)			
	石造、れんが造、CB造、無筋コンクリート造でH13m又は軒高9m超え					
法20条 第四号	法第20条第一号、二号、三号以外の建築物		大臣認定プログラム使用(ルート1でも)			
令80条 の2	第1号	木造、組積造、補強CB造、S造、SRC造、無筋コンクリート造で特殊な構造方法	HFW構造	告示の規定により構造計算の方法を確認し、構造計算適合性判定の要否を判断。		
	WRC構造、					
枠組壁工法						
薄板軽量形鋼造						
アルミニウム合金造						
丸太組構造						
システムトラス						
CFT造						
膜構造						
その他()						
第2号	上記第1号以外					
令80条 の3	土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法		用いる構造計算の方法を確認し、構造計算適合性判定の要否を判断。			
法85条	仮設建築物等に対するの制限の緩和令147条(第3章8節適用除外)				判定不要	
既存建築物に対する制限の緩和法86条の7	令137の2 令137条の12	下記以外	既存及び増築部分を許容応力度等計算又は保有水平耐力計算等			既存及び増築部分共、判定不要
		令137条の2(1/2以内の増築)、令137条の14(独立部分)でExp..Jその他相互に応力を伝えない構造方法	既存部分を耐震診断・改修 増築部分を許容応力度等計算 又は保有水平耐力計算			

(2) 補足

① 仮設建築物に対する構造計算適合性判定の適用

仮設建築物については、令第 147 条により、令第 3 章 8 節（構造計算）の規定は適用しないこととされているため、ルート 1 以外の構造計算を行っても構造計算適合性判定を要しない。

ただし、特定行政庁においては、建築の許可にあたり、仮設建築物の規模・存続期間等を勘案して、構造計算適合性判定に準じた審査を行う。

② 既存建築物において exp.j 増築（1/2 以内）における耐震診断の扱い

昭和 56 年の新耐震以降の建築物への当該増築等に伴い、既存建築物の耐震診断を行う場合には、（財）日本建築防災協会の耐震診断基準等によらずに、現行法令の構造計算を用いて耐震診断と同等の方法として安全性の検証を行う方法もある。この場合、ルート 1 以外の構造計算を用いても構造計算適合性判定を要しない。

③ 仕様規定のただし書きの扱い

仕様規定のただし書きを用いる場合においては、それぞれの構造計算の内容により構造計算適合性判定の要否を判断する。

④ 法第 20 条第三号の建築物（同号イの構造計算で大臣が定める方法（ルート 1）でも可）であっても、安全性を確かめるために許容応力度等計算（ルート 2）や保有水平耐力計算（ルート 3）等法 20 条二号イの構造計算を行い、申請書に安全証明書及び構造計算書が添付された場合には、構造計算適合性判定を要する。

⑤ 法第 20 条第三号イの構造計算において、大臣認定プログラムを使用して構造計算書を作成していても、申請者が磁気ディスクを添付し、当該認定プログラムを用いた申請を行わない場合には、構造計算適合性判定を要しない。この場合、構造計算概要書の使用プログラムの概要の項は、（国土交通大臣の認定）有（その他）とする。

(3) 特殊な構造方法による建築物の構造計算に係る構造計算適合性判定の要否

下記の構造計算適合性判定の要否については、建築物の構造・規模等に関わらずに、建築物に適用する構造計算によって判断する。

また、下記の告示に適用する技術基準解説書や指針において、条文に対する設計方法により、偏心率の計算や保有水平耐力計算等が求められている場合には、その計算を行うことにより下記と同様に扱う。

- 許容応力度等計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）又は限界耐力計算（これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含む。）を行ったもの
- 上記の構造計算又は許容応力度計算（ルート1）で、大臣認定プログラムによるもの

下表に特殊な構造方法による建築物について、告示に規定された構造計算と構造計算適合性判定の要否の関係を示す。

【同等計算関係】

関係告示	対 象	構造計算適合性判定	対象となる構造計算
昭 58 建告 1320 号	プレストレストコンクリート造 ①第13・第17 ②第13・第14・第15第1号・第17 ③第13・第14・第15第2号・第17 又は 第13・第14・第16・第17 ④第18	— ○ ○ ○	①令第81条第3項 ②令第81条第2項第2号イ ③令第81条第2項第1号イ ④令第81条第2項第1号ロ
平 12 建告 2009 号	免震建築物 ①第2第1項第1号 ②第2第1項第2号 ③第2第1項第3号	— ○ —	①—（戸建免震） ②令第81条第2項第1号ロ ③—（大臣認定）
平 13 国交告 1025 号	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造	○	①令第81条第2項第1号イ
平 13 国交告 1026 号	壁式鉄筋コンクリート造 ①第10	○	①令第81条第2項第1号イ
平 13 国交告 1540 号	枠組壁工法又は木質プレハブ工法 ①第9 ②第10第1号 ③第10第2号	○ — —	①令第81条第2項第1号イ ②令第82条各号+令第82条の6第2号ロ 等 ③令第82条各号 等
平 13 国交告 1641 号	薄板軽量形鋼造 ①第12第1号イ ②第12第1号ロ ③第12第1号ハ	○ ○ —	①令第81条第2項第1号イ ②令第81条第2項第1号ロ ③令第81条第3項
平 14 国交告 326 号	デッキプレート版を用いた建築物 ①第5	○	①令第81条第2項第1号イ
平 14 国交告 410 号	アルミニウム合金造 ①第4第1号 ②第5第1項第1号、第10	— ○	①令第82条第1号～第3号 ②令第81条第2項第1号イ

平 14 国交告 463 号	屋根版にシステムトラスを用いた建築物 ①第 1 第 3 項 ②第 2 第 2 号、第 5	— ○	①令第 82 条各号+令第 82 条の 4 ②令第 81 条第 2 項第 1 号イ
平 14 国交告 464 号	コンクリート充填鋼管造 ①第 11	○	①令第 81 条第 2 項第 1 号イ
平 14 国交告 474 号	特定畜舎等建築物	—	①令第 81 条第 3 項
平 14 国交告 666 号	膜構造 ①第 5 第 1 項各号、第 2 項から第 5 項 まで（第 4 項第 2 号を除く） ②第 5 第 1 項各号、第 2 項から第 5 項 まで（第 4 項第 3 号を除く）	○ ○	①令第 81 条第 2 項第 1 号イ ②令第 81 条第 2 項第 2 号イ
平 14 国交告 667 号	テント倉庫建築物	—	①令第 81 条第 3 項
平 14 国交告 463 号	鉄筋コンクリート組積造 ①第 11 第 1 号及び第 4 号 ②第 11 第 3 号及び第 4 号	○ ○	①令第 81 条第 2 項第 2 号イ ②令第 81 条第 2 項第 1 号イ
平 14 国交告 631 号	エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等	○	①令第 81 条第 2 項第 1 号ロ
平 19 国交告 599 号	軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物 ①第 2	—	①令第 82 条第 1 号～第 3 号

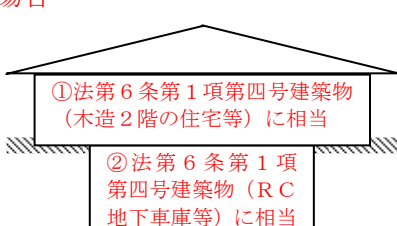
【ただし書の計算等関係】

関係告示	対 象	構造計算適合性判定	対象となる構造計算
昭 62 建告 1899 号	木造（令第 46 条第 2 項第 1 号ハ及び第 3 項、 令第 48 条第 1 項第 2 号ただし書）	—	①令第 82 条各号 ②令第 82 条の 2（層間変形角） ③令第 82 条の 6 第 2 号ロ（偏心率） ④令第 82 条の 3（保有水平耐力計算）
	鉄骨造（令第 69 条）	—	①令第 82 条各号 ②令第 82 条の 2（層間変形角）
平 12 建告 1349 号	木造（令第 43 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書）	—	①許容応力度計算相当
平 12 建告 1355 号	補強コンクリートブロック造（令第 62 条の 8 ただし書）	—	①許容応力度計算相当
平 17 建告 566 号	既存不適格建築物に関する規制の合理化（構 造耐力規定の合理化） ①第 1 第 1 号ロ	—	①令第 81 条各項に規定する構造計算 に該当しないため、構造計算適合性判 定の対象外

(4) 構造的に別棟の建築物及び増築等の取扱い

① 構造的に別棟の扱い

	ケース	規定
1	<p>①+②において一の建築物として法第 20 条第一号の適用を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">Exp.j</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">①法第 20 条第一号相当</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">②法第 20 条第四号相当</div> </div>	<p>一の建築物(※)として法第 20 条第一号の適用を受けるため、①及び②ともに国土交通大臣の認定を要する。</p> <p>(②の建築物の部分の構造計算方法については、指定性能評価機関の業務方法書による)</p> <p>※一の建築物・・・用途上、防火避難上、使用上等で、一棟とみなされる建築物</p>
2	<p>①+②において一の建築物として法第 20 条第二号の適用を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">Exp.j</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">①法第 20 条第二号相当</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">②法第 20 条第四号相当</div> </div>	<p>一の建築物として法第 20 条第二号の適用を受けるため、高さが 3.1 m 超の場合は令第 81 条第 2 項第一号に定める構造計算を、高さが 3.1 m 以下の場合は令第 81 条第 2 項第二号に定める構造計算を行うこととなり、いずれの場合も①及び②ともに構造計算適合性判定を要する。</p> <p>この場合、平 20 国交告第 37 号又は第 38 号により、②については令第 81 条第 3 項に定める構造計算によることができる。なお、この場合においても、①及び②ともに構造計算適合性判定を要する。</p>
3	<p>①+②において一の建築物として法第 20 条第三号の適用を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">Exp.j</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">①法第 20 条第三号相当</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">②法第 20 条第三号相当</div> </div>	<p>一の建築物として法第 20 条第三号の適用を受け、同号ロの基準によって法第 20 条第二号イの基準を適用することとして令第 81 条第 2 項第一号イの構造計算を行う場合、平 20 国交告第 37 号により、①又は②いずれかは令第 81 条第 2 項第一号イ又はロに定める構造計算により、もう一方は令第 81 条第 3 項に定める構造計算によることができる。なお、この場合、①及び②ともに構造計算適合性判定を要する。</p>
4	<p>①+②において一の建築物として法第 6 条第 1 項第三号となる場合</p> <p style="text-align: center;">Exp.j</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">① R C 造平屋の 150 m²</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">② R C 造平屋の 150 m²</div> </div>	<p>一の建築物としては、RC 造延べ面積 300 m²であるため法第 6 条第 1 項第三号建築物となり、法第 20 条第二号又は第三号のいずれかの構造計算を行う必要がある。</p> <p>この場合、一の建築物の各方向においてルート 1 の壁量を満たされなければ法第 20 条第二号の適用を受けるため①及び②ともに構造計算適合性判定を要する。</p>

5	<p>①+②において一の建築物として法第6条第1項第三号となる場合</p> <p style="text-align: center;">Exp.j</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">① S 造 2 階 300 m²</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">② S 造 平屋 300 m²</div> </div>	<p>一の建築物としては、S造延べ面積 600 m²であるため法第6条第1項第三号建築物となり、法第20条第二号又は第三号のいずれかの構造計算を行う必要がある。</p> <p>この場合、平19国交告第593号第一号イからハマまでに該当しない場合は、法第20条第二号の適用を受け、①及び②ともに構造計算適合性判定を要する。</p> <p>ただし、平20国交告第37号又は第38号によって、①又は②いずれかは令第81条第3項の構造計算を行い、もう一方は令第81条第2項第二号の構造計算を行うことが可能。</p>
6	<p>①+②において一の建築物として法第6条第1項第三号となる場合</p> <p style="text-align: center;">Exp.j</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">① S 造 平屋の 200 m²</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">② WRC 平屋の 400 m²</div> </div>	<p>一の建築物としては、併用構造延べ面積 600 m²であるため法第6条第1項第三号建築物となり、法第20条第二号又は第三号のいずれかの構造計算を行う必要がある。</p> <p>この場合、平19国交告第593号第三号イからハマまでに該当する場合は、法第20条第三号の適用を受けるため構造計算適合性判定は不要（大臣認定プログラムによる場合を除く。）となり、該当しない場合は法第20条第二号の適用を受けるため①及び②ともに構造計算適合性判定を要する。</p> <p>ただし、法第20条第二号の適用を受ける場合、平20国交告第37号又は第38号によって、①又は②いずれかは令第81条第3項の構造計算を行い、もう一方は令第81条第2項第二号の構造計算を行うことが可能。</p>
7	<p>①+②において一の建築物として法第6条第1項第三号となる場合</p> <div style="text-align: center;">  <p>①法第6条第1項第四号建築物（木造2階の住宅等）に相当</p> <p>②法第6条第1項第四号建築物（RC地下車庫等）に相当</p> </div>	<p>一の建築物としては、RC造地階1階+木造地上2階の併用構造であり法第6条第1項第三号建築物となり、法第20条第二号又は第三号のいずれかの構造計算を行う必要がある。</p> <p>この場合、平19国交告第593号第三号イからハマまでに該当する場合は、法第20条第三号の適用を受けるため①及び②ともに構造計算適合性判定は不要（大臣認定プログラムによる場合を除く。）となり、該当しない場合は法第20条第二号の適用を受けるため①及び②ともに構造計算適合性判定を要する。</p>

② 増築等の扱い

	ケース	規定		
1	<p>①（既存不適格ではない）+②において一の建築物として法第 20 条第二号の適用を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">Exp.j</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 既存建築物 <small>※既存不適格ではない</small></td> <td style="padding: 5px;">② 法第 20 条第二号 (増築)</td> </tr> </table>	① 既存建築物 <small>※既存不適格ではない</small>	② 法第 20 条第二号 (増築)	<p>一の建築物として法第 20 条第二号の適用を受けるため、増築部分である②についても法第 20 条第二号の適用を受ける。よって、②については令第 81 条第 2 項に定める構造計算を行う必要があり、②について構造計算適合性判定を要する。</p> <p>なお、①については、申請者等は現行規定に適合することを示す必要がある。</p>
① 既存建築物 <small>※既存不適格ではない</small>	② 法第 20 条第二号 (増築)			
2	<p>①（既存不適格ではない）+②において一の建築物として法第 20 条第二号の適用を受ける場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 既存建築物 <small>※既存不適格ではない</small></td> <td style="padding: 5px;">② 法第 20 条第二号 イ(増築)</td> </tr> </table>	① 既存建築物 <small>※既存不適格ではない</small>	② 法第 20 条第二号 イ(増築)	<p>一の建築物として法第 20 条第二号の適用を受けるため、増築部分である②（構造が一体である①を含む。）について令第 81 条第 2 項に定める構造計算を行う必要があり、②（構造が一体である①を含む。）について構造計算適合性判定を要する。</p>
① 既存建築物 <small>※既存不適格ではない</small>	② 法第 20 条第二号 イ(増築)			
3	<p>①（既存不適格）+②において一の建築物(令第 137 条の 2 の適用を受ける増築)として法第 20 条第二号に相当する場合</p> <p style="text-align: center;">Exp.j</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 既存建築物 (耐震診断)</td> <td style="padding: 5px;">② 法第 20 条第二号 イ(増築)</td> </tr> </table>	① 既存建築物 (耐震診断)	② 法第 20 条第二号 イ(増築)	<p>一の建築物として法第 20 条第二号に相当するが、①が既存不適格であるため、令第 137 条の 2 の適用を受け、①の既存建築物が耐震診断基準に適合し、②の増築部分が 1 / 2 以内で行われる構造上別棟の増築の場合には、①及び②ともに法第 3 条第 2 項の規定により法第 20 条の適用を受けない。よって、②について法第 20 条第二号イによる構造計算を行っても、構造計算適合性判定は要しない。^{※1}</p> <p>なお、①については耐久性等関係規定以外の仕様規定は適用されない。</p> <p>この場合、増築部分の②に適用する構造計算は、②が独立した新築の建築物であるものとして構造計算の基準を適用させることとなる。</p>
① 既存建築物 (耐震診断)	② 法第 20 条第二号 イ(増築)			

4	<p>①（既存不適格）＋②において一の建築物（令第137条の2の適用を受ける増築）として法第20条第二号に相当する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>①既存建築物</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>②法第20条第二号イ（増築）</p> </div>	<p>一の建築物として法第20条第二号に相当するが、①が既存不適格であるため、令第137条の2を適用し、②の増築部分が構造上一体の増築を行う場合には、①及び②ともに法第86条の7第1項の規定により法第20条の適用を受けない。よって、①及び②ともに法第20条第二号による構造計算を行っても、構造計算適合性判定は要しない。^{※1}</p> <p>なお、①については耐久性等関係規定以外の仕様規定は適用されない。</p> <p>この場合、増築部分の②に適用する構造計算は、①及び②全体が新築の建築物であるものとして構造計算の基準を適用させることとなる。</p>
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1 法第86条の7第1項の規定により法第20条の適用を受けない建築物の部分は、法第6条第1項の建築物の単位で適用される。

③ その他（法第6条第1項第四号建築物の構造計算適合性判定、令第10条の特定の適用について）

	項 目	規 定
1	法第6条第1項一号に規定する特殊建築物（用途特建）で、法第6条第二号、第三号に該当しない建築物について、建築士が設計するもので構造上法第6条第四号規模の建築物の令第10条の特例の適用について	令第10条の特例の適用がないものとして、施行規則第1条の3第1項表2（い）欄の「法第20条の規定が適用される建築物」に該当する同表（ろ）欄の図書について添付を要する。
2	法第6条第1項第四号建築物で、法第20条第四号ロの基準を適用して法第20条第二号イ（許容応力度等計算）の基準を適用させた場合の構造計算適合性判定の要否と令第10条の特例の適用について	構造計算適合性判定を要する。 施行規則第1条の3第1項表2（い）欄の「法第20条の規定が適用される建築物」に該当する同項表2（ろ）欄及び表3の図書の添付を要する。
3	法第20条第四号ロの基準を適用した建築物において、法第20条第三号イの大臣認定プログラムを用いた申請を行った場合の構造計算適合性判定の要否と令第10条の特例の適用について	構造計算適合性判定を要する。 施行規則第1条の3第1項表2（い）欄の「法第20条の規定が適用される建築物」に該当する同項表2（ろ）欄及び表3の図書の添付を要する。
4	法第6条第1項第四号建築物で、令第10条の特例を受ける建築物において、法第20条第二号イの構造計算による場合＝法第20条第四号ロになるので、「2」と同じとなる。	構造計算適合性判定を要する。 施行規則第1条の3第1項表2（い）欄の「法第20条の規定が適用される建築物」に該当する同項表2（ろ）欄及び表3の図書の添付を要する。

第3 構造計算以外の確認審査の方法

「確認審査等に関する指針（平19国交告第853号）」

- 3 申請等に係る建築物等の計画が、法第6条第1項（法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第20条第一号から第三号までに定める基準（同条第一号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 一 施行規則第1条の3第1項の表1及び表2、同条第4項の表1、第2条の2第1項の表並びに第3条（ろ）第1項の表1及び表2の各項の欄（これらの規定を施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第1条の3第5項各号、第2条の2第2項各号又は第3条第4項各号（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第4項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。）の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項については、この限りでない。
 - 二 認定型式の認定書の写しが添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。
 - 三 認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものにあつては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること。
 - 四 法第68条の26第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。
 - 五 申請等に係る建築物等が、法第86条の7各項（これらの規定を法第87条第4項並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあつては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第86条の7各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。
 - 六 法第86条の8第1項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあつては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。
 - 七 法第93条第1項ただし書に規定する場合以外の場合にあつては、同項本文の規定により申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。）又は消防署長の同意を得ること。
 - 八 申請等に係る建築物等が、法第39条第2項、第42条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項、第49条から第50条まで又は第68条の2第1項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項（これらの規定を施行規則第8条の2第1項、第6項又は第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

1. 施行規則に定める添付図書及び明示すべき事項における建築基準関係規定の審査

(1) 構造計算書以外の図面の相互の整合審査（意匠図・設備図と構造図、構造図相互の整合審査）

意匠・設備・構造図、構造計算書における図書相互の整合審査は、主として構造審査担当者が行うことが一般的である。これらの整合審査においては、構造関係規定に配慮しながら、判断を行うことが重要である。

また、追加説明書の添付や補正を求める場合には、構造関係規定のみの判断で補正を行うのではなく、意匠・設備、消防等その他の建築基準関係規定にも配慮しなければならない。

① 図書の整合審査の原則

各図書相互の整合審査においては、施行規則に定める添付図書に対する明示すべき事項について、齟齬（そご）がないことを確認する。齟齬が確認され、かつ提出された図書のみでは建築基準関係規定に適合しているかどうかを決定できない場合には、法第6条第13項等の通知により追加説明書の添付、補正（軽微なもの）を求め、それらの内容を審査して法適合性を判断する。

② 各図書の整合審査事項（例）

各図書相互の整合審査においては、「構造耐力上主要な部分」の整合については、特に注意して審査する。

■ 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第三号）

建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもので、以下の部位が、構造耐力上主要な部分である。

**基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、
斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、
床版、屋根版、横架材（はり、けたその他これらに類するもの）**

③ 意匠図と構造図の整合審査事項（例）

イ 配置図と基礎伏図、軸組図

- 建物周辺の高低差及び擁壁等の位置による土圧等の高さ
- 建物配置及び基礎の配置
- 地盤面、地階、地上階の位置

ロ 各階平面図と伏図

- 室の用途と固定荷重（仕上げ材等）、積載荷重の位置及び大きさ
- 構造耐力上主要な構造部分の各部の寸法及び配置
- 耐力壁と非耐力壁、間仕切壁の寸法及び配置
- 開口の寸法及び配置

ハ 立面図、断面図と軸組図

- 構造耐力上主要な構造部分の各部の寸法及び配置
- 耐力壁と非耐力壁、間仕切壁の寸法及び配置
- 開口の寸法及び配置

④ 設備図の構造図の整合審査事項（例）

イ 昇降機等の位置

- 床スラブの段差及び開口
- 受け材の小ぶり等の寸法及び配置

ロ 設備開口等と部材の開口

- 開口の位置及び大きさ、補強方法

※ 設備開口と構造図の整合は、設備図の配管等が系統図であり、開口の位置を示したものではないことに留意する。これらの開口の審査は、構造詳細図又は構造標準図等において、部材種別（梁、柱、耐震壁、床等）ごとに開口位置、開口の大きさ、補強方法の標準的な仕様を記載し、構造計算の内容に対して適切であるかどうかを審査することが一般的である。

⑤ 構造図相互の整合審査事項（例）

イ 伏図と軸組図

- 構造耐力上主要な構造部分の各部の寸法及び配置
- 耐力壁と非耐力壁、間仕切壁の寸法及び配置
- 開口の寸法及び配置

ロ 伏図、軸組図と構造詳細図の整合審査事項（例）

- 部材端部の接合方法、構造耐力上主要な構造部分の納まり

付近見取り 図	法第 19 条	方位、道路及び目標となる地物 【 解説 】 1. 付近見取図、配置図、平面図その他の意匠関係の図面及び設備関係図面によって、設計の諸条件を確認する。 (1) 建築物が密集しているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎設計における地耐力の D f のとり方 ・ 建築物と隣地の距離、建物間の距離 ・ 層間変形角等との関係で適切に設定されているか ・ 風荷重算出における地表面粗度区分の確認 (2) 地形の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海、河川の近くに位置する場合 → 地盤が乱れている場合が多いため、支持力がばらつくことがあるので注意する。 ・ 敷地は傾斜地となっていないか、土地の高低差や敷地と敷地に接する道路の境界部分の高低差、崖のある敷地 → 敷地の断面図の提出を求め、チェックする。 ・ 擁壁の設置その他の安全上適切な措置がとられているか ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂法）の特別警戒区域ではないか (3) 地盤・水位の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軟弱地盤、長期的沈下及び液状化の可能性 ・ 地下水位及び遊水、伏流水の把握 ・ 水圧（地下外壁の設計、浮き上がり・転倒） ・ 出水や過去の洪水の影響がある地域の建築物は、地下等において洪水対策がされていることを確認する。 ・ 盛土地盤に建築する場合には、地盤沈下等に対する措置が行われていることを確認する。 ・ 支持地盤は、建築物の荷重・外力を伝達し、建築物及び設備に有害となる沈下・変形を生じないことが求められるため、地盤の許容支持力、地震時の液状化、圧密沈下等の影響に対して適切な検討がされていることを確認する。 ・ 建築物に異なる構造方法の基礎の併用（基礎の構造形式が異なる場合、基礎の支持力機構が異なる工法の場合、支持地盤の沈下量に大きな差が生じる場合、くいの長さが著しく異なる場合）が用いられていないことを確認する。 ・ 高さ 13m 又は延べ面積が 3,000 m²を超える建築物で、最下階の荷重が 100 k N/m²を超える場合の基礎は、良好な地盤（洪積層及び同程度以上の地質的に安定した地盤）に基礎が支持していることを確認する。 ・ 異種基礎の混在の禁止規定や構造方法に関する規定によらない基礎が用いられている場合には、平 12 建告 1347 号第 2 の構造計算を審査する
------------	---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>(4) 施工計画上の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路幅員 進入路の道路幅員が狭いと、杭工事やコンクリート工事に必要な車輛及び機器が搬入できない。 → くい工法の選定(深礎、BH 工法、ミニアースエ法等) → コンクリートの運搬が小型車(生コン工場が JIS を取得していないことが多い。) 施工計画上の配慮が適切に反映されていることを確認する <p>(5) くい基礎の工法</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地では、環境問題から打ち込み杭が施工できないことが多い。 場所打ちぐいなど施工用の重機が設置困難な場合に、工法が限定され、手掘り深礎等を用いる場合もある。 地盤の種別、支持地盤の深さ等によって、杭工法が限定される場合がある。 既存の建築物の有無について確認し、新たな杭が施工できるかどうかや地盤が荒らされていないかを確認する 打撃あるいは圧入により杭を設置する場合は、施工時に作用する外力に対しての安全性の検証を審査する。 木ぐいは、常水面以下で用いられていることを確認する
配置図	法第 19 条 法第 20 条	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の設置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
	令第 3 章 4 節	組積造の塀の位置
	令第 3 章 4 節 の 2	補強コンクリートブロック造の塀の位置
令第 3 章 7 節	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法	
		<p>【 解説 】</p> <p>1. 配置図</p> <p>(1) がけ・擁壁及び塀</p> <p>以下については、後で構造図、構造計算書等で対応がなされていることを確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> 擁壁の設置→宅地造成規制法等によるがけ、擁壁の定義 指定工作物 片土圧の処理→建築物の架構やくいに生ずる応力の処理

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが2メートルを超える擁壁は、別途工作物の確認申請が必要となる(指定工作物令第138条)。 なお、敷地境界等に塀を設ける場合(建築物に付属する場合は建築物扱い)はその構造と規模等により制限がある。 ・ 敷地にがけがある場合には、がけの形状もしくは土質又は建築物の規模、構造、配置、用途に応じて、安全上支障がない位置に、擁壁または防土堤、基礎くい等の設置その他安全上適当な措置が講じられていることを確認する <p>(2) 複数棟の建築物の Exp.j 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Exp.j 等で接している場合には、構造計算上の適用にあたっては、別棟とみなす。(令第81条第2項)ただし、一の建築物の場合においては、計算ルートの適用等が当該一の建築物の規模等の条件によることとなるので注意が必要。 <p>2. 法第86条の7の規定に係る「増築等」の扱いについては、別添による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第86条の7に規定する増築等とは「増築」「改築」「大規模修繕」「大規模な模様替」をいい、平成16年の法改正により法第3条に新たに法第20条の規定が盛り込まれ、法第86条の7の規定を受けた令第137条の2において、既存不適格建築物に「増築等」を行う場合は既存建築物に構造耐力上の危険性が增大しないこと等(Exp.j 等)を条件に「基準時」における既存の床面積の1/20以下かつ50㎡まで増築等が可能になった。 ・ 50㎡を超えた場合は、Exp.j 等で縁を切った場合、既存部分は耐震改修促進法に定める基準で地震に対して安全を確認する事が出来るとして、既存の1/2まで増築等が可能。なお、「一の建築物」である既存建築物が Exp.j 等で構造計算上別棟建築物とみなされる複数の「独立部分」からなる場合には、増築等をする当該「独立部分」にのみ法第20条が遡及適用される。 <p>3. 基礎の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の形状、建築物の配置等により、基礎の底版が隣地へ突出するおそれがある場合に、偏心基礎としなければならない場合があるが、この場合には、構造計算書.基礎伏図、くい伏図等と照合する。 ・ 擁壁やがけに基礎が接している場合は、断面図、軸組図等により、基礎底版の位置を確認して、擁壁等に対する建築物の重量による影響について検討する。 ・ 隣地境界の寄りつき寸法(基礎工法との関係) ・ 隣接する建築物、地下構造物等との関係 <p>4. 煙突等の位置、構造方法、寸法</p> <p>5. 広告塔、高架水槽等の位置、構造方法、寸法</p>
各階平面図	法第20条 令第36条の2 令第3章第2節	一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法

	令第3章第4節 令第3章第4節の2 令第3章第7節 令第3章第3節 令第3章第5節 令第3章第6節 令第3章第6節の2	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
		<p>【 解説 】</p> <p>1. 柱の位置、構造方法、並びに材料の種別及び寸法、平面形状、はり及び壁の位置・形状、間取り、開口部の位置、形状、及び寸法、等の確認 柱の位置、構造方法、並びに材料の種別及び寸法、平面形状、はり及び壁の位置・形状、間取り、開口部の位置、形状、及び寸法、等の確認</p> <p>2. 固定荷重、積載荷重の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上や水回りは、防水層等により固定荷重が大きくなるので、矩計図等により確認しておく。 ・ 工場、倉庫、荷捌き場等は積載荷重が大きくなることや、大きな集中荷重を考慮しなければならない場合がある。 特に、1階を土間コンクリートとした場合でも、大型の設備機械等が地中梁に直接載るようなケースでは、地中梁の検討を要する。 <p>3. 特殊荷重（クレーンなどの設備荷重なども含む）の有無</p> <p>4. 柱、はり、壁の配置及び吹抜けの有無や位置及び大きさを確認する。</p> <p>5. スパン割の確認（RC造：6～8m、S造：8～12m、SRC造7～10m）</p> <p>6. 片持ちばり、片持ちスラブの出寸法を確認する（$L \leq 1.5m$）</p> <p>7. セットバックや壁の偏在等による偏心率・ピロティ等による剛性率との関係</p> <p>8. 近接もしくは接合する建築物の位置、寸法、構造方法を確認する。</p> <p>9. 木造建築物で物置等を設ける場合には、床面積に対して、平12建告第1351号の加算がされていることを確認する</p>
二面以上の立面図	法第20条 令第3章第2節 令第3章第4節 令第3章第4節の2 令第3章第7節 令第3章第3節 令第3章第5節 令第3章第6節 令第3章第6節の2	一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

		<p>【 解説 】</p> <p>1. 立面の形状、プロポーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 開口部と短柱、開口部と方立て壁、腰壁・垂れ壁、袖壁→構造スリットの要否(完全縁切り型スリットか部分スリットか) 耐力壁と開口→耐力壁として有効か(学会「RC 計算規準」) 塔状建築物か→$H/B > 4$ (H:高さ B:幅) プロポーションと A_i 分布→立面的に不連続な場合の分布形の良否 <p>2. 荷重及び外力との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上設備機器の有無 屋上工作物の有無→煙突、広告塔などで一定高さ以上のものは、別途指定工作物の申請が必要。 屋上の利用形態→積載荷重を見込むべきか否かをイメージしておく。 広告板等の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法 <p>3. セットバックや壁の偏在等による偏心率・ピロティ等による剛性率との関係</p> <p>4. 帳壁の構造と層間変形角</p>
<p>二面以上の断面図</p>	<p>法第 20 条</p> <hr/> <p>令第 3 章第 2 節</p> <hr/> <p>令第 3 章第 4 節</p> <hr/> <p>令第 3 章第 4 節の 2</p> <hr/> <p>令第 3 章第 7 節</p> <hr/> <p>令第 3 章第 3 節</p> <hr/> <p>令第 3 章第 5 節</p> <hr/> <p>令第 3 章第 6 節</p> <hr/> <p>令第 3 章第 6 節の 2</p>	<p>一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法</p> <p>二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法</p> <hr/> <p>構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法</p> <hr/> <p>構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法</p>

		<p>【 解説 】</p> <p>1.構造体の概要把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラーメン、壁、境界ばり、異種基礎や段差部分等の場合のバットレス(控え壁) <p>2. がけ・擁壁、ドライエリア等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がけや高低差などがある場合には、断面図に敷地の断面も表現しておくことで全体のイメージをつかみやすい。また、地層構成が傾斜している場合などには、併せて地層構成図も表示しておくことで建築物や擁壁と支持地盤や地層構成状況との関係を把握しやすい {構造図(軸組図等)に表示する場合は省略して良い。} ・ 土圧(片土圧)、水圧等の考慮が必要か否かをイメージしておく。 <p>3. 基礎形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 断面図から基礎形式の概要を把握する。一部地下等の場合に異種基礎となる可能性があるため、留意しておく。 <p>4. 隣接棟との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Exp.j と隣接棟との距離→層間変形角 $X\alpha$、大地震時の変形量 ・ 隣接棟の基礎との関係→平面的な位置関係。立面的(上下)な位置関係。 <p>5. 構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状、寸法の確認</p>
仕上げ表	法第 20 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定荷重 通常の仕様であるか否かを把握しておく。後の構造計算書のチェックの際に再確認する場合もある。
設備図等	法第 20 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器の種別・構造位置および荷重を確認する。 ・ 受水槽や高架水槽、受変電設備等、大型の設備機器が設置予定であるか否か。 ・ 昇降機 (エレベーターやエスカレーター等) の荷重等

(2) 構造図の構造審査

図書の種類	法令	明示すべき事項
基礎伏図 (くい伏図)	法第 20 条 令第 3 章第 2 節 平 12 建告 1347 号	一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
	令第 3 章第 4 節	構造耐力上主要な部分である部材 (接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	令第 3 章第 7 節	構造耐力上主要な部分である部材 (接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	令第 3 章第 3 節 令第 3 章第 4 節 の 2	構造耐力上主要な部分である部材 (接合部を含む。) の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

	令第3章第5節 令第3章第6節 令第3章第6節 の2	
		<p>【 解説 】</p> <p>1. くい伏図</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接基礎とくい基礎など構造方法の異なる基礎を混用（基礎の構造形式が異なる場合、基礎の支持力機構が異なる工法の場合、支持地盤の沈下量に大きな差が生じる場合、くいの長さが著しく異なる場合）することは、原則として禁止されている。ただし、構造計算によって安全が確認された場合には免除される。 くいの仕様が政令・告示に定める規定に適合していることを確認する。（ただし、構造計算によって安全が確認された場合には免除される規定もある。） くい基礎とした場合には、通り芯、くい径、くい間隔、フーチングとの位置関係、柱とくいの位置関係による偏心の有無並びに隣地境界との距離等が明記されており、構造図等相互及び構造計算書と整合していることを確認する。 打撃、圧入、振動により設ける基礎くいは周囲の環境に配慮すること。 木ぐいを使用する際は、ボーリングデータ等で常水面を確認する必要がある。 摩擦杭については地盤調査報告書により、地盤の土質性状により計画の適正を確認する必要がある。 <p>2. 基礎伏図</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、構造図等相互及び構造計算書と整合していることを確認する。 <p>(1) くい基礎の場合</p> <p>フーチング・地中梁との位置関係、偏心処理用地中梁等が明記されており、構造図等相互及び構造計算書と整合していることを確認する。</p> <p>(2) 直接基礎の場合</p> <p>通り芯、柱芯とフーチングとの位置関係、偏心の有無及び隣地境界との距離等が明記されており、構造図等相互及び構造計算書と整合していることを確認する。</p> <p>(3) 建物の基礎の構造、配筋、強度が仕様規定に適合していることを確認する。ただし、構造計算によって安全が確認された場合には免除される規定もある。</p>
各階床伏図	法第20条 令第3章第4節 令第3章第7節 令第3章第3節 令第3章第4節の2	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法</p>

	令第3章第5節 令第3章合い6節 令第3章第6節の2	
小屋伏図	法第20条 令第3章第4節 令第3章第7節	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。） 手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	令第3章第3節 令第3章第4節の2 令第3章第5節 令第3章第6節 令第3章第6節の2	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

【解説】

- ・ 各構造種別の仕様規定によることを確認する。(ただし、構造計算により安全を確認した場合には免除される規定もある。)
- ・ 部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、構造図等相互及び構造計算書と整合していることを確認する。
- ・ 剛床仮定が無理なく成立するか否か。→吹き抜けの有無、Exp.jの有無、梁抜け、平面形状が不整形か否か確認する。
- ・ 高さ、面積等を確認し、構造計算において、設計ルートを適切に反映した設計が行われていることを確認する。

1. 鉄筋コンクリート造

- ・ 柱心とはり心のずれによる影響→パネルゾーンの検討が必要であり、著しく偏心している場合はねじり応力を考慮した特別の検証がなされていることを確認する。
- ・ スパンが常識的か→6~8m程度が標準的なスパンである。これを超えると柱・はり断面等を大きくするなどの対応が必要となる場合がある。
- ・ スラブの大きさが常識的か→6×6mを超えるような場合は、スラブ厚の検討を要する。大きなスラブの場合は、外周部で壁等がついていない梁についてねじり応力のチェックが必要となる場合がある。
- ・ 耐震壁の表記及び配置は適切か。耐震壁は、水平力を分担する重要な構造体であるので、平・立面的にもバランスのとれた配置となっているか確認する。
- ・ 構造スリットの位置→構造スリットの位置とその方式(完全、部分)の別が明示されているか。軸組図及び構造計算書と併せて確認する。

2. 鉄骨造

- ・ 鉄骨造の現場接合部分の位置・形式等が明示されていることを確認する。
- ・ 鉄骨柱心とはり心のずれがある場合は二次応力が発生するため、仕口部が余裕のある断面になっていることを確認する。
- ・ 床剛性の確保→床ブレース、合成スラブ、RCスラブなどの工法が明示されていること。合成スラブの場合は、デッキプレートの方向を明示する。耐火認定を受けているものは、その認定条件(スパン、梁との接合方法等)を当該製品ごとに添付している仕様書・図面等で

		<p>確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柱の相互の間隔が 6m を超えた場合、設計ルートがルート 2 又はルート 3 となり、構造計算書を確認する。 ・ 大梁の横補剛間隔→足りないとルート 3 となり、構造計算書を確認する。 <p>3. 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄骨部の現場接合部分の位置・形式等が明示されていることを確認する。 ・ 柱芯とはり芯のずれによる影響がある場合は二次応力が発生するため、仕口部が余裕のある断面になっていることを確認する。 ・ 柱芯と鉄骨芯のずれがある場合は断面計算上の仮定と異なるため適切な補正が必要となり、構造計算書を確認する。 ・ スパンが常識的か→7～10m 程度以下が標準的なスパンである。これを超えると柱・はり断面等を大きくするなどの対応が必要となる場合がある。 ・ スラブの大きさが常識的か→6×6m を超えるような場合は、スラブ厚の検討を要する。大きなスラブの場合は、外周部で壁等がついていない梁についてねじり応力のチェックが必要となる場合がある。 ・ 構造スリットの位置→構造スリットの位置とその方式(完全、部分)の別が明示されているか。軸組図及び構造計算書と併せて確認する。 <p>4. 木造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 節の仕様規定によることを確認する。ただし、構造計算によって安全が確認された場合には免除される規定もある。 ・ 耐力壁の種類が表 1 及び昭 56 建告 1100 号の仕様及び倍率によることを確認する。 ・ 地震力及び風圧力に対して、必要な耐力壁量が配置されていることを確認する。 ・ 物置等を設ける場合には、床面積に対して、平 12 建告 1351 号の加算がされていることを審査する。 ・ 耐力壁の配置に対して、平 12 建告 1352 号の検討がされていることを確認する。 ・ 使用すべき接合金物の位置、耐力が明記されていることを確認する。 ・ 剛な床である仕様の確認をする必要がある。又、この場合、できるだけ開口を設けないことが望ましいが、設ける場合は、開口部周りの補強と水平力の軸組への伝達について検討されていること。 <p>5. 組積造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伏図により壁長さが 10m 以下か確認する。 ・ 壁の厚さを確認する。 <p>6. 補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第 62 条の 2 から令 62 条 8 の仕様規定によることを確認する。
軸組図	<p>法第 20 条</p> <p>令第 3 章第 7 節</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法</p>

	令第3章第3節 令第3章第4節の2 令第3章第5節 令第3章第6節 令第3章第6節の2	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	令第3章第4節	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

		<p>【 解説 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各構造種別の仕様規定によること。(ただし、構造計算により安全を確認した場合には免除される規定もある。) ・ 部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、構造図等相互及び構造計算書と整合していることを確認する。 ・ 架構の状況を把握する。→セットバック柱、柱抜け、傾斜梁、柱・梁仕口の段差の有無、ピン接合部分の有無の確認をする。 ・ 高さ等の確認をし、設計ルートを適切に反映した設計が行われていることを確認する。 <p>1. 鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラーメン架構と壁の関係→耐力壁、非耐力壁、腰壁、たれ壁、袖壁、方立て壁等の扱いと構造スリットの位置→短柱、短梁の有無の確認をする。 ・ ピロティ階における、ピロティ柱の有無の確認をする。 ・ 有開口耐力壁の場合、開口部の位置、大きさを確認し、耐力壁としてみなせるか確認すること。 ・ 逆梁の有無を確認する。 ・ スリットは三方スリットになっているか確認する。 <p>2. 鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効細長比以下であることを確認する。 ・ 斜材、壁等が明記されていることを確認する。 ・ 現場接合部分の位置、形式などが明記されていることを確認する。 ・ 柱脚の形式を確認する。 <p>3. 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラーメン架構と壁の関係→耐力壁、非耐力壁、腰壁、たれ壁、袖壁、方立て壁等の扱いと構造スリットの位置→短柱、短梁の有無を確認する。 ・ ピロティ階における、ピロティ柱の有無を確認する。 <p>4. 木造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐力壁の位置が明記され、意匠図、構造計算書と整合していることを確認する。 ・ 耐力壁の種類が表 1 及び昭 56 建告 1100 号の仕様及び倍率によることを確認する。 ・ 物置等を設ける場合には、床面積に対して平 12 建告 1351 号の加算がされていることを確認する。 <p>5. 組積造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部の幅、開口部の間隔（垂直距離）、まぐさの位置、はねだし窓、暖炉等の補強を確認する。 ・ 高さが 2m を超えている壁の補強が木造でないか確認する。 <p>6. 補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第 62 条の 2 から令 62 条 8 の仕様規定によることを確認する。
構造詳細図	法第 20 条	圧縮材の有効細長比

令第3章第5節 令第3章第6節の2	
令第3章第2節	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法
令第3章第3節	屋根ふき材の種別
令第3章第3節	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
令第3章第3節	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
令第3章第3節	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
令第3章第5節 令第3章第6節の2	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
令第3章第3節	構造耐力上主要な部分である部材の地面から一メートル以内の部分の防蝕又は防蟻措置
令第3章第3節	柱の有効細長比
令第3章第4節の2	帳壁の材料の種別及び構造方法
令第3章第6節	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ
令第3章第4節の2 令第3章第6節 令第3章第6節の2	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
令第3章第6節の2	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
令第3章第4節 令第3章第7節	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
令第3章第4節の2	塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
	<p>【 解説 】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各構造種別の仕様規定によることを確認する。ただし、構造計算によって安全が確認された場合には免除される規定もある。 部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、構造図等相互及び構造計算書と整合していることを確認する。 大地震時にそれぞれの建築物が変形しても衝突しない等、Exp.jの間隔について確認する。 <p>1. 鉄筋コンクリート造</p>

- ・ 柱と梁のコンクリート強度が異なる場合、打ち分ける位置が適切であるか、構造計算書を確認すること。
- ・ 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法とかぶり厚さを審査し、法適合性を確認する。
- ・ JASS5-1997 を原則とし、JASS5-2003 では、定着、継手等の考え方を大幅に変更し、とくに、はり筋の柱等への定着長さの取り方、主筋のカットオフ位置の取り方、柱脚主筋の地中ばりへの定着長さの取り方などが変更されている。現時点では、どちらも可とするが、これら考え方の異なる仕様を部分的に採用することはさけるべきである。(定着については「日本建築学会 定着に関する運用マニュアル」が参考になる。)
- ・ 柱と梁の接合部の配筋の納まりを確認する。(日本建築学会 配筋指針)
- ・ 主筋の定着長さ→最上層の梁上端筋定着長さは、垂直部分のみ有効(JASS5-1997)を確認する。
- ・ 継手の位置と継手長さ→重ね継手とガス圧接継手の位置は、応力の小さい部位で継手されていることを確認する。芋継ぎは原則禁止
機械式継手及び溶接継手は、工法ごとに取得している、SA 級、A 級等の任意評定等のランクで認められる継手位置その他の条件と照合する。
- ・ 帯筋、あばら筋のピッチ→柱帯筋のピッチ 15 センチ (柱の小径の 2 倍以内は 10 cm)か否か確認する。はりのあばら筋がはり丈の 3/4 以下の間隔か否か確認する。・ 床版の配筋方法については、標準仕様書及び構造伏図、構造詳細図等により確認する。アンボンドスラブやボンドスラブ、ワッフルスラブ等の一般的な配筋の仕様書ではない工法を用いる場合は、別途仕様書等の添付を求めて、構造計算等で検証された部材性能が確保されているか確認する。
- ・ 耐力壁の厚さ開口筋補強、配筋、接合部の方法を確認する。

2. 鉄骨造

- ・ 圧縮材の有効細長比と構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法を審査し、法適合性を確認する。
- ・ 柱梁仕口の接合方法→溶接接合、高カボルト接合(摩擦接合、引張り接合)、ボルト接合(規模その他による制限)等の方法ごとの基準について令 67 条・平 12 建告 1464 号及び平 15 建告 995 号により構造詳細図・構造計算書を確認する。
- ・ 柱と梁の仕口のダイアフラムとフランジのずれの予防と補強方法については、「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」が参考になる。
- ・ 柱の脚部の構造方法が、平 12 建告 1456 号の仕様によることを確認する。
- ・ 設計ルートにおいて、要求される保有耐力接合が確保されていることを確認する。
- ・ デッキプレート版に用いる鋼板にコンクリートを打ち込み、当該鋼板とコンクリートが一体化しているかを確認する。
- ・ 当該鋼板とコンクリートを一体化させるにあたり、コンクリート

		<p>の厚さ、接合方法、接合箇所を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボックス柱に取り付く H 形鋼梁について、直交方向梁せい、フランジ厚が異なる場合、ダイヤフラム厚は適正か確認する。(2 サイズアップ) ・ ダイヤフラムの鋼種は SN 材とし、種別は B 種又は C 種となっていることを確認する。 ・ 梁端部における BH 材の形状を確認する。 ・ 鉄骨の溶接方法の種別及び加工形状を確認する。 ・ 柱、梁の継手方法とその状態を確認する。 ・ 柱脚の構造方法→平 12 建告 1456 号の埋込み形式柱脚、根巻き形式柱脚、露出形式柱脚の仕様を満たしているか否か、否の場合は、別途検討が必要となる。 ・ 柱・梁接合部のテーパ管は平 12 建告 2464 号により、大臣認定が必要であり、仕様書を含め確認すること。 ・ 正方形の冷間成形角型鋼管 (STKR) は、JIS (JIS G3466) 上は 350 角まで表に規格寸法が記載されており、それ以外については受渡当事者間の協定によることとなっている (長方形も同様)。 <p>3. 組積造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造詳細図等により鉄骨軸組への緊結状況を確認する。 ・ 手すり又は手すり壁を組積造とする場合は、鉄筋コンクリート造の臥梁を設けて設計されていることを確認する。 <p>4. 補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帳壁の補強が木造、組積造でないか確認する。
部材断面リスト図	<p>法第 20 条 令第 3 章第 2 節 令第 3 章第 3 節 令第 3 章第 4 節 令第 3 章第 4 節の 2 令第 3 章第 5 節 令第 3 章第 6 節 令第 3 章第 6 節の 2 令第 3 章第 7 節</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様</p> <p>※表 3 の部材断面表を図書にしたもの (検査用の任意図書)</p>

		<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱及び梁、壁、床版、屋根版、基礎、基礎ぐいその他の構造耐力上主要な部分である部材の構造、使用材料とその他の規格、鉄筋の配置等の断面構成の構造が仕様規定に適合していることを確認する。 <p>1. 鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造計算書の断面算定結果で得られた断面（幅・せい・主筋・せん断補強筋等）と相違ないか確認する。 計算外規定についての適合性も確認する。（最低鉄筋量を確認） 柱、梁相互の主筋の納まりの確認→学会「RC 配筋指針」（梁が柱より大きい場合、陸立ち柱など） 帯筋、肋筋の形状と径とピッチ→付着の確保とコンクリートの打設に支障ない範囲か確認する。 床、耐力壁の厚さと配筋及び開口補強筋が構造計算書と相違ないか確認する。 <p>2. 鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造計算書の断面算定結果で得られた断面と相違ないか確認する。 ボックス柱に取り付くH鋼梁について、直行方向梁せい・フランジ厚が異なる場合、ダイアフラム厚さは適切か。 柱、梁断面の形状と寸法を確認する。 柱・梁継手(高カボルト接合等)のリスト→保有耐力接合となっているか否か。否の場合は、応力状態を確認する。 ブレース、床及び二次部材の径、厚さ、配筋等を確認する。 <p>3. 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造計算書の断面算定結果で得られた断面と相違ないか確認する。 鉄骨柱（BHやCT）に溶接棒が入るスペースがあり、溶接が可能か構造詳細図等を含め確認する。 柱、梁の鉄骨と主筋の納まりを確認する。→学会「SRC 配筋指針」 その他、鉄筋コンクリート造・鉄骨造と共通 <p>4. 木造</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造計算書の断面算定結果で得られた断面と相違ないか確認する。 <p>5. 組積造</p> <ul style="list-style-type: none"> 臥梁（床版）の断面を確認する。 <p>6. 補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> 臥梁（床版）の断面を確認する。
<p>使用構造材料一覧表</p>	<p>法第37条</p> <p>令第3章第6節</p> <p>令第3章第6節の2</p> <p>令第3章第7節</p> <p>令第3章第3節</p>	<p>コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別</p> <p>構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質</p>

	令第3章第4節 令第3章第4節の 2 令第3章第5節 令第3章第6節 令第3章第6節の 2	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
	令第3章第2節	構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止の措置
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法 使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位

		<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造耐力上主要な部分で腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽、若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しているか確認する。 ・ 構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書及び構造計算書との整合を確認する。 ・ 使用材料の許容応力度及び材料強度の数値が法に適合しているこの確認をする。 ・ 法37条の認定を受けた建築材料である場合は、その使用位置、状、寸法及び許容応力度及び材料強度の数値が明記されていて、認定において指定された条件に適合していることの確認をする。 <p>1. 鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートの材料は JIS A5308「レディミクストコンクリート」の規定に適合していることを確認する。 ・ 混和材を使用している場合には、法第 3737 条第 1 号 (JIS5308 A) 又は同条第 2 号の認定 (平 12 建告 1446 号) に適合していることを確認する。 <p>2. 鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼材は、接合方法や当該鋼材の使用部位の応力などの条件に応じて、必要な性能を保証する規格のものを用いられていることを確認する。 ・ デッキプレートの床版及び屋根版の仕様が大臣認定又は告示の適用範囲であるか確認する。 <p>3. 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造による。 <p>4. 木造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものであることを確認する。 <p>5. 組積造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁式構造関係設計規準集・同解説 (メーソンリー偏) によると 1 種、2 種、の規格が定められている。 <p>6. 補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートブロックの材料が、法第 37 条に適合するものであることを確認する。壁式構造関係設計規準集・同解説 (メーソンリー偏) によると A 種、B 種、C 種のコンクリートブロックの規格が定められている。
<p>施工方法等 計画書</p> <p>(各構造別 標準図)</p>	<p>令第3章第6節 令第3章第6節の2 令第3章第7節</p> <p>令第3章第6節 令第3章第6節の2 令第3章第7節</p>	<p>コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法</p> <p>コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>

令第3章第4節の2	コンクリートブロックの組積方法
令第3章第4節	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画
令第3章第2節	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置
令第3章第4節の2	補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打撃、圧入又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置 ・ 使用する材料、受入検査及び確認試験等の特記事項、構造体の架構形式と溶接その他の接合方法が仕様規定に適合していることを確認する。 <p>1. 鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートの強度及びその試験方法が、昭 56 建告第 1102 号及び適切な規準（JASS5-2003）等に基づいていることを確認する。 ・ 構造体コンクリートは、打ち上りが均質で密実になり、かつ必要な強度が得られるように適切な規準（JASS5-2003）等に基づいて調合されていることを確認する。 ・ コンクリートの養生方法が適切な規準（JASS5-2003）等に基づいているか、混和材が法 37 条に適合しているものを用いられているかを確認する。 ・ 型枠及び支柱の取り外す時期の確認及び取り外す方法が昭 46 建告第 110 号によることを確認する。 ・ 鉄筋の継手方法 <p>2. 鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷間成形角形鋼管柱の柱を用いる場合には、冷間成形角形鋼管設計・施工マニュアル（日本建築センター）によって適切な設計・施工がされていることを確認する。 <p>3. 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>「1.鉄筋コンクリート造」と同様にコンクリートの施工方法について適切な記載がされていることを確認する。</p> <p>4. 木造</p> <p>標準図等により施工方法が明記されていることを確認する。</p> <p>5.組積造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画を確認する。 <p>6.補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートブロックの組積方法、補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法の施工方法の計画を確認する。 <p>7.各種構造の標準図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各構造図に表現しきれない情報や個々の工事ごとに表示をかえる必要のない部分等については、各構造種別ごとと部材種別ごとに標準図としてまとめたものの添付を求めることが有用である。主として中小規模の建築物向けの標準的な内容を表示したものとして、建築士事務所協会等から発行している「標準図」がある。 <p>なお、「施工方法等計画書」や「その他の規定への適合説明書」に明示すべき事項を全てを記載する必要はなく、標準図に記載されていることを確認すればよい。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄筋コンクリート造 ② 鉄骨造 ③ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ④ 木造 ⑤ 組積造 ⑥ 補強コンクリートブロック造
<p>その他の規定への適合説明書 (各構造別標準図)</p>	<p>(令第3章第4節、令第3章第7節) 令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57条第1項第1号及び第2号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>
		<p>令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
		<p>令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>
		<p>令第57条第1項第1号及び第2号に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>
	<p>(令第3章第2節) 令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第39条第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
		<p>令第38条第3項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
		<p>令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法</p>
	<p>(令第3章第3節) 令第40条ただし書、令第42条ただし書、令第43条第1項ただし書、同条第2項ただし書、令第46条第2項第1号イ、同条第2項第1号ハ、同条第3項ただし書、同条第4項、令第47条第1項、令第48条第1項第2号ただし書又は同条第2項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第43条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>
		<p>令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>
		<p>令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
		<p>令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項</p>
		<p>令第42条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>
		<p>令第48条第1項第2号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>
		<p>令第48条第2項第2号に規定する規格への適合性審査に必要な事項</p>
		<p>令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>
		<p>令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第46条第2項第1号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>		

	令第46条第2項第1号ハの構造計算の結果及びその算出方法
令第73条第2項ただし書、令第77条第4号、令第77条の2第1項ただし書又は令第79条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第73条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
	令第77条第4号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
(令第3章第7節の2) 令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
(令第3章第4節の2) 令第62条の4第1項から第3項まで、令第62条の5第2項又は令第62条の8ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書	令第62条の5第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
	令第62条の4第1項から第3項までに規定する基準への適合性審査に必要な事項
	令第62条の8ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
(令第3章第6節の2) 令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第77条第6号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
	令第77条第6号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法
	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

		令第 66 条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
(令第 3 章第 5 節) 令第 66 条、令第 67 条 第 2 項、令第 69 条又 は令第 70 条の規定に 適合することの確認 に必要な図書		令第 70 条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第 70 条の一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が 容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に 該当することを確認するために必要な事項
		令第 69 条の構造計算の結果及びその算出方法
		令第 67 条第 2 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第 66 条に規定する基準への適合性審査に必要な事項

<p>法第 20 条 令第 3 章第 2 節 令第 3 章第 3 節 令第 3 章第 4 節 令第 3 章第 4 節の 2 令第 3 章第 5 節 令第 3 章第 6 節 令第 3 章第 6 節の 2 令第 3 章第 7 節</p>	<p>1. 基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第 38 条第 3 項（基礎）、の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1347 号を確認する。 ・ 令第 39 条第 2 項（屋根ふき材等の緊結）の構造方法への適合性審査に必要な事項について、昭 46 建告第 109 号を確認する。 ・ 令第 38 条第 4 項（基礎）の計算結果及びその算出方法について、平 12 建告第 1347 号を確認する。 <p>2. 木造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第 46 条第 4 項（構造耐力上必要な軸組等）の規定への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1351、1352 号を確認する。 ・ 令第 46 条第 2 項第 1 号イ（構造耐力上必要な軸組等）の基準について、昭和 62 建告第 1898 号を確認する。 ・ 令第 47 条（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口）の構造方法について、平 12 建告第 1460 号を確認する。 ・ 令第 48 条第 2 項第 2 号（学校の木造の校舎）の国土交通大臣が定める日本工業規格への適合性審査に必要な事項について平 12 建告第 1453 号を確認する。 ・ 令第 43 条（柱の小径）第 1 項ただし書の計算結果及びその算出方法について、平 12 建告第 1349 号を確認する。 ・ 令第 43 条（柱の小径）第 2 項ただし書の計算結果及びその算出方法について、平 12 建告第 1349 号を確認する。 ・ 令第 46 条（構造耐力上必要な軸組等）第 2 項第 1 号ハただし書の計算結果及びその算出方法について、昭和 62 建告第 1898 号を確認する。 ・ 令第 46 条（構造耐力上必要な軸組等）第 3 項ただし書の計算結果及びその算出方法について、昭和 62 建告第 1899 号を確認する。 ・ 令第 48 条（学校の木造の校舎）第 1 項第 2 号ただし書の計算結果及びその算出方法について、昭和 62 建告第 1899 号を確認する。 <p>3. 組積造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第 59 条の 2（補強を要する組積造）の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1354 号を確認する。 ・ 令第 51 条（組積造の適用の範囲）第 1 項ただし書の計算結果及びその算出方法について、平 12 建告第 1353 号を確認する。 <p>4. 補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第 62 条の 8（塀）ただし書の計算結果及びその算出方法について、平 12 建告第 1355 号を確認する。 <p>5. 鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第 66 条（柱の脚部）の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1456 号を確認する。 ・ 令第 67 条（接合）第 2 項の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1464 号、1446 号を確認する。 ・ 令第 70 条（柱の防火被覆）の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1356 号を確認する。 ・ 令第 69 条（斜材、壁等の配置）の計算結果及びその算出方法につ
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>いて、昭和 62 建告第 1899 号を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令第 70 条（柱の防火被覆）の大臣が定める場合に該当するかどうかの審査に必要な事項について、平 12 建告第 1356 号を確認する。 令第 80 条の 2（構造方法に関する補足）の構造方法への適合性に必要な事項について平 14 国交通告第 326 号（デッキプレート）を確認する。 <p>6. 鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> 令第 73 条（鉄筋の継手および定着）第 2 項の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1463 号を確認する。 令第 79 条（鉄筋のかぶり厚さ）第 2 項の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 13 国交通告第 1372 号を確認する。 <p>7. 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> 令第 66 条（柱の脚部）の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1456 号を確認する。 令第 67 条（接合）第 2 項の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1464 号を確認する。 令第 73 条（鉄筋の継手および定着）第 2 項の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1463 号を確認する。 令第 79 条（鉄筋のかぶり厚さ）第 2 項の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 13 国交通告第 1372 号を確認する。 令第 79 条の 3（鉄骨のかぶり厚さ）第 2 項の構造方法への適合性審査に必要な事項について平 13 国交通告第 1372 号を確認する。 令第 69 条（斜材、壁等の配置）の計算結果及びその算出方法について、昭和 62 建告第 1899 号を確認する。 <p>8. 無筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> 令第 59 条の 2（補強を要する組積造）の構造方法への適合性審査に必要な事項について、平 12 建告第 1354 号を確認する。 令第 51 条（組積造の適用の範囲）第 1 項ただし書の計算結果及びその算出方法について、平 12 建告第 1353 号を確認する。
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基礎・地盤 説明書(国土 交通大臣があ らかじめ適切 であると認定 した算出方法 により基礎ぐ いの許容支持 力を算出する 場合で当該認 定に係る認定	法 20 条	基礎の種類	
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
		支持地盤の種別及び位置	
		木ぐい及び常水面の位置	
	令第 3 章第 2 節	規則第 1 条の 3 表 3	地盤調査方法及びその結果
			地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置
			地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）
		基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別	

<p>書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>		<p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p> <p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法</p>
	<p>令第 3 章第 2 節</p>	<p>〔 解説 〕</p> <p>1. 原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤調査は申請敷地で行うことが必要であり、設計時に既存建築物がある場合など調査ができない場合は近隣のデーターを参考にして行うこととし、工事着手前に調査を行い設計内容の再確認をするものとする。 ・ 地盤調査個所は複数とすることを原則とするが建物の規模、敷地の大小等を顧慮し、1ヶ所とすることができるものとする。 <p>2. 基礎・地盤説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支持地盤の種別及び位置を確認する ・ 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置を確認する ・ 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠を確認する。 ・ 基礎 がけや擁壁に隣接する建築物は、相互に有害な影響を与えない基礎構造を用いられていることを確認する。 ・ がけ 敷地にがけがある場合には、がけの形状もしくは土質または建築物の規模、構造、配置、用途に応じて、安全上支障がない位置に、擁壁または防土堤、基礎ぐい等の設置その他安全上適当な措置が講じられていることを確認する。 ・ 洪水対策 出水や過去の洪水の影響がある地域の建築物は、地下等において洪水対策がされていることを確認する。 ・ 盛土地盤に建築する場合には、地盤沈下等に対する措置が行われていることを確認する。 ・ 地盤報告書において、敷地内外の斜面の状況や地層の構成を確認し、基礎の構造が仕様規定に適合していることを確認する。 ・ 支持地盤は、建築物の荷重・外力を伝達し、建築物及び設備に有害となる沈下・変形を生じないことが求められるため、地盤の許容支持力、地震時の液状化、圧密沈下等の影響に対して適切な検討がされていることを確認する。 ・ 高さ 13m 又は延べ面積が 3,000 m²を超える建築物で、最下階の荷重が 100 k N/m²を超える場合の基礎は、良好な地盤（洪積層及び同程度以上の地質的に安定した地盤）に支持されていることが図書に記載されていることを確認する。 ・ 木ぐいは、常水面以下で用いられていることを確認する。 ・ 特定行政庁が規則で定める軟弱地盤区域を確認する。 ・ 地盤報告書において、敷地内外の斜面の状況や地層の構成を確認し、基礎の構造が仕様規定に適合していることを確認する。 <p>3. 地盤改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤改良を行う計画について、設計及び施工中、後の各段階における品質管理方法を記載する。「改良地盤の設計及び品質管理指針」日本建築センターが参考になる

(3) 工作物の図書

図書の種類	法令	審査事項
付近見取図	令第 139 条 令第 140 条 令第 141 条 令第 141 条 令第 142 条	工作物の立地状況、地形の状況、地盤及び水位の状況、山留めの位置及び構造その他の施工計画上の配慮すべき事項を確認する。
配置図		がけ及び既存擁壁、塀の位置及び構造、エキスパンションジョイントの位置、近接もしくは接する建築物との位置及び安全性、工作物が建築物に積載する場合の荷重等を確認する。
平面図・横断面図		固定荷重及び積載荷重、特殊荷重、柱位置及び寸法、はり及び壁の配置、スパン、片持ちばり、片持ちスラブの構造計算書との整合を確認する。
立面図及び縦断面図		各部の高さ、立面形状、周面地盤の高さ、がけ及び擁壁の位置・寸法、基礎形式、近接もしくは積載する建築物との位置及びエキスパンションジョイントの位置及び寸法の構造計算書との整合を確認する。
構造詳細図		柱及びはり、壁その他の構造耐力上主要な部分で構成する架構の位置及び寸法、コンクリート強度、鋼材規格、構造体の架構、配筋、部材の定着及び接合方法、エキスパンションジョイントの構造を、各工作物について政令に定める仕様規定を審査する。
基礎伏図		建築物と同じ
使用構造材料一覧表		建築物と同じ
施行方法等計画書		建築物と同じ
その他の規定に適合することの確認に必要な図書		建築物と同じ

(4) 既存遡及を受ける建築物の図書

図書の種類	法令	明示すべき事項
既存不適格調書	法第 86 条の 7	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		〔解説〕 ・ 既存建築物の基準時に関する事項 ・ 不適格となる規定（条文）の明示
令第137条の2第1号イ又はロの規定の内容に適合することの確認に必要な図書	法第 86 条の 7 令第 137 条の 2	令第 137 条の 2 第 1 号イ又はロに規定する構造方法の内容に関する事項
各階平面図		増築又は改築に係る部分
		〔解説〕 次の図書の添付が必要である。 ・ 既存建築物の図面 ・ 既存建築物の構造補強図

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物の延べ面積、増築等の部分の床面積が明示された図書 ・ 増築等をする部分の構造図、構造計算書 ・ 既存建築物の構造方法に関する計算書（H17 国交告第 566 号） ・ 基礎の補強に関する基準（H17 国交告第 566 号）による場合は、構造補強図
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 法第 37 条に関する図書

図書の種類	法令	明示すべき事項
使用建築材料表	法第 37 条 令第 144 条 の 3 H12 建告 第 1446	建築物の基礎、主要構造部及び令第 144 条の 3 に規定する部分に使用する指定建築材料の種別
		指定建築材料を使用する部分
		使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項
		日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項
		使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号
		<p>〔 解説 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書には、設計した内容(要求性能)を具体的な建築物として実現するために、使用する材料、工法及び検査方法等を表示することが必要となる。特に、表示すべき項目として試験・検査に関わる前提条件等の情報が重要である。行政窓口の例では、協力業者の自主的な品質管理の検査と下請工事等の発注者(工事施工者=元請)または工事監理者が行う受入れ検査が明確になっていないケースが少なからず見られるので注意が必要である。 <p>これらの情報を含め、標準的な内容を表示したものとして、日本建築士事務所協会連合会等の団体が発行している「標準仕様書」がある。</p> <p>1. 原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の基礎、主要構造部及び令第 144 条の 3 に規定する部分に使用する指定建築材料の種別が記載されていることを確認する。 ・ 指定建築材料を使用する部分が記載されていることを確認する。 ・ 日本工業規格又は日本農林規格に適合することを証明する事項が記載されていることを確認する。 ・ 添付されている日本工業規格又は日本農林規格に適合することを証明する事項について、使用する材料、構造方法が法、施行令及び告示に抵触していないことを確認する。 ・ 構造、計算ルート、使用材料等が構造計算書と一致しているかの確認をすること。 ・ 特殊工法の有無について記載すること。 ・ 各構造方法の検査時における検査条件が明示されていること。 ・ 自主検査と受け入れ検査が明確に区別されていること。 ・ 特記以外について準拠する図書が指定されていること。 ・ 工事監理者が承認すべき事項が記載されていること。

		<p>2. 改良地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤改良を行う計画について、施工中、後の各段階における品質管理方法を記載する。「改良地盤の設計及び品質管理指針」日本建築センターが参考になる。 <p>3. 鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートの材料については、標準仕様書等の添付を求め、JIS A5308-2003「レディーミクストコンクリート」の規定に適合していることを確認する。JISの適用範囲を超えるコンクリートについては、法第37条第2号の大臣認定を取得しなければならない。 また、コンクリートの品質や施工性の向上のために混和剤を使用する場合には、JISA5308-2003への適合性を審査する。 ・ 構造体コンクリートの養生方法の確認 ・ 調合計画の監理者の施工前承認 ・ コンクリート打設時の施工計画による品質の確保 ・ 検査ロットの記載がされているか。 <p>4. 鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄骨製作工場のグレードが建物の規模により、選択されているか。 ・ 溶接部の検査について、受入れ検査基準が記載されているか ・ 防錆塗料について記載されているか。
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 認定型式等（認定型式、認証型式部材等）に関する審査

- ① 法第6条の3に規定する認定型式に適合する部分を有する建築物の審査においては、認定型式の認定書の写し及び型式部材等製造者の認証書の写しにより、当該製造者が製造するその認証に係る型式部材等は、その認証に係る型式に適合するものとみなして審査する。
- ② 留意事項
 - 型式適合認定制度は、大臣が予め一定の規定について法適合性を認定することにより、確認申請時に当該規定に関する審査を省略するものである。
 - 確認申請の計画が認定型式の認定条件に適合しているかどうか疑義がある場合には、追加検討書等を求め、認定条件への適合性を確認する。認定条件に適合していない場合には、「適合しない旨の通知」を交付する。

4. 大臣認定を取得したものに関する審査

- ① 法第68条の26第1項の規定による大臣認定を取得したものについては、認定書の写しと確認申請書及びその添付図書とを照合することにより審査する。
- ② 留意事項
 - 大臣認定には、建築物又は建築物の部分についての構造方法、建築材料又はプログラムに関するものがあり、様々な認定が存在する。そのため、認定書の写し及び認定書に含まれる別添図書の内容を確認し、確認申請の計画が大臣認定条件に適合しているかの審査が必要となる。
なお、法第68条の26の規定に基づく構造方法等の認定に係る認定書の写しには、施行規則別記第50号の12様式による書類のみならず、認定をした構造方法、建築材料又はプログラムの内容を記載した別添の写しも含まれることに注意する。
 - 認定書及び別添図書と確認申請の計画との内容が一致していない場合は、図書の不整合として「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」とするか又は軽微な場合は、一部修正を認める。

第4 構造計算の確認審査の方法

「確認審査等に関する指針（平 19 国交告第 853 号）」

- 4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。一申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第 20 条に適合していること並びに証明書の写し及び構造計算概要書の記載事項と整合していることを確かめること。
- 二 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。
- イ 法第 20 条第一号の規定に基づき建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 81 条第 1 項に規定する基準に従った構造計算申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。
- ロ 法第 20 条第二号イの規定に基づき令第 81 条第 2 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの（次に定めるところにより行うこと。
- (1) 法第 6 条第 5 項、法第 6 条の 2 第 3 項又は法第 18 条第 4 項の規定により構造計算適合性判定を求める前においては、次に定めるところによること。
- (i) 別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（は）欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。
- (ii) (i)の場合において、別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合にあっては、施行規則第 2 条第 2 項第二号（施行規則第 3 条の 4 第 4 項又は施行規則第 8 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えて構造計算適合性判定を求めること。
- (2) 法第 6 条第 8 項若しくは第 9 項、法第 6 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項又は法第 18 条第 7 項若しくは第 8 項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。
- (i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうかを確かめること。
- (ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。この場合において、第 2 第 4 項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。
- ハ 法第 20 条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第 81 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確認するとともに、別表（は）欄に掲げる審査すべき事項及び同表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項及び判定すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。
- ニ 法第 20 条第三号イの規定に基づき令第 81 条第 3 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの（ロ）(1)(i)に定めるところにより行うこと。ただし、施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)（施行規則第 3 条の 3 第 1 項又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたもの（イ）(ii)に定めるところにより行うこと。ただし、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

1. 適用した構造計算の種類と建築物の計画との照合

(1) 構造計算の種類に応じた建築物の構造又は規模の適用審査

① 時刻歴応答解析等（令第 81 条第 1 項）

以下の建築物は、建築確認申請受理時に国土交通大臣の認定書の写し及び別添図書が添付されていることを確認する。

- 法第 20 条第一号の高さが 60m を超える建築物
- 構造計算に時刻歴応答解析等を用いた建築物
- 特殊な材料、構造方法を用いて、構造計算に時刻歴応答解析等を用いた建築物

② 保有水平耐力計算（令第 1 款の 2）

- 規模、構造種別に関わらずに、保有水平耐力計算を用いて構造計算が行われた場合
- 令第 80 条の 2 に定める告示の構造方法において、保有水平耐力計算を行った場合
- 増築等の行為により既存遡及を受ける建築物において、平 17 国交告第 566 号の許容応力度等計算を行った場合

③ 限界耐力計算（令第 1 款の 3）

- 規模、構造種別に関わらずに、限界耐力計算を用いて構造計算が行われた場合
- 令第 80 条の 2 に定める告示の構造方法において、限界耐力計算を行った場合
- 平 17 国交告第 631 号「エネルギー釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件」
- 平 12 建告第 2009 号「免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件」

④ 許容応力度等計算（令第 1 款の 4）

- ①、②、③以外で、許容応力度等計算が用いられた場合
- 令第 80 条の 2 に定める告示の構造方法
- ①、②、③以外で、令第 80 条の 3 に定める土砂災害特別警戒区域内の建築物

⑤ 許容応力度計算（法第 20 条第三号）

- ①、②、③、④以外で、許容応力度計算が用いられた場合
- 令第 80 条の 2 に定める告示の構造方法
- ①、②、③、④以外で、令第 80 条の 3 に定める土砂災害特別警戒区域内の建築物

(2) 法第 6 条第 1 項四号において、許容応力度計算を行う場合（昭 62 建告第 1899 号等）には、施行規則により、構造図及び構造計算書の添付が必要となり、当該審査期間に審査を行わなければならない。

(3) 「構造計算の安全証明書の写し」の記載事項との整合確認

「構造計算の安全証明書の写し」の記載事項と当該申請の計画を照合し、適正に安全証明書が発行されたことを確認する。

(4) 適用審査を行う上での留意事項

- ① 構造計算の種類に応じて、「技術基準解説書」の耐震計算ルート表と当該申請の計画を照合し、必要な計算が実施されていることを確認する。
- ② 法令及び確認申請書の記載、当該申請の計画を照合し、構造計算適合性判定の要否を確認する。

2. 構造計算の種類に応じた審査

(1) 法第 20 条第一号（大臣認定物件）の審査

① 超高層建築物などに適用される構造計算（時刻歴応答解析）については、以下の審査を行うこととする。

- 「認定書の写し」と「確認申請書及びその添付図書(構造計算書を除く。)一式」との照合

② 審査の留意事項

イ 確認申請時

- 超高層建築物等の大臣認定は、構造計算で安全が確認されたものとして確定した「構造方法」を認定するものであり、耐久性等関係規定である仕様及び構造計算によって設計者が採用した仕様が認定の対象となる。このため、構造方法認定の判断資料としての構造計算書は確認申請図書から除かれている。したがって、確認の審査は、「認定書の写し」と「確認申請書及びその添付図書(構造計算書を除く。)一式」とを照合することにより行う。
- 平成 19 年 5 月 18 日公布された改正告示によると、令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 までの仕様規定と異なる仕様を採用した場合は、加力試験又は検証によって安全が確認されていることが必要である。確認添付図書によって政令の仕様規定と異なる部分がある場合は、大臣認定書の写しと照合して別途の検証がなされていることを確認する。
- 認定書の写しには、建築物概要及び構造概要並びに構造説明図（標準図、伏図、軸組図、部材断面表、配筋詳細図等）による認定書別添が含まれる。

これらの図書と確認申請書に添付されている意匠図、設備図、構造図等とを照合し、記載内容が一致していることを確認する。一致していない場合は、次の a 又は b のいずれかの理由によるものと考えられる。

a 大臣認定以後の建築計画の変更による不一致

b 確認申請書及びその添付図書の記載の大臣認定書との不整合

- a の場合は、原則として、性能評価の計画変更（大臣認定の取り直し）の手続きを求める。
- b の場合は、図書の不整合として「不適合」とするか又は軽微な場合は、一部修正を認める。

ロ 計画変更時

構造方法に関する計画変更は、上記と同様、建築主事等が適否を判断することはできないため、性能評価の計画変更（大臣認定の取り直し）の手続きを求める。

ハ 大臣認定を取得した建築物の確認審査時の変更等について

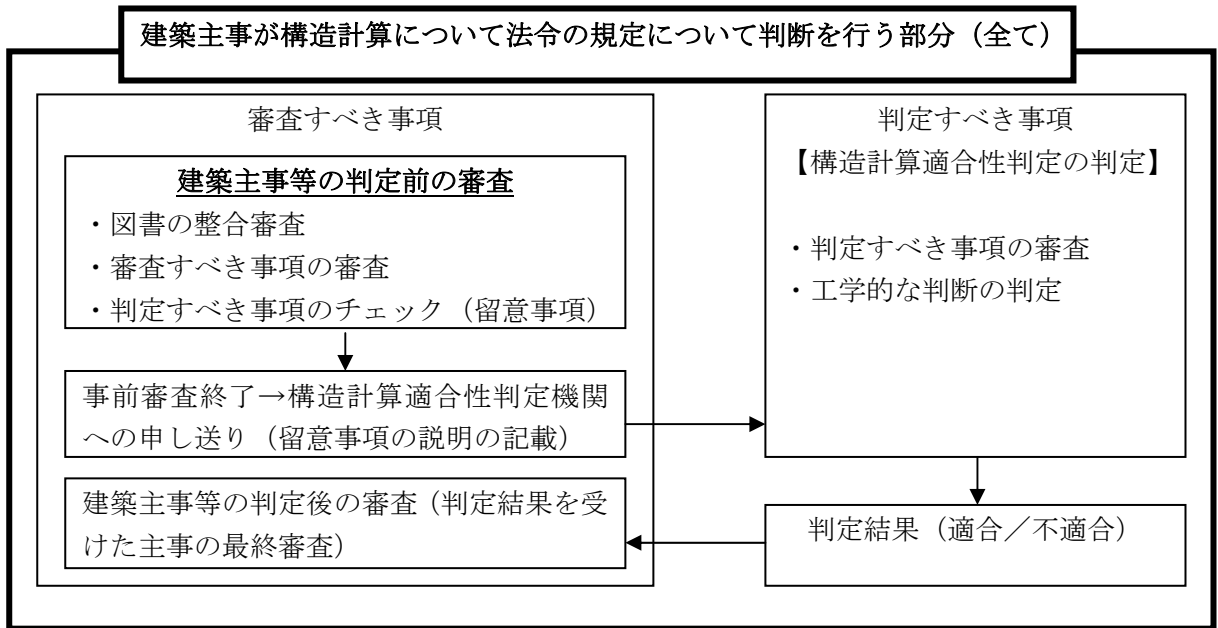
- 現行の大臣認定制度においては計画変更の申請手続きが無い場合、法令上はスラブ、小梁等の二次部材における軽微な変更であっても性能評価及び大臣認定の変更申請等を行うことが原則となる。また、当該大臣認定物件の建築主事等の確認審査においては、施行規則により認定書及び別添のみの添付が義務付けられていることから、構造計算書の内容を審査することはできず、確認申請後の意匠図における室用途の変更や非構造部材の変更に伴う構造計算への影響等を判断することができない。

(2) 法第 20 条第二号（構造計算適合性判定を要する申請）の審査

① 構造計算適合性判定の範囲

法第 6 条第 5 項では、「構造計算適合性判定（第 20 条第二号イ又は第三号イの構造計算が・・・により適正に行われたもの）を求めなければならない。」と規定されている。よって、構造計算適合性判定は、構造計算に関わる事項・申請において判定を求めることとなる。

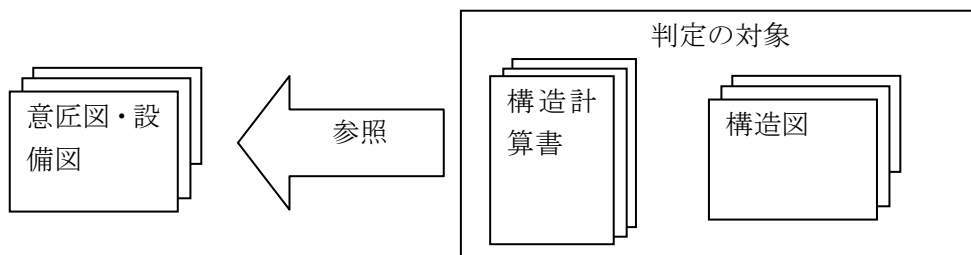
また、法令上、建築主事等はすべての審査を行い、“構造計算について”構造計算適合性判定を求めること規定されている（つまり、構造計算についてはダブルチェック）。この場合、工学的な判断を要する部分については、構造計算適合性判定に判定を委ねた上で建築主事等が最終的に全体の法適合性の判断を行う。



構造計算についての適合性判定を行うためには、構造計算の与条件である荷重・外力の妥当性、モデルの妥当性、入力値の妥当性などについて確認しておく必要がある。これは、大臣認定プログラムの場合も例外ではない。このため、構造図や場合によっては意匠図・設備図との照合も必要となる。

また、法令上は、構造耐力上主要な部分の部材及び接合部については構造計算を行わなければならないが、配筋や接合方法等の標準仕様書や学会規準等により仕様化されたものについては構造計算が省略されて用いられている（工学的な妥当性に基づき、構造計算の省略）。これは構造計算に代わって構造図によって安全性の検証が位置づけられたものであり、これらの部分については、構造図も構造計算適合性判定が審査を行う必要がある。

よって構造計算適合性判定は、構造図及び構造計算書を対象に判定を行う。



② 構造計算適合性判定を求める前に審査すべき事項

イ 構造計算書、構造図その他確認申請書の整合審査

構造計算書と構造図その他確認申請書との整合審査において不整合が確認され、明らかに建築基準関係規定に適合しないものと判断できる場合を除き、提出された図書のみでは建築基準関係規定に適合しているかどうかを判断できない場合には追加説明書等を求めて法適合性を判断する（適合するかどうかを決定することができない旨の通知）。この法適合性の判断においては、法令等及び「技術基準解説書」によることを原則とする。また不整合において工学的な判断を要する場合には、構造計算適合性判定への留意事項にその旨を具体的に記載し判定を受けるものとする。

ロ 仕様規定・耐久性関係規定の審査

仕様規定・耐久性関係規定については建築主事等が審査を行い、施行規則に規定する添付図書及び明示すべき事項が当該確認申請に不足無く添付及び明示されていることを確認する。

ハ 別表による構造計算書の審査

i 審査すべき事項

建築主事等は、高度な工学的判断を要することのない範囲において、法令等に定める技術基準への適合性を審査する。

- 図書・記載内容の相互の整合性、法適合性
- 構造計算に用いる各種数値等
- 図面と構造計算書上の扱い一致、法令基準適合の確認
- 解析・算定式等（法第 20 条第三号で大臣認定プログラム以外の場合）
- 演算過程、結果の適正（法第 20 条第三号で大臣認定プログラム以外の場合）
- 計算結果の法適合性の確認

ii 判定すべき事項

指定構造計算適合性判定機関は、当該機関の判定員に構造設計の専門家としての知識や経験に基づいて、次のような事項について高度な工学的判断を含む構造計算の適合性の判定を行わせるとともに、機関として適合性の判定を行う。

- 工学的な判断が伴う各種数値等の設定
- 工学的な判断が伴うモデル化
- 解析・算定式等（大臣認定プログラムを用いた場合、法第 20 条第二号）
- 演算過程、結果の適正（大臣認定プログラムを用いた場合、法第 20 条第二号）
- 再計算（演算過程、結果の適正）

建築主事等と構造計算適合性判定の審査の分担表

建築物の区分 ・プログラムの使用		法第 20 条第二号に 該当する建築物		法第 20 条第三号に 該当する建築物※	
		認定プログラムを 使用した場合	左記以外	認定プログラムを 使用した場合	左記以外
審査内容の区分					
①図書・記載内容の相互の 整合性、法令基準適合		建築主事等	建築主事等	建築主事等	建築主事等
②構造計算に用いる法令に 規定される各種の数値等		建築主事等	建築主事等	建築主事等	建築主事等
モデル 化	③図面と構造計算書上 の扱い一致、法令基準 適合の確認	建築主事等 (構造計算適合 性判定)	建築主事等	建築主事等 (構造計算適合 性判定)	建築主事等
	④工学的な判断が伴う モデル化	構造計算適合 性判定	構造計算適合 性判定	構造計算適合 性判定	—
計 算 過 程	⑤適用解析法、算定式 等	プログラム※ 構造計算適合 性判定	構造計算適合 性判定	プログラム※ 構造計算適合 性判定	建築主事等
	⑥演算の適正さ（演算 結果の信頼性）	プログラム※	構造計算適合 性判定	プログラム※	建築主事等
⑦計算結果の法適合性の確 認		建築主事等	建築主事等	建築主事等	建築主事等
⑧再計算（演算過程、結果 の適正）		構造計算適合 性判定	—	構造計算適合 性判定	—

注) ■法第 20 条第三号に該当する建築物※

限界耐力計算など高度な構造計算による検討を行った場合は、法第 20 条第二号として扱う

■「プログラム※」

認定プログラムの適用範囲で計算が行われた場合には、審査を省略できる事項。

※審査内容の区分①～⑧には、例えば、それぞれ以下の事項を含むことが想定される。

①図書・記載内容の総合の整合性・法令基準適合	<ul style="list-style-type: none"> ・一般図と構造図の整合 ・構造図相互の整合 ・構造図の内容と構造計算書の記載内容の一致 ・図面と構造計算書のOUTPUTの整合 ・断面検定の結果と断面リストの整合 ・構造計算書各項間の整合 	
②構造計算に用いる各種数値等	<ul style="list-style-type: none"> ・採用した荷重値の適切性 ・外力計算に使用した数値、係数の適切性 ・くいの支持力、地盤の許容支持力 ・使用材料とその許容応力度、材料強度 	
モデル化	③図面と構造計算書上の扱い一致、法令基準適合の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・壁スリットの有無と位置 ・必要な構造計算書の添付の有無 <p>※整合審査において、工学的な判断を要する場合には、構造計算適合性判定による（建築主事等が留意事項に記載）。</p>
	④工学的な判断を伴うモデル化	<ul style="list-style-type: none"> ・Fes の設定 ・構造部材の剛性低下の取扱いの適切性 ・必要保有水平耐力・保有水平耐力の算定の適切性 ・崩壊形の設定の適切性 ・保証設計の適切性 <p>壁スリットの構造計算書上の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部材端部のディテール等と構造計算書での固定度、剛性増大率、剛域長さ等の扱い
計算過程	⑤適用解析法・算定式等	<ul style="list-style-type: none"> ・応力解析、層間変形角、偏心率等、保有水平耐力等の算定方法 ・部材の許容耐力、保証設計の検定方法等
	⑥演算の適正さ（演算結果の信頼性）	<ul style="list-style-type: none"> ・各部分プロセスの演算の適切性 ・全体の演算の連続性・適切性
⑦計算結果の法適合性確認	<ul style="list-style-type: none"> ・部分プロセスにおける計算内容 ・全体の計算過程の連続性と整合性 	
⑧再計算（演算過程、結果の適正さの確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定プログラムによる再計算 	

iii 構造計算書の建築主事等の法適合性審査

建築主事等は、構造計算適合性判定に判定を求める前に、下表（は）欄の審査を行い、かつ（に）欄に掲げる判定を求めなければならない事項について、構造計算適合性判定が留意すべき事項（建築主事等から構造適合性判定に申し送る事項）の有無を確認し、その所見を留意事項に関する書類を添付して構造計算適合性判定を求める。

判定を求めなければならない事項については、「第5 構造計算適合性判定の運用」を参照し、審査を行う。

別表

令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物

(い)	(ろ)	(は)	(に)
区分	図書の種類	審査すべき事項	判定すべき事項
共通事項	構造計算概要書	平成19年国土交通省告示第 号別記一号様式による構造計算概要書（以下（二）項を除き、この票において単に「構造計算概要書」という。）に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。	○
	各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	
		構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が記載されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	
	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が当該プログラムによって安全性を確かめることのできる建築物の構造種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。	○
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部含む）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
		使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	
特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊は構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。		○
	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。		○
	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。		○
令82条各号関係	基礎・地盤説明書（施行規則第1条の3第1項の表3の（一）項の規定に基づき国	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	○
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	○
		地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎	

土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)	を用いた場合を除く。)	
	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	○
	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。	○
	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	○
略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。	○
略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。	○
部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。	○
荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	○
	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	○
	各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下この表において「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが手適切に設定されていること。	○
	積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	○
	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	○
	地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	○
	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	○
	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。	○
応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	○
	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること	○
	平成 19 年国土交通省告示第 号別記第 3 号様式に定める応力図（以下この表において単に「応力図」という。）が明示されており、それらが適切であること。	○
	平成 19 年国土交通省告示第 号別記第 4 号様式に定める基礎反力図（以下この表において単に「基礎反力図」という。）が明示されており、それらが適切であること。	○

	断面計算書(断面検定比図を含む)	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	○
		応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	○
		断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。	○
		平成19年国土交通省告示第一号別記第5号様式に定める断面検定比図(以下この表において単に「断面検定比図」という。)が明示されており、それらが適切であること。	○
	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	○
		基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	○
使用上の支障に関する計算書	はり又は床版に生ずるたわみが令第82条第四号の規定に適合していること。	○	
令82条の2の規定	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。	○
		地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	○
		各階・各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	○
	層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の層間変形角が1/200以内であること。	○
		損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること(層間変形角が1/200を超え1/120以内である場合に限る)。	○
令82条の3の規定	保有水平耐力計算書	保有水平耐力計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。	○
		各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	○
		令第82条の3第2号に規定する各階の構造特性を表すDs(以下この表において「Ds」という。)の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	○
		令第82条の3第2号に規定する各階の形状特性を表すFes「以下この表において「Fes」という。」の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	○
		各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	○
		構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。	○
	保有水平耐力計算結果一覧表	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。	○
		架構の崩壊形が明記されており、それらが適切であること。	○
保有水平耐力、Ds、Fes及び必要保有水平耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。		○	

		各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。	○
		各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別が明記されており、それらが適切であること。	○
		各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明示されており、それらが適切であること。	○
		各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。	○
		保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。	○
令 82 条の 4	各階平面図、2以上の立面図、2以上の断面図及び小屋伏図	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。	
	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
		使用する指定建築材料が法 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算書において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。	○
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	○
屋根ふき材等計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 82 条の 4 の規定に適合していること。	○	

【別表に対する審査事項の解説】

例示として、指針告示の項目を一般的な構造計算書の構成に合わせ、かつ各計算における構造計算書の審査すべき事項及び判定すべき事項の項目例をを次に掲載した。

(は) の建築主事等が審査すべき事項は、建築主事等が専任して法適合性を判断し、(に) の「判定すべき事項」は、建築主事等が構造計算適合性判定を求める前に審査を行い、工学的な判断を要すると考えられる事項についての留意事項があれば、その内容を「構造計算適合性判定への留意事項表」に具体的に記載して、構造計算適合性判定機関に申し送る。

構造計算適合性判定後に、判定機関から送付された「判定結果通知書」に記載された所見を審査し、法適合性を判断する。

(1) 保有水平耐力計算

計算書	項目	施行令	(は) 構造計算適合性判定を求める前に建築主事等が審査すべき事項	(に) 構造計算適合性判定への留意事項
構造計算概要書	建物の概要	令 36 条の 2	<ul style="list-style-type: none"> ■法第 20 条各号に規定する建築物の設計方針 ■構造計算のルート ■計算方法の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■採用設計ルートの適合性 ■設計方針と設計内容の整合性 ■許容応力度等計算、保有水平耐力の計算方法の適合性（増分解析法、極限解析法、節点振分け法その他大臣の定める方法） ■複数の仮定を考慮することができる場合の計算方法の適合性
	構造計算方針	令 36 条の 3	<ul style="list-style-type: none"> ■必要な図書と明示すべき事項の確認 ■敷地の状況と斜面・がけ・擁壁の有無、土圧の設定など検討事項の確認 ■地層構成、地盤の状況の確認 ■平均地盤面の確認 ■確認申請書、意匠図、構造図の整合性（工作物の有無含） ■屋上突出物、屋上積載物等の有無 ■将来増築の有無 ■既存遡及の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地条件等の特殊要因による設計妥当性
荷重計算	仮定荷重	令 83 条	<ul style="list-style-type: none"> ■仕様規定に関する構造計算の方針 ■適用告示の確認 ■施行令、告示に示された数値、計算式の確認 ■平成 19 年 6 月 20 日国住指第 1332 号（技術的助言）により示された施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等に関するあらかじめの検討の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ■施行令、告示に示された数値、計算式の確認と計算方法の適合性 ■荷重・外力などの特殊な扱い ■応力計算における形状及び架構、部材のモデル化 ■建物の一部がモデル化され、全体として複数のモデルにより計算されている場合の相互の整合性の確保（ゾーン設計を行った場合） ■混合構造の場合の設計方針 ■準拠規準の適用 ■大臣認定プログラムを用いた場合の適用性 ■塔状・4 本柱の場合の設計方法 ■あらかじめの検討の内容
	固定荷重	令 84 条	<ul style="list-style-type: none"> ■意匠図の仕上げと仕上げ荷重の整合性 	<ul style="list-style-type: none"> ■偏土圧等の設定 ■地下壁に作用する土圧力、水圧力の設定 ■特殊な荷重の設定 ■衝撃効果をもつ積載荷重を支持する部分にあつては、その影響を的確に考慮していること。 ■天井クレーン等の外力の設定

		<ul style="list-style-type: none"> ■固定荷重は、構造物自体の重量（全体の重量及び骨組重量）と構造物上に固定されている仕上材料等の重量（屋根、天井、壁、仕上げ、建具等の重量、設備機器（高架水槽、エレベーター、エスカレーター）、広告塔、陸屋根の水勾配のための増し打ち、鉄骨造の耐火被覆等）が、使用する材料の密度、単位体積重量及び部材の寸法に基づき、実況に応じて算定されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■部材又は架構の実況に応じた、各部の荷重設定
積載荷重	令 85 条	<ul style="list-style-type: none"> ■意匠図の用途と積載荷重の用途の整合 	<ul style="list-style-type: none"> ■実況に応じた荷重の設定（建築物荷重指針・同解説）
		<ul style="list-style-type: none"> ■積載荷重は、建物の使用状況（建築物に載荷される人間と物品の重量等）や用途に合わせて、動的荷重等の影響を考慮して算定されていること、層数低減係数が考慮されている場合にはその算定 	<ul style="list-style-type: none"> ■部材又は架構の実況に応じた、各部の荷重設定
積雪荷重	令 85 条	<ul style="list-style-type: none"> ■積雪荷重が垂直積雪量、比重及び屋根の形状等を考慮して的確に算定されていること。 	
風圧力	令 87 条	<ul style="list-style-type: none"> ■当該建設地の粗度区分の設定 ■建設地域の風速の設定 ■速度圧は、当該建築物の平均風速の高さ方向の分布（E_r）の計算、地域の地表面粗度区分及び高さに応じた数値によるガスト影響係数を平 12 建告 1454 号により計算されていること。 ■風力係数は、建築物又は工作物の形状により平 12 建告 1454 号に定める数値又は風洞実験によって計算されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■部材又は架構の実況に応じた、各部の荷重設定 ■特殊な形状に対する風荷重の設定 ■風荷重の設定
地震力	令 88 条	<ul style="list-style-type: none"> ■地上部分と地下部分との設定の確認 ■地上部分の地震力は、各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の荷重として計算されていること。 ■地震地域係数（Z）は、当該建築物の地域の係数以上のものが用いられていること。 ■標準層せん断力係数（C_o）は、当該建築物の地震力が生じると考えられる地上部分の最下階に位置されていること。 ■建築物の地下の地震力は、地下の深さに応じた水平震度分布が考慮されていること。 ■固有周期を算定する高さの設定。 ■地盤種別の判定 	<ul style="list-style-type: none"> ■地震力は、建物の立面形状、平面形状、地上部分、地下部分、局部において生じる各地震動が設定されていること ■特殊な形状（非剛床、スキップフロアなど）に対する地震力の設定 ■外力分布は、地震層せん断力係数の分布係数（A_i 分布）を原則とするが、A_i 分布以外の方法が用いられている場合には慎重に判定を行う。 ■屋上から突出する水槽及び煙突等、外壁等に取り付く広告塔及び装飾塔は、局部地震力により設計され、それを支える下部の床及び梁に伝達されていること。 ■振動特性係数（R_t）は、建築物の構造方法及び高さ、地盤に対して適切な固有周期が用いられていること。（固有周期は初期剛性で求める。なお、初期剛性と弾性剛性は同じ意味で扱われることが多いが、鉄筋コンクリート造では、ひび割れによる剛性低下後が弾性剛性となるので注意） ■部分地下の地震力の設定

用材料	許容応 力度	令 89 条～ 92 条の 2、令 94 条	<ul style="list-style-type: none"> ■各フレーム及び部材の設計に使用する材料強度・許容応力度が政令に定める数値を用いていること ■法 37 条の指定建築材料に対する構造計算に用いる各計算及び各部位の材料強度・許容応力度の設定 ■指定建築材料以外（プレキャストコンクリート等や大臣認定部材）は、令 3 章 8 節 3 款の材料強度・許容応力度に相当する設計方針 	各フレーム及び部材の設計において使用する許容応力度計算の定数の設定（コンクリートの定数 E, G）
	材 料 強 度	令 95 条	<ul style="list-style-type: none"> ■法 37 条の指定建築材料の規格（JIS 等） 	
一次設 計	計算モ デル図	令 82 条各 号	<ul style="list-style-type: none"> ■各架構、部材の各部分の寸法について、意匠図、構造図、構造計算書の整合性が取れていること（構造スパン、階高、コンクリート強度、耐力壁の開口形状等） ■建物の平面・立面形状を考慮した計算が行われていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■剛床、非剛床などの扱い ■基礎の鉛直ばねの設定と一貫性 <p>■地階を有する場合には、地盤面及び階の計算の妥当性</p> <p>■各階において、適切な方向において、構造計算が行われていること。</p>
	荷重・剛 性計算 書		<ul style="list-style-type: none"> ■構造部材、非構造部材の設定 ■部材の剛性低下を考慮するかどうかの設定 ■部材の剛性の設定において、各部材の構造方法、剛域、スラブ剛性、接合方法、鉄筋コンクリート造における柱及び梁への腰壁・たれ壁・袖壁・フカシの影響の考慮が的確なこと。 ■耐力壁の剛性評価において、開口による影響を考慮していること、また剛性低下が保有水平耐力等告示により適切に考慮されていること。 ■部材に加わる必要な荷重等が考慮されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各部材の剛性評価において、剛域、スラブ剛性、接合方法、鉄筋コンクリート造における柱及び梁への腰壁・たれ壁・袖壁の影響の考慮が適切に行なわれていること。 ■耐力壁の剛性評価において、初期剛性、ひび割れ性能、塑性域におけるせん断変形及び剛性低下、開口による剛性低下、基礎沈下等による剛体的回転、連層耐震壁の曲げ変形の影響、境界梁の拘束、直交構面の拘束等の考慮が適切に行なわれていること。 ■開口付き耐力壁の評価が適切に行われていること。 ■各床荷重の計算と地震用の荷重との整合性。 ■CMQの計算において、スパン及び床荷重の設定が適切なこと。 ■各階の単位面積あたりの荷重が適切であること。 ■床スラブ及び階段は、荷重、スラブ厚、周辺固定度及び周辺部材への応力分担、地震時の応力伝達が適切に評価されていること ■階段については、建物本体との接合状態等の関係と計算のモデルが整合し、必要な荷重及び外力が考慮されて設計されていること。
	応力計 算		<ul style="list-style-type: none"> ■告示に示された計算方法（固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法）を用いていること ■建物の平面・立面形状を考慮した計算が行われていること。 ■耐力壁を有する剛節架構、冗長性の低い建築物（4本柱など）の応力割増 	<ul style="list-style-type: none"> ■告示に示された計算方法（固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法）により、当該建築物の性状に応じて適切に計算が行われていること ■用いる応力計算方法（固定法、D 値法、剛性マトリックス解析、解析方法等の種類）

			<p>が保有耐力等告示で考慮されていること。</p>	<p>■節点において曲げモーメントの釣合い、及びせん断力と軸力の釣合いが保たれていること。</p> <p>■長期支点反力の合計が、最下階に柱軸力の合計と整合すること。</p> <p>■水平荷重時の応力計算においては、層せん断力の各柱及び耐震要素の分配が適切であること、各モーメント分配及び計算が適切であること。</p> <p>■階の柱及び耐震壁、ブレースのせん断力を集計し、建物重量から計算される当該階の設計地震力と整合すること。</p> <p>■外力と支点反力の合計が整合すること。</p>
	断面計算書		<p>■応力の組合せが令 82 条に基づいていること。(計算方針)</p> <p>■各部材の設計応力、断面寸法、断面算定位置、計算事項、耐力式等が構造基準の適用範囲、適用条件において用いられていること。</p> <p>■長期及び短期の設計応力に対して、部材の許容応力度以下となっていること</p> <p>■耐震壁の開口補強筋及び付帯フレームの検討</p> <p>■耐震壁に開口がある場合、耐震壁として扱えるかの判断(掃出し開口など)</p>	<p>■各部材の断面計算に用いられている応力が、当該部材の応力図の数値と照らして適切に用いられていること。</p> <p>■各部材の設計応力、断面寸法、断面算定位置、計算事項、耐力式等が引用する規準・指針の適用範囲、適用条件において用いられていること</p> <p>■耐震壁に開口がある場合、耐震壁として扱えるか、抱絡開口扱いなどの判断及び計算方法の適合性</p>
	スラブ計算		<p>■方向別の応力に対して配筋が検討されていること</p> <p>■許容応力度を満たしていること</p> <p>■令第 82 条第 1 項 4 号による使用上の支障の検討</p> <p>■床スラブに載荷される荷重が意匠図、構造図と整合して考慮されていること</p> <p>■片持ちスラブなど外壁から突出する部分は保有耐力等告示に従い鉛直震度を考慮していること。</p>	<p>■特殊な計算方法を用いた場合</p> <p>■スラブ計算の妥当性</p> <p>■ 端部の支持条件の妥当性</p>
	小ばり計算		<p>■許容応力度を満たしていること</p> <p>■令第 82 条第 1 項 4 号による使用上の支障の検討</p> <p>■小ばりに載荷される荷重が意匠図、構造図と整合して考慮されていること</p>	<p>■特殊な計算方法を用いた場合</p> <p>■小ばり計算の妥当性</p> <p>■連続ばり及び単純ばり端部固定度の妥当性</p>
	階段計算		<p>■許容応力度を満たしていること</p> <p>■階段、壁、踊り場、段部の勾配など形状が反映されて設計がされていること</p> <p>■本体側で水平力を処理する場合の伝達部材(スラブや梁)の断面検討の有無・内容が適切であること</p> <p>■屋外階段など外壁から突出する部分の水平力が保有耐力等告示に従い考慮していること。</p>	<p>■外部階段が、本体建物に影響がある場合の検討方法</p>
	帳壁等の計算		<p>■層間変形角に対する各部の変形性能の計算</p> <p>■風圧力に対する各部の計算</p> <p>■接合部、帳壁の計算</p>	<p>■外壁・カーテンウォール計算の妥当性</p>
二次設計	層間変形角	令 82 条の 2	<p>■告示に示された計算方法(固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法)による結果を基に計算されていること</p> <p>■特定建築物は、地震力によって生じ</p>	<p>■告示に示された計算方法(固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法)により、当該建築物の性状に応じて適切に計算が行われていること</p>

			<p>る令第82条の2の層間変形角が1/200以内であること。1/200以下(1/120が下限値)で設計がされている場合には、帳壁、内外装材、設備等に著しい損傷の生じるおそれがない設計がされていること</p> <p>■特定建築物の確認</p>	<p>また、その結果を基に、層間変形角が適切に計算されていること</p> <p>■層間変形角の計算においての、当該階の柱等の剛性評価、地震層せん断力、層間変位等の計算根拠</p> <p>■各種部材の剛性評価・計算方法の妥当性</p>
	剛性率、偏心率計算	令82条の6各号	<p>■告示に示された計算方法(固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法)による結果を基に計算されていること</p> <p>■鉄筋コンクリート造においては、計算において雑壁等が考慮されて計算が行われていること</p> <p>■剛性率の計算においては、層間変形角等の計算根拠</p> <p>■耐震計算ルート及び耐震計算ルートごとに要求される構造基準が計算されていること</p>	<p>■告示に示された計算方法(固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法)により、当該建築物の性状に応じて適切に計算が行われていること</p> <p>また、その結果を基に、剛性率、偏心率が適切に計算されていること</p> <p>■剛床と見なせない場合の剛性率、偏心率の算定</p> <p>■偏心率の計算においての計算根拠</p> <p>■フレーム内外壁等の考慮の有無・妥当性</p>
保有水平耐力計算書	保有水平耐力計算	令82条各号	<p>■告示に示された計算方法(増分解法、極限解析法、節点振分け法その他の解析法)を用いていること</p> <p>■保有水平耐力計算の各部の寸法及び部材、部材配置は、許容応力度計算と整合したものが用いられていること</p> <p>■Fesの根拠が一次設計時の剛性率、偏心率が用いられていること</p> <p>■保有水平耐力が必要保有水平耐力を満たしていること</p> <p>■1次設計時の荷重・地震力及び応力等が適切に引継がれていること</p> <p>■ピロティ階及びピロティ柱の設計確認</p> <p>■部材の保証設計が保有耐力等告示で考慮されていること。</p>	<p>■告示に示された計算方法(増分解法、極限解析法、節点振分け法その他の解析法)により、当該建築物の性状に応じて適切に計算が行われていること</p> <p>また、その結果を基に適切に、保有水平耐力等が計算されていること</p> <p>■外力分布は、地震層せん断力係数の分布係数(Ai)を原則とし、必要保有水平耐力の分布から定まる外力分布による場合は、Ai分布と比較し、崩壊形式に変更がないなど適切な外力分布が用いられていること</p> <p>■保有水平耐力は、当該建築物の一部又は全体が地震力の作用によって崩壊メカニズムを形成する場合において算出されていること</p> <p>■転倒の検討がされていること</p> <p>■建築物全体の構造種別、部材の変形能力、架構の形式によって階ごとの構造特性係数(Ds)が、ラーメン部材(柱、はり)の部材ランク、耐震壁またはブレースの部材ランク及び負担する割合により、昭55建告1792号(改正予定)によって計算されていること</p> <p>■各階において、適切な方向において、保有水平耐力が算出されていること</p> <p>■各部材の剛性評価において、剛域、スラブ剛性、接合方法、鉄筋コンクリート造における柱及び梁への腰壁・たれ壁・袖壁の影響の考慮が適切に行なわれていること</p> <p>■耐力壁の剛性評価において、初期剛性、ひび割れ性能、塑性域におけるせん断変形及び剛性低下、開口による剛性低下、基礎沈下等による剛体的回転、連層耐震壁の曲げ変形の影響、境界梁の拘束、直交構面の拘束等の考慮が適切に行なわれていること</p> <p>■部材の終局強度の算定方法が引用する規準・指針の適用範囲、適用条件において用いられていること</p> <p>■柱梁仕口等の接合部に対する検討方法及び妥当性</p> <p>■部材のせん断設計の確認</p>

基礎の構造計算書	基礎の構造計算	令 38 条 令 88 条 令 93 条	<ul style="list-style-type: none"> ■平 12 建告 1347 号第 2 により、建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形又は沈下が生じない設計がされていること ■令 88 条により基礎及び杭の耐震設計が行われていること ■地盤の調査は、基礎の構造形式や立地状況に応じて、平 13 国交告 1113 号第 1 により、必要な調査方法及び調査事項が実施され、その結果が地層構成断面図に明示されていること ■地盤又は基礎ぐいの許容支持力が、平 13 国交告 1113 号各号の方法により算定され、地盤及びくいの構造、基礎形状、基礎位置に対して設計がされていること ■くい体の設計においては、平 13 国交告 1113 号第 8 により、長期及び短期の許容応力度計算、継ぎ杭・長さ径比による低減、鋼管杭の腐食しろ、継手の設計が行われていること ■負の摩擦力を考慮する必要がある地域においては、くいの設計に負の摩擦力が考慮された計算が行われていること ■地下外壁の設計が行われていること（土圧及び水圧の考慮） ■基礎形式の妥当性（異種基礎の採用の有無確認） ■液状化の判定の確認 ■地盤改良の工法と範囲、材料規格の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■基礎及びくい、地盤の設計応力、断面寸法、断面算定位置、計算事項、耐力式等が引用する規準・指針の適用範囲、適用条件において用いられていること ■基礎及びくいの鉛直力、水平力の設計における地盤係数及び計算方法の妥当性 ■基礎及びくい、地盤に生じる荷重及び地震力、外力の設定 ■くい等の応力及び変形が、上部構造に有害な影響を及ぼさないこと ■くいが引き抜き力を受ける場合のくい体の設計及び上部構造への考慮が適切であること ■鉛直ばねを用いている場合の基礎及びくい、地盤の設定 ■メカニズム時の建物－基礎・杭の適合性 ■地盤改良計算の妥当性 ■地下外壁計算の妥当性 ■杭の二次設計の必要性
その他			<ul style="list-style-type: none"> ■エキスパンジョイントの設計がされていること。 ■電算プログラム終了メッセージ及び所見の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■電算プログラム終了メッセージ及び所見の確認

(2) 工作物の構造計算書（令 138 条第 1 項）

項目	施行令	審査すべき事項
高さが 6m を超える煙突	一号	<ul style="list-style-type: none"> ■60m を超える場合には、大臣認定書の添付により適用を確認 ■準用する規定に対する構造計算を確認 ■建築物の屋上等に突出して設置する場合は、突出部及び取り付け部分の構造計算
高さが 15m を超える鉄筋コンクリート造等の柱	二号	<ul style="list-style-type: none"> ■60m を超える場合には、大臣認定書の添付により適用を確認 ■準用する規定に対する構造計算を確認 ■建築物の屋上等に突出して設置する場合は、突出部及び取り付け部分の構造計算
高さが 4m を超える広告塔等	三号	<ul style="list-style-type: none"> ■60m を超える場合には、大臣認定書の添付により適用を確認 ■準用する規定に対する構造計算を確認 ■建築物の屋上等に突出して設置する場合は、突出部及び取り付け部分の構造計算
高さが 8m を超える高架水槽	四号	<ul style="list-style-type: none"> ■60m を超える場合には、大臣認定書の添付により適用を確認 ■準用する規定に対する構造計算を確認 ■建築物の屋上等に突出して設置する場合は、突出部及び取り付け部分の構造計算
高さが 2m を超える擁壁	五号	<ul style="list-style-type: none"> ■準用する規定に対する構造計算を確認 ■平 12 建告第 1449 号第 3 の構造計算、土質試験等に基づいた地盤の安定計算 ■宅地造成等規制法施行令第 7 条の構造計算 <ul style="list-style-type: none"> ・土圧、水圧及び自重に対して擁壁が破壊されないこと ・土圧等による転倒計算 ・土圧等による擁壁の基礎の滑動計算 ・擁壁及び地盤、基礎等の許容応力度計算 ■宅地造成等規制法第 14 条の大臣認定書の添付により適用を確認

(3) 既存遡及を受ける建築物の構造計算書

項目	施行令	審査すべき事項
許容応力度等計算書	令 137 の 2	<ul style="list-style-type: none"> ■平 17 国交告第 566 号の地震に関する許容応力度等計算について新築に準じる ■耐久性関係規定以外の仕様規定の構造計算 ■地震時以外の許容応力度等計算
耐震診断基準		<ul style="list-style-type: none"> ■エキスパンションジョイントの間隔 ■「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の平 18 国交告第 185 号の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の現地調査結果（コンクリート強度、溶接、構造方法等） ・補強計画に対する耐震診断の計算 ■地震時以外の許容応力度等計算 <p>※審査においては、技術的助言「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について（通知）」に示される基準等により審査を行う。</p>

ニ 構造計算適合性判定への留意事項表（建築主事等→構造計算適合性判定機関）

建築主事等が、「判定すべき事項」について、留意事項を記載し、構造計算適合性判定機関に送付する様式を参考として次頁に掲載する。

ホ 留意事項の記載については、「構造計算適合性判定の運用解説 判定事項すべき事項と判定方法」を参考に記載をする。

3. 構造計算適合性判定を受けた後に審査すべき事項

(1) 判定結果通知書により、判定結果の確認

法第 6 条第 5 項では、法第 20 条第二号又は第三号（大臣認定プログラムを用いて計算を行った場合）の構造計算について、構造計算適合性判定を求めなければならないと規定されている。これにより、建築主事等の最終審査においては、以下の判断を行うこととなる。

構造計算適合性判定の判定結果	建築主事等の最終審査
適合の場合	適合又は不適合
不適合の場合	不適合

(2) 判定結果通知書に記載された所見（建築主事等の留意事項に対する回答）について確認すること。

(3) 指針告示別表に掲げる判定すべき事項について、構造計算適合性判定の判定結果に基づき、法適合の判断を行う最終的な審査を行うこと。

構造計算適合性判定への留意事項表(建築主事等→構造計算適合性判定機関)

区分	<input type="checkbox"/> 確認申請 <input type="checkbox"/> 計画通知 <input type="checkbox"/> 計画変更確認申請	番号	/
受付番号	確認審査機関名 平成 年 月 日 第 号		
構造審査 担当者 (判定機関との 連絡・調整 担当者)	所属・氏名		
	住所		
	電話	ファックス	E-mail
申請者名			
建築場所			
判定建物	合計 棟 (エキスパンションジョイント等で複数の部分に別れた部分の数も含む)		
判定建物 概要	主要用途		
	構造種別		
	階数・高さ・面積	階数 階 (地下 階)、高さ m、延べ面積 m ²	
構造計算 の種類	<input type="checkbox"/> 法第 20 条第 2 号イ <input type="checkbox"/> 法第 20 条第 3 号イ (認定プログラムを用いた場合)		
	<input type="checkbox"/> 保有水平耐力計算		
	<input type="checkbox"/> 限界耐力計算 【 <input type="checkbox"/> エネルギー法 <input type="checkbox"/> 免震 <input type="checkbox"/> その他 () 】		
	<input type="checkbox"/> 許容応力度等計算		
大臣認定 プログラム	メーカー		
	プログラム名称・Ver		
	大臣認定年月日		
非認定 プログラム	メーカー		
	プログラム名称・Ver		
構造設計 事務所 (判定機関との 連絡・調整 担当者)	事務所名		
	担当者名		
	住所		
	電話	ファックス	E-mail
処理	<input type="checkbox"/> 意匠審査済 <input type="checkbox"/> 構造審査済 <input type="checkbox"/> 消防審査済 <input type="checkbox"/> その他 ()		
構造判定受付番号 *	受付日*	備考*	

- ※ 本書は、構造計算適合性判定を要する棟 (エキスパンションジョイントで別れている場合は、当該部分) ごとに作成する。
- ※ 番号は、本書の棟の番号/判定を要する部分の全棟数として記入する。
- ※ 構造審査留意事項は、別添により各事項について詳細に記載する。
- ※ * : 構造計算適合性判定機関記載欄

別添(保有水平耐力・許容応力度等計算用)

判定に用いる図書の種類		判定すべき事項等に関する留意事項
共通	構造計算概要書	
	構造計算チェックリスト	
	特別な調査又は研究の結果等説明書	
	略伏図・略軸組図	
	荷重・外力計算書	
	応力計算書	
	断面計算書	
	基礎ぐい等計算書	
令 82 条の 2 の規定 層間変形角計算書・計算結果一覧表		
令 82 条の 3 の規定 保有水平耐力計算書・計算結果一覧表		
令第 82 条の 4 の規定 荷重・外力計算書・応力計算書・屋根ふき材等計算書		
令第 82 条の 6 の規定 剛性率・偏心率等計算書・計算結果一覧表		
その他	工学的な判断が伴うモデル化	
	解析方法、算定式、準拠する計算規準等	
	第三者機関の証明等	
	演算結果の適正	
	認定プログラムの適用・使用条件・再計算	

記入欄が不足する場合は、欄を広げるか又は別紙に記入してください。

別添（限界耐力計算用）

判定に用いる図書の種類		判定すべき事項等に関する留意事項
共通	構造計算概要書	
	構造計算チェックリスト	
	特別な調査又は研究の結果等説明書	
	略伏図・略軸組図	
	荷重・外力計算書	
	応力計算書	
	断面計算書	
	基礎ぐい等計算書	
令第82条の5の規定 荷重・外力計算書・応力計算書・屋根ふき材等計算書		
令第82条の5の規定	積雪・暴風時耐力計算書・計算結果一覧表	
	損傷限界に関する計算書・計算結果一覧表	
	安全限界に関する計算書・計算結果一覧表	
	土砂災害特別計画区域内破壊防止計算書	
その他	工学的な判断が伴うモデル化	
	解析方法、算定式、準拠する計算規準等	
	第3者機関の証明等	
	演算結果の適正	
	認定プログラムの適用・使用条件・再計算	

記入欄が不足する場合は、欄を広げるか又は別紙に記入してください。

第5 プログラムを用いた構造計算書の審査

- | |
|---------------------------------|
| 1 構造計算プログラムを用いた構造計算書の審査 |
| 2 大臣認定プログラムを用いた構造計算書の審査 |
| 3 大臣認定プログラム以外のプログラムを用いた構造計算書の審査 |

1. 構造計算プログラムを用いた構造計算書の審査について

(1) プログラムを用いた構造計算書の審査

プログラムを用いた構造計算書の審査は、本解説の「大臣認定プログラムを用いた構造計算書の審査」及び「大臣認定プログラム以外のプログラムを用いた構造計算書の審査」に基づいて審査を行う。

(2) マニュアルの活用

プログラムを用いた構造計算書の審査においては、メーカー、製品及びバージョンごとに機能等が異なるため、入力や計算条件、出力結果の審査において、原則として当該プログラムの該当するバージョンのマニュアルを用いて審査を行う必要がある。この場合、大臣認定プログラムのマニュアルは、審査機関がそれぞれ入手することが望ましい（(財)日本建築センターの「構造計算プログラムの性能評価業務方法書」第3条（4）6）において、建築主事・指定確認検査機関に対し使用者マニュアル（電子データでも可）の提供を行うべきことが評価基準として規定されているため、認定取得メーカーに対し提供を要請することができる。また、大臣認定以外のプログラムでマニュアルが無いことにより審査が困難な場合には、必要に応じて確認申請図書にマニュアルの添付（又は追加説明書としての提出）を求めて審査を行う。

海外製のプログラムにおいては、外国語のマニュアルのみである場合があるが、これについても、それでは審査を行うことができないとして、日本語のマニュアルの添付（翻訳したもの等）を求めて審査を行う。

(3) 構造計算概要書、チェックリスト及び構造計算書の出力

- ① 構造計算概要書は、プログラムの使用の有無や大臣認定の有無等にかかわらず、同一様式のものを出さなければならない。プログラムを用いた場合、構造計算概要書の「構造計算方針」に以下の事項の概要を記述するとともに、必要な関係資料を構造計算書の一部として添付することとし、欠落している場合は、申請者に「追加説明書」として提出を求める。

- ・ 使用したプログラムの名称、バージョン番号、旧認定番号、計算処理の内容、計算処理によらない構造計算部分の内容等
 - ・ 旧大臣認定プログラムを使用している場合で、適用範囲内で使用していない場合、その該当箇所と理由、基準に適合している旨の説明等
 - ・ 旧大臣認定プログラムに変更を加えたものを使用している場合、その変更の内容
 - ・ 改正基準等への対応についての説明（「改正基準等への適合チェックリスト」及び計算結果）
- また、構造計算概要書の「特別な調査又は研究の結果等説明書」において、計算結果に異常値がないことの確認の方法及び結果の説明の概要を記述するとともに、必要な関係資料を構造計算書の一部として添付することとし、欠落している場合は、申請者に「追加説明書」として提出を求める。

- ② プログラムを用いた場合は、大臣認定の有無にかかわらず、チェックリストを提出しなければならない。大臣認定プログラムの場合は、性能評価・認定においてチェックリストの内容が指定されるが、その他のプログラムにおいては、特に様式の規定等はないため、審査に必要な情報を含む適切な内容のチェックリストの提出を求める必要がある。その場合、基本的に、大臣認定プログラムのチェックリスト（資料「構造計算プログラム配信センターの製品を使用する場合の注意

点（案）」参考資料2参照）に準じたものとし、必要な項目が欠落している場合は、申請者に追加説明書として提出を求める。ただし、旧大臣認定プログラムをその適用範囲内で使用している場合は、「構造計算書（その1）」及び「改正基準等への適合チェックリスト」で代えることができるものとする。また、構造計算概要書に同じ項目がある場合は、当該箇所を参照することにより、記述を省略してもよいものとする。

- ③ 構造計算書の添付は、原則として全ての階及び方向、全部材について出力がされていることを確認する。ただし、大臣認定プログラムにおいて、建物の形状及び部材の配置が左右対称な場合等は、磁気ディスク等において全ての出力が添付されることから、一部を省略した（例えば、左右対称の場合どちらかいずれかの方向のみの）構造計算書の添付でよいものとし、省略された部分に疑義がある場合等は必要に応じて追加説明書を求めることでもよい。なお、いずれの場合でも、出力のヘッダーを確認し、ページ数や計算時刻等に不自然な点がないこと、及び大臣認定プログラムであれば大臣認定番号、バージョン番号等の表示を確認する必要がある。

2. 大臣認定プログラムを用いた構造計算書の審査

- (1) 指針告示第1第4項第2号ハの規定（具体的には、指針告示別表の各項目）に加えて、以下の審査を行う

① 添付図書の確認

- 大臣認定書の写し（別添のすべての図書を含む）、指定書
- 磁気ディスク等（入力情報、構造計算の一連出力結果）
- 構造計算概要書（第3号の2様式）
- 構造計算チェックリスト
- 構造計算書の出力結果（大臣が指定した図書）
- 認定プログラム以外で作成された構造計算書

② 適用範囲の確認

- 大臣認定書の写し、チェックリスト等を確認し、申請された構造計画が適用範囲内であることを審査する。
- 適用範囲外、警告、注意等のメッセージ（下記の「メッセージの種類」参照）を確認し、適用範囲内であることを審査する。
- 再計算が可能なバージョンであること（原則として最新のバージョン）を確認する。

メッセージの種類：

- ・適用範囲外 : 構造計算プログラムの認定範囲外となる場合
- ・警告 : パラメータ等の設定が、工学的判断を伴い、かつ、構造計算の結果に大きく影響する可能性がある場合
- ・注意 : 構造計算の結果への影響はやや小さいものの、使用者あるいは審査者に対して情報提供した方がよいと考えられる場合

- (2) 基本的な数値、条件、計算結果の法適合性の確認を行う。

- 設計者が入力した数値及び選択した構造計算条件（解析方法、算定式等）が法令に適合すること。
- 用いる構造種別に応じた法令上必要な構造計算が行われていること。
- 構造計算結果が法令に適合すること。

- (3) 以下に示す審査を行う。

区分	審査事項	省略できる事項
図書と計算書の整合	構造図、意匠図と入力値の整合 構造方法と構造計算の整合	省略なし
入力方法、計算条件	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの適正について、チェックリスト及びマニュアルを用いて審査を行う。 法適合性 計算規準 	<ul style="list-style-type: none"> 荷重、外力計算の過程 応力計算の過程 断面計算の過程 層間変形角の計算過程 剛性率、偏心率の計算過程 保有水平耐力計算の過程 損傷限界、安全限界の計算過程 各数値の整合 一貫性（荷重と応力計算、断面計算に用いる相互の数値の整合性）
モデル化	<ul style="list-style-type: none"> 構造図と入力の整合 工学的な適切性 	省略なし
構造計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 法令の構造計算ルートに適合した構造計算が実施されていること 保有水平耐力計算 限界耐力計算 許容応力度等計算 等 必要な構造計算が実施されていること（柱梁接合部等） 	<ul style="list-style-type: none"> 計算方法の適合性
計算結果	<ul style="list-style-type: none"> 計算結果に異常値がないこと 構造計算結果の数値が法令に適合していること（NGがないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> 数値の適合性（出力結果、メッセージにより確認）
適用範囲の確認	<ul style="list-style-type: none"> 認定書、メッセージ、マニュアルにより確認 	省略なし

(4) 審査の留意事項

イ 計算過程の結果(荷重、外力・応力計算、断面計算、層間変形角、剛性率、偏心率、保有水平耐力計算、損傷限界、安全限界等)に、不適切な出力、異常値等がある場合には、入力及び計算条件等により審査を行い、構造計算適合性判定に留意事項の所見を記載して判定を求める。

ロ オプションプログラムやリンクプログラムを用いて部分的な計算が行われ、それらの数値を用いて認定プログラム内で構造計算が行われる場合には、以下の審査に留意する。

- i 相互の数値の整合性
- ii 数値の入力方法(直接入力、自動計算)
- iii それらの数値を用いた部分の認定プログラム内での計算結果の適切性

3. 大臣認定プログラム以外のプログラムを用いた構造計算書の審査

(1) 大臣認定プログラム以外のプログラムによる場合の取扱い

- 原則として、プログラムの計算処理の適切性を含め、計算の過程等すべてに関して必要な審査を行い、かつ、計算結果（計算の個々の過程の結果を含む）の異常値がないことの確認を行う。
- 特に、今回改正・制定された基準（以下「改正基準等」という）への適合性については、プロ

プログラムの計算処理内容及び計算処理外の別途検討内容のいずれもが技術的助言等に適合し適切に行われていることについて、遺漏ないように審査を行う。

- 旧大臣認定プログラムをその適用範囲内で使用している場合（ヘッダーが印字されている場合）、確認・適合性判定機関において同一のプログラムを有しており提出された磁気ディスクの入力データを用いた再計算により結果の同一性が確認できた場合等においては、下表のとおり、それぞれのケースに応じて、審査の一部を省略することができる
- プログラムの信頼性、設計者のプログラムに対する理解等に疑義があった場合には、追加説明書として、手計算や他のプログラムによる計算結果との比較や、当該プログラムで他の建築物の計算を行った結果の提出等を求め、審査を行う。

■ ケース別の取り扱い

区分	添付図書	プログラム内容審査	改ざん等審査	備考
ケース1（参考）：大臣認定プログラム・通常使用（再計算実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定条件に準拠 ・一部省略可（磁気ディスク等ではすべて提出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要。ただし、バグの存在の可能性を考慮し、結果に「異常値」がないこと等のチェックは実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要 	
ケース2：大臣認定プログラム使用・再計算なし	<ul style="list-style-type: none"> ・認定条件に準拠 ・省略不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細に審査（認定された改ざん等防止措置に応じた簡略化は可） 	
ケース3：大臣認定プログラムの適用範囲外使用（ツール使用・再計算なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定対象部分は条件に準拠 ・認定対象外部分は、大臣認定プログラムに準じて要求（内容や様式等） ・省略不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定対象部分は不要。ただし、バグの存在の可能性を考慮し、結果に「異常値」がないこと等のチェックは実施 ・認定対象外部分は詳細に審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細に審査（認定対象部分について、認定された改ざん等防止措置に応じた簡略化は可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定対象外部分に関する判定方法、適切性証明、メンテナンス、改ざん防止対策等の説明が必要
ケース4(*)：旧大臣認定プログラム（部分、プライベート等）（ツール使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定プログラムに準じて要求（内容や様式等） ・省略不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧認定書等により簡略化（当面の間） ・認定対象外部分は詳細に審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細に審査（認定された改ざん等防止措置に応じた簡略化は可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧認定以降の基準改正対応や変更事項について、それに関する判定方法、適切性証明、メンテナンス、改ざん防止対策等の説明が必要
ケース5(*)：旧大臣認定プログラムの適用範囲外使用（ツール使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定プログラムに準じて要求（内容や様式等） ・省略不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧認定対象部分は旧認定書等により簡略化可（当面の間） ・認定対象外部分は詳細に審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細に審査（旧認定対象部分について、認定された改ざん等防止措置に応じた簡略化は可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え、認定対象外部分に関する判定方法、適切性証明、メンテナンス、改ざん防止対策等の説明が必要

<p>ケース6(*)： 旧大臣認定プログラムを変更したプログラム使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大臣認定プログラムに準じて要求（内容や様式等） 省略不可 	<ul style="list-style-type: none"> 旧認定対象部分（変更されていない部分）は旧認定書等により簡略化可（当面の間） 変更部分は詳細に審査（手計算との比較、他のモデル試算等を含む） 旧認定部分と変更部分とが明確に区分できない場合は、「その他プログラム」として扱う 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細に審査（旧認定対象部分について、認定された改ざん等防止措置に応じた簡略化は可） 	<ul style="list-style-type: none"> 変更部分について、それに関する判定方法、適切性証明、メンテナンス、改ざん防止対策等の説明が必要
<p>ケース7(*)： その他プログラム使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大臣認定プログラムに準じて要求（内容や様式等） 省略不可 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細に審査（手計算との比較、他のモデル試算等を含む） 適切な証明書があればその内容に応じた簡略化は可 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細に審査（証明された改ざん等防止措置に応じた簡略化は可） 	<ul style="list-style-type: none"> 審査に必要な各種事項の説明が必要
<p>(*)上記ケース4から7までで任意に再計算を行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上記各ケースの項目＋磁気ディスク 	<ul style="list-style-type: none"> 上記各ケースに準じる 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細に審査（再計算結果が一致した場合、その部分の簡略化は可） 	<ul style="list-style-type: none"> 上記各ケースに準じる

3.1 大臣認定プログラムを適用範囲外で用いた構造計算書の審査（上記ケース3）

(1) 添付図書の確認

- 構造計算概要書（第3号の2様式）
- 構造計算書の出力結果（すべての構造計算書が添付されていること、省略不可）
- チェックリスト（使用するプログラムのチェックリスト、及び最新の大臣認定プログラムの様式と同様のチェックリスト）※添付が無い場合には、添付を追加説明書等で求める。

(2) 適用範囲の確認

- 用いられたプログラムのマニュアル等により、プログラムの適用条件、メッセージ等の内容を確認する。
- プログラムのマニュアルや添付図書、構造計算書の出力結果等では整合確認や法適合性が判断できない場合には、追加説明書等により当該出力結果を補完する構造計算書の添付を求める。
例) 応力の計算過程が不明な場合（どのような演算が行われているかがわからない場合）
抽出された部材の応力図と他の計算方法（手計算等）を用いて算定された応力図の添付を求めて比較を行うなど。

(3) 法適合性の確認

- 設計者が入力した数値及び選択した計算条件（解析方法、算定式等）が法令に適合すること。
- 用いる構造種別に応じた法令上必要な構造計算が行われていること。
- 構造計算書の計算結果が法令に適合すること。

- 構造計算の計算過程及び数値の一貫性を審査し、改ざん等がされていないことを確認する。

(4) 計算過程の改ざん等の審査。

認定プログラムを非認定として申請がされた場合には、再計算の代わりに下記の照査等を加えて改ざん等に対する審査を慎重に行う必要がある。

① 荷重拾いの適切性の照査

各階建物重量を当該階の床面積で割った各階の平均荷重が、RC造、SRC造では 12kN/m^2 、S造では 7kN/m^2 大きく下回らないことを確認する。(地上階のうち、基準的な階1～2階程度の地震時マスを手拾いし、アウトプットされた地震時マスと大きな差がないことを確認する。この場合、数値については用途や仕上げにより変わること留意する。)

② 応力計算の適切性の照査

- ある階の柱せん断力を集計し、建物重量から計算される当該階の設計地震力に等しいことを確認する。
- 応力図上の支点位置で、左右上下及び3次元では直行方向梁等において、応力が釣り合っていることを確認する。
- 長期支点反力の合計が、最下階の柱軸力の合計と一致することを確認する。

③ 断面算定結果の適切性の照査

- 応力図に表記された応力が、検討に用いられていることを抜き取りにより確認する。
- 手計算又は断面算定プログラムを用いて、表記された設計応力に対する断面算定を行い、計算結果が適切であることを抜き取りにより確認する。

④ 保有水平耐力計算の適切性の照査

- 手計算又は断面算定プログラムを用いて、個材の断面強度を計算し、その値が表示された部材強度並びに、メカニズム時の表記応力を抜き取りで確認する。
- 柱、梁の降伏強度を計算し、節点振り分け法や他のプログラムにより、当該節点でのメカニズム状態を算定し、メカニズム時応力図上に表記されているメカニズム状態と検討箇所の保有耐力の適切性を抜き取りで確認する。

⑤ 構造計算書に一貫性があり、計算過程の各数値が整合していることを確認する。

(5) 追加検討等

適用範囲外としての利用であっても、認定プログラムを用いて構造計算書が作成され、申請された場合には、原則としてチェックリストを添付し、適用範囲外となった事項に対する検討がされていることを判定する。チェックリストが未添付であったり、検討の内容では適合の判断ができない場合には、追加説明書の添付を求める。

3.2 旧大臣認定プログラムの審査（上記ケース4から6まで）

旧大臣認定プログラムの審査は、本書とは別に公表している「構造計算プログラム配信センターの製品を使用する場合の注意点（案）」を参考として行うこととする。

3.3 その他のプログラムを用いた構造計算書の審査（上記ケース7）

任意形状フレーム解析やFEM等にその他のプログラムを使用する場合の審査事項は、以下による。

項目	チェック内容		添付図書	
	項目	内容	項目	内容
プログラム概要	計算内容・方法・適用範囲の確認		①プログラム概要書	プログラム開発者が作成したもの。

	使用実績	実績がある場合は応力解析の妥当性のチェックなどを緩和できる。	②使用実績書	当該プログラムを使用しての性能評価取得などの実績。
応力解析モデル	モデル形状	図面と解析モデル形状を比較し、解析モデルの妥当性のチェックを行う	③モデル化説明書 ④解析モデル図	建物と解析モデルが対応できるもの。 壁を線材モデルで置換する場合は軸組図と対応させたもの。 不整形な建物では、立体的な表現を用いる。
	支持点のモデル化	支持点のモデル化の妥当性のチェック	③モデル化説明書	支持点の仮定。鉛直ばねを用いる場合はその根拠を明示する。
			④解析モデル図	支持点の位置を解析モデルに明示する。
	部材配置	部材配置の妥当性のチェック	⑤部材配置図	部材符号を解析モデル図中に書き込んだもの、及び部材符号と部材断面の対応リスト。
	部材剛性の評価	部材剛性評価の妥当性のチェック。	⑥部材リスト	部材断面及び部材剛性の仮定が明示されたもの。
③モデル化説明書			スラブの効果による断面二次モーメントの増大、捩れ剛性の評価、軸剛性の評価など記載。	
床のモデル化	床のモデル化の妥当性のチェック。	③モデル化説明書	剛床仮定を採用しているか、その妥当性。非剛床の場合の扱い。ブレース置換のモデル化の記載。	
荷重入力	荷重入力チェック	添付資料により、どの部位にどの荷重が作用されているかをチェックする。	⑦荷重リスト、荷重図	荷重図が解析モデル図に書き込まれたもの、または荷重リストと解析モデル中の位置が明示されたもの。
	地震荷重	地震荷重の入力方法のチェック。	⑧地震荷重算定結果	地震荷重の入力方法のチェック。節点加力、重心加力などの方法を示す。
		単位床面積あたりの地震重量を一般値との比較でチェックする。 (RC造, SRC造: 12~16kN/m ² 、床がRCのS造: 7~10kN/m ² 、床が非RCのS造: 3~5kN/m ² 、木造: 1.5~3kN/m ²)		単位面積あたりの地震荷重表を記載。
風荷重	風荷重の妥当性のチェック。	⑨風荷重算定結果	風荷重の入力方法を記載。	
応力解析結果	建物重量のチェック	地震荷重の入力値と反力の合計値のチェック。鉛直荷重の反力の合計値は地震力との対応でチェック。	⑩支点反力	荷重ケースごとに記載。

	応力の釣合 いのチェック	代表的な節点で、モーメントの釣 合い、軸力・せん断力の釣り合い をチェックする。	⑪応力図	荷重ケースごとに、図と数字で表 現する。
		各層の柱、壁、ブレースなどの応 力の合計による層せん断力と地 震層せん断力が等しいことをチェ ックする。		
	応力妥当性 のチェック	梁応力は両端、中央のモーメン 合計と M_0 との比較によりチェック する。柱応力は、せん断力分布 の確認により妥当性をチェックす る。	⑪応力図	荷重ケースごとに、図と数字で表 現する。
	浮上りのチ ェック	鉛直荷重時の反力と地震荷重時 の反力により、浮上りの有無をチ ェックする。	⑩支点反力	荷重ケースごとに記載。
	層間変形 角・剛性率・ 偏心率のチ ェック		⑫層間変形 角・剛性率・ 偏心率	
断面算 定	断面算定方 法のチェック	断面算定の計算方法の妥当性 をチェックする。	⑬断面算定 方針	応力の組み合わせ、採用する計 算式を明示する。
	断面算定の 内容のチェ ック	断面算定部材と図面の部材記号 の整合性のチェック。	⑭断面算定 の記号説明	断面算定表の記号の説明。
		代表部材について、応力図と断 面算定で用いられている応力の 対応をチェック。	⑮断面算定 結果	省略形でない詳細な断面算定の 出力とする。
		代表的な部材の断面算定を計算 によってチェックする。		
	全体の検定値をチェックする。	⑯断面算定 結果一覧	検定値がフレーム図上で表現さ れているもの、もしくは全体の検 定値が一覧できる資料。	
保有水 平耐力 計算	計算条件の チェック	計算条件の妥当性をチェックす る。	⑰計算方針	外力分布、解析終了条件、部材 強度式、せん断破壊部材の扱い など
	計算結果の チェック	計算で用いられている部材と一 次設計部材の整合性をチェッ ク。	⑱部材強度 一覧	図または表の形式で部材の曲げ 強度、せん断強度を明示する。
		代表的な部材強度を計算によっ てチェックする。		
		崩壊メカニズム、 D_s のチェック。	⑲崩壊メカ ニズム図	崩壊メカニズム、 D_s の明示。
	必要保有水平耐力のチェック。	⑳保有耐力 比較表	必要保有水平耐力と保有水平耐 力の比較。	

4. 2次部材、その他の構造計算書

(1) 共通事項

- 各部の応力計算について、入力、計算条件、計算方法、出力結果を確認する。
- 各部材の設計応力、断面寸法、断面算定位置、計算事項、耐力式等が引用する基準・指針の適用範囲、適用条件において用いられていることを確認する。
- 各部材の最も応力が大きい位置において、長期及び短期の設計応力に対して、部材の耐力が上回っていることを確認する。
- 建物本体の構造計算において、別の構造計算で行った応力や数値を引用する場合には、相互の数値が整合したものが用いられていること。
例) 杭基礎の水平力及び杭頭の曲げ応力を別のプログラムで算出し、建物本体の構造計算書の基礎梁に応力を考慮（相互の応力値の整合を確認）

(2) スラブ計算（周辺固定度、荷重、応力方向、たわみ・振動、スラブの分担）

- 床スラブ及び階段においては、スラブ厚、周辺固定度が適切に評価され、スパン、開口、集中荷重を受けるスラブは、クリープ、たわみ、振動が考慮されていることを確認する。
- スラブの構造ごとの応力方向を確認する。
- 令第82条第1項4号による使用上の支障の検討を確認する。
- スラブの分担は、スラブ形状に合わせた応力が考慮された計算が行われていることを確認する。

(3) 小ばりの設計（荷重、たわみ、C/M/Q、応力計算、断面計算）

- 小ばりにおいては、大ばりに準じて許容応力度計算が行われていることを確認する。
- 小ばりに載荷される集中荷重、等分布荷重が意匠図、構造図と整合した荷重が考慮されていることを確認する。
- 令第82条第1項4号による使用上の支障の検討を確認する。
- 応力計算は、小ばりの位置（外端、内端）及び固定度、計算位置を確認する。
- 小ばりに載荷される集中荷重、当分布荷重が意匠図、構造図と整合した荷重が考慮されていることを確認する。
- 令第82条第1項4号による使用上の支障の検討を確認する。
- 応力計算は、小ばりの位置（外端、内端）及び固定度、計算位置を確認する。
- 断面計算は、用いる部材の許容応力度、耐力式、計算事項を確認する。

(4) 階段の計算（荷重、各部の計算、応力計算、断面計算、基礎の計算）

- 荷重は、階段の構造（屋外、内部）長期荷重及び短期荷重が考慮されて設計されていることを考慮する。
- 階段の設計は、階段、壁、踊場について構造及び段部の勾配が考慮されて設計がされていることを審査する。
- 応力計算は、固定度及び計算位置を審査する。
- 断面計算は、用いる部材の許容応力度、耐力式、計算事項を確認する。

第6 確認審査の公正かつ適確な実施

「確認審査等に関する指針（平 19 国交告第 853 号）」

- 5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
- 一 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第6条第4項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証を交付すること
 - 二 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
 - 三 前三項の審査又は第2第4項第4号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書（以下この号において「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」という。）を交付すること。この場合において、次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、当該イ及びロの区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定めるところによるものとする。
 - イ 申請書等に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）がある場合適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。
 - (i) 当該軽微な不備について補正を求める旨
 - (ii) 補正の期限
 - (iii) 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を交付した日から申請書等の補正が行われた日までの日数は、法第6条第4項、法第6条第8項、第9項及び第12項、法第6条の2第5項及び第6項並びに法第18条第7項、第8項及び第11項に規定する期間に含まれない旨
 - ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。
 - (i) 当該不明確な点について追加説明書の提出を求める旨
 - (ii) 追加説明書の提出に当たって、申請書等の差替え又は訂正はすることができない旨
 - (iii) 追加説明書の提出期限
 - (iv) 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を交付した日から追加説明書の提出を受けた日までの日数は、法第6条第4項、第8項、第9項及び第12項、法第6条の2第5項及び第6項並びに法第18条第7項、第8項及び第11項に規定する期間に含まれない旨
 - 四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。

1. 一号（確認済証の交付）

法第6条第4項に定められた期間内において、申請された確認申請図書について、施行規則に定める各条文に対する添付図書及び明示すべき事項を審査し、その記載事項（建築物等の計画）が建築基準関係規定に適合することを確認した場合には、確認済証を交付する。

確認審査においては、法令に適合するかどうか不明なままで確認済証の交付を行うことなく、こ

の場合には、「適合しない旨の通知」又は「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を用いて、法令に適合したものについてのみ確認済証を交付しなければならない。

2. 二号（適合しない旨の通知）

適合しない旨の通知の例を以下に示す。

- (1) 申請された図書において、記載事項の不整合認められ、三号に定める追加説明書又は軽微な補正（以下「追加説明書等」という。）を求めた結果、法令に適合しないことが確認された場合
- (2) 施行規則に定める添付図書及び明示すべき事項の法令審査において、建築基準関係規定に適合しないことが確認された場合

3. 三号 適合するかどうかを決定することができない旨の通知

- (1) 三号イ（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、軽微な不備）以外において、不整合により図書の追加又は訂正が必要となる場合
- (2) 著しい不整合があり、申請された確認申請図書のみでは、建築基準関係規定に適合するかどうか分からない場合
- (3) 三号イ又はロの通知を行い、期限内に追加説明書等が添付されない場合

4. 三号イ 軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）

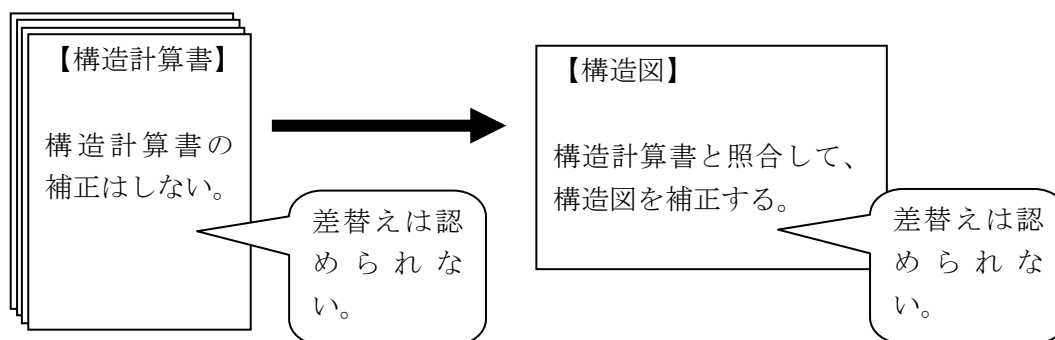
- (1) 補正を求める軽微な不備の例（技術的助言）
 - ① 図書の乱丁がある場合
 - ② 正本又は副本の一部の図書の落丁がある場合
 - ③ 認定書若しくは認証書又はこれらの別添の写しが添付されていない場合（認定又は認証の取得日が当該確認申請日以前のものに限る。）
 - ④ 添付図書の計算式や計算結果は正しく記載されており、当該結果の数値等を確認申請書に記載する際に誤記又は記載漏れがある場合
 - ⑤ 図書の記載事項の一部に誤りがあるが、当該図書における他の記載事項又は他の図書における記載事項により、申請者が本来記載しようとした事項が容易に推測される場合
- (2) 構造審査における(1)の具体的な事例
 - ① 誤記、記載漏れ
 - イ 明らかな記載事項の書き間違いの補正
 - ロ 意匠図、構造図等の寸法と縮尺の不整合の補正
 - ② その他これらに類するもの
 - イ 意匠図及び構造図、構造計算書相互の軽微な不整合の補正
 - i 構造計算上、同等以上と認められる場合の軽微な補正
 - ii 構造計算上、余力の中での荷重等の軽微な補正
 - ロ 構造計算書と構造図の不整合（①を含む）
 - i 全体の構造計算に影響を与えない部分的な不整合による軽微な補正
 - ハ 構造図面内の不整合（①を含む）
 - i 寸法、符号などの軽微な補正
 - ii 構造計算に影響のない図面の記載内容の軽微な補正

③ 補正について

イ 構造図と構造計算書の不整合に伴う補正方法

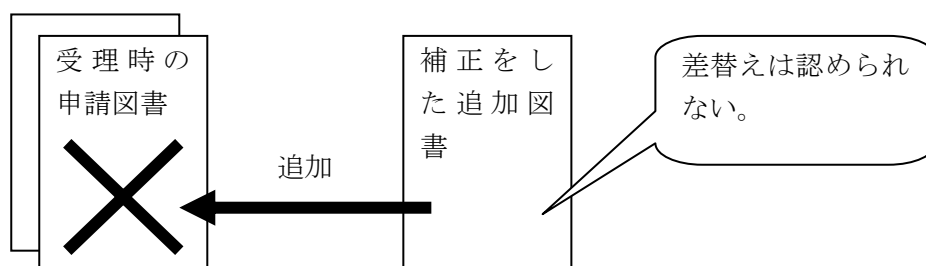
構造計算書に照らして構造図の補正を行うこととする。

なお、あらためて構造計算をやり直さない場合において、構造計算書の一部分の補正（書き加え・修正）は可能と考えられるが、再計算を行った構造計算書を添付する方法は差し替えとして扱う。



ロ イ以外の図書の補正

原則は、図書全部の差し替えを行わずに、書き加え・修正を行うこととする。ただし、図書を差し替えなければ、補正が極めて困難な場合には、下記の方法を認める。



ハ 補正部分への押印について

図書の記載事項の軽微な補正を行った場合の設計者の押印は、当該図書の作成について責任をもつ設計者のみでよい。

5. 三号ロ 追加説明書の提出を求める事項

(1) 提出された確認申請図書に不明確な点があり、建築基準関係規定の適合性が確認できない場合

① 図書の審査

イ 添付図書及び明示すべき事項に不明確な点があり、建築基準関係規定の適合性が確認できない場合

ロ 構造計算書を補完した追加検討を求める場合

② 構造計算書の審査

イ 提出された構造計算書のみでは不明確な点があり、建築基準関係規定の適合性が確認できない場合

ロ 法令の中で構造計算におけるただし書きの適用が可能な部分において図書の不明確な点を補完する追加説明書の添付を求める場合

ハ 工学的な判断を要する事項において図書の不明確な点を補完する追加説明書の添付を求める場合

ニ 図面の軽微な補正に伴う、構造計算書の追加説明書の添付

工学的な判断により追加説明書の提出を求める事項の事例

項 目	事 項
法令の中で構造計算におけるただし書きの適用が可能な部分の不備等	判定すべき事項について保有水平耐力計算等を行えば規定が除外されるものは、疑義となる不備事項を留意事項に記載し、構造計算適合性判定を求める。
	ただし書きの規定が、仕様規定及び許容応力度計算の範囲である場合には、建築主事等が追加説明書等を求める。
工学的な判断を要する不整合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学会規準等の適用
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 応力・断面算定位置（剛域等の考慮） （節点、フェース、フェース位置から $D/4$ での算定が認められている。）
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接合部の剛性・固定度 （鉄骨造の溶接、継手、柱脚方法の評価、RC造の定着、継手方法の評価、杭頭の接合方法による固定度の評価（剛接合、半剛接合、ピン）
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部材のモデル化によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 中折れ柱において、構造計算上は真っ直ぐな線材や中折れた鉄筋の材料強度を考慮して計算を行っていない場合等 ・ 変形柱・梁において、構造計算上は整形な柱に置換している場合の耐力式の適用の妥当性 ・ RC造内のブロック壁の剛性評価の要否 ・ 地階を有する場合の構造計算上の地階の判断（日事連 Q&A 参照） ・ 土圧を受ける建築物における土圧計算上の背面土圧高さの位置 ・ 梁の高さに段差がある場合の構造階高の設定 ・ 柱、梁等の設備開口を部材の耐力に考慮していない。 ・ スラブ段差をスラブの応力解析で無視している。 ・ 構造耐力上主要な部材のふかしについて構造計算書で剛性を無視している。
構造詳細図、仕様書、標準図等の記載事項に伴う追加説明書の添付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 配筋方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造詳細図等で不明確な点がある場合は、追加説明書で求める。
	確認申請図書の審査において、これらの納まりが詳細に記載されている場合には、構造計算のあいまいな規定を補完して法適合性を判断することができるケースが多々あるため、必要に応じて追加説明書の添付を求める。

(2) 追加説明書について

- ① 追加説明書においては、様式（運用 2）の追加説明書（確認申請）を参考に、当該追加説明書の作成に関わった設計者等が記載されていることを確認する。
- ② 追加説明書において構造計算書の添付が行われた場合には、当該構造計算書と安全証明書の添付を確認する。
- ③ 追加説明書等の添付方法

追加説明書の添付に当たっては、建築主事等及び構造計算適合性判定機関がそれを元に審査ができるように、申請時の確認申請図書のどの部分の図書に対する追加説明書であることの説明及び該当図書及びページ番号が明記されていることを確認し、確認申請図書と追加説明書とを照合する。建築主事等から構造計算適合性判定機関、構造計算適合性判定機関から建築主事等に、当該追加説明書等の図書が添付された確認申請図書を送付する場合には、追加説明書等の添付内容を具体的に示す書類（下記追加説明書一覧を参考）を添付し送付する（申請者に添付を求める）。

追 加 説 明 書 一 覧

番号	添付された追加説明書の図書名	追加説明書の対象となる確認申請図書の図書名及びページ番号	追加の方法の説明
1	S-10「A通り軸組図」	S-10「A通り軸組図」	（軽微な補正の場合の例） 当初図面を無効として、補正を行った新図面を追加（補正部分を赤書きで明示）。
2	基礎ぐいの構造計算書	構造計算書 P12	（追加説明書の添付の場合の例） 当初に申請された構造計算書とは別に、構造計算の安全証明書の写しと追加説明書の表紙及び「基礎ぐいの追加説明書」を添付する。

6. 四号 申請者等が計画を変更した場合の措置

確認審査を行っている期間中（受付後から確認済証交付まで）においては、申請者等の都合による計画の変更をした場合であっても、図書の差し替え又は訂正は認めない。

第3章 「検査に関する指針」告示の解説

本章は、完了検査に関する指針及び中間検査に関する指針について、構造関係規定を中心に解説する。

第1 完了検査に関する指針

「確認審査等に関する指針（平19国交告第835号）」

第3 完了検査に関する指針

法第7条第4項、法第7条の2第1項及び法第18条第15項（これらの規定を法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第7条第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の2第1項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第18条第14項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 一 施行規則第4条第1項（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
 - 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第19号様式による申請書の第2面又は施行規則別記第42号の13様式による通知書の第2面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。
 - 三 施行規則別記第19号様式による申請書の第3面又は施行規則別記第42号の13様式による通知書の第3面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあっては、施行規則第4条第1項第5号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第3において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。
- 3 申請等に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあっては、当該書類の内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当するかどうかを確かめること。
 - 二 施行規則別記第19号様式による申請書の第4面又は施行規則別記第42号の13様式による通知書の第4面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条第1項第2号及び第3号（これらの規定を施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。）に規定する写真並びに施行規則第4条第1項第6号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第4条第1項第1号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。）に規定する図書（次項第3号において「確認に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。
- 4 前2項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
 - 一 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第7条第5項、法第7条の2第5項又は法第18条第16項（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。
 - 二 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第4条の3の2（施行規則第8条の2第10項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第4条の5の2の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。
 - 三 第2項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更に該当しないとき、申請等に係る建築物等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第4条の3の2又は施行規則第4条の5の2の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、検査済証を交付できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として第2項の規定による審査又は前項の規定による検査を行うこと。
 - イ 追加説明書の提出を求める旨
 - ロ 追加説明書の提出期限

【(施行通知)】

(建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)国住指第 1331 号) 抜粋

第 1 建築確認・検査の厳格化について

(2) 確認審査等に関する指針の策定及び公表 (基準法第 18 条の 3 関係)

完了検査において申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、追加説明書の提出を求めることとしたが(指針告示第 3 第 4 項第 3 号)、当該申請に係る建築物の構造計算が適正に行われているかどうかについて、本来、構造計算適合性判定を求めるべきである場合においては、申請者に対して、指定構造計算適合性判定機関又はこれと同等の審査能力を有する第三者機関の評価を受けることを求めるなど、厳正割適確な対応を講じられたい。

一方、中間検査において申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付し、当該通知の備考欄に、計画変更確認に手続きが必要であると認められる場合にあつては、その旨を記載することとした(指針告示第 4 第 4 項第 3 号)。

(建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)国住指第 1332 号) 抜粋

(施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等)

当初の確認申請の図書及び書類において、

- ① 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合(例えば、施工時に杭基礎に一定の範囲内でずれが生じても構造耐力上支障がないことがあらかじめ確かめられている場合に又はこの範囲を超えてずれが生じたときに必要な補強方法があらかじめ検討されている場合等)
- ② 基準法第 6 8 条の 2 6 の規定に基づく構造法統の認定を受けた材料や工法(鉄骨材料や基礎杭等)を当該構造方法等の認定を受けた他の同一仕様のものに変更する場合

にあつては、確認審査及び構造計算適合性判定において、当該変更の内容を含めて審査し、確認済証を交付することができる。

この場合において、当該変更内容範囲内で施工が行われている限り、当該事項に係る計画変更確認の手続きは要せず、当該事項以外の計画変更の申請等の適切な機会に当該事項に係る対応結果について報告を受けるものとする。

なお、中間検査申請時までには、当該報告を受けていない場合にあつては、中間検査申請書の第 4 面の備考欄への記載又は別紙の添付により、当該報告を受けるものとする。

(検査におけるその他の方法)

指針告示第 3 第 3 項第 2 号及び第 4 第 3 項第 2 号に規定する「その他の方法」としては、例えば、鉄骨造の溶接部分、高力ボルトの接合部分及び鉄筋の圧接部分について欠陥の有無、締め付け不良等を検査する際に、必要に応じて、非破壊検査等工事監理時に行った検査結果の資料を求めることなどが該当する。

1. 完了検査の処分

完了検査における処分は、次の3つに大別される。

- (1) 「検査済証」交付
建築基準関係規定に適合することを認めたときは、「検査済証」を交付する。
- (2) 「検査済証を交付できない旨の通知書」交付
建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付する。
- (3) 「検査済証を交付できない旨の通知書(備考欄記載付き)」交付+「追加説明書」提出+審査・検査
 - ① 「軽微な変更説明書」の内容が軽微な変更該当しないとき(本来は計画変更確認申請が必要な場合に該当)
 - ② 工事が確認に要した図書のとおり実施されたかどうかを確認できないとき
 - ③ その他建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき

このうち、(3)の場合については、次の「申請書受理時の審査」が重要になるため注意が必要である。

2. 完了検査申請書の受理時の審査 (第2項)

(1) 添付図書の確認 (第2項)

施行規則第4条第1項に規定する申請書について、必要な図書が添付されていることを確認する。

書類 (規則4条1項)	備考
完了検査申請書	
軽微な変更説明書 (5号)	申請書第3面に軽微な変更の概要が記載されている場合
委任状 (7号)	
建築士免許の写し(8号)	
当該建築物の計画に係る確認に要した図書(1号)	直前の確認を申請した建築主事に対して完了検査申請を行う場合は、不要
内装仕上げの部分を写した写真 (2号)	
法第7条の5の適用を受ける場合で、特定行政庁が必要と認めて指定した工程終了時の施工時の写真 (3号)	中間検査
都市緑地法第43条第1項の認定に係る認定書の写し (4号)	
特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類 (6号)	

(2) 記載事項の整合性の確認 (第2項)

図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確認する。

相互の整合を確認する書類 (規則4条1項)	備考
完了検査申請書(第2面の設計者・工事監理者欄) 委任状 (7号) 建築士免許の写し(8号) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(1号)	
完了検査申請書(第3面の「軽微な変更の概要」)	完了検査申請書第3面の「軽微な変

軽微な変更説明書 (5号) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(1号)	更の概要」との整合性を確認
内装仕上げの部分を写した写真 (2号) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(1号) 軽微な変更説明書 (5号)	
法第7条の5の適用を受ける場合で、特定行政庁が必要と認めて指定した工程終了時の施工時の写真 (3号) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(1号) 軽微な変更説明書 (5号)	中間検査
法第7条の5の適用を受ける場合で、特定行政庁が必要と認めて指定した工程終了時の施工時の写真 (3号) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(1号) 軽微な変更説明書 (5号)	
都市緑地法第43条第1項の認定に係る認定書の写し (4号) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(1号) 軽微な変更説明書 (5号)	
特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類 (5号) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(1号) 軽微な変更説明書 (5号)	

(3) 設計者等の資格等の確認

設計者の資格と申請された建築物の計画とを照合し、設計者資格に応じたものであることを確認する。

3. 検査の実施

(1) 完了検査の方法

検査は、大きく分けて、既に施工された部分の目視できない部分の検査（書類検査）と、現場で行う目視検査があるが、構造関係の完了検査においては、通常の場合、構造規定に係わる部分の大半若しくは全ての目視検査ができないため、検査申請書第4面の工事監理の状況欄に記載された事項及びこれを補完する添付資料並びに工事監理者の検査報告、施工写真等によって把握する。この場合、写真の撮影箇所や品質管理・検査等に関する資料等の添付内容については、事前に相互に調整しておくことが望ましい。

構造関係規定の完了検査の方法や流れは、現場における目視検査の部分を除き、中間検査に準じるものとする。

① 書類による検査

イ 工事監理の状況（完了検査申請書第4面）、写真（規則4条2号及び3号）及び特定行政庁が規則で定める書類（規則4条6号）により、確認に要した図書のとおり実施されたものであることを確認する。

i 工事監理の状況の確認

完了検査申請書第4面に記載される工事監理状況により法適合性を検査する。

各事項について、確認に要した図書との整合を検査し、不明確な点がある場合には追加説明書の提出を求めて法適合性を判断する。（→6. 追加説明書の提出）

工事監理状況については、チェックシート等（第5章参照）を活用し、工事監理者等から各事項の報告を求めることが望ましい。

ii 工事写真の確認

iii その他の書類の確認

工事監理状況の法適合性の判断のために求める、工事監理時に行った検査結果の資料に関する指針告示第3第3項第2号の「その他の方法」とは、

- 鉄骨造の溶接部分、高力ボルトの接合部分、鉄筋の圧接部の非破壊検査をいう（施行通知第1332号）。

この他、これらに相当する他の構造方法についての工事監理時に行った検査結果には、次のような検査結果資料がある。

- くい工事等の施工結果報告書
- 構造体コンクリートの圧縮強度試験結果報告書
- 各種の鉄筋継手方法に応じた検査結果報告書
- コンクリート工事の品質管理資料
- 鋼材等のミルシート等の規格品質証明書

ア) 新 JIS マーク認証制度への対応

平成20年10月以降は、新 JIS マーク認証制度が完全施行され、従来方式から新方式に移行しなければならない。現在、関係機関等において、この新 JIS 制度に対する建築基準法上の対応が検討されている。この新制度への対応についての考え方を下の枠内に示す。

このうち、「マーク付きのミルシート等」の「等」とは、製品そのものに添付されるメタルタグ、シールその他の JIS 規格に適合していることの識別が簡便にできるものを指している。

イ) 現時点での対応

現時点においては、従来方式である JIS マーク無しのミルシートを受理することとなるが、次の③に述べるような問題があるためコピーされたミルシートの場合には、原則として「裏書きミルシート」によって品質の確認を行う必要がある。ただし、使用量が少量の鋼材等の場合など裏書きミルシートの提出が困難な場合等については、工事監理者等が鋼材等や鉄骨製品等に添付されたメタルタグ、シール、鉄筋のロールマークその他の JIS 規格に適合していることの識別ができるものによって確認した旨の報告によることのできるものとする。

ウ) 鋼材等の品質適正化問題

平成元年頃に社会問題化した鋼材等の品質問題では、規格に適合しない鋼材等が使用され、二枚割れ等が生じる問題が発生した。このため建設省（現国土交通省）は、「鉄骨造建築物等の品質適正化について(平4住指発第349号)」を全国の特定行政庁に通達し、鋼材等の流通の現状に適切に対応するよう指示した。

鋼材等の品質問題でも取り上げられた“天ぷらミルシート”と呼ばれるミルシートをコピーしたものは、当該建築工事に用いられた製品に対応する品質証明としての意味は無いため、これらの横行する実情に対して、日本建築学会が鋼材等の流通機構の問題に対する一つの方策として提案したものが「裏書きミルシート」である。

新 JIS マーク認証制度への対応(案)

平成 20 年 10 月以降は、新 JIS マーク認証制度が完全施行され、従来方式から新方式に移行しなければならない。建築基準法行政においては、新方式に対応するために、原則としてマーク付きのミルシート等の提出を求めることとする。ただし、法第 37 条の使用建築材料のうち JIS マーク認証を取得していないものが多数派であることから、すべてに求めることはできないため、主要な構造方法の材料に限定することとし、マーク認証の取得をしていない製品の場合の品質証明については、下記の方法によるものとする

主要な材料とは、コンクリート、鋼材等(鉄筋、鋼板、形鋼、高力ボルト等)が想定されている。このうち、ステンレス鋼、鋼管(STKN 規格)等の場合、鋼材等の中では例外的に、マーク認証取得をしていない。個々の建築工事における使用量自体は、相対的に少数のため、これを第三者による品質証明を求めると費用、期間の面で「著しく釣り合わない」ことになる。

この問題を解決するために、下記の方法のうちの 2 を採用することが考えられる。

記

【マーク認証取得をしていない製品の場合の品質証明方法】

原則として、次の 1 又は 2 のいずれかの方法によるものとする。

1 類似の材料の認証取得の際に要する材料品質データ、品質管理・検査システム等の資料と同等の資料について、信頼できる第三者機関が JIS 規格に適合していることを証明した書類を提出すること。この場合において、鋼材メーカーごとに取得した第三者機関による証明は、当該製品について有効なものとして利用することができる。

2 当該建築工事に使用する製品ごとに、成分、機械的性質に関する第三者機関による試験・検査を実施し、試験・検査結果等の書類を提出すること。

ただし、当該建築工事の柱等の部材に用いるステンレス鋼、鋼管(STKN)等の使用量が、当該柱等の部材のうち、比較的少数の場合(※)には、次の(1)及び(2)の条件を満たした証明方法によることができる。

※ 全体的には角形鋼管を用いているが、斜め方向にはりが取り付くなど構造設計上部分的に○鋼管とする必要があるケース、一部にステンレス鋼を用いるケースなどを想定。

(1) 製造メーカーの条件

鋼管(STKN)等の製造メーカーが、他の鋼材等や類似の鋼管(STK)等の材料で JIS マーク認証を取得している場合で、認証を取得した材料と同等の品質管理・検査システムで製造していること。

(2) 確認申請時の条件

工事監理者は、ステンレス鋼、鋼管(STKN)等の製造メーカーが、他の鋼材等や類似の鋼管(STK)等の材料で JIS マーク認証を取得している場合で、認証を取得した材料と同等の品質管理・検査システムで製造していることを確認した旨の報告書を次の資料とともに提出する。

① 認証を取得した材料と同等の品質管理・検査システムに関する資料

② 当該工事に用いた鋼管等のミルシート等

③ 当該工事に用いたことを証する書類(「鋼材等の新しい品質証明方法(日本鋼構造協会)」に、当該建築工事の施工者等の材料管理担当責任者が記名・捺印したもの)

平成 11 年の法改正では、下記の様式(コンクリートの耐久性確保に係る措置について：昭 61 住指発第 142 号、鉄骨造建築物等の品質適正化：平 4 住指発第 349 号)に代えて検査申請書の第 4 面(工事監理の状況)が制定された。しかしながら、実務的な検査においては構造種別ごとにこれらの様式等による報告を求めて検査を行うことが望ましい。

また、本様式については、地域性や建築物の規模、法改正等を考慮して、適宜検査機関等で更新・改訂を行った上で用いることが望ましい。

- コンクリート工事の施工結果報告書：様式(運用 4)
- 鉄骨工事の施工状況報告書：様式(運用 5)

② 軽微な変更説明書の確認

「軽微な変更説明書」の記載事項について施行規則第 3 条の 2 の規定に該当することを確認する。ただし、構造関係規定の場合は、規則第 3 条の 2 の軽微な変更該当する事項がないため、計画変更確認申請又は次の 4 に示す、あらかじめ確認申請時に構造計算で検討をしておくか、いずれかの対応が必要となる。

③ 目視等による検査

目視、簡易な計測機器等による測定又は動作確認その他の方法により、確認に要した図書のとおり実施されたものであることを確認する。「2 中間検査」の解説参照。

- イ 目視、簡易な計測器等による測定
- ロ 動作確認
- ハ その他の方法(施行通知参照)

4. あらかじめ確認申請時点で検討済みの計画変更(施行通知 1332 号参照)

構造関係規定については、規則第3条の2に規定する軽微な変更該当する事項がなく、変更があった場合に計画変更確認申請の手続きを要することになり、工事を停止する必要がある。ただし、これらの変更が生じて設計で余裕を見込むなどして確認を受けた場合には、その範囲内について計画変更は必要ない。しかし、全ての場合に対応しようとするれば、著しく不経済な断面等が必要となることもある。

このような場合に、当初の確認申請の図書及び書類において、次の(1)及び(2)に該当する場合には、確認審査及び構造計算適合性判定の際に、当該対応方法の検討内容を含めて審査・判定して確認済証を交付しておくことにより、当該対応方法の範囲内で施工が行われた場合にあっては、計画変更確認申請を要しないこと、すなわちその都度、工事の停止を要しないことが施行通知で示されている。このほか、(3)の場合も同様の考え方で対応する。

- (1) 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への補強方法などの対応方法があらかじめ検討されている場合(例えば、くい基礎の偏芯、くい長さの変更)
- (2) 法第68条の26の材料・工法(鉄骨材料や基礎ぐい等)の認定を受けたものを他の同一仕様の認定を受けたものに変更する場合
- (3) このほか、建築工事において、通常に発生し得るような変更等について、(1)と同様な対応が可能な場合(例えば、小ばりの配置変更、はり等の部材への設備配管による開口)

これらの場合には、次のいずれかの時点で報告するものとする。

- a 他の計画変更確認申請時等の適切な機会に、計画変更確認申請の別添として、対応結果について報告書を添付する。この場合に、別添報告書には、構造計算等の検討結果及びその内容が部材断面等の変更を伴うものである場合には当該部分の図面を添えるものとする。
- b 中間検査時までに対応結果の報告を受けていない場合には、中間検査申請書の第四面(工事監理の状況)の備考欄への記載し、必要な別紙計算書及び図面を添付する。この場合に、備考欄には、構造計算等の検討結果を記載し、部材断面等の変更を伴うものである場合には当該部分の図面を添えるものとする。中間検査が無い場合には、完了検査申請時に同様の報告を行う。

5. 検査済証の交付

書類等の審査及び検査を実施した結果、建築基準関係規定に適合することを認めた時は、申請者に検査済証を交付する。

6. 追加説明書の提出

- (1) 次の①から③に該当する場合には、施行規則第4条の3の2又は施行規則第4条の5の2の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、その備考欄に申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための追加説明書の提出を求める。
 - ① 軽微な変更説明書の内容が規則第3条の2の軽微な変更該当しないとき(すなわち変更内容が計画変更該当するとき)
 - ② 申請等に係る建築物等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないとき
 - ③ その他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき

- (2) 追加説明書を申請書等の一部として、審査し検査を行い、適合していることが確認された場合は、検査済証を交付する。
- (3) 追加説明書において構造計算による検討を行い、かつ構造計算適合性判定を求めるべきである場合においては、申請者等に対して構造計算適合性判定に準ずるものとして第三者機関による評価を受けることを求めることとする。同時に、超高層建築物等の大臣認定の範囲において追加説明書を要する場合には、建築主事等は法適合性の判断を行うことができないため、検査済証を交付できない旨の通知書を交付する。この場合に、申請者が自主的に完了検査申請を取り下げて大臣認定の再取得後に計画変更確認申請を行って、再度、完了検査申請を提出する場合にはこれを受理して検査を実施することとする。
- (4) 追加説明書は、検討書だけではなく、当該検査による指摘に対する建築物の施工補正等も含む。この場合は、軽微なものであれば追加説明書による写真報告等の提出を求め、軽微なもの以外は、現場再検査により、法適合性の検査を行うことが望ましい。
- (5) 追加説明書について
- ① 追加説明書においては、様式（運用 2）の追加説明書（完了検査）を参考に、当該追加説明書の作成に関わった設計者等が記載されていることを確認する。
 - ② 追加説明書において構造計算書の添付が行われた場合には、当該構造計算書と安全証明書の添付を確認する。

7. 建築基準関係規定に適合しない場合の措置

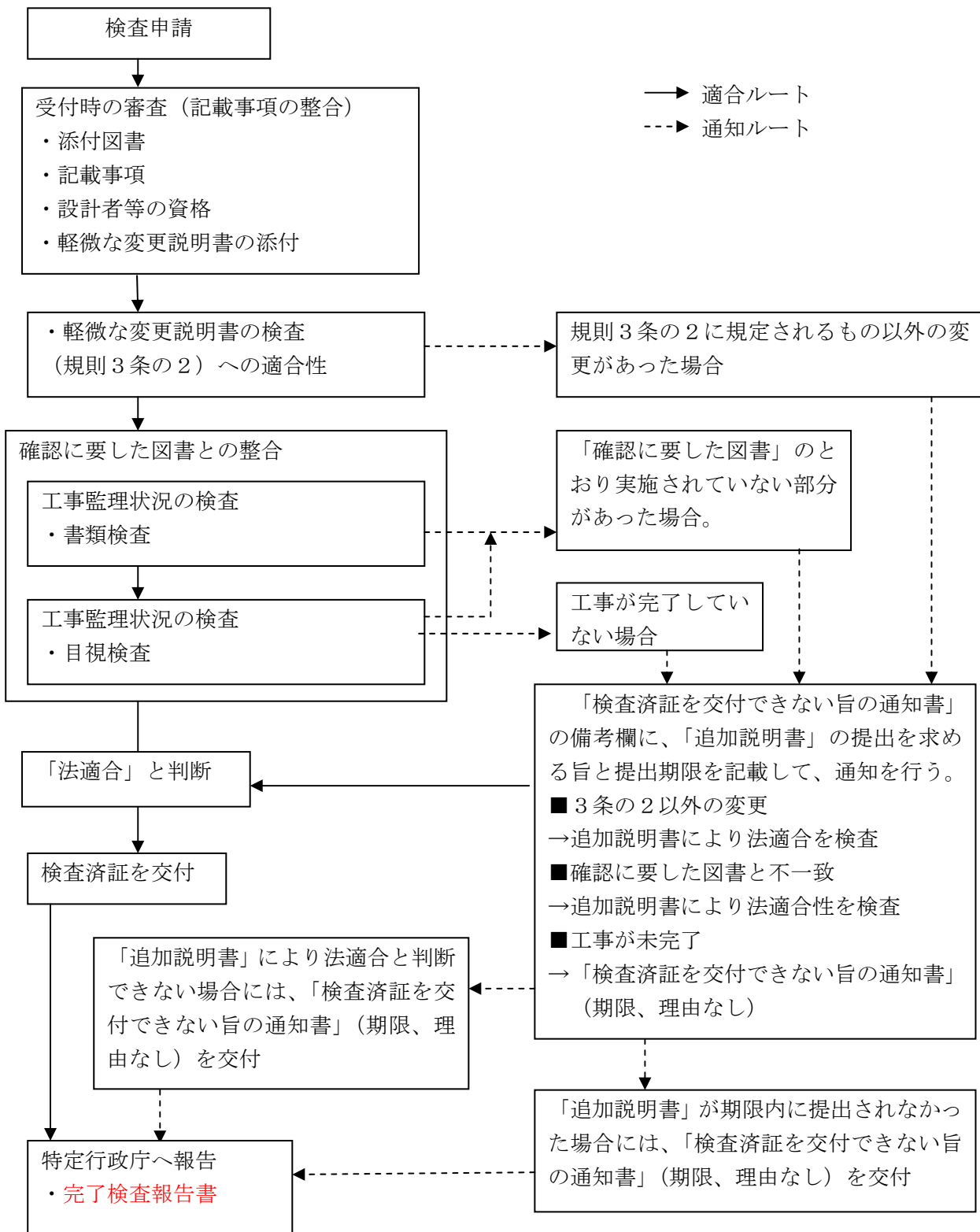
書類等の審査及び検査を実施し、追加説明書等により建築基準関係規定に適合しないと判断した場合には、指針告示第 3 第 4 項二号の「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付し、指定確認検査機関の場合には、特定行政庁への「**完了検査報告書**」にその旨を記載して報告を行う

なお、「**完了検査報告書**」は、追加説明書の段階では報告を要せず、当該処分が完結した段階で、報告を行うこととする。

8. 完了検査が未完の場合の措置

工事が完了していない部分があった場合には、「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付し、当該工事が完了後に、再度完了検査申請を行うこととする。この場合において、通知後に計画変更申請を要する場合には、当該手続きを行うこととする。

完了検査フロー



第2 中間検査に関する指針

「確認審査等に関する指針（平19国交告第853号）」

第4 中間検査に関する指針

法第7条の3第4項、法第7条の4第1項及び法第18条第18項（これらの規定を法第87条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第7条の3第1項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の4第1項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第18条第17項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 一 施行規則第4条の8第1項（施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2第12項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
 - 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第26号様式による申請書の第2面又は施行規則別記第42号の17様式による通知書の第2面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。
 - 三 施行規則別記第26号様式による申請書の第3面又は施行規則別記第42号の17様式による通知書の第3面の確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあっては、施行規則第4条の8第1項第四号（施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2第12項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第4において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。
- 3 申請等に係る建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地（第二号及び第4項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあっては、当該書類の内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当するかどうかを確かめること。
 - 二 施行規則別記第26号様式による申請書の第4面又は施行規則別記第42号の17様式による通知書の第4面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の8第1項第二号及び第三号（これらの規定を施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2第12項において準用する場合を含む。）に規定する写真並びに施行規則第4条の8第1項第五号（施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2第12項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第4条の8第1項第一号（施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2第12項において準用する場合を含む。）に規定する図書（次項第三号において「確認に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。
- 4 前2項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
 - 一 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第19項（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付すること。
 - 二 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、施行規則第4条の9（施行規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第4条の12の2の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。
 - 三 第2項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書のとおりに実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第4条の9又は施行規則第4条の12の2の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付すること。この場合において、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、申請等に係る建築物等の計画を変更し、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項の規定による確認を受ける必要があると認められる場合にあっては、その旨を記載すること。

1. 改正法令による中間検査制度

平成19年6月20日に施行された改正建築基準法及び施行令に基づく中間検査制度について、法及び政令の概要について、記述する。

改正建築基準法第7条の3及び第7条の4（以下「法第7条の3等」という。）の規定により、中間検査の対象建築物及び特定工程は次の一号又は二号のいずれかとなった。

一号 階数が3以上の共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程

二号 一号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

二号の中間検査は、平成11年から実施されているもので、特定行政庁が告示等により指定することにより、その地方に限り発動する制度である。二号に掲げられた指定の条件によって、様々な建築物や特定工程の組み合わせにより実施されている。この場合、特定工程の指定を柔軟に行うことができるよう、その指定にあたり、必ずしも区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限定しなくてもよいこととされた(規則第4条の11)。

平成19年6月の改正法の施行で導入された一号の中間検査は、共同住宅に限って導入されたものであるが、全国一律に実施される。したがって、特定行政庁は、この一号による中間検査をベースとして、二号に基づきその他の対象建築物や特定工程その他の条件などその地方に必要な中間検査を指定して、組み合わせた総合的な対応を行うこととなる。

以下に、一号の中間検査に関する法的な解釈及び運用の考え方等について記述する。

1.1 一号の対象建築物

一号の規定による検査対象は、階数が3以上の共同住宅(※)とされている。この場合に、複合用途の場合その他の建築物のケースごとに適用対象建築物は次のとおりである。(※長屋は共同住宅ではない。)

(1) 他の用途と複合する建築物の場合

① 「一の建築物」であり、次のイからハの例のように一部が共同住宅で他の用途と混在する建築物の場合は、特定工程である2階部分が他の用途であっても、中間検査の対象となる。

イ 1階が他用途で、2階以上が共同住宅で階数3の建築物

ロ 1階、2階が他用途で、3階が共同住宅で階数3の建築物

ハ エキスパンションジョイントで接し、構造的には独立部分とみなせるものであるが、使用上、用途上、防火避難上その他の条件から「一の建築物」である場合には、他用途の独立部分も検査対象と解する。

② 敷地内に、他用途のA棟と共同住宅のB棟(複合用途のものを含む)があり、それぞれ独立した一の建築物である場合には、B棟のみが検査対象となる。

(2) 階数の適用と解釈

階数が3以上と規定されていることから、「地階の階数が3」、「地階の階数2で地上の階数1」、「地階の階数1で地上の階数が2」などのいずれの場合も階数3であるため、法第7条の3等における検査対象である。

ただし、令第11条で改めて指定された特定工程が「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」とされたため、2階の配筋工事が無いものは対象外となる。

したがって、地階の階数1で地上階数2の場合は検査対象となり、地階の階数が2で地上階数1の場合は、対象外となる。

1.2 一号の特定工程

令第11条では、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」と指定されている。この場合に、2階の工事とされているため、工区を複数に設定したとしても、全ての工区の検査が対象となる。

また、特定工程が鉄筋の配置工事とされたため、対象の構造が限定されたことになる。すなわち、

床とはりの配筋工事がある構造ということから、次の構造方法が対象になると解釈される。

- ① 鉄筋コンクリート造(壁式RC造、壁式ラーメンRC造を含む。)
- ② 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ③ 補強コンクリートブロック造(2階の床及びはりの配筋工事がある場合に限る。)
- ④ 組積造(2階の床及びはりの配筋工事がある場合に限る。)
- ⑤ プレストレストコンクリート造
- ⑥ 鉄筋コンクリート造組積造(2階の床及びはりの配筋工事がある場合に限る。)

令第11条で「床及びはりの鉄筋の配置」とされたが、プレキャスト部材である場合は、配筋工事の時点が特定工程ではなく現場に部材が配置された時点となる。プレキャスト部材を含む場合には次の事項に留意する必要がある。

- (1) 2階の床及びこれを支持するはりとしてプレキャストコンクリート製品を配置し、それらを接合する工事の場合、建築基準法第68条の20第2項に規定する中間検査の特例を除き、工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程は、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事の工程となること。ただし、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事の工程がない場合は、当該製品を配置する工事の工程となること。
- (2) 2階の床及びこれを支持するはりであるプレキャストコンクリート製品について、部材の製造に関わる品質管理に関する各種の記録と、確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号)第4第3項第2号に定める確認に要した図書との整合性を把握するため、必要な書類を中間検査申請書の第四面に添付することを求め、中間検査時に当該内容を確認すること。この場合に必要な書類としては、ミルシートその他材料の品質を証する書類、工場における配筋の寸法・精度検査、コンクリートの製造、運搬、打設、養生等の試験・検査に関する書類、工場におけるコンクリート打設前の配筋の状況がわかる写真、プレキャストコンクリート製品の受入検査の書類等が想定される。(平成19年第1648号「プレキャストコンクリート製品を使用する工事の工程に係る中間検査について(技術的助言)」より)

1.3 法令改正等の際の経過措置と中間検査との関係

法令が改正された場合の経過措置においては、当該建築物が法施行前に確認済証が交付されている場合であっても、着工が法施行後であれば新法による基準が適用される。この場合においては、当該建築物の計画が新法に適合しているか否かが不明の状態にあると解釈せざるを得ない。したがって、法施行日前に確認済証を受けた建築物等の中間検査申請書が提出された場合には、次の方法で審査する。

- (1) 「中間検査申請書に記載された着工日」を確認して、法施行後の着工の建築物については、「建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうか確認できない場合」に該当するものとし、中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付する。通知書の備考欄に変更がある場合における計画変更の提出について記載する。
- (2) 建築主事等が定めた期限内に、申請者から計画変更の確認申請があった場合においては、建築主事等は工事が行われた建築物の部分及び敷地等の状況について実地に調査し、これを前提として当該申請について審査し、建築基準関係規定に適合している場合には、計画変更確認済証を交付するとともに中間検査合格証を交付する。

改正された建築基準関係規定が構造規定である場合で、構造計算の適合性判定を必要とする構造計算の方法を採用している建築物の場合においても、建築主事等が指定適合性判定機関等に判定を求めることはできない。従って、建築主事等が単独で構造計算の審査すべき事項及び判定すべき事項について審査・判定を行わなければならない。このため、審査・判定に相当の期間を必要とすることが予想される。

このような緊急の判断を要する場合においては、申請者が前もって信頼できる第三者機関の評定等の証明を取得しておくことにより、円滑な審査が期待できる。

なお、計画変更の確認申請について審査した結果、建築基準関係規定に適合していない場合は、建築主事等は計画変更確認済証及び中間検査合格証を交付せず、検査を行った者が指定確認検査機関である場合には、特定行政庁に対し、建築基準関係規定に適合しない旨の中間検査報告書を提出する。

【施行通知】

(建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)国住指第 1331 号)抜粋

完了検査において申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、追加説明書の提出を求めることとしたが(指針告示第 3 第 4 項第 3 号)、当該申請に係る建築物の構造計算が適正に行われているかどうかについて、本来、構造計算適合性判定を求めるべきである場合においては、申請者に対して、指定構造計算適合性判定機関又はこれと同等の審査能力を有する第三者機関の評価を受けることを求めるなど、厳正割適確な対応を講じられたい。

一方、中間検査において申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付し、当該通知の備考欄に、計画変更確認に手続きが必要であると認められる場合にあつては、その旨を記載することとした(指針告示第 4 第 4 項第 3 号)。

(建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)国住指第 1332 号)抜粋

(施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等)

当初の確認申請の図書及び書類において、

- ① 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合(例えば、施工時に杭基礎に一定の範囲内でずれが生じても構造耐力上支障がないことがあらかじめ確かめられている場合に又はこの範囲を超えてずれが生じたときに必要な補強方法があらかじめ検討されている場合等)
- ② 基準法第 68 条の 26 の規定に基づく構造法統の認定を受けた材料や工法(鉄骨材料や基礎杭等)を当該構造方法等の認定を受けた他の同一仕様のもにに変更する場合

にあつては、確認審査及び構造計算適合性判定において、当該変更の内容を含めて審査し、確認済証を交付することができる。

この場合において、当該変更内容範囲内で施工が行われている限り、当該事項に係る計画変更確認の手続きは要せず、当該事項以外の計画変更の申請等の適切な機会に当該事項に係る対応結果について報告を受けるものとする。

なお、中間検査申請時までには、当該報告を受けていない場合にあつては、中間検査申請書の第 4 面の備考欄への記載又は別紙の添付により、当該報告を受けるものとする。

(検査におけるその他の方法)

指針告示第 3 第 3 項第 2 号及び第 4 第 3 項第 2 号に規定する「その他の方法」としては、例えば、鉄骨造の溶接部分、高力ボルトの接合部分及び鉄筋の圧接部分について欠陥の有無、締め付け不良等を検査する際に、必要に応じて、非破壊検査等工事監理時に行った検査結果の資料を求めることなどが該当する。

2. 中間検査申請書の受理時の審査

(1) 添付図書の確認

施行規則第4条第1項に規定する申請書について、必要な図書が添付されていることを確認する。

書類（規則4条1項）	備考
中間検査申請書	
軽微な変更説明書（5号）	申請書第3面に軽微な変更の概要が記載されている場合
委任状（7号）	
建築士免許の写し（8号）	
当該建築物の計画に係る確認に要した図書（1号）	直前の確認を申請した建築主事に対して中間検査申請を行う場合は、不要
内装仕上げの部分を写した写真（2号）	
法第7条の5の適用を受ける場合で、特定行政庁が必要と認めて指定した工程終了時の施工時の写真（3号）	
都市緑地法第43条第1項の認定に係る認定書の写し（4号）	
特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類（6号）	

(2) 記載事項の確認

図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確認する。

相互の整合を確認する書類（規則4条1項）	備考
中間検査申請書 委任状（7号） 建築士免許の写し（8号） 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（1号）	
軽微な変更説明書（5号） 中間検査申請書 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（1号）	中間検査申請書第3面の「軽微な変更の概要」との整合性を確認
内装仕上げの部分を写した写真（2号） 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（1号） 軽微な変更説明書（5号）	
法第7条の5の適用を受ける場合で、特定行政庁が必要と認めて指定した工程終了時の施工時の写真（3号） 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（1号） 軽微な変更説明書（5号）	
法第7条の5の適用を受ける場合で、特定行政庁が必要と認めて指定した工程終了時の施工時の写真（3号） 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（1号） 軽微な変更説明書（5号）	
都市緑地法第43条第1項の認定に係る認定書の写し（4号） 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（1号） 軽微な変更説明書（5号）	

特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類（5号） 当該建築物の計画に係る確認に要した図書（1号） 軽微な変更説明書（5号）	
-----------------------------------------------------------------------------------	--

(3) 設計者等の資格等の確認

設計者の資格と申請された建築物の計画とを照合し、設計者資格に応じたものであることを確認する。

(4) 軽微な変更説明書の確認

「軽微な変更説明書」の記載事項について確認する。

確認内容	備考
変更内容が「軽微な変更」であることを確認する。	規則第3条の2
変更事項が、図書相互で整合していることを確認する。	
変更事項が建築基準関係規定に適合していることを確認する。	

3. 中間検査

(1) 中間検査の留意事項

- ① 検査は、大きく分けて、既に施工された部分の目視できない部分の検査（書類検査）と、現場で行う目視検査があるが、すでに施工された目視検査が部分の検査においては、検査申請書第4面の工事監理の状況欄に記載された事項及びこれを補完する添付資料並びに工事監理者の検査報告、施工写真等によって把握する。この場合、写真の撮影箇所や品質管理・検査等に関する資料等の添付内容については、事前に相互に調整しておくことが望ましい。
- ② 施行規則第3条の2に規定する軽微な変更（軽微な変更説明書に記載される事項）以外の計画変更確認申請を要する事項については、中間検査申請前に計画変更確認申請を行っておく必要があるが、検査において、確認に要した図書との不整合が認められ、その内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当しない場合には、中間検査においては、「追加説明書」による法適合性の検査は認められていないため、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の備考欄に計画変更確認申請を要する旨を記載した通知を行う。
- ③ 中間検査においては、「追加説明書」による法適合性の検査が指針告示上認められていない。これは、中間検査は建物の施工途中であるため、確認に要した図書との不整合等があった場合には、法令に従い計画変更確認申請を行い、確認に要した図書どおりに建物が施工される必要があるためである。施行通知では、中間検査で不整合が認められた場合においても、手続き上の不備はあるものの「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を出し、その際に備考欄に計画変更確認申請を提出するよう指摘することを認めている。この場合においては、直ちに工事を停止して申請し審査を受けなければならない。この場合において、構造計算が適合性判定を必要とする場合も通常の確認申請と同様であるので注意しなければならない。建築基準関係規定に適合すると判断された場合は、計画変更確認済証とともに中間検査合格証が交付され、その後に工事を再開する。

(2) 書類による検査

- ① 工事監理の状況（中間検査申請書第4面）、写真（規則4条2号及び3号）及び特定行政庁が規則で定める書類（規則4条6号）により、確認に要した図書のとおり実施されたものであることを確認する。

イ 工事監理の状況の確認

中間検査申請書第4面に記載される工事監理状況により法適合性を検査する。

各事項について、確認に要した図書との整合を検査し、不明確な点がある場合には追加説明書の提出を求めて法適合性を判断する。

工事監理状況については、チェックシート等を活用し、工事監理者等から各事項の報告を求めることが望ましい。

ロ 工事写真の確認

ハ その他の書類の確認（工事監理状況の法適合性の判断の用いることが望ましい書類の例）

- 杭工事等の施工報告書
- 鋼材のミルシート、コンクリートの圧縮強度試験結果資料
- 鉄骨工事の品質管理資料
- コンクリート工事の品質管理資料

(3) 軽微な変更説明書の確認

「軽微な変更説明書」の記載事項について施行規則第3条の2の規定に該当することを確認する。

(4) 目視等による検査

目視、簡易な計測機器等による測定又は動作確認その他の方法により、確認に要した図書のとおり実施されたものであることを確認する。

- ① 目視、簡易な計測器等による測定
- ② 動作確認
- ③ その他の方法（施行通知第1332号（検査におけるその他の方法）参照）

4. 中間検査合格証の交付

書類等の審査及び検査を実施した結果、建築基準関係規定に適合することを認めた時は、申請者に中間検査合格証を交付する。

5. あらかじめ確認申請時点で検討済みの計画変更内容

当初の確認申請の図書及び書類において、次の(1)及び(2)に該当する場合には、確認審査及び構造計算適合性判定の際に、当該対応方法の検討内容を含めて審査・判定して確認済証を交付しておくことにより、当該対応方法の範囲内で施工が行われた場合にあっては、計画変更確認申請を要しないこと、すなわちその都度、工事の停止を要しないことが施行通知1332号で示されている。このほか、(3)の場合も同様の考え方で対応する。

- (1) 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への補強方法などの対応方法があらかじめ検討されている場合（例えば、くい基礎の偏芯、くい長さの変更）
- (2) 法第68条の26の材料・工法（鉄骨材料や基礎ぐい等）の認定を受けたものを他の同一仕様の認定を受けたものに変更する場合
- (3) このほか、建築工事において、通常に発生し得るような変更等について、(1)と同様な対応が可能な場合（例えば、小ばりの配置変更、はり等の部材への設備配管による開口、）

これらの場合には、次のいずれかの時点で報告するものとする。

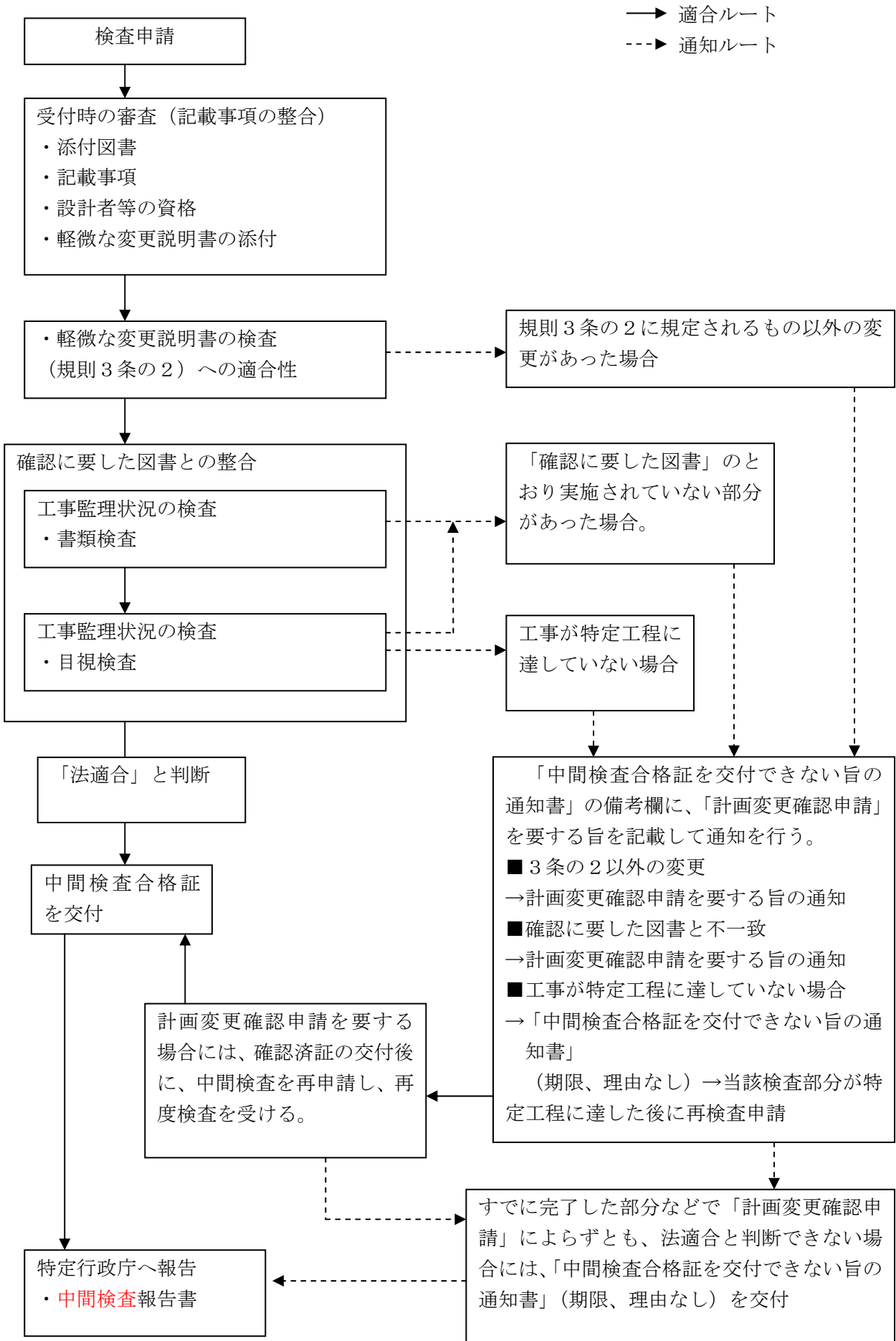
- a 他の計画変更確認申請時等の適切な機会に、計画変更確認申請の別添として、対応結果について報告書を添付する。この場合に、別添報告書には、構造計算等の検討結果及びその内容が部材断面等の変更を伴うものである場合には当該部分の図面を添えるものとする。
- b 中間検査時までに対応結果の報告を受けていない場合には、中間検査申請書の第四面（工事監理の状況）の備考欄への記載し、必要に応じて別紙計算書及び図面を添付する。この場合に、備考欄には、構造計算等の検討結果を記載し、部材断面等の変更を伴うものである場合には当該部分の図面を添える

ものとする。

6. 建築基準関係規定に適合しない場合の措置

中間検査を実施し、建築基準関係規定に適合しないと判断した場合には、指針告示第4第4項二号の「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付し、指定確認検査機関の場合には、特定行政庁への「**中間検査報告書**」にその旨を記載して報告を行う。

中間検査フロー



第4章 その他の運用等

第1 改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係（図書の扱いを含む）

改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係（図書の扱いを含む）												
(1) 着工が法施行前		6/20								<input type="checkbox"/> 確認申請 <input type="checkbox"/> 計画変更の確認申請 <input type="triangle-up"/> 着工 <input type="checkbox"/> 確認済証 <input checked="" type="checkbox"/> 計画変更の確認済証 <input type="triangle-up"/> 竣工		
	①	<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="triangle-up"/>	-----				<input type="triangle-up"/>				
	①'	<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="triangle-up"/>	-----				<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="triangle-up"/>			
		当初確認				計画変更				中間検査※ (法第7条の3第1項1号)		
		図書	指針	適合性判定	期間	図書	指針	適合性判定	期間			
	①	旧	無	不要	21日	-	-	-	-	不要		
	①'	旧	無	不要	21日	新	適用	不要	35日	必要		
(2) 着工が法施行後		6/20								※ 法第7条の3第1項第2号に規定する特定工程(特定行政庁が定める特定工程)に係る工事を終えたときは、従前どおり、中間検査の申請が必要。		
	②	<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="triangle-up"/>	-----				<input type="triangle-up"/>				
	②'	<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="triangle-up"/>	-----				<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="triangle-up"/>			
	②''		<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="triangle-up"/>	-----				<input type="triangle-up"/>			
	③		<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="triangle-up"/>	-----				<input type="triangle-up"/>			
	③'		<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="triangle-up"/>	-----				<input type="triangle-up"/>		
		当初確認				計画変更				中間検査※ (法第7条の3第1項1号)		
		図書	指針	適合性判定	期間	図書	指針	適合性判定	期間			
	②	旧	無	不要	21日	-	-	-	-	不要		
	②'	旧	無	不要	21日	新	適用	必要	35日	必要		
	②''	新	適用	必要	35日	-	-	-	-	必要		
	③	旧	無	不要	21日	-	-	-	-	不要		
	③'	旧	無	不要	21日	新	適用	必要	35日	必要		

1. 新構造基準の適用

平成19年6月19日までに着工している建築物には、新法の構造基準は適用されない。

一方、平成19年6月19日までに建築確認済証を取得した場合であっても、平成19年6月20日以降に着工する建築物は新法の構造基準が適用される。このような申請は、着工する前の平成19年6月20日以降に計画変更確認申請を行うことが望ましい。しかし、計画変更がない場合は、新法に適合しているか否かが不明なまま推移することになる。また、この場合に計画変更確認申請を行っていない建築物については、中間検査又は完了検査時に、中間検査申請書又は完了検査申請書の着工日の記載を確認し、着工日が法施行後である場合には、新法に適合しているか否かが不明なため、次の①又は②の手続きを行う。

- ① 中間検査合格証が交付できない旨の通知書を交付し、必要な場合は、計画変更確認申請の提出を求める。
- ② 検査済証が交付できない旨の通知書を交付し、追加説明書により新構造基準に適合していることの報告を求め法令の適合性を判断する。

2. 中間検査、完了検査の改正「確認審査等に関する指針（告示）（以下「指針告示」という。）」の適用について

平成18年6月21日公布された改正法の附則から、建築確認申請、中間検査申請、完了検査申請はそれぞれ独立した手続きであるため、着工の施行日前後に関わらずに、平成19年6月20日の法施行日以降の中間検査申請、完了検査申請は、新規則、指針告示の適用を受ける。

ただし、平成19年6月19日までに申請され、施行日をまたいだものは、規則、指針告示の適用を受けない。また、この扱いは特定行政庁が指定する中間検査についても同様である。

第2 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等（計画変更確認申請を要しない扱い）

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）抜粋

（施行の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等）

当初の確認申請の図書及び書類について

- ① 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合（例えば、施工時にくい基礎に一定の範囲内でずれが生じても構造耐力上支障がないことがあらかじめ確かめられている場合又はこの範囲を超えてずれが生じたときに必要な補強方法があらかじめ検討されている場合等）
- ② 基準法第68条の26の規定に基づく構造方法等の認定を受けた材料や工法（鉄骨材料や基礎杭等）を当該構造方法等の認定を受けた他の同一仕様のもにに変更する場合
にあつては、確認審査及び構造計算適合性判定において、当該変更の内容を含めて審査し、確認済証を交付することができる。

この場合において、当該変更内容の範囲内で施工が行われている限り、当該事項に係る計画変更確認の手続きは要せず、当該事項以外の計画変更の申請等の適切な機会に当該事項に係る対応結果について報告を受けるものとする。

なお、中間検査の申請時までには、当該報告を受けていない場合にあつては、中間検査申請書の第四面の備考欄への記載又は別紙の添付により、当該報告を受けるものとする。

1. 留意事項

- (1) 本扱いは、建築確認申請時に当該事項について構造図及び構造計算書の添付及び明示がない場合及び当該“あらかじめの検討”の範囲を超える等の場合には、当該変更については、法令上、計画変更確認申請を要する。
- (2) あらかじめの検討においては、確認申請時に添付される検討書の方法・条件が適切かどうかを審査する。くい芯ずれの例では数値を代入したものを参考として示しているが、容易なものについては計算式により方針を示す方法もある。この場合、施工時に測定された偏心距離を式に代入して設計された補強筋量の報告書により、当該あらかじめの検討で示された条件及び範囲内において算出されていることを審査する。
- (3) 施工時の報告において、確認申請時のあらかじめの検討に適合しないと判断される場合には、計画変更確認申請を要する。
- (4) あらかじめの検討においては、ここに示す事例にそつて他の方法においても用いることができるが、当該検討方法が適切であることを審査する。

2. 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合

(1) 建築確認申請時の扱い

- ① 本取扱いによる場合には、確認申請時に施行規則に定める添付図書及び明示すべき事項に従い、構造計算概要書の設計方針にその旨を記載し、かつ当該あらかじめの検討に関わる構造図及び構造計算書を添付する。
- ② 「施工上やむを得ず発生する可能性の高い変更」に該当するかどうか、及び事前の検討方法が適切であるかどうかについては、(3)及び(4)を参考に判断を行う。

(2) 確認済証交付後の報告方法

- ① 以下のいずれかのできるかぎり早い時期に報告を行う。
 - イ 当該施工後の後続工程工事前（例えば、杭のくい芯ずれを考慮した設計においては、当該杭の基礎梁の配筋前）
 - ロ 当該事項以外の計画変更確認申請時
 - ハ 中間検査時
 - ニ 完了検査時（中間検査の指定が無い場合又は中間検査以降に当該部分の施工を行う場合）
- ② 中間検査（中間検査がない場合には、完了検査）の申請時までに、当該報告を受けていない場合にあっては、中間検査申請書（完了検査申請書）の第四面の備考欄への記載又は別紙の添付により、当該報告を受けるものとする。
- ③ 本報告については、安全証明書の交付は要しない。

(3) 「あらかじめの検討」に該当する事例

- | | | |
|--------------------------|---|----------------|
| ① くい芯ずれを考慮した検討 | : | (4)に検討方法の例を添付 |
| ② くい長さの変更を見込んだ検討 | : | (5)に検討方法の例を添付 |
| ③ 小ぶり位置の変更を見込んだ大ぶりの検討 | : | (6)に検討方法の例を添付 |
| ④ 大きさの変更を見込んだスラブの検討 | : | (7)に検討方法の例を添付 |
| ⑤ はり貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討 | : | 3. ①に検討方法の例を添付 |
| ⑥ 壁開口の位置の変更を見込んだ検討 | : | 3. ②に検討方法の例を添付 |
| ⑦ スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討 | : | 3. ③に検討方法の例を添付 |

(4) くい芯ずれを考慮した検討方法の例

以下の方針に従い確認申請図書及び確認済証交付後の結果報告を行う。

① 確認申請時

構造計算方針として、③のイ・ロ又はイ・ハを確認申請図書の構造計算概要書等に記載し、④の計算例（構造計算書）のように具体的な計算方法の例示を構造計算書の一部として添付する。合わせて、⑤の構造図に対応方法があらかじめ検討されている旨と配筋方法等を記載する。

② 確認済証交付後の結果報告

確認済証交付後に当該変更となった報告が必要となった場合には、⑥の報告書にホの計算例に従い、変更となったくい芯ずれ量による各杭の検討結果説明書及び構造図（偏心量及び補強筋を記載した図面）を添付する。

③ 構造計算方針の記載例

イ 検討方針

本設計ではあらかじめ 100 mmまでのくいの芯ずれを見込んでおり、それ以上のくいの芯ずれが生じた場合には、柱断面に対して基礎ばりの剛性が十分に大きいことから、柱・杭間の基礎ばりのせん断力検討は行わず、基礎ばりのみで偏心による応力を負担できるものと考え、それぞれのくいの偏心により基礎ばりに生じる最大の応力を検討して必要な補強を行う。

本検討は、以下の適用条件を前提としており、これらがすべて満足されることを確認している

1。

1 断面やせん断応力度に余裕がない場合や、基礎ばりの剛性が小さい場合には、各くいの偏心応力を基礎ばりにおいて考慮し、詳細な応力検討を行う必要がある。また、2方向の芯ずれが生じ、くい頭のフーチングと柱が重ならないほどずれが大きくなった場合には、フーチングの配筋補強等の検討が必要となる。

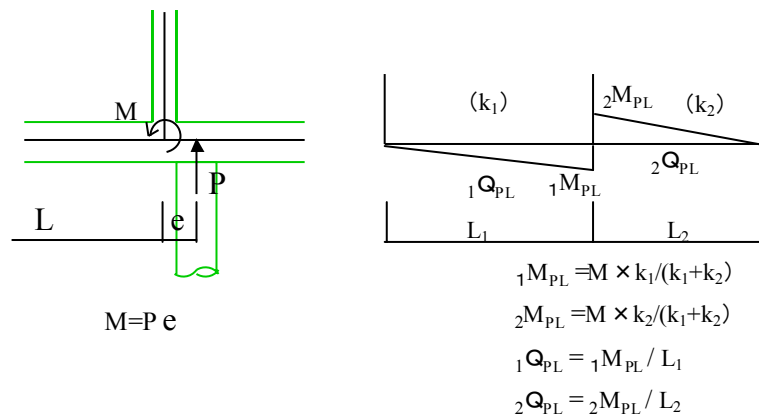
- i 基礎ばりの剛性が十分に大きい（柱に対する基礎ばりの剛比が5倍以上）。
- ii 偏心距離が300mm以下であり、かつ、くい頭のフーチングと上部の柱の水平投影面同士が概ね重なっている。
- iii 上部構造のメカニズム時に、基礎ばりにヒンジが生じない。
- iv 上部構造のメカニズム時に、浮き上がりを考慮しない。
- v はり幅（B）及びはりせい（D）が変わらないこと。
- vi 基礎ぐいの断面等の変更がない。

ロ 検討方法1²

i 応力計算

基礎ばりの剛比が柱の5倍以上であることを確認する。くいの芯ずれによる基礎ばりの応力は、長期軸力、地震時軸力に対して、それぞれ以下の方法により求める。くいの軸力をP、偏心距離をeとすると、偏心により基礎ばりに生じる曲げモーメントは、節点に偏心による曲げモーメントが作用し、左右の基礎ばりの剛比に応じて釣合う曲げモーメントが配分されると仮定する。

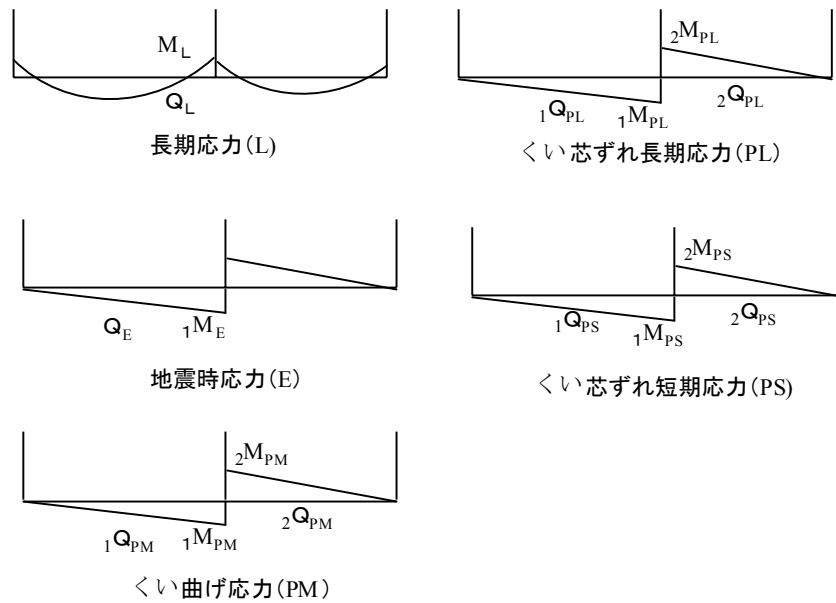
せん断力は部材端部の曲げモーメントにより決定される。ずれの距離はX方向、Y方向それぞれに求めるものとし、1本の柱下にくいが複数本ある場合には、くいの図心と柱心とのずれの距離を用いる。



ii 断面算定

くいと柱の芯ずれがない場合には、基礎ばりの断面算定は長期応力、地震時応力、くいと柱の芯ずれに起因する偏心曲げモーメントによる応力の3種類を組合わせて行う。芯ずれが生じた時は上記の方法により応力をもとめ、下記の応力の組合わせにより断面算定を行う。

²本来の応力状態は検討方法2の方が厳密な方法に近いと思われるが、くい径に比して、くいと柱の芯ずれの寸法があまり大きくない場合には、本項末尾に示した例でも分るとおり結果にほとんど差はなく、この検討方法でも差し支えない。



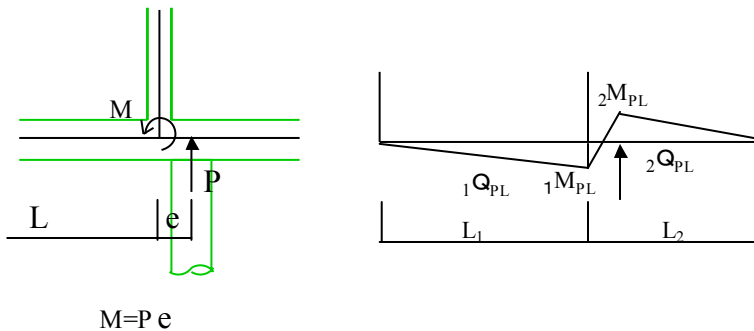
長期設計用応力：L+PL

短期設計用応力：L+E+PM+PS

ハ 検討方法 2

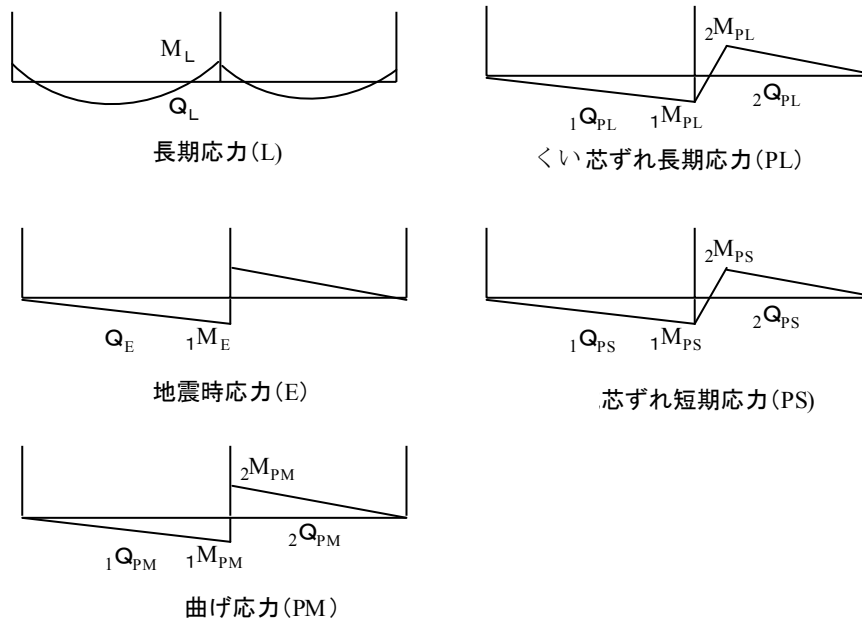
i 応力計算

くいの芯ずれによる基礎ばりの応力は、長期軸力、地震時軸力に対して、それぞれ以下の方法により求める。くいの位置を支点とした基礎梁の解析モデルを用い、くいの実際の位置に軸力 P を上向きに作用させて基礎梁の応力を求める。ずれの距離は X 方向、 Y 方向それぞれに求めるものとし、1本の柱下にくいが複数本ある場合には、くいの図心と柱心とのずれの距離を用いる。



ii 断面算定

芯ずれがない場合には、基礎梁の断面算定は長期応力、地震時応力、くい曲げによる応力の3種類を組合わせて行なう。芯ずれが生じた時は上記の方法により応力をもとめ、下記の応力組合わせにより断面算定を行う。



長期設計用応力：L+PL

短期設計用応力：L+E+PM+PS

④ イ～ニの検討方針に沿ってあらかじめ検討した計算方法の事例

- 内柱位置に配した場所打ちコンクリートぐい（P₂ ぐい、1500φ、R_{aL}=4,400KN、R_{aS}=8,800KN）が施工時に芯ずれした場合を想定して、あらかじめ検討しておく。
- 10cm、20cm の芯ずれを仮定し、検討しておいた例である。
- 基礎ばりの剛比が柱の 5 倍以上であること、その他「検討方針」で示した適用条件を満足することを示す（内容は省略）。
- 構造計算書 P.***より、P₂ ぐいの最大ぐい反力は X2 通×Y3 通で生じており、その値は以下の通り。
 - ・ 最大の長期ぐい反力 $P_{Lmax}=4,000KN$
 - ・ 最大の地震時ぐい反力 $P_{Kmax}=500KN$
- 構造計算書 P.***、P.***、P.***より、当該位置における基礎ばりの応力は以下の通り。
 (注：符号等は前述の図に示したものによる。)
 - ・ 長期曲げモーメント ${}_1M_L \doteq {}_2M_L = 1,100 KN \cdot m$
 - ・ 長期せん断力 ${}_1Q_L = 500KN$ 、 ${}_2Q_L = 520KN$
 : X2～X3 通間の G2 ばりのせん断力が大
 - ・ 地震時曲げモーメント ${}_1M_E \doteq {}_2M_E = \pm 1,300 KN \cdot m$
 - ・ 地震時せん断力 ${}_1Q_E \doteq {}_2Q_E = \pm 220KN$
 - ・ ぐいの地震時曲げモーメントによる応力
 - 曲げモーメント ${}_1M_{PM} \doteq {}_2M_{PM} = \pm 1,400 KN \cdot m$
 - せん断力 ${}_1Q_{PM} \doteq {}_2Q_{PM} = \pm 240KN$

以上により、X2～X3 通間の G2 ばりにおいて、X3 通側にくいの芯ずれが生じたものとして検討する。

G2 ばり諸元

$L_1=L_2=10.0\text{m}$ 、 $X1\sim X2$ 通間および $X2\sim X3$ 通間とも G2 ばりである。

$b\times D=600\text{mm}\times 1800\text{mm}$ 、 $d=1570\text{mm}$ (三段筋を想定)、 $j=1370\text{mm}$

内端：上端主筋：14-D29 (6+6+2)、下端主筋：8-D29 (6+2)

中央：上端主筋：8-D22 (6+2)、下端主筋：8-D29 (6+2)

外端：(本例では省略)

スターラップ：D13@150

・・・・・・[以上は検討方法 1、検討方法 2 共通]・・・・・・

[以下、検討方法 1 の場合の検討例]

○ くい芯ずれによる曲げモーメントは $M=P\cdot e$ であり、 $K1=K2$ であるので ${}_1M_{PL}={}_2M_{PL}=M/2$ である。検討は $X2\sim X3$ 通間で行う。

○ $e=100\text{mm}$ の場合

$${}_2M_{PL}=4000\times 0.1/2=200\text{KN}\cdot\text{m}、{}_2Q_{PL}=200/10=20\text{KN}$$

$${}_2M_{PS}=4500\times 0.1/2=225\text{KN}\cdot\text{m}、{}_2Q_{PS}=225/10=22.5\text{KN}$$

断面検定 (Fc27、SD345：図表は日本建築学会鉄筋コンクリート構造計算用資料集による。)

$$\text{内端上端：長期 } {}_2M_{DL}={}_2M_L+{}_2M_{PL}=1100+200=1300\text{KN}\cdot\text{m}$$

$$\text{短期 } {}_2M_{DS}={}_2M_L+{}_2M_E+{}_2M_{PM}+{}_2M_{PS}=1100+1300+1400+225=4025\text{KN}\cdot\text{m}$$

短期で決定する。

$$M/(bd^2)=4025\times 10^6/(600\times 1570^2)=2.72$$

図表より釣合い鉄筋比以下である。

$$at=M/(f_t\cdot j)=4025\times 10^6/(345\times 1370)=8520\text{mm}^2$$

$\Rightarrow 13.27\text{-D}29$ ・・・原配筋 (14-D29) で OK

$$\text{内端下端：長期 } {}_2M_{DL}={}_2M_L+{}_2M_{PL}=-1100+200=-900\text{KN}\cdot\text{m} \text{ (検定不要)}$$

$$\text{短期 } {}_2M_{DS}={}_2M_L+{}_2M_E+{}_2M_{PM}+{}_2M_{PS}$$

$$=-1100+1300+1400+225=1825\text{KN}\cdot\text{m}$$

短期で決定する。明らかに釣合い鉄筋比以下である。

$$at=M/(f_t\cdot j)=1825\times 10^6/(345\times 1370)=3860\text{mm}^2$$

$\Rightarrow 6.1\text{-D}29$ ・・・原配筋 (8-D29) で OK

せん断力検定

$$\text{：長期 } {}_2Q_{DL}={}_2Q_L+{}_2Q_{PL}=520+20=540\text{KN}$$

$$\text{短期 } {}_2Q_{DS}={}_2Q_L+2.0\times {}_2Q_E+{}_2Q_{PM}+{}_2Q_{PS}=520+440+240+22.5=1223\text{KN}$$

短期で決定する。

$$\alpha=4/(M/(Q\cdot d)+1)=4/(4025/(1223\cdot 1.570)+1)=1.29$$

$$f_s=1.5\times 0.76=1.14\text{N}/\text{mm}^2、w_{ft}=345\text{N}/\text{mm}^2、$$

$$p_w=2\times 127/(600\cdot 150)=0.00282$$

$$QA=bj\{\alpha f_s+0.5 w_{ft}(p_w-0.002)\}$$

$$=600\times 1370\times \{1.29\times 1.14+0.5\times 345\times (0.00282-0.002)\}$$

$$=1325\times 10^3\text{N}=1325\text{KN}>1223\text{KN} \text{ 原断面、スターラップにて OK}$$

○ $e=200\text{mm}$ の場合

$${}_2M_{PL}=4000\times 0.2/2=400\text{KN}\cdot\text{m}、{}_2Q_{PL}=400/10=40\text{KN}$$

$${}_2M_{PS}=4500\times 0.2/2=450\text{KN}\cdot\text{m}、{}_2Q_{PS}=450/10=45\text{KN}$$

内端上端：長期 ${}_2M_{DL} = {}_2M_L + {}_2M_{PL} = 1100 + 400 = 1500 \text{KN}\cdot\text{m}$

短期 ${}_2M_{DS} = {}_2M_L + {}_2M_E + {}_2M_{PM} + {}_2M_{PS} = 1100 + 1300 + 1400 + 450 = 4250 \text{KN}\cdot\text{m}$

短期で決定する。

$$M/(bd^2) = 4250 \times 10^6 / (600 \times 1570^2) = 2.87$$

図表より釣合い鉄筋比以下である。

$$a_t = M / (f_t \cdot j) = 4250 \times 10^6 / (345 \times 1370) = 8990 \text{mm}^2$$

⇒14.1-D29・・・原配筋（14-D29）に 2-D29 を追加すれば OK

内端下端：長期 ${}_2M_{DL} = {}_2M_L + {}_2M_{PL} = -1100 + 400 = -700 \text{KN}\cdot\text{m}$ （検定不要）

短期 ${}_2M_{DS} = {}_2M_L + {}_2M_E + {}_2M_{PM} + {}_2M_{PS}$

$$= -1100 + 1300 + 1400 + 450 = 2050 \quad \text{KN}\cdot\text{m}$$

短期で決定する。明らかに釣合い鉄筋比以下である。

$$a_t = M / (f_t \cdot j) = 2050 \times 10^6 / (345 \times 1370) = 4340 \text{mm}^2$$

⇒6.7-D29・・・原配筋（8-D29）で OK

中央断面等は、明らかに原断面、配筋にて OK であるため、ここでは検討省略。

せん断力検定

：長期 ${}_2Q_{DL} = {}_2Q_L + {}_2Q_{PL} = 520 + 40 = 560 \text{KN}$

短期 ${}_2Q_{DS} = {}_2Q_L + 2.0 \times {}_2Q_E + {}_2Q_{PM} + {}_2Q_{PS} = 520 + 440 + 240 + 45 = 1245 \text{KN}$

短期で決定する。

$$\alpha = 4 / (M / (Q \cdot d) + 1) = 4 / (4250 / (1245 \cdot 1.570) + 1) = 1.26$$

$$f_s = 1.5 \times 0.76 = 1.14 \text{N/mm}^2, \quad w_{ft} = 345 \text{N/mm}^2,$$

$$p_w = 2 \times 127 / (600 \cdot 150) = 0.00282$$

$$QA = b_j \{ \alpha f_s + 0.5 w_{ft} (p_w - 0.002) \}$$

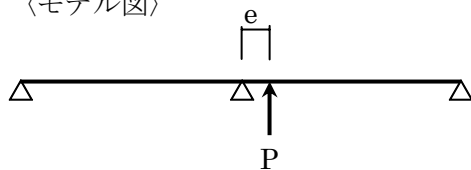
$$= 600 \times 1370 \times \{ 1.26 \times 1.14 + 0.5 \times 345 \times (0.00282 - 0.002) \}$$

$$= 1297 \times 10^3 \text{N} = 1297 \text{KN} > 1245 \text{KN} \quad \text{原断面、スターラップにて OK}$$

[以下、検討方法 2 の場合の検討例]

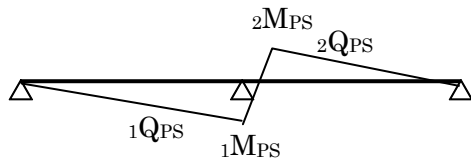
- 以下のモデルで応力解析プログラムにて応力を求める。e=200mm として求めた例を示す。
検討方法 1 の検討でも明らかな通り、短期で断面は決定するので、以下は短期の例を示す。

〈モデル図〉



$$P = P_{Smax} = 4,500 \text{KN}$$

〈応力解析結果〉



検討方法 2 結果	検討方法 1 より
${}_2M_{PS} = 455 \text{KN}\cdot\text{m}$	${}_2M_{PS} = 450 \text{KN}\cdot\text{m}$
${}_2Q_{PS} = 47 \text{KN}$	${}_2Q_{PS} = 45 \text{KN}$
${}_1M_{PS} = 435 \text{KN}\cdot\text{m}$	
${}_1Q_{PS} = 44 \text{KN}$	

上記の応力解析結果と、検討方法 1 により得られた結果はほとんど一致している。

よって、検討方法 2 における以後の検討事例の記述は省略する。

以上の検討結果（芯ずれを生じた側の上端主筋のみ追加）をもとに、あらかじめ構造設計図に、以下の補強仕様を明示しておく

⑤ 構造図表示例

くい芯の偏心に対する基礎梁鉄筋補強

くい芯

(-e の場合、補強筋は左右逆配筋とする。)

鉄筋補強量

	A部分	B部分	せん断補強
0 < 偏心 e ≤ 100	補強なし	補強なし	————
100 < 偏心 e ≤ 300	-D L=	-D L=	————
< 偏心 e ≤	-D L=	-D L=	

1) e が 300 mm 以下の場合の補強量は、あらかじめ行った検討方法に従って算出すること。
 2) e が 300 mm を超える場合の補強は、設計者の確認を得ること。
 3) 耐力壁付きの部分は、基礎梁に対する補強は原則として不要。

⑥ 確認済証交付後の報告について

参考として、次頁に報告書式を掲載する。

くい芯ずれを考慮した設計に関する報告

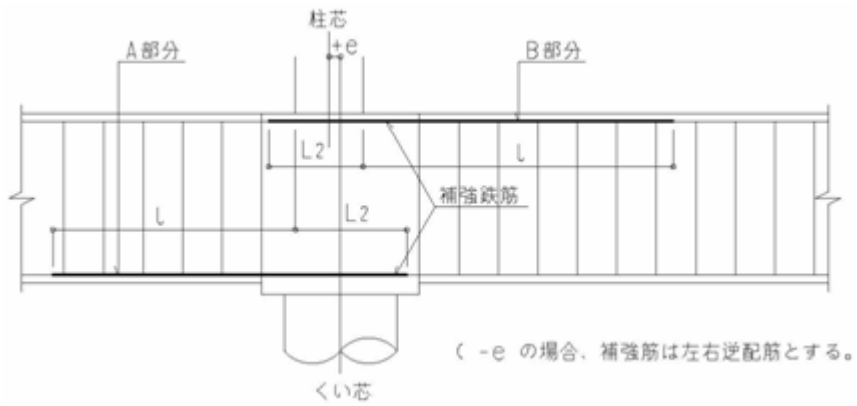
確認年月日		設 計 者 氏名等	
確認番号			
検査年月日		工事監理者 氏名等	
通知日			
申請者		工事施工者 氏名等	
建築場所		報告書を作成した者の 氏名等	

1. 建築確認申請時に添付した構造計算例、構造図に従い、杭の施工後に測定したくい芯ずれ量を代入した検討結果説明書及び以下の図書を添付し、下記の報告を行う。
- (1) 確認申請時の構造計算例に従った、当該検討結果説明書
 - (2) くい芯ずれの測定図（基礎伏図に記入したものなど）
 - (3) 変更前の補強仕様に基づき、補強した基礎ばりを基礎ばり伏図、軸組図等を用いて明示する。必要に応じ基礎ばり符号を追加・変更し、それに対応する基礎ばりリストを追加する。

2. 変更後（鉄筋補強量及び定着長）

※別紙に以下の内容を表記する。

くいの偏心に対する基礎梁鉄筋補強



鉄筋補強量

	A部分	B部分	せん断補強
$0 < \text{偏心 } e \leq$	$\cdot D \quad L =$	$\cdot D \quad L =$	
$< \text{偏心 } e \leq$	$\cdot D \quad L =$	$\cdot D \quad L =$	
$< \text{偏心 } e \leq$	$\cdot D \quad L =$	$\cdot D \quad L =$	

(5) くいの長さの変動を見込んだ検討方法の例

① 検討方針

地盤調査結果から、各くいの支持層の出現深度の変化を正確に予想することは一般に困難であり、くいの施工に伴う基礎底深さやくい長の変更は施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高いものと判断されるため、以下の方法を参考とすることができる。

一般的に、長いくいにおいて、先端支持層が同一な条件でくい長が長くなる場合には、摩擦力の増加により支持力が大きくなるが、水平力の検討におけるくい頭部の曲げモーメントの確認は必要となる。しかしながら、短ぐい等においては、この仮定が成り立たないケースが想定されるため、慎重な検討が必要である。

② くいの長さが変動した設計を確認申請時に見込む場合、通常は以下の検討が必要である。

イ 許容支持力の検討

ロ 基礎ぐいの引き抜き方向の許容支持力

ハ 水平力の検討

ニ くい体の許容応力度

③ 留意事項

本検討は、以下の場合には適用しない。

イ くい体及び上部構造の断面・配筋の変更を要する場合

ロ 上部構造のメカニズム時に、浮き上がりを考慮した場合

ハ 許容応力度計算時に、くいの摩擦力を浮き上がり抵抗力に考慮した場合（長くなる場合において自重のみを考慮した場合を除く）

ニ 短ぐい

④ 基礎深度やくい長の変更に伴う構造検討

イ 検討方法1（変更の許容値を明示した基礎設計）

i 支持地盤又はくいの許容鉛直支持力計算において、地盤調査結果から想定される地盤モデル（各地盤の層厚、想定地盤定数）による支持力計算等の後、支持層深度がある深さだけ変更となった場合（浅い場合 or 深い場合）の地盤構成を想定し、その条件で得られる設計を構造計算書に記載する。

ii くい基礎については、地震時の許容応力度設計で応力の変動が、工学的に無視し得る範囲として、「長いくい」と見なせる範囲内での変更に限定する。

iii 支持層が変わらない条件において深くなる場合の変更については、終局時に浮き上がりを考慮した設計が行われていないかぎり、一般的には、支持力の計算上は安全側の変更となるので、上部構造を含む全体の構造計算を要しないものとして扱うが、その旨を構造計算書と構造図の基礎またはくいリストに注記する必要がある。

iv 水平力については、適宜予想される変更長さに対する検討を行っておく。

v 基礎やくい先端深度が深くなることにより、許容支持力の増加することが必ずしも明らかでない場合には、本検討は適用しない。

ロ 検討方法2（変更による構造安全性の確認方法をあらかじめ提示した基礎）

i 構造計算書の基礎設計の項で、支持地盤に変化が生じた場合に行う基礎の構造検討において用いる支持力及び支持力算定式、地盤ごとに想定する地盤定数が、設計時点と同様であることを明示する。

ii 構造計算書では、変更時の構造検討の方針と適用条件を記載する。例）基礎深さあるいはくい長さの変更により、鉛直支持力が低下する場合には、検討対象となる各基礎の当初の設計用軸力に対して、変更後の鉛直支持力が上回ることを確認する。鉛直支持力が明らかに増加する場合にはその根拠を提示するのみで、その外の検討は適宜行う。この処理の適用範囲は、全てのくいの長さが、一律に変化する場合等で、地震時にくい頭部に生じる応力の影響に起因する

基礎梁の応力変動が生じない場合か、あるいは応力の増加が生じても一律の増加で、しかも基礎梁の許容抵抗力を上回らない範囲の増加である場合に適用する。

⑤ 確認申請図書への記載

この方法によって構造計算を行なった場合には、構造図の基礎またはくいリストに、基礎深度またはくい長さの許容できる寸法を明示する。

⑥ 報告について

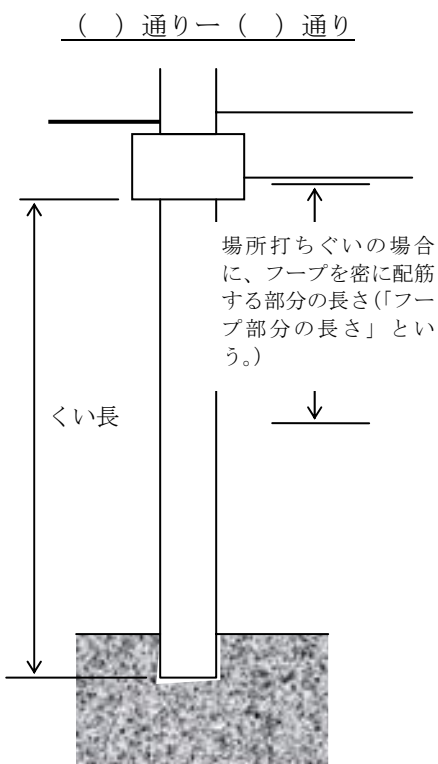
参考として、次頁に報告書式を掲載する。

くい長の変更等を考慮した設計に関する報告

確認年月日		設計者 氏名等	
確認番号			
検査年月日		工事監理者 氏名等	
通知日			
申請者		工事施工者 氏名等	
建築場所			

以下について、変更前、変更後を記載してください。

「実施工い長さをくい伏図の縮小コピーなどを利用して示し、代表的な検討を本書式に示す事でもよい。」



	くい長の変更の範囲 (m)	変更前 (数値)		変更後 (数値)	
1	0 ≤ ・ < 1.0	くい径		くい径	
		支持層根入れ		支持層根入れ	
		くい自重		くい自重	
		鉛直支持力		鉛直支持力	
		水平抵抗力		水平抵抗力	
		フープ部分の長さ		フープ部分の長さ	
2	1.0 ≤ ・ < 2.0	くい径		くい径	
		支持層根入れ		支持層根入れ	
		くい自重		くい自重	
		鉛直支持力		鉛直支持力	
		水平抵抗力		水平抵抗力	
		フープ部分の長さ		フープ部分の長さ	
3	2.0 ≤ ・	くい径		くい径	
		支持層根入れ		支持層根入れ	
		くい自重		くい自重	
		鉛直支持力		鉛直支持力	
		水平抵抗力		水平抵抗力	
		フープ部分の長さ		フープ部分の長さ	

くい種・工法名	支持力 (鉛直) の計算			支持力 (水平) の計算
変更前	短ぐいの有無	実長・ = () ≥ 5 m		βL = () ≥ 3 1/β = () m
	周面摩擦力の影響	Ra =	≥ 鉛直荷重 ()	
	負の摩擦力の影響	Ra =	≥ 鉛直荷重 ()	
	くい体の許容応力の影響			
変更後	短ぐいの有無	実長・ = () ≥ 5 m		βL = () ≥ 3 1/β = () m
	周面摩擦力の影響	Ra =	≥ 鉛直荷重 ()	
	負の摩擦力の影響	Ra =	≥ 鉛直荷重 ()	
	くい体の許容応力の影響			

(6) 小ばり位置の変動を見込んだ大ばりの断面検討方法の例

① 検討方針

小ばりの位置が変動することを想定し、その小ばりを支持する大ばり及び小ばりと並行する大ばりの断面算定にあらかじめその影響を見込む方法である。下記に示した②、③は代表的な検討例を示しており、このような内容が確認申請時に検討され、構造図及び構造計算書が添付されていることが必要である。いずれも小ばり配置のパターンと位置の変動分を想定し、その際に小ばりから大ばりに及ぼす荷重を集中荷重と想定して大ばり応力の変動分を検討し、その応力を考慮して断面算定を行なっている。応力の算定方法に特殊な配慮をしているが断面算定は通常の方法と同じである。応力算定と断面算定が連動しているプログラムにより一連の構造計算を行なう場合は、この方法による断面検討はプログラム内で自動的にには行えないので、別途の検討が必要となる。

② 検討方法 1

図1の1点集中荷重の場合（小ばりが1本で、小ばりの位置が左右に0.1L移動）、これらの小ばり配置による大ばり曲げモーメントの応力変動は最大1.05倍、せん断力の応力変動は最大で1.2倍である。したがって、本計算書では大ばりの長期曲げモーメントを1.1倍、せん断力を1.2倍の余裕をもって設計することにより、また、小ばりと並行方向の大ばりは荷重負担幅が1.2倍の変動となるので、曲げモーメント、せん断力とも1.2倍の余裕を持って設計することを条件として、小ばりの位置の変動はスパンの0.1Lを許容する。

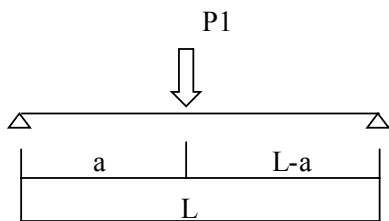


図1 1点集中荷重

$$\begin{aligned} a=0.4L \text{ の場合} &: M_0=0.24P_1 \cdot L, \quad Q=0.6 P_1 \\ a=0.5L \text{ の場合} &: M_0=0.25P_1 \cdot L, \quad Q=0.5 P_1 \\ a=0.6L \text{ の場合} &: M_0=0.24P_1 \cdot L, \quad Q=0.6 P_1 \end{aligned}$$

③ 検討方法 2

図2のような2点集中荷重の場合、これらの小ばり配置による大ばり曲げモーメントの応力変動は最大1.33倍、せん断力の応力変動なしである。したがって、本計算書では大ばりの長期曲げモーメントを1.33倍の余裕を持って設計することにより、また、直交方向の大ばりは荷重負担幅が1.33倍の変動となるので、曲げモーメント、せん断力とも1.33倍の余裕を持って設計することを条件として、小ばりの位置はスパンの0.3~0.4の範囲を許容する。

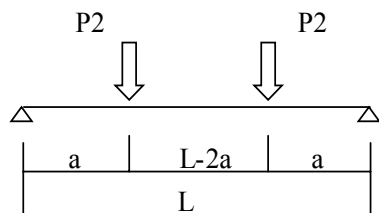


図2 2点集中荷重

$$\begin{aligned} a=0.3L \text{ の場合} &: M_0=0.3P_2 \cdot L, \quad Q=P_2 \\ a=0.4L \text{ の場合} &: M_0=0.4P_2 \cdot L, \quad Q=P_2 \end{aligned}$$

④ 確認申請図書への記載

この方法によって構造計算を行なった場合には、位置の変動寸法を記載した小ばりの断面名称、その変動の範囲を図面（伏図、小ばり断面リスト）に明示する必要がある。

⑤ 報告について

参考として、次頁に報告書式を掲載する。

小ばり位置の変動を見込んだ大ばりの断面検討の報告

確認年月日		設 計 者 氏名等	
確認番号			
検査年月日		工事監理者 氏名等	
通知日			
申請者		工事施工者 氏名等	
			追加説明書 を作成した 者の氏名等
建築場所			

以下について、変更前、変更後を記載してください。

小ばり 符号	位 置 図	寸 法
		A~B 寸法 (変更前) C 寸法 (変更後)
		A~B 寸法 (変更前) C 寸法 (変更後)

(7) 大きさの変動を見込んだスラブの設計の検討方法の例

① 検討方針

小ばりの位置が変動するなどの原因でスラブの大きさが変動することを見込んだ計算をあらかじめ行っておくものである。設定したスラブ断面に対して、想定した荷重、許容されるスパンに対して断面強度と使用上の支障が起こらないことの検討を行っておき、適用可能な荷重とスラブの大きさを検討しておくという方法を用いることができる。条件の設定を明示することに特殊な配慮が必要であるが、断面算定は通常の方法と同じである。

この方法によって構造計算を行なった場合は、許容されるスラブの大きさ、荷重の条件（部屋の用途）をスラブ断面リストに明示する必要がある。

② 報告について

参考として、次頁に報告書式を掲載する。

大きさの変動を見込んだスラブの設計の報告

確認年月日		設 計 者 氏名等	
確 認 番 号			
検査年月日		工 事 監 理 者 氏名等	
通 知 日			
申 請 者		工 事 施 工 者 氏名等	
			追加説明書 を作成した 者の氏名等
建 築 場 所			

以下について、変更前、変更後を記載してください。

床符号	位 置 図	寸法及び荷重
		変更前（用途 () ） ・許容されるスラブの大きさ A : mm B : mm ・許容されるスラブの荷重 N/m^2
		変更後（用途 () ） ・決定されたスラブの大きさ A : mm B : mm ・決定されたスラブの荷重 N/m^2
		変更前（用途 () ） ・許容されるスラブの大きさ A : mm B : mm ・許容されるスラブの荷重 N/m^2
		変更後（用途 () ） ・決定されたスラブの大きさ A : mm B : mm ・決定されたスラブの荷重 N/m^2

3. 仕様及び構造計算の範囲内において変更する場合

- (1) 建築確認申請時に、構造標準図等に当該仕様を記載し構造計算書を添付する。
- (2) 本検討において、各部材の断面及び配筋の変更を要する場合には適用せず、計画変更申請を要する。
- (3) 下記のとおり扱う。

① はり貫通孔の大きさと位置の変動を見込んだ補強設計

イ 扱い

はり貫通孔の位置・寸法は、確認申請時の伏図や軸組図に記載をするのではなく、従来、事務所協会や設計事務所等で作成されていた「構造標準図」などの仕様を構造図に記載し、当該構造計算書を添付することによりよい。

確認申請時にあらかじめ補強に係る構造計算が行われ、構造標準図等に記載された開口を許容する範囲、複数開口の間隔、補強方法が記載された範囲の変更については、無開口の梁の耐力と同等なものとして見なし、計画変更確認申請を要しないものとして扱う。技術評定等を取得している補強金物等においても、確認申請時にその仕様及び補強に関する構造計算を含む構造計算書が添付されている場合には、その条件内での変更は同様に扱う。

ロ 報告

当該同一仕様及び構造計算の範囲内の変更については、報告を要しないものとして扱う。

構造計算の範囲内の変更において、仕様のみ変更する場合は報告を行うこととする。

確認申請時の仕様及び構造計算と相違する変更については、計画変更確認申請を要する。

② 壁開口の位置の変動を見込んだ計算

イ 扱い

確認申請図書にあらかじめ記載された耐力壁の開口の変更は、構造計算及びモデル化において耐力壁の剛性・耐力が変わらない条件で位置が当該壁内で移動する場合には、計画変更確認申請を要しないものとして扱う。この場合、複数開口がある場合には、検討において留意する。

当該構造計算において、荷重等が増加しない範囲とする。

ロ 報告

当該条件内において、確認申請図書と変更になった場合には、報告を行うこととする。

③ スラブの開口及び段差

イ 扱い

確認申請図書にあらかじめ記載されたスラブの開口及び段差の変更は、構造計算及びモデル化においてスラブの断面及び配筋、スラブの開口補強筋が変わらない条件で変更する場合には、計画変更確認申請を要しないものとして扱う。

想定されるスラブの開口の大きさに応じた開口補強の仕様及び補強に関する構造計算を含む構造計算書が添付されていることを確認する。

当該構造計算において、荷重等が増加しない範囲とする。

ロ 報告

当該条件内において、確認申請図書と変更になった場合には、報告を行うこととする。

(4) 確認済証交付後の報告方法

① 報告が必要な場合には、以下のいずれかのできるかぎり早い時期に報告を行う。

イ 当該施工後の後続工程工事前（例えば、当該部材のコンクリートの打設工事前まで）

ロ 当該事項以外の計画変更確認申請時

ハ 中間検査時

ニ 完了検査時（中間検査の指定が無い場合又は中間検査以降に当該部分の施工を行う場合）

② 中間検査（中間検査がない場合には、完了検査）の申請時までに、当該報告を受けていない場合にあつては、中間検査申請書（完了検査申請書）の第四面の備考欄への記載又は別紙の添付により、当該報告を受けるものとする。

梁貫通孔の大きさと位置の変動及び壁開口の位置の変動を見込んだ計算の報告

確認年月日		設 計 者 氏名等	
確認番号			
検査年月日		工事監理者 氏名等	
通知日			
申請者		工事施工者 氏名等 追加説明書 を作成した 者の氏名等	
建築場所			

以下について、変更前、変更後を記載してください。

梁貫通孔の大きさと位置の変動を見込んだ補強設計 ※仕様を変更する場合	
変更前	※別紙のとおり
変更後	
壁開口の位置の変動を見込んだ計算	
変更前	
変更後	

4. 建築基準法第 68 条の 26 の規定に基づく構造方法等の認定を受けた材料や工法（鉄骨材料や基礎くい等）を当該構造方法等の認定を受けた他の“同一仕様”のものに変更する場合

当該認定書及び別添については、当初想定する 1 例の認定書及び別添を添付し、確認済証交付後に“同一仕様”の認定の変更となる場合には、計画変更申請を要しないものと扱う。

- (1) 大臣認定材料等を用いる場合には、確認申請時に設計内容と整合する認定書及び別添、指定書を添付しなければならない。この場合、代表となる認定書を添付し、同一仕様である複数の認定メーカーを列挙して記載してもよい（または、“同一仕様品”と記載し、当該添付する認定書が製品を指定するのではないことを記載するのでもよい）。これにより、確認済証交付後に当該変更となった場合には、変更となる事項を一覧表にし、認定書及び別添、指定書を添付して報告する。
- (2) 確認申請時にあらかじめ、他の同一仕様の変更がわかる場合には、その旨を記載することが望ましい。

当初の認定	変更となった認定	備考
〇〇認定書、認定番号	〇〇認定書、認定番号	認定書のメーカーのみの変更（材料） ※強度、寸法等は同一
〇〇認定書、認定番号	〇〇認定書、認定番号	認定の変更（鉄骨工場等）
〇〇認定書、認定番号	〇〇認定書、認定番号	合成スラブの変更 あらかじめ検討する範囲内におさまっている場合。

(3) 「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部」の図書省略大臣認定について

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）国住指第 2327 号」

第 6 大臣認定書の取扱いについて

② 「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部」に関する構造方法等の認定に係る認定書の写しの添付により、構造詳細図（具体的には、施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表一（は）項に掲げる構造詳細図及び同項の表二に掲げる建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 3 章第 5 節の規定が適用される建築物の構造詳細図（構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法のうち、当該工場において溶接された鉄骨の溶接部に係る図書に限る）の省略が可能となっている。従って、これらの構造詳細図が申請図書に含まれていない場合は、確認申請時に認定書の写しの添付が必要である。なお、これらが含まれている場合で確認申請時に認定書の写しの添付がない場合には、鉄骨製作工場が確定した段階において認定書の写しの提出を受けることにより、検査において、当該認定書の写しをもとに、建築物等の工事が確認に要した図書のとおりに実施されたものであるかどうかを確かめることとする。

① 確認申請時に、当該認定を受けた鉄骨製作工場が明らかな場合には、認定書、別添、指定書を添付する。

② 確認申請時には当該認定を受けた鉄骨製作工場が不明であるが、確認済証交付後に当該認定鉄骨製作工場を用いる予定がある場合には、以下による。

イ 確認申請時の記載事項及び添付図書

建築計画に応じた鉄骨製作工場グレードを記載し、合わせて当該認定書に代わる構造詳細図を添付する。構造詳細図については、従前から建築士事務所協会等の団体や個々の設計事務所において作成されていた「鉄骨構造標準図」等に下記の事項を補足する方法でよい。

i 品質管理

- 材料及び検査方法（超音波探傷試験、外観検査、マクロ試験等）
- 溶接接合（溶接技能者、溶接機器、溶接方法、溶接姿勢、溶接施工）

ii 溶接方法

- 溶接方法の仕様（隅肉溶接、部分溶け込み溶接。完全溶け込み溶接、フレーザー溶接等）
- 鋼構造種別による溶接方法（BOX型、冷間成形角形鋼管、+型、ト型、H型）
- 使用鋼材・板厚に応じた溶接方法
- 鋼材の種類及び溶接材料に応じた溶接条件（入熱、パス間温度等）
- その他（大臣認定材料等の溶接仕様等）

ロ 当該鉄骨製作工場が決定後の報告

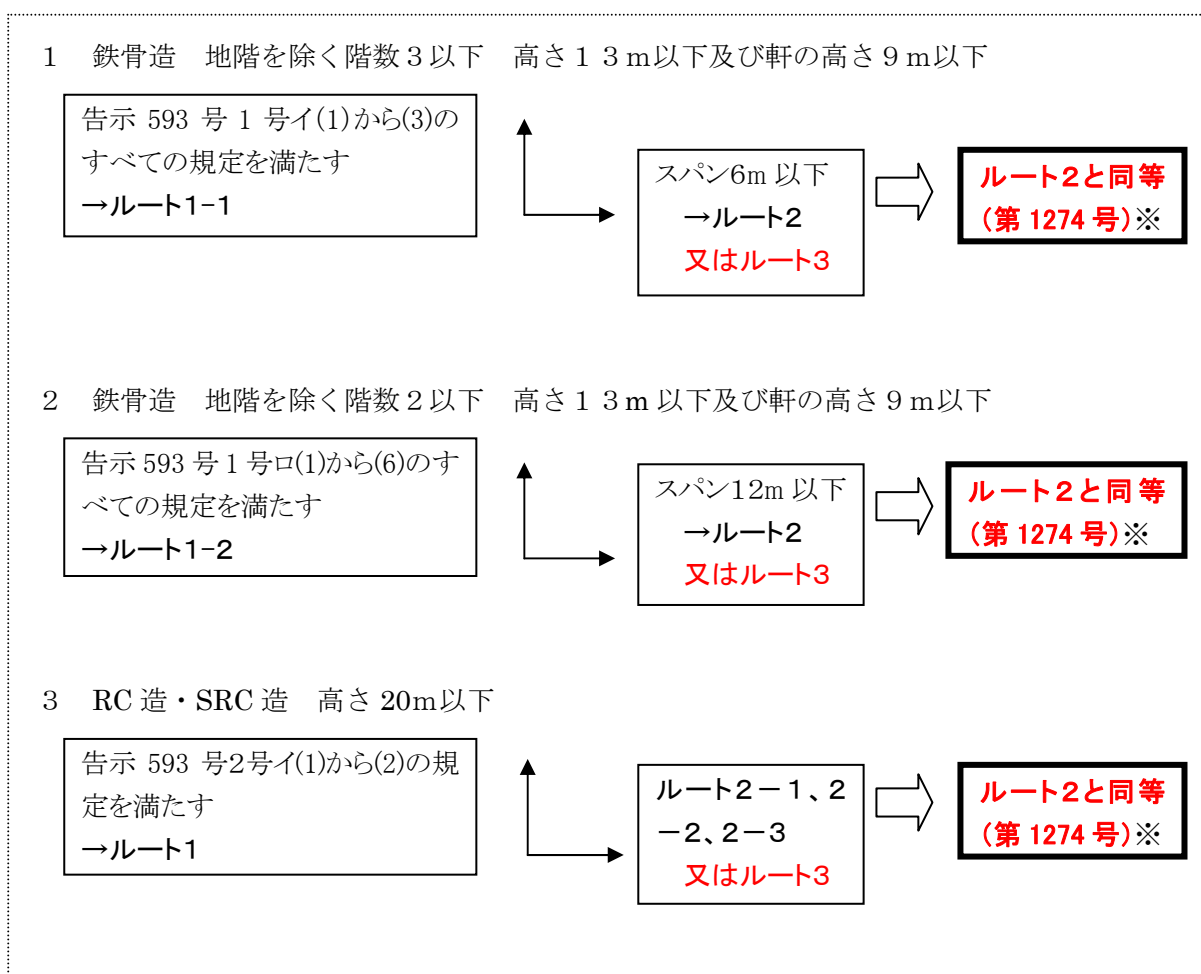
確認済証交付後に、鉄骨製作工場が決定した段階（鉄骨工事に着手する前が望ましい）で、当該認定工場の認定書、別添、指定書の報告を受け、確認申請時の計画（グレード）との整合を確認する。同時に、当該大臣認定が用いられた場合には、中間検査等においては、当該認定内容に応じて検査を行う（認定書の別添に記載されている内容については、検査が省略できるものと考えられる）。

第3 構造計算を各方向別に適用することについて(平成19年10月5日 平19国交告第1274号の解説資料)

1. 平19国交告第1274号+国住指第1335号の解説

平19国交告第1274号と、国住指第1335号(技術的助言)の“いずれかの方向により詳細な構造計算”を併せて適用することにより、ルート3とルート1の適用も可能となる。この場合、ルート1の方向も含めて、許容応力度等計算(令第81条第2項第2号イ)と同等以上の構造計算となり、構造計算適合性判定の対象となる。

ここでの令第81条各項は、高さ(第2項では31m超か以下か)に対する構造計算を規定しているので、高さが31m以下の建築物は令第81条第2項内での詳細な構造計算(ルート2→ルート3)を用いることができる。この場合、ルート3方向については、ルート2(壁量、偏心率、剛性率等)の規定を満たす必要はない。



※ 高さが31m以下であるので、技術的助言(国住指第1335号、1856号により一部改正)により、ルート2をルート3によることは可能であるが、これにより一方向にルート3を用いても、保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものという扱いにはならない(法令上は、両方向ルート3で計算されなければ、平19国交告第1274号として許容応力度等計算によるものとなる。)

※ 令第36条第2項第一号において、令第81条第2項第一号イに掲げる構造計算(保有水平耐力計算)による仕様規定の一部の適用除外については、当該同等計算においては適用できない(仕様規定を除外する場合には、両方向ルート3による必要がある。)

※ 当該同等計算において、方向別に限界耐力計算等と保有水平耐力計算との混用はできない。

※ 「告示593号1号イ(1)から(3)のすべての規定を満たす」とは、(1)のスパン6m以下

※ ルート1方向においての平19国交告第594号（保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件）で規定される構造計算の適用については、建物の計画により判断する。

判断例)

○ 鉄筋コンクリート造

- ・ 一般的な共同住宅のような耐力壁が十分に存在するルート1方向のラーメン部分についての柱はり接合部の検討は要しなくてもよい（“特別な調査研究”において適切と判断する）。

○ 鉄骨造

- ・ 桁行方向ブレース造（ルート1により $C_o \geq 0.3$ で計算）、張間方向ラーメン造の場合において、ブレース造部分は告示593号の規定のチェック（ルートのチェック）でよい。

2. 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）（平成19年6月20日付国住指第1335号。一部改正8月10日付国住指1856号）」の解説

(1) 構造計算の適用（建築物ごとに、令第81条各項を適用）

（助言本文）

建築物に適用する構造計算は、原則として建築物ごと（令第81条第4項に該当する場合は、それぞれの部分ごと）に判断する。

本助言以前は、「建築基準法施行令の一部改正（構造計算関係）について」（昭和56年5月1日付住指発第96号）における「構造計算を張り間方向及びけた行方向のように2方向以上について行う場合、それぞれの方向について異なる規定を適用することも妨げないものとする」等に基づき、方向別に構造計算の適用をすることが行われてきた（X方向ルート3、Y方向ルート1など）が、本助言において、原則として建築物ごと（令第81条第4項に該当する場合は、それぞれの部分ごと）に、令第81条第1項から第3項までに規定する構造計算を適用することが通知された（つまり、方向別に令第81条第各項を変えることはできない）。

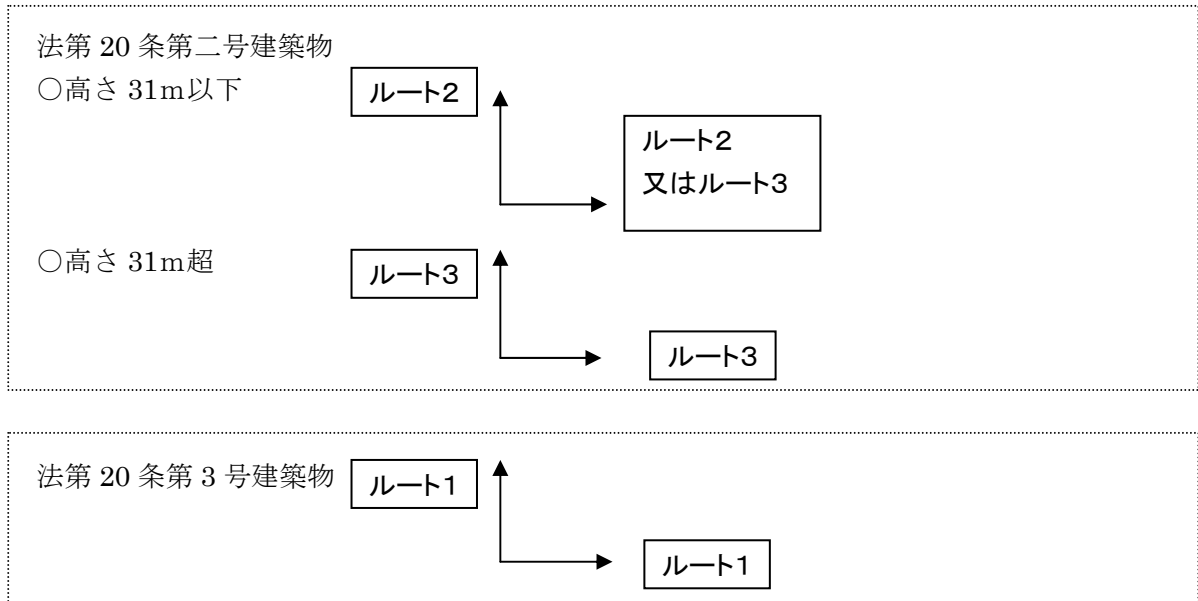
（助言本文）

ただし、各方向に許容応力度等計算又は令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算を適用することができる場合、いずれかの方向により詳細な構造計算を、すなわち、許容応力度等計算であれば保有水平耐力計算を、令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算であれば保有水平耐力計算又は許容応力度等計算を適用することができる（それらと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算についても同様）。この場合において、すべての階で同じ構造計算を行わなければならないものとし、さらに保有水平耐力計算を適用した場合においても仕様規定の一部を適用除外としてはならない。

(2) いずれかの方向への詳細な構造計算の適用

本助言は、前文の場合において、いずれかの方向に詳細な構造計算を行うことを認める通知である。「各方向に許容応力度等計算（ルート2）を適用することができる場合」とは、法第20条第二号・令第81条第2項により、高さが31m以下の建築物であれば、ルート2とルート3のいずれかを選択することが可能であるため、それぞれの方向について異なるルートを適用することもできる。

また、「令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算（ルート1）を適用することができる場合」とは、法第20条第三号・令第81条第3項に該当する建築物である場合に限定される。このため、本助言では、従来行われていた方向別の適用のうち、ルート1と「ルート1を適用できない方向のルート2又はルート3」の方向別の適用はできない。



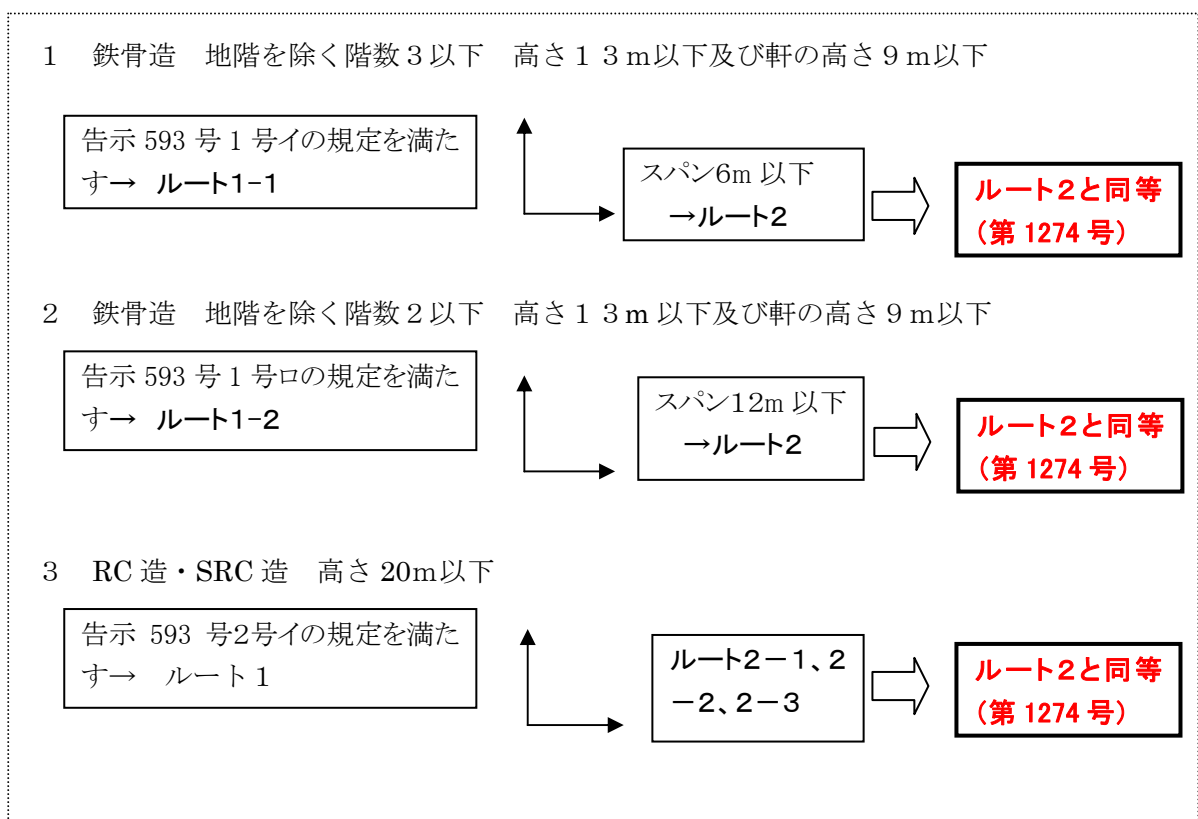
3. 「建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平 19 国交告第 1274 号）」

平 19 国交告 1274 号の解説（ルート 1 をルート 2 と同等とする）

1 の技術的助言により、ルート 1 を適用することができる建築物(例えば、各方向とも、平 19 国交告第 593 号第二号イを満たす建築物)については、ある方向にルート 2 又はルート 3 を適用することは認められるが、ある方向が同告示の規定を満たさない建築物（例えば、ある方向が、RC 造でルート 1 の壁量等を満たさない建築物）については、建築物全体にルート 2 又はルート 3 が適用されるため、同告示の規定を満たす方向（ルート 1 の方向）もルート 2 又はルート 3 を適用しなければならない。

そのため、平 19 国交告第 1274 号により、平 19 国交通告第 593 号の規定（ルート 1 の規定）を満たす方向にルート 1 を適用し、平 19 国交通告第 593 号の規定を満たさない方向にルート 2 を適用した構造計算が、建築物全体としてルート 2 と同等以上の構造計算とであると規定することで、それぞれの方向について異なるルートの適用を認めることとするものである。

なお、ルート 1 の方向も含めて、許容応力度等計算（令第 81 条第 2 項第二号イ）と同等以上の構造計算であるため、構造計算適合性判定の対象となる。



第4 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件(平成20年1月18日 平20国交告第37号の解説資料)、2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件(平成20年1月18日 平20 国交告第38号の解説資料)

告示 平20国交告第37号

二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 少なくとも一の建築物の部分について令第八十一条第二項第一号イ又はロに定める構造計算によるものであることとする。
- 二 第一号に掲げる建築物の部分以外の建築物の部分にあっては、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める構造計算によるものであることとする。
 - イ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第二号に掲げる建築物の区分に該当するものうち、高さが三十一メートルを超える建築物の部分 令第八十一条第二項第一号イ又はロに定める構造計算
 - ロ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第二号に掲げる建築物の区分に該当するものうち、高さが三十一メートル以下の建築物の部分（令第八十一条第二項第二号イに定める構造計算によって安全性を確かめる場合にあつては、令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する構造方法を用いたものに限る。） 令第八十一条第二項第二号イ又はロに定める構造計算
 - ハ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当する建築物の部分（令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する構造方法を用いたものに限る。） 令第八十一条第三項に定める構造計算

告示 平20国交告第38号

二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 少なくとも一の建築物の部分について令第八十一条第二項第二号イ又はロに定める構造計算によるものであることとする。
- 二 第一号に掲げる建築物の部分以外の建築物の部分にあっては、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める構造計算によるものであることとする。
 - イ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第二号に掲げる建築物の区分に該当するものうち、高さが三十一メートル以下の建築物の部分 令第八十一条第二項第二号イ又はロに定める構造

計算

ロ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当する建築物の部分 令第八十一条第三項に定める構造計算

〔解説〕

(1) 平 20 国交告第 37 号及び平 20 国交告第 38 号の解説

法第 20 条の適用は、構造規定も含めて法第 6 条第 1 項各号の「一の建築物」において取り扱うことになるため、例えばエキスパンションジョイントにより分割されていた場合であっても、「一の建築物」の規模又は構造が法第 20 条第二号に該当する場合には、「一の建築物」として全ての棟に令第 81 条第 2 項の計算である許容応力度等計算、保有水平耐力計算又は限界耐力計算を適用する必要がある。平 20 国交告第 37 号及び平 20 国交告第 38 号は、それぞれ令第 81 条第 2 項第一号イ及び第二号イの規定に基づき、構造計算上は別棟扱いとできる場合において、いずれかの棟を保有水平耐力計算又は限界耐力計算（平 20 国交告第 37 号の場合）若しくは許容応力度等計算（平 20 国交告第 38 号）、それ以外の棟をその規模又は構造に応じて構造計算を行うことができるものとしたものである。

ただし、構造計算の方法以外の規定については、「一の建築物」の法令に従う必要があり、そのため、以下の制限がある。

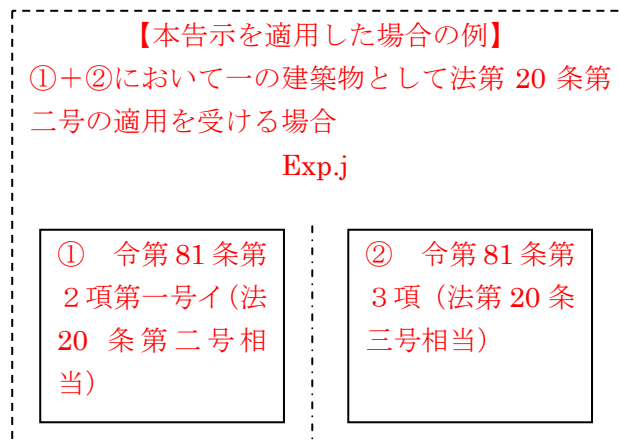
- ① 複数の棟に分割した結果、全ての棟が法第 20 条第三号に該当する（耐震計算ルート 1 を適用できる）場合であっても、いずれか一つの棟は「一の建築物」として必要と判断される耐震計算ルートを適用する必要がある。一例として、地上 2 階建て、延べ面積 300m² の鉄骨造建築物が 2 棟隣接していれば、「一の建築物」の延べ面積は 600m² となりルート 2 あるいはルート 3 を適用するものとして扱われ、片方の棟はルート 1 を適用できるが、いずれかの棟はルート 2 又はルート 3 の計算を行わなければならない。（告示第一号）
- ② 単体の建築物であれば、耐震計算ルート 1 であれば構造計算適合性判定を要しない場合であっても、本告示の適用を受け、いずれかの棟でルート 2 あるいはルート 3 を適用する際には、「一の建築物」全体が構造計算適合性判定の対象として、ルート 1 による棟も含めて構造計算適合性判定を求めることとなる。
- ③ 単体としては法第 6 条第四号に該当する（単体では構造計算不要な）棟についても、「一の建築物」として構造計算が必要な規模となる場合には、その棟についても少なくとも令第 81 条第 3 項の計算は行わなければならない。

(2) 「一の建築物」について

「一の建築物」の判断は、これまでの建築審査会及び判例からすると、機能上、構造上、外観上の一体性により判断され、また「構造上」については、Exp.j の有無にかかわらず、それぞれの構造体（建築物）が一体的に接続しているかどうか（意匠法令上の観点から一体的に接続しているかどうか）で判断されているものと考えられる。なお、「敷地」の定義としては、「一の建築物又は用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物の一団の土地をいう」とされている（令第 1 条第一号）。

(3) 平 20 国交告第 37 号（保有水平耐力計算）の例

本告示は、Exp.j 等を設けて別棟とした棟ごとに、令第 81 条各項各号の構造計算の適用を行うことができる規定である。



なお、本告示に加えて、それぞれの構造的な別棟ごとに、「構造計算を各方向別に適用することについて（平 19 国交告第 1274 号）」を適用することができる。

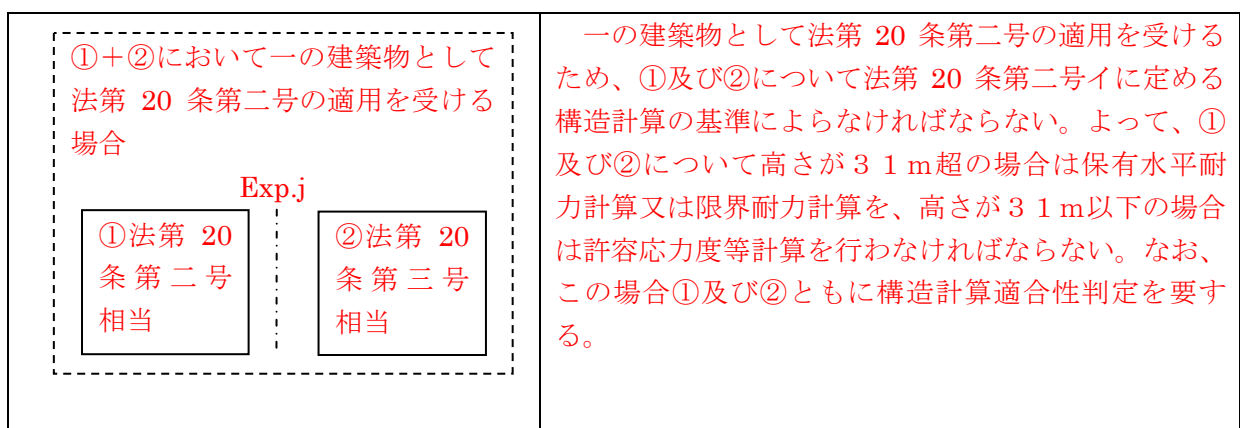
また、ケースごとの構造計算適合性判定の要否等の取扱いについては、「第 2 章 第 2 7. 構造計算適合性判定の要否の確認」を参照する。

(4) 本告示を適用しない場合の法第 20 条各号の適用について（法第 20 条の原則）

構造計算は、法令上「一の建築物」において法第 20 条各号の適用を受ける。そのため、本告示を適用しない場合には、以下の扱いとなる。

なお、本告示は、法第 20 条第一号建築物に適用することはできない点に注意を要する。

【本告示を適用しない場合の例】



第5 構造計算適合性判定機関への事前相談フロー

1. 課題

構造計算適合性判定については、すでに公表している「構造計算適合性判定の運用解説」をもとにして新設される JCBO 構造計算適合性判定部会を中心に実務的な判定ルールの検討がされると期待している。

法令上は、建築主事等の審査と構造計算適合性判定の判断に差は無いが、実務的にはそれぞれの実務経験や位置づけ等を考慮した分担が妥当で、建築主事等の羈束的な審査（法解釈）を、構造計算適合性判定員が工学的な判断部分を補う審査方法が効率的と考えられる。

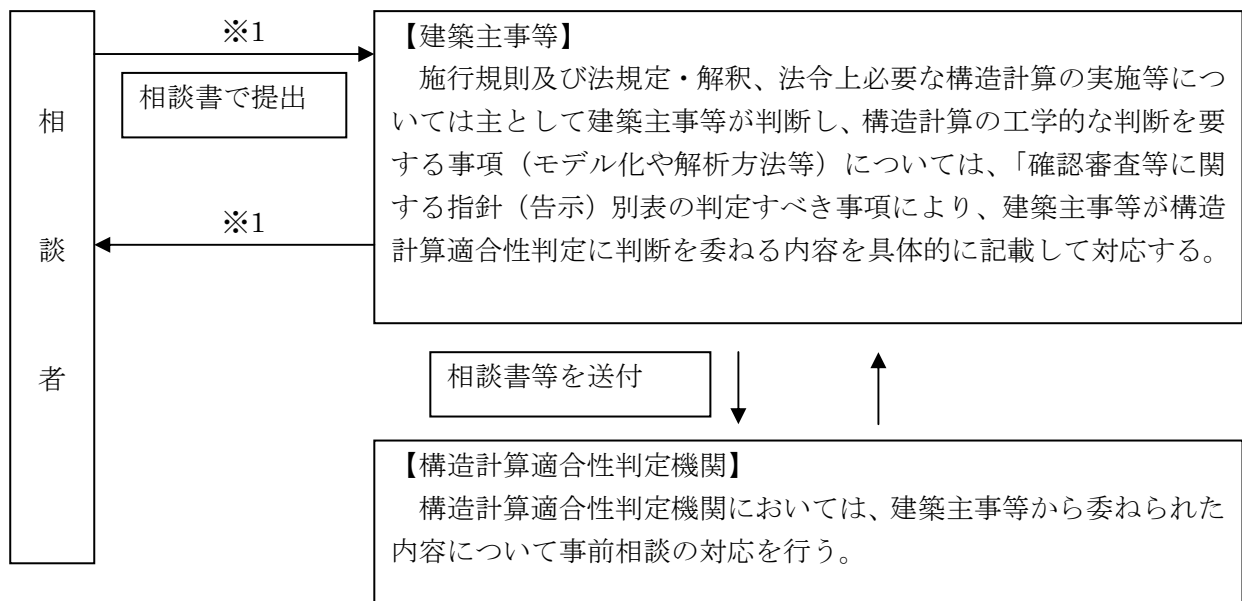
また、構造設計においては、個々の設計に応じて様々な判断・解釈が生じるため、建築主事等及び構造計算適合性判定の事前相談等は、建築主及び設計者からのニーズとして各機関において対応を検討していくことが必要と考えられる。

この事前相談においては、上記の実務的な分担からも、それぞれの役割で対応を行うことが望ましい。

2. 留意事項

- (1) 構造計算適合性判定機関への事前相談は、建築主事等が当該相談建築物の判定を求める判定機関が特定され、かつ原則として建築確認申請が当該構造計算適合性判定機関に求められる場合において、3.のフローにより対応する。
- (2) 事前相談においては、コンサル業務や設計方法等を示すことはできない。
- (3) 構造計算適合性判定機関への事前相談方法は、建築主事等が設計者から必要な資料及び相談事項を具体的に箇条書きにした相談書を求め、当該相談事項に対する回答についての建築主事等の見解（議事録等）の送付を受けて対応する。

3. 事前相談フロー



※1 事前相談においては、当該相談の内容が具体的に判断できる資料により、原則として建築主事等が対応し、建築主事等の相談の中で、構造計算適合性判定に判断を委ねる事項の抽出を行うことが望ましい。

第5章 資料

第1 参考様式

1. 構造計算適合性判定機関への確認結果報告書
2. 追加説明書（確認申請）
3. 追加説明書（完了検査）
4. 施工状況報告書（鉄骨工事）
5. 施工結果報告書（コンクリート工事）

第2 完了検査・中間検査の実務

1. 構造関係の検査の考え方
2. 中間検査時の留意事項
3. 完了検査・中間検査チェックシート
 - ・鉄筋コンクリート造
 - ・木造3階建て
 - ・鉄骨造

第1 参考様式

1. 構造計算適合性判定機関への確認結果報告書

様式（運用1）参考

構造計算適合性判定機関への確認結果報告書

第 号

平成 年 月 日

指定構造計算適合性判定機関名 様

特定行政庁又は指定確認検査機関名

建築主事名又は指定確認検査機関代表者名 印

建築基準法第 18 条の 2 第 3 項の規定により同法第 20 条第二号イ又は第三号イの構造計算について判定を受けた結果、同法第 6 条第 4 項、同法第 6 条の 2 第 1 項又は同法第 18 条第 3 項に規定する確認済証を交付又は同法第 6 条第 13 項又は同法第 6 条の 2 第 9 項の適合しない旨の通知を行ったことを報告します。

記

1. 確認等を行った建築物

- (1) 確認申請受付番号：
- (2) 建築物の名称：
- (3) 構造計算適合性判定受付日：

2. 確認結果

- 確認済証を交付した。
- 適合しない旨の通知を行った。
- 適合するかどうかを決定できない旨の通知（期限無し）の通知を行った。

【適合しない旨の通知を行った場合の理由】

(連絡先)

担当： 部 課 (氏 名)

TEL：

FAX：

メールアドレス：

4. 施工状況報告書（鉄骨工事）

様式（運用4）参考

鉄骨工事施工状況報告書

様

提出日 平成 年 月 日

I 一般事項

建築主	住所 (TEL)		氏名 (TEL)		氏名 (TEL)		氏名 (TEL)		氏名 (TEL)					
報告者	工事監理者	住所 (TEL)		事務所名 () 級建築士事務所 () 登録第 号		氏名 () 級 建築 士 () 登録第 号		氏名 () 級 建築 士 () 登録第 号		氏名 () 級 建築 士 () 登録第 号				
		工事施工者	住所 (TEL)		代表取締役氏名 () 級 建築 士 () 登録第 号		建設業の許可 () 登録第 号		氏名 () 級 建築 士 () 登録第 号		氏名 () 級 建築 士 () 登録第 号			
建築物・鉄骨工事の概要	設計者		住所 (TEL)		事務所名 () 級建築士事務所 () 登録第 号		氏名 () 級 建築 士 () 登録第 号		氏名 () 級 建築 士 () 登録第 号		氏名 () 級 建築 士 () 登録第 号			
	建築工事の名称													
	建築確認	平成 年 月 日 第 号												
	建築場所													
	主要用途		階数	地上 階/地下 階	延べ床面積	m ²								
	構造種別	S造・SRC造・他(造)		架構形式	X方向		Y方向							
	溶接長	m		鉄骨総重量	t	鉄骨単位重量	t/m ²	計算ルート	X方向		Y方向			
	構造耐力上主要な部分に使用した鋼材等の種類及び使用部位等	使用部位	鋼材の種類	使用重量	高力ボルトの種類及び接合方法等	種類・径等		接合方法		締付方法				
						トルシア型	S T・径 M	摩擦・引張		<input type="checkbox"/> トルクコントロール法				
						JIS型	F T・径 M	摩擦・引張		<input type="checkbox"/> トルクコントロール法 <input type="checkbox"/> ナット回転法				
						溶接亜鉛メッキ	F T・径 M	摩擦		<input type="checkbox"/> ナット回転法 (大臣認定品)				
	溶接継目の部位、鋼材の種類及び短期許容応力度の区分等	工事溶接	接合部位	鋼材の種類	溶接の種類	強度区分	現場溶接	接合部位	鋼材の種類	溶接の種類	強度の区分			
突合せ・すみ肉												F・0.9F	突合せ・すみ肉	F・0.9F
突合せ・すみ肉												F・0.9F	突合せ・すみ肉	F・0.9F
突合せ・すみ肉												F・0.9F	突合せ・すみ肉	F・0.9F
突合せ・すみ肉												F・0.9F	突合せ・すみ肉	F・0.9F
突合せ・すみ肉												F・0.9F	突合せ・すみ肉	F・0.9F
建築確認通知書と設計図書との照合		訂正箇所 (有・無)			設計図書の訂正 (確認済・未確認)									
建築確認後の変更事項	変更届の提出 (有・無) 届け出年月日 平成 年 月 日													
鉄骨製作工場名の現場表示板の設置期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで設置 (写真提出)												

工 事 関 係 者 住 所 ・ 氏 名	工事監理者 構造担当責任者	事務所名 住 所 資格・氏名	TEL ()	
	第三者検査機関 等(溶接部の受入 れ検査) ④1	受入検査機関等の名称 住 所 検査員資格・氏名	TEL ()	
	検査技術者(溶 接部以外の受 入れ検査) ④1	所 属 住 所 検査員資格・氏名	TEL ()	
	工事施工者 鉄骨工事責任者	建設会社名 資格・氏名		
	鉄 骨 加 工 場	名 称 住 所		
		<input type="checkbox"/> 大臣認定工場	工場のランク 認定(登録)年月日 平成 年 月 日 有効期限 平成 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 知事登録工場	認定(登録)番 号 第 号	
		溶接管理責任者	所属 氏名 資格	
	社 内 検 査	<input type="checkbox"/> 外 注	外注検査機関等の名称 住 所 検査員資格・氏名	
		<input type="checkbox"/> 社内検査部門	所 属 部 署 検査員資格・氏名	
添 付 書 類 等	<input type="checkbox"/> 鋼材等の裏書ミルシート <input type="checkbox"/> 鋼材等の流通経路を示す書類 <input type="checkbox"/> 溶接部の検査方向書(外観+超音波探傷) <input type="checkbox"/> 溶接部検査に関する契約書(写し) <input type="checkbox"/> 溶接部の強度試験成績書 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ボルト類の強度試験報告書 <input type="checkbox"/> 高力ボルト現場軸力導入試験報告書 <input type="checkbox"/> 高力ボルトの締付け検査報告書 <input type="checkbox"/> 合成スラブの施工状況報告書 <input type="checkbox"/> 露出型注脚施工管理報告書 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 工事監理契約書(写し) <input type="checkbox"/> 認定証・資格証(写し) <input type="checkbox"/> 鉄骨製作工場名の現場表示板の写真 <input type="checkbox"/> 各工程の工事写真 <input type="checkbox"/>	

④.1 溶接部を除く受入れ検査について、工事監理者が検査計画書及び検査依頼書に基づき依頼した技術者の所属、資格及び氏名等を記入する。

④.2, 3 参照

II 鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果

a. 検査等の項目		b. 実施した試験・検査等の方法 (実施した項目チェック)		c. 検査等の実施年月日			
				社内検査②		受入れ検査③	
				鉄骨加工 工場	工事施工者	工事監理者	検査機関等
① 工 場 製 作 時 に お け る 組 立 検 査	鉄骨加工工場の決定	<input type="checkbox"/> 書類審査 <input type="checkbox"/> 大臣認定等のランク確認 <input type="checkbox"/> 工場実地調査					
	鉄骨製作要領書	<input type="checkbox"/> 設計図書との照合 <input type="checkbox"/> 図書審査					
	溶接方法の承認	<input type="checkbox"/> 製作要領書審査 <input type="checkbox"/> 承認試験					
	溶接技能者の承認	<input type="checkbox"/> 資格証の確認 <input type="checkbox"/> 溶接条件と資格の適合 <input type="checkbox"/> 技量確認試験(実施・他工事資料参考)					
	使用鋼材等の受入検査	<input type="checkbox"/> ミルシートの確認 <input type="checkbox"/> 立会検査 <input type="checkbox"/> 鋼材判別器 <input type="checkbox"/> 材質試験 <input type="checkbox"/> ()					
	使用材料・製品等の受入検査 (高力ボルト, スタッドボルトその他)	<input type="checkbox"/> ミルシート確認 <input type="checkbox"/> 製品確認 <input type="checkbox"/> 立会検査 <input type="checkbox"/> ()					
	原寸検査等	<input type="checkbox"/> テープ合わせ <input type="checkbox"/> 床上原寸図 <input type="checkbox"/> 工作図審査 <input type="checkbox"/> 定規・型板検査 <input type="checkbox"/> ()					
	切断後の鋼材材質の確認	<input type="checkbox"/> マーキング確認 <input type="checkbox"/> 切板発注指示書確認 <input type="checkbox"/> 確認試験 <input type="checkbox"/> ()					
組 立 検 査	<input type="checkbox"/> 開口形状・角度 <input type="checkbox"/> ルート面・ルート間隔 <input type="checkbox"/> 肌すき, 食違 <input type="checkbox"/> 仕口部のずれ <input type="checkbox"/> 裏あて金・エンドタブ <input type="checkbox"/> スカラップ工法 <input type="checkbox"/> スカラップ形状・寸法 <input type="checkbox"/> 仮付け溶接 <input type="checkbox"/> 内ダイヤの取付け	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 溶接ゲージ <input type="checkbox"/> スケール					
	★以下の項目は, 2 節目以降の組立検査時に確認する <input type="checkbox"/> 予熱の方法と管理方法の確認 <input type="checkbox"/> 予熱温度チェック <input type="checkbox"/> バス間温度, 入熱量の管理方法の確認と管理の結果	<input type="checkbox"/> 製作要領書の確認 <input type="checkbox"/> 温度チョーク <input type="checkbox"/> ()					
鉄 骨 製 品 の 実 施 状 況	<input type="checkbox"/> ボルトの口径 <input type="checkbox"/> 孔心・孔間隔のずれ <input type="checkbox"/> 摩擦接合面の確認	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> ゲージ					
	<input type="checkbox"/> 部材の社内検査実施状況の確認 <input type="checkbox"/> 製品の社内検査報告書確認						
部 材 の 精 度	<input type="checkbox"/> 部材表面検査 <input type="checkbox"/> 部材表面検査 <input type="checkbox"/> 取り合い部検査 <input type="checkbox"/> スタッド溶接検査 <input type="checkbox"/> 高力ボルトの締め付け検査 <input type="checkbox"/> スラグ, スパッタの除去 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> ゲージ・スケール <input type="checkbox"/> 打撃曲げ試験					
	<input type="checkbox"/> 外観検査(精度, 表面欠陥) <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 溶接ゲージ <input type="checkbox"/> スケール <input type="checkbox"/> 超音波探傷検査(内部欠陥) <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input type="checkbox"/> ()						
溶 接 部 の 受 入 検 査 質	<input type="checkbox"/> 溶接部の社内検査報告書の確認 社内検査を実施したものの所属・資格・氏名 () ()	受 入 検 査 結 果 の ま と め	<input type="checkbox"/> 第三者検査機関による溶接部の受入検査報告書の確認 <input type="checkbox"/> 契約書等確認検査を実施した者の資格・氏名 () <input type="checkbox"/> 工事監理者が指定した「技術者」による代行検査報告書の確認 「技術者」の所属・氏名()				
	1 全数検査(検査数 合格数 合格率) (不合格部の補修箇所 補修方法)						1 抜き取り検査の場合は, 次の項目を記載して別に報告書を添付 ・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数

		2 抜き取り検査の場合は、次の項目を記載して別に報告書を添付する。 ・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数 ・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等					・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等 2 全数検査 (検査数 合格数 合格率) (不合格部の補修箇所 補修方法)
不具合の処置及び検査結果の考察							
② 現場工事時における検査等の実施状況	鉄骨工事施工要領書に承認	<input type="checkbox"/> 設計図書との照合 <input type="checkbox"/> 図書審査					
	溶接方法の承認	<input type="checkbox"/> 製作要領書審査 <input type="checkbox"/> 承認試験					
	溶接技能者の承認	<input type="checkbox"/> 資格証の確認 <input type="checkbox"/> 溶接条件と資格の適合 <input type="checkbox"/> 技量確認試験 (実施・他工事資料参考)					
	使用材料・製品の検査 (高力ボルト等)	<input type="checkbox"/> ミルシートの確認 <input type="checkbox"/> 現場軸力導入試験 <input type="checkbox"/> ()					
	柱 脚	<input type="checkbox"/> 柱据付け面の状況 <input type="checkbox"/> アンカーボルトの据付け状況 <input type="checkbox"/> 露出型固定柱脚の施工状況 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 設計図書との照合 <input type="checkbox"/> レベル <input type="checkbox"/> スケール <input type="checkbox"/> 注脚メーカーのチェックシート照合 <input type="checkbox"/> ()					
	建 て お 方	<input type="checkbox"/> 建入れ直し <input type="checkbox"/> 仮締めボルト <input type="checkbox"/> 倒壊防止措置 <input type="checkbox"/> 建て方精度 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 施工要領書等との照合 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> スケール <input type="checkbox"/> 下げ振り					
	ボ ル ト	<input type="checkbox"/> 摩擦接合面の確認 <input type="checkbox"/> 食違い・肌すき検査 <input type="checkbox"/> 1次締め後全数マーキング <input type="checkbox"/> 本締め検査 <input type="checkbox"/> 共廻り・締め忘れ検査 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> ゲージ <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 作業環境等 <input type="checkbox"/> 予熱の実施状況 <input type="checkbox"/> ルート間隔 <input type="checkbox"/> 食違い・仕口部ずれ <input type="checkbox"/> エンドタブ、裏当て金の施工状況 <input type="checkbox"/> 溶接部の外観検査 (精度・表面欠陥) <input type="checkbox"/> 超音波探傷検査 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 合成スラブの施工状況 (スタッド、焼き抜き栓溶接等) <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 溶接ゲージ <input type="checkbox"/> スケール <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 溶接ゲージ <input type="checkbox"/> スケール <input type="checkbox"/> 超 音 波 探 傷 試 験 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> ゲージ <input type="checkbox"/> 打撃曲げ試験 <input type="checkbox"/> スラブメーカーのチェックシート照合					
	溶 接 工 事	社内検査 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 省略 <input type="checkbox"/> 溶接部の社内検査報告書の確認 社内実施した者の所属・資格・氏名 () <input type="checkbox"/> 第三者検査機関による溶接部の受入検査報告書の確認 <input type="checkbox"/> 契約書等確認実施した者の所属・資格・氏名 () <input type="checkbox"/> 工事監理者が指定した「技術者」による代行検査報告書の確認「技術者」の所属・氏名 ()	受入検査結果のまとめ				
		1 全数検査 (検査数 合格数 合格率) (不合格部の補修箇所 補修方法) 2 抜き取り検査の場合は、次の項目を記載して別に検査報告書を添付する。					左記で社内検査実施の場合は、次の1, 省略の場合2とする。 1 抜き取り検査の場合は、次の項目を記載して別に検査報告書を添付する。

	・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等	・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等 2 全数検査（検査数 合格数 合格率） （不合格部の補修箇所 補修方法）
不具合の処置及び検査結果の考察		

④.2 左に掲げられた「a. 検査等の項目」欄の項目について、社内検査として実施した項目を「b. 実施した試験・検査等の方法」欄の項目から選んで、をチェックする。「c. 検査等の実施年月日」欄にこれらを実施した月日を記入する。

④.3 上記と同様に、3者がそれぞれの立場で、受入れ検査として実施した項目とこれらを実施した月日を記入する。このうち、工事監理者が自らの業務の一部を他者（本報告書様式第2面の「検査技術者（溶接部以外の受入れ検査）」欄に記載した技術者④.1参照）に依頼して、代行検査等に当たさせた項目については、**工事監理者の欄**に検査等の月日と当該「検査技術者」の氏名を記入する。

5. 施工結果報告書（コンクリート工事）

様式（運用5）参考

コンクリート工事施工結果報告書

様

提出日 平成 年 月 日

報告書	建築主	氏名 印	住所	電話		
	工事監理者	() 級建築士 () 登録第 号 氏名 住所 印 事務所名 電話				
	施工者	会社名 建設業の許可(大臣・知事) 登録第 号 住所 印 電話				
設計者	() 級建築士 () 登録第 号 氏名 住所 印 事務所 電話					
建築工事名称						
建築場所						
確認	確認年月日 平成 年 月 日 確認番号 第 号					
建築物の概要	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	階数	地上 階 地下 階	主要用途		構造	
計画報告書	提出済	提出日 (平成 年 月 日)	未提出			
指定研修	工事監理実務者	氏名 研修機関 () 登録番号 ()	連絡先	電話		
	工事施工管理実務者	氏名 研修機関 () 登録番号 ()	連絡先	電話		
	下請会社 下請工事施工者		住所	電話		
	下請会社 下請工事施工実務者	氏名 研修機関 () 登録番号 ()	連絡先	電話		
圧送従事者	変更の有無	無 ; 有	変更有の場合は、変更前・変更後を併記すること			
	氏名 研修・検定機関 () 登録番号 ()	会社名 及び住所				

圧送・配置計画						
〈配筋検査〉 かぶり厚さの最小値 (c m)	部 位	土に接しない部分			土に接する部分	
	柱	屋外		屋内		
	屋根板	屋外		屋内		
	床板	下端		上端		
	はり	屋外		屋内		
	耐力壁	屋外		屋内		
非耐力壁	屋外		屋内			

注1) 工事終了後必ず提出すること。

注2) この報告書とともにコンクリート工事関係の報告書等（構造体コンクリートの圧縮強度試験結果報告書，ミルシート，圧接部試験結果報告書，その他）を持参のこと。

注3) 工事期間中に指定試験所で行った海砂を含む砂の塩分，山砂を含む砂の洗い，及び砂・砂利・砕砂・砂石の粘土塊量試験の試験結果報告書を別に添付し，この欄には最大値を記入。

注4) 工事期間中に行った塩化物測定の結果報告書を別に添付し，この欄には最大値を記入。

注5) 工事期間中に指定試験所で行った圧縮強度試験（昭和56建告第1102号）の結果報告書を別に添付し，この欄には平均値を記入。

注6) コンクリート工事に関する研修を特定行政庁が指定する場合は記入のこと。

第2 完了検査・中間検査の実務

1. 構造関係の検査の考え方

(1) 建築生産の特殊性と品質の確認

建築物が一般の工業製品と大きく相違する点は、同一の製品を多数生産するのではなく、それぞれ立地条件等が異なる敷地において、巨大な構造物を単品として現地生産することである。気象条件等に左右される現場において、構造・形状・規模・用途等の組み合わせが唯一のものを製作することから、多量に生産して、不具合があるものを除外し良品のみを出荷するという、管理された工場での製作とは全く異なる問題が生じる。つまり、既製の規格品を現場に設置する場合を除き、建築工事の不具合は、これを除去することが困難な場合が多く、修正又は補強して基準に適合させる必要があるという点である。したがって、その建築物の出来上がりの品質には、造り込みの過程での施工管理、品質管理・検査及び工事監理・検査の状況が大きく影響する。

(2) 建築主事等の検査方法

建築主事等は、構造関係の検査に限らず、完了検査や中間検査において、まず、集団規定・単体規定の全ての建築基準関係規定に適合していることを検査しなければならないが、これらについて、工事の全ての部分について悉皆的に実地検査することは膨大な手間と時間を要するため、事実上困難であり、かつ、合理的でない。検査申請書第4面の工事監理の状況欄及びこれを補完する資料等によって、次の①及び②の手法によって検査することが、効果的であり、合理的である。

- ① 検査申請書第4面の工事監理の状況欄及びこれを補完する資料等によって、工事監理・施工管理の状態を把握し評価する。
- ② ①の「監理状況の評価」に基づいて、建築主事等が実施する実地調査の密度を決定し、検査する。

(3) 目視できない部分の検査

仕上げ等で目視できない躯体部分(構造耐力上主要な部分等)が建築基準関係規定に適合していることを完了検査で判断する場合においては、全ての部分について、「工事監理の状況・施工管理の状況の把握とその評価」によらざるを得ない。したがって、少なくとも法令に明確に規定されている、使用した材料の規格・品質(法第37条)、コンクリートの材料・調合・強度(令第72条、第74条)、鉄筋継手の必要な性能(令第73条)、鉄骨溶接部の性能(令第67条)等に関わる試験・検査の状況等についての報告を受け、必要かつ的確なヒアリングを実施することが必要である。

なお、鉄骨造の例では、まず、工場で鋼材等を切断、組立て、溶接等による接合をおこなって柱・はり等の部材が製作される。これらを、工事現場に搬入し、高力ボルトや溶接により部材同士の接合を行って建て方工事を行う。

鉄筋コンクリート造の場合は、現場で鉄筋を組立ててコンクリートを打設する工事が主体であるが、近年は、プレキャスト化が進展し、現場では部材同士を接合して建て方工事を行うという、鉄骨工事に近いスタイルの工事が行われることも多い。

これらの工事を含めて、現場で施工されるという制約等から、精度の確保が難しく、工場での製作に比べてより大きな誤差等がさけられない。このため、現場において施工し、あるいは組立てや建て方を行う部分については、この誤差等を考慮して検査計画や不具合に対する適切な補修や補強方法があらかじめ検討されていることを確認する必要がある。

2. 中間検査時の留意事項

(1) 4日以内に検査

建築主は、「特定工程に係る工事が完了してから4日以内に中間検査を申請する」ことになっている。この「特定工程に係る工事の完了」の判断に当たって、次の事項を「受理の要件」とする必要

があると考えられる。

- ① 工事監理者が工事着工前に選任され、業務を行っていること。この場合に建築主と工事監理者との契約が交わされていることが望ましい。
- ② 工事監理者が監理業務を行い、必要な手直しがなされていること。
- ③ 設計変更があった場合は、計画変更確認申請等の必要な手続きがなされていること（②にも関連する）。
- ④ 「工事監理の状況（規則第4条の8、第26号様式第4面）」が適切に記載されていること。

この場合の合理的な運用方法として、受理時点での工事監理の状況の報告に対する審査は必要最小限とし、現場でのヒアリングの際に審査するという方法もある。

また申請書の受理前に、工事監理者等の関係者と特定工程の工事終了予定日等の連絡を密にし、検査の実施日を相互に調整しておく必要がある。この場合、中間検査申請書の受理に関する要件が形式的に不備であることにより、申請を受理できない場合でも、検査予定日の日程をあらかじめ調整しておくことは可能であると考えられる。

(2) 検査の内容と検査員の構成

検査の内容は、基本的には次の部分で構成される。

- ① 特定工程の部分の適合性確認
- ② 特定工程に関わる前工程の部分の適合性確認
- ③ ①②以外の部分の適合性確認（例えば特定工程が構造に関する工事であった場合は、意匠関係の敷地及び建築物に関する建築基準関係規定への適合性）

上記の①②の検査と③の検査を分担する検査員の構成を定めておく必要がある。

ただし、③の検査が敷地・接道関係と建築物の配置程度であれば、①②の検査と同時でなく前もって実施しておくなどの工夫も可能である。

(3) 検査の判定方法

検査は基本的に、最新の確認済証を受けた確認図書（確認に要した図書）と現場の照合となるが、「6. 構造関係の検査の考え方」で述べたように、検査時にすでに施工されているために目視等で確認できない部分の施工状況等については、申請書類の検査結果記録、工事監理状況報告（工事監理検査記録、施工者（元請）による工事検査記録）等の書類を検査する。

実務においては、通常、抜き取り検査の方法が適用されており、この場合に重要なことは、十分な品質管理と自主検査（社内検査）によって、検査対象部分がばらつきの少ない状態に保たれていることを確認することである。建築工事においては、これらの確認は工事監理者及び工事施工者（元請）が受入検査（製品の購入者による検査）を行うことによって担保することとしている。

建築基準法に基づく建築主事等による検査は、さらにこれらの工事監理者等による受入検査の信頼性を評価することにより、建築工事の施工状況の全体を把握し、この実態を書類検査及び実地検査によって照合することによって、法適合性を確認する。このために必要な工事監理者及び工事施工者の実施した受入検査が信頼できるものであるかどうかの「評価」が重要になる。この信頼性は、「検査技術」及び「検査システムの公正性の確保」の両面から評価することが必要である。

検査技術については、それぞれ関係する学会・協会等の規準・仕様書等がある（表）。また、検査システムの公正さについては、平成4年の品質確保通達及び平成11年の中間検査実施通達の考え方に基づいて「工事施工者が発注した試験・検査機関による試験・検査成績書・報告書について、工事監理者が発注先や試験・検査方法、合否判定のルール、補強方法等について検討又は承認する」ことが重要である。

建築材料と関係規格・仕様書等

検査対象の材料・部位等	関係法令等	関係規格、関係学会・協会の規準・仕様書等
コンクリートの規格・品質	法 37 条	JISA5308-2003、日本建築学会「JASS5」
構造体コンクリートの強度等	令 74 条	日本建築学会「JASS5、JASS10」、プレハブ建築協会「高強度 PC 部材製造基準」
鋼材等の規格・品質	法 37 条、令 90 条	JISG3106(溶接構造用圧延鋼材)、JISG3138(建築構造用圧延棒鋼)その他、日本建築学会「JASS6」
鉄筋継手の品質	令 73 条、平 12 年告示 1463 号	JASS5、日本圧接協会「鉄筋継手性能マニュアル」、日本建築センター「鉄筋継手性能判定基準、鉄筋継手使用基準」
溶接接合部の品質	令 67 条、令 92 条 平 12 告示 1464 号	日本建築学会「JASS6 付則 6 鉄骨精度検査基準※、鋼構造溶接部の超音波探傷検査規準」、鉄建協ほか(建築研究所監修)「突合せ継ぎ手の食い違い仕口のずれの検査・補修マニュアル」 ※突合せ継ぎ手の食い違い等で、告示 1464 号に適合しない部分があることに注意を要す。
高力ボルト接合部の品質	令 67 条、令 92 の 2 条、平 12 告示第 1464 号、令 92 条、平 12 告示第 2466 号	日本建築学会「JASS6、高力ボルト接合設計施工指針」

実際の検査においては、チェックシート等を用い検査もれがないようにすることが望ましい。その例として、建築構造審査要領（平成 11 年版※ 日本建築行政会議）資料「中間検査実施マニュアル」に掲載されている各構造別検査チェックシートを基に、改正建築基準法に基づき改訂した各構造別のチェックシートを次に掲載する。これらのチェックシートは、工事監理者及び工事施工者が事前に確認していることを前提に作られている。

※ 「2007 年版 建築構造審査要領（日本建築行政会議）」として改訂出版の予定

3. 完了検査・中間検査チェックシート

3.1 チェックシートの使い方

このチェックシートは、完了検査及び中間検査のいずれにも用いることができる。チェックシートの建築主事・指定確認検査機関用の検査方法欄におけるAは「目視検査」、Bは「計測検査」、Cは「検査結果報告書による検査」を指している。各検査項目ごとに採用したA、BまたはCの検査方法の記号を○で囲む。この場合に、各検査方法を併用する場合は複数を○で囲む。

(1) 完了検査の場合

完了検査の場合は、建築主事等の検査欄のうちの「検査方法」が、ほとんど又は全て、C(検査結果報告書による検査)になる。中間検査を受けている場合には、当該中間検査に係る部分の報告事項を省略してよい。

(2) 中間検査の場合

中間検査は、次のいずれかの特定工程について実施する。その際に各構造ごとのチェックシートを用いて実施すると効率的に行うことができる。

① 令第11条で指定された特定工程

「1 鉄筋コンクリート造チェックシート」を用いる。

② 特定行政庁が告示等により指定した特定工程

指定の状況に応じて「1～3の各種構造ごとのチェックシート」を用いる。

3.2 各種構造ごとのチェックシート

(1) 共通事項

ここでは、改正建築基準法に規定された特定工程に該当する鉄筋コンクリート造の検査方法について、チェックシートとその解説を掲載する。

その他の構造については、チェックシートのみ掲載することとし、各項目に関する検査の詳細については、「2001年版 建築物の構造関係技術基準解説書」第10章中間検査の資料「中間検査実施マニュアル」を参考にされたい。

① 工事監理状況の確認

工事監理状況の把握は、特定行政庁が「施工状況等の報告」等を求めている場合には、それらを参考にして、施工管理及び工事監理の状況を審査し評価する。なお、詳細については、「2001年版 建築物の構造関係技術基準解説書」第10章中間検査の資料「中間検査マニュアル」に監理組織の状況や監理形態のケース別に記述されているので、それを参考とされたい。また、確認申請書及び添付図書との確認を行う必要がある。

② 敷地の状況確認

付近見取り図、配置図、敷地断面図、基礎・地盤説明書等により敷地の高低差、がけ（擁壁）等の状況に変更事項、不一致部分がないか確認する。

③ 基礎・地盤

イ 支持地盤の状況及び地耐力については、監理者からの報告書等により確認する。地盤改良を行っている場合には、その施工及び品質管理の状況についても同様に報告書等により確認する。
ロ 構造計算により確認された基礎の種類（独立基礎、布基礎、べた基礎、くい基礎）、形状及び寸法が確認図書のとおりか確認する。目視が不可能な箇所については、工事監理者からの報告書等により確認する。

ハ コンクリートの強度及び鉄筋の種類、配筋状況については、工事監理者からの報告書等によ

り確認する。

ニ 基礎に、地盤の不同沈下等による有害なひび割れがないことを確認する。

ホ 床下換気孔については、位置、大きさ及びねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況を確認する。開口補強筋については、監理者からの報告書等により確認する。

(2) 報告書等による検査

中間検査は、現地での目視検査又はスケール等による計測検査を行うことを原則としている。しかし、検査時における目視又は計測による検査が不可能又は必ずしも必須でない事項については、必要に応じ監理者に対し監理者が事前に確認した事項について、報告書、写真等により報告を求めることになる。また、完了検査の場合は、ほとんど又は全ての部分が工事監理者等の報告によることとなる。

報告書等による検査が適切と考えられる事例を次に示す。

① 検査時における目視又は計測による検査が不可能な事項

支持地盤の状況、地耐力の確認、基礎の鉄筋コンクリート部分の配筋及び形状等、既に施工が完了し隠ぺいされている部分並びに工程上検査時における目視又は主計測が不可能な事項

② 品質証明書等の確認による検査が妥当である事項

コンクリートの品質、鉄筋の種類、鉄筋接合部及び鉄骨溶接接合部の内部欠陥等の検査、木材の樹種等、接合金物等の規格、面材の規格及び防腐・防蟻処理の状況等、現場での目視又は計測では判断ができず、報告書等により判断することが合理的な事項

検査の最終的な判定は、法令の基準によるが、構造の種別等によっては法令そのものに具体的な記述がない場合がある。このような場合には、次のように対応する。

イ 確認申請書及び添付図書との照合を行い、これに不整合の部分がある場合にはその事実を指摘する（一次スクリーニング）。

ロ 指摘に関する対応（二次スクリーニング）。

ロー 1 指摘に対して、不整合の内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当する場合には、必要に応じて書類※を求めて照合を行い、軽微な変更と認められるものかどうかを確認する。（※1）軽微な変更として認められる場合には、軽微な変更説明書の添付を求める。

ロー 2 指摘に対して、不整合の内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当しない場合で、計画変更(※2)で対応可能な場合には、必要な計画変更にかかる確認に関する申請手続きを通知し、その内容が建築基準関係規定に適合することを確認した上で、計画変更確認申請の確認済証を交付し、変更部分の検査結果の法適合性を確認する。（※3）

ロー 3 指摘に対して、不整合の内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当しない場合で、建築主事等が定めた期限内に何らかの適切な説明がなされない場合は、建築基準関係規定に適合していることが判断できないため、「検査済証（中間検査合格証）を交付できない旨の通知書」を交付する。

※1 確認の申請書及びその添付図書のみでは照合できない部分については、法第12条第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書、構造計算書等の提出を求めて照合を行う。

※2 この場合に、仕様規定との照合により確認できる場合など、検査の現場において容易に法令との照合が可能な部分については、検査を実施した上で、その後に報告を求める等の対応が必要な場合も考えられる。

※3 計画変更確認申請が必要な場合は、再度審査の指針に基づき確認審査を行うこととなる。この場合、中間検査合格証が交付されるまでは、特定工程後の工程（以下「後続工程」という。）の工事を中断しなければならなくなるため、建築主はじめ工事関係者に与える影響が大きいので注意が必要である。

(3) 検査の結果と情報伝達

① 合格の場合

中間検査合格証を交付するケースとして次の場合が考えられる。

イ 確認申請書及びその添付図書に整合している場合

「中間検査合格証（規則第4条の10、第28号様式）」の交付を行うが、工事現場等で即答を要する場合は、口頭で工事監理者に伝えた後に交付する方法もあると考えられる。

ロ 不整合の内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当する場合

実地検査の際に工事現場等で不整合の内容が軽微な変更該当することが明らかな場合には、所要の手続きを行った場合、中間検査合格証の交付は可能である旨口頭で工事監理者に伝えることもあり得る。

ハ 形式的手続きのみが必要な場合

計画変更確認申請の手続きがなされることにより、建築基準関係規定に適合することが明らかであれば、手続き終了後に中間検査合格証を交付することになる。ただし、これらの情報伝達、手続き及び審査は、迅速かつ明確に処理する必要がある。

② 中間検査合格証が交付できない場合

①～ハのような形式的手続きのみでなく不適合部分がある場合については、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書（規則第4条の9、第27号様式）」を交付することになるが、実務上は次のような考慮が必要と思われる。

この場合は、特定工程後の工程（以下「後続工程」という。）の工事ができなくなるため、建築主はじめ工事関係者に与える影響が大きい。従って、「適合していない事項」、「適合していることが確認できない事項」及び「後続工程の部分」とを明確かつ具体的に指摘する必要がある。

工事現場では、工事監理者等に対して、口頭のみでなく文書などの確実な方法で指摘しておき、その上で、建築主等に対して第27号様式で通知するといった配慮が必要であろう。

イ 手直し工事

中間検査合格証が交付されない旨の通知書の交付を受けた工事中の建築物において、確認申請図書と一致するように手直し工事が行われる場合は、その手直し工事の完了時に改めて建築主からの中間検査申請に基づき、検査を行うものとする。

ロ 計画変更確認申請

中間検査合格証が交付されない旨の通知書の交付を受けた工事中の建築物において、建築計画の変更確認申請が行われ確認済証が交付された場合で、停止していた工事の状況のまま変更後の計画に一致すると申請者が判断した場合は、改めて中間検査申請書を提出し、建築主事等はこれに基づき、検査を行うものとする。

ハ 中間検査合格証が交付された工事中の建築物における中間検査後の計画変更

中間検査が交付された工事中の建築物において、計画変更確認申請が行われ、確認済証が交付された場合で、工事内容が、当該計画変更確認と異なる場合は、特定工程までの工事を、変更後計画に一致するようにやり直しの工事を行うものとする。そのやり直し工事の完了時点で、改めて建築主からの中間検査申請に基づき、検査を行うものとする。

(4) 検査結果の記録と検査結果の報告

検査結果については、新たに定められる検査結果記録の様式に基づき、検査を行った建築物の部分等に応じて検査結果を記録することが義務付けられた。

指定確認検査機関は、この様式を所管行政庁に送付するとともに、これを受理した所管行政庁は、指定確認検査機関がなした中間検査が意匠・設備・構造等全ての規定にわたり、法適合していること

を確認する。法不適合が判明した場合は、法第7条の4第7項の規定を行使することとする。

1 鉄筋コンクリート造【完了検査・中間検査※】チェックシート

※該当する検査を丸で囲むこと。

建築敷地の所在地	
確認年月日・番号	
建築主住所氏名	
工事監理者住所氏名	TEL
工事施工者住所氏名	TEL

検査項目	検査の判定基準・方法等			検査日付		建築主事・指定確認検査機関用			
				工事施工者	工事監理者	検査方法	検査結果		修正
	検査に用いる図書	判定基準	検査方法	A:目視検査 B:計測検査 C:検査結果報告書による検査	良 否	一次検査 合格否 月日 ^o	二次検査 合格否 ^o 月日 ^o	法令適合確認 月日	
① 工事監理の状況確認 全体 共通事項	中間検査申請書又は完了検査申請書 検査申請書の添付資料	規則第1条の3	検査申請書第4面「工事監理の状況欄」の記載事項を確認し、工事監理が適切に行われていることを確認			A・B・C			
	確認申請書・添付図書	規則第1条の3	建築工事の実況について確認申請書・添付図書との不整合部分の有無を確認			A・B・C			
敷地の状況確認	付近見取図、配置図、敷地断面図、 (指定工作物の擁壁がある場合は、指定工作物確認図書)	法第19条	敷地の高低差、がけ等の状況確認(指定工作物である擁壁がある場合は、指定工作物の確認及び検査済み証が交付されていることを確認)			A・B・C			
建築物の形状・寸法	各階床伏図、軸組図、構造詳細図、	令第3章第6節	a) 柱、はり、壁、床版の位置・部材スパン寸法の確認			A・B・C			
	構造詳細図	令第79条	b) かぶり厚さの確認			A・B・C			
使用建築材料の品	使用構造材料一覧表、構造詳細図	法第37条	c) 鉄筋の品質(JIS規格)の確認			A・B・C			

質	使用構造材料一覧表、 構造詳細図	法第37条	d) コンクリートの品質 (JIS規格適合、プレキャストコンクリートを除く) の確認			C			
	使用構造材料一覧表、 構造詳細図、施工方法 等計画書、検査申請書 の添付資料	令第74条、告 示第1102号	e) コンクリートの圧縮 強度試験結果が設計基 準強度以上であること			A・B・C			
② 設計地盤 の 確認 ・ 基礎 の 種類、 配筋	敷地断面図及び基礎 ・地盤説明書、基礎 伏図	令第38条、 令第93条 告示第1113 号	a) 支持地盤の位置、 種類、支持力等の確認 (地盤調査計画□有り □なし)			A・C			
	敷地断面図及び基礎 ・地盤説明書、基礎 伏図、構造詳細図	令第38条 令第73条 令第77条の2 令第78条	b) 基礎の種類、くい の工法、長さ、径、位 置、偏心による補強等 の確認 底版寸法、主筋の径、 本数、位置、定着等の 確認			A・B・C			
	基礎伏図、軸組図、構 造詳細図	令第38条 令第73条 令第78条	d) 地中ばりの断面寸 法、主筋径、本数、位 置、定着方法、継手(位 置、長さ)、あばら筋の 位置、径、間隔、形状、 偏心による補強等の確 認			A・B・C			
③ 一般階主 柱 筋 ・ 最上階主 筋 ・ 最下階主 筋 ・ 鉄筋の継 手等	各階床伏図、構造詳細 図	令第77条	a) 柱寸法、主筋の種 類・径・本数・配置(方 向)、			A・B・C			
	構造詳細図	令第77条	b) 2段筋の位置(間 隔)の確認			A・B・C			
	構造詳細図、	令第73条	c) 柱頭鉄筋の止まり 高さ、主筋の出隅のフ ックの確認 最上階の主筋のはりに 対する定着確認			A・B・C			
	構造詳細図	令第73条	d) 最下階の主筋の基 礎に対する定着確認			A・B・C			
	構造詳細図	令第73条	e) 主筋の継手の種類、 位置及び性能・品質の 確認(評定品の仕様確 認)			A・B・C			
	構造詳細図	令第73条	f) ふかしの大きさによ る配筋補強確認			A・B・C			

	帯筋	構造詳細図	令第77条	g) 鉄筋の種類・径・間隔・本数(副帯筋共)及び形状の確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第77条	h) 主筋絞り部, 折曲げ部の帯筋補強の確認			A・C			
		構造詳細図	令第77条	i) 仕口部分の帯筋の配置確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第77条	j) 第1帯筋と柱頭の拘束帯筋の位置確認			A・C			
		構造詳細図	令第73条	k) 帯筋のフック形状, 結束の確認			A・B・C			
④	はり主筋	基礎伏図、各階床伏図、構造詳細図	令第78条	a) はり断面寸法, はり主筋の種類・径・本数及び位置の確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第78条	b) 中吊り筋の間隔の確保, 長さ確認			A・B・C			
	定着・継手	構造詳細図	令第73条 令第78条	c) はり筋の定着長さ, 位置確認			A・B・C			
		構造詳細図、施工方法等計画書	令第73条、告示第1463号、 令第78条	d) 主筋の継手の種類、位置及び性能・品質の確認(評定品の仕様確認)			A・B・C			
		各階床伏図、構造詳細図	令第73条 令第78条	e) はり筋出隅部の鉄筋端部のフック確認			A・B・C			
	ふかし、貫通孔補強	基礎伏図、各階床伏図、構造詳細図	令3章6節	f) ふかし部分の補強方法が適切か、貫通孔補強の確認(評定品の仕様確認)			A・B・C			
	あばら筋	構造詳細図	令第78条	g) あばら筋の種類・径・間隔・本数(副あばら筋共)の確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第73条	h) あばら筋のフック形状, 結束の確認			A・B・C			
	片持ちばり	構造詳細図	令第73条 令第78条	i) 片持ちばり主筋の定着, あばら筋位置確認			A・B・C			
	小ばり	各階床伏図、構造詳細図	令第73条	j) 小ばり配筋の位置と定着確認			A・B・C			
⑤ 床版	床版配筋	各階床伏図、構造詳細図	令第77条の2	a) 床版厚さと支持条件, 寸法, 鉄筋の種類・径・間隔、位置の確認			A・B・C			
		各階床伏図、構造詳細図	令第77条の2	b) 主筋配置(短辺・長辺と折り曲げ配筋)の確認			A・C			

	定着、重ね継手	各階床伏図、構造詳細図	令第73条 令第77条の2	c) 定着と長さ と方法 (はり定着、隣接床版、 段差床版の定着)			A・B・C			
		各階床伏図、構造詳細図	令第73条 令第77条の2	d) 片持床版の定着と 上端筋位置確保(先端 壁有無)			A・B・C			
		構造詳細図	令第73条 令第77条の2	e) 継手の位置と長さ			A・B・C			
	補強筋等	構造詳細図	令第3章第6 節	f) 床版の出入隅部の 補強			A・B・C			
		構造詳細図	令第3章第6 節	g) 開口部補強配筋確 認			A・B・C			
		構造詳細図	令第3章第6 節	h) 階段部配筋と補強 筋確認			A・B・C			
⑥ 壁	壁筋	各階床伏図、軸組図、 構造詳細図	令第78条の2	a) 壁厚、鉄筋の径、 ピッチ、位置(土圧壁 主筋・階段受け筋)の 確認			A・B・C			
		定着・重ね継手	各階床伏図、軸組図、 構造詳細図	令第73条、令 第78条の2	b) 定着確認(はり、 柱、スラブ、壁定着)			A・B・C		
	構造詳細図		令第73条、令 第78条の2	c) 重ね継手の位置と 長さの確認			A・B・C			
	補強筋等 構造スリット	各階床伏図、軸組図、 構造詳細図	令第78条の2	d) 開口補強配筋確認			A・B・C			
各階床伏図、軸組図、 構造詳細図		令第3章第6 節	e) スリット(完全、 部分)の位置、形状及 び配筋確認			A・B・C				
⑦ その他 の 検 査 項 目	設備配管 等	各階床伏図、軸組図、 構造詳細図	令第3章第6 節	a) 設備配管等(CD 管等)の配置確認 及び部材の断面欠損の 検討			A・C			
		ガス圧接 継手	各階床伏図、軸組図、 構造詳細図	令第73条、告 示第1463号	b) 圧接部の長さおよ び膨らみの直径、圧接 面のずれ、鉄筋中心軸 の偏心量の確認			A・C		
	施工方法等計画書		令第73条、告 示第1463号	c) 圧接部の検査(引 張試験、超音波探傷試 験等)の検査箇所、検 査率、合格率等及び補 強箇所の確認			C			

特殊鉄筋 継手	各階床伏図、軸組図、 構造詳細図、施工方法 等計画書	令第73条、告 示第1463号	d) 評定工法の等級・ 仕様及び検査方法と検 査箇所、検査率、合格 率等及び補強箇所の確 認(A級ガス圧接・熱間 押抜き工法も含む。)			A・B・C			
	施工方法等計画書	令第73条、告 示第1463号	e) 評定品以外の継手 の仕様及び検査方法と 検査箇所、検査率、合 格率等及び補強箇所の 確認			A・C			
型枠・支 柱の取り 外し	施工方法等計画書	令第37条 令第79条	f) 型枠及び支柱の締 付け、清掃状況確認			A・C			
	施工方法等計画書	令第37条 令第79条	g) 打ち込み欠陥部等 の断面欠損の処理、型 枠等木片撤去補修確認			A・C			
既存打設 部分の状 況確認	基礎伏図、各階床伏 図、軸組図、構造詳細 図	令第3章第6 節	h) 基礎、柱、はり、 床板、壁の躯体寸法の 確認			B・C			
	施工方法等計画書	令第76条	i) 型枠支柱存置期間 の確認			A・C			
	施工方法等計画書	令第75条 令第76条	j) コンクリート打設 後の養生			A・C			
	施工方法等計画書	令第72条、令 第74条、告示 第1102号	k) コンクリートの調 合及び圧縮強度の確認			C			
⑧ 検査結 果及び処 置 検査結 果に 伴う 手続 き	1 検査申請書の提出直近の建築確認申請書確認。計画変更確認等の有無(<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし) 2 確認図書との不整合部分の有無(<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし) 3 不整合部分があった場合の措置(<input type="checkbox"/> 法令不適合 <input type="checkbox"/> 変更確認申請指示 <input type="checkbox"/> 軽微な変更処理) 4 法令不適合の場合の不適合通知処理年月日・処理番号 () 5 不適合通知後の処理 <input type="checkbox"/> 違反建築物として特定行政庁に連絡・通知 <input type="checkbox"/> 確認申請 6 変更確認申請指示の場合の措置 <input type="checkbox"/> 申請年月日・番号 <input type="checkbox"/> 完了検査・中間検査申請年月日・番号 7 軽微な変更処理の場合の措置 <input type="checkbox"/> 変更図面提出と再検査 <input type="checkbox"/> 仕様書等の再確認により適合(再検査なし)								
特定工程 後の工程 の指定	1 特定工程後の工程指定部分 2 指定年月日								

特定工程 後の工程 の指定解 除	1 特定工程後の工程指定部分 2 指定解除年月日
検査結果 の考察	

【RC造の検査の留意点】

鉄筋コンクリート造検査項目については、特定工程として指定された「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」についていわゆる現場打ち鉄筋コンクリート造を想定して作成している。他の工程指定の場合や特殊な構造又は工法については考慮していないので、別途作成することが必要である。

1) 検査の重要項目

鉄筋コンクリート工事の中間検査では、構造耐力上で重要な部分が確認図書のとおり施工されているかを重点的に検査する。

具体的な重要項目としては、次のような項目が考えられる。

- ① 法令、告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材の材質、サイズ、鉄筋径、本数、ピッチ等の確認
- ③ 鉄筋継手の種類、位置、長さ等の確認
- ④ 各部材接合部の定着方法及び定着長さの確認
- ⑤ 各部位の補強の状況確認
- ⑥ 特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

2) 検査の方法

検査方法としては目視による確認又はスケール等による測定での確認が考えられる。スケールによる測定では、2～3箇所測った後共通する部分については目視でよいものと考えられる。これは、中間検査の中で破壊検査等による適法性の確認をすることが技術的にも困難であり、経済的にも申請者に過大な負担をかけることになるため、原則として外部からの目視又は寸法測定等により適法性の確認を実施することで足りるものと考えられていることによる。

3) 報告書等

すでに検査の時点で施工されているなど、目視検査で判断できない部分については、施行通知 1332号に基づき、工事監理時に行った建築材料の規格・品質の確認、建築材料の強度等の試験、接合部等の品質確認試験等による検査の結果の提出を求める。

※例えば、鉄筋の規格適合を証明するミルシート等、庄接継手の抜取り引張強度試験結果、超音波探傷試験結果及び構造体コンクリート圧縮強度試験結果

4) チェックシートの各検査項目

検査に当たっては、各部位の検査に先だって工程全体の配筋状況を見直し、鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち、たるみ等がなく配筋されているかどうかを確認し、全体の施工状況を把握した上で以下の検査

を実施する。

① 全体、共通事項

・ 工事監理状況の確認

工事監理状況の把握は、特定行政庁が「施工状況等の報告」等を求めている場合には、それらを参考にして、施工管理及び工事監理の状況を審査し評価する。なお、詳細については、「2007年版 建築構造審査要領(日本建築行政会議)」資料「中間検査実施マニュアル」に監理者の状況や監理形態のケース別に記述されているので、それを参考とされたい。また、確認申請書及び添付図書との確認を行う必要がある。

・ 敷地の状況確認

付近見取り図、配置図、敷地断面図、基礎・地盤説明書等により敷地の高低差、がけ(擁壁)等の状況に支障がないか確認する。

・ 建築物の形状・寸法

a) 柱、はり、壁、スラブの位置・部材スパン寸法の確認(令第3章第6節)。

b) かぶり厚さについては、令第79条による規定で明確な数値が記載されているので、これが確保されているか確認する。

なお、参考としてJASS5ではこの政令規定値に若干の割増しをした規定値を示している。

特に、外壁で柱面とはり面が同一面となる場合、柱型部分における鉄筋のかぶりがとれない場合があるので注意を要する(令第79条)

c) 鉄筋の材質については、圧延マークや色別表示による個々の材の確認方法があるが、全般的にはミルシートによりJIS規格(JISG3138)に定める品質に、適合するもの又は法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものであることを確認する。また、降伏点及び引張強度については圧接部の引張試験結果も参考となる(法第37条、昭55建告第1794号)。

d) コンクリートの品質については、JIS規格(JISA5308-2003)に定める品質に、適合するもの又は法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものであることを確認する。また、品質基準強度補正值と温度補正值を適切に設定した呼び強度であることを確認する(法第37条)

(参考図書例：JASS5「6節 発注・製造および受入れ」等)。

なお、レディーミタストコンクリート工場は、JISマークの表示許可を受けた工場であることが望ましいが、表示許可を受けていない工場の場合は、JISA5308-2003に適合していることを確認する必要がある。

② 地盤・基礎

a) 支持地盤については、直接目視できる場合は地層、構成等により適切な地盤であることの確認を行う。また、くい基礎等直接目視できない場合には、試験くいの際の掘削土の標本などと地盤調査報告書を照合することにより支持層に達していることを確認する(令第38条、令第93条、平13建告第1113号)。

また、土質については、ボーリング等により土の資料が得られる場合は目視で確認する。

なお、構造計算を行っていない建築物の基礎については、地盤の長期許容応力度に応じた基礎の構造となっているか確認を行う(平12建告第1347号)。

b) くいについては、試験くい施工時の掘削土の確認若しくは、くいの施工結果報告書等で工法、本数、径、施工深度、またくいの心ずれ等を確認する。

c) 基礎やくいが偏心している場合は、ベース筋及び地中ばりに対する補強鉄筋が適切に施工されているかを確認する(令38条、令第73条、令第77条の2、令78条)。

偏心による補強の必要性については、当初設計の余裕度により異なるため原則として構造計算により確認する(参考図書例：配筋指針「基礎」等)。

③ 柱

a), g) 確認図書（構造詳細図）の主筋リストで柱断面径，鉄筋径，本数，配置方向，帯筋ピッチ（副帯筋含む）等を確認する（令第77条）。

とくに柱筋の配置がX, Y方向を取り違えている場合があるので注意を要する（参考図書 例：JASS5「鉄筋間隔，あきの最小寸法」等）。

c), e), k) 確認図書（構造詳細図）の架構詳細図，仕様図等で柱頭，柱脚部分の柱筋の納まり，定着，継手の位置，帯筋のフック形状等を確認する（令第73条）。

また，柱出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する（参考図書例：配筋指針「柱頭（最上階）の配筋」「柱脚（最下階）の配筋」等，JASS5「柱筋の継手の位置及び定着」等）。

h) 柱筋と帯筋の結束については，とくに柱の絞り部分にあそびが出やすいので注意を要する参考図書例：配筋指針「帯筋，副帯筋の一般形状」「柱筋の絞り位置と絞り方」「帯筋の配筋間隔について」等）。

④ はり

a), g) 確認図書（構準詳細図）のはり筋リストで，はりせい，はり幅，鉄筋径，本数，位置，あばら筋ピッチ（中子筋含む）等を確認する。とくに中吊り筋のさがりすぎや，鉄筋との間隔不足に注意を要する（令第78条）（参考図書例：JASS5「鉄筋の間隔，あきの最小寸法」及び配筋指針「はり端部，中央部の配筋」等）。

c), d), e) 確認図書（構造詳細図）の架構詳細図，構造詳細図等ではり主筋の柱への定着，継手の位置，触手長さ，あばら筋のフック形状等を確認する。とくにはり主筋の柱への定着については，定着起点から折曲げ部までの水平距離を確保することが重要なので注意を要する。

また，はり出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する（令第73条，令第78条）（参考図書例：JASS5「梁筋の定着」，RC規準「仕口への定着」等，JASS5「梁筋の触手の位置」「鉄筋の重ね継手の長さ」等・配筋指針「あばら筋」「腹筋」「幅止め筋」「片持ちばりの配筋」「小ばりの端部，中央部の配筋」「定着」等）。

f) 開口部の補強については，高強度鉄筋のため大臣認定となる製品の使用が多いので使用方法等要件を満たしているかを確認図書（構造詳細図）の構造詳細図又は設計施工要領等により確認する（令第3章6節）。

⑤ 床版

a) 確認図書（構造詳細図）の床版配筋リストで厚さ，主筋方向，鉄筋ピッチ，径等を確認する。とくに短辺方向に主筋が配置されているかを注意する（令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「床スラブ継手位置」「床スラブに関するその他の事項」等）。

c), e) 確認図書（構造詳細図）の構造詳細図等で床版配筋の定着長さ，定着方法，継手位置，継手長さ等を確認する（令第73条，令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「床スラブ配筋」等）。

d) 片持ち床版については上端筋の位置が正しく保たれているか，定着長さが確保されているかを確認する。また，はりとの接続部の床版厚が確保されていることを確認する（令第73条，令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「片持スラブ」等）。

g) 開口部のために鉄筋を切断したまま施工することもあるので，切断した鉄筋と同じ鉄筋量の開口補強筋等が配筋されていることを確認する（令第3章第6節）（参考図書例：RC規準等）。

h) 階段部分の配筋においては，階段の主筋が確認図書（階段詳細図）のとおり配筋されているか，また壁等への定着が確保されているかを確認する（令第3章第6節）（参考図書例：配筋指針「階段」等）。

⑥ 壁

a) 確認図書（構造詳細図）の構造図の壁筋リストで厚さ，鉄筋ピッチ，径等を確認する（令第78条

の2)。

b), c) 確認図書(構造詳細図)の構造詳細図等で壁筋の定着長さ, 定着方法, 継手位置, 継手長さ等を確認する(令第73条, 令第78条の2)。

また, 二次壁等ではりの落とし込みのため, 壁の横筋を切断し, 柱へ定着されていないことがあるので注意を要する(参考図書例: JASS5 及び配筋指針「壁筋の定着」等, JASS5 及び配筋指針「壁筋の継手の位置」等)。

d) 壁の開口部についてはとくにひび割れが生じやすい部分なので, 構造詳細図のとおり補強筋の施工がされているかを確認する(令第78条の2)(参考図書例: 配筋指針「壁開口補強」, 建築物の構造関係技術基準解説書「スリットの配置及び詳細」等)。

e) 確認図書(構造詳細図)の伏図又は軸組図等でスリットの位置を確認し, 構造詳細図等で施工方法が正しいか確認する(令第3章第6節)。

⑦ その他

b), c) ガス圧接については, 圧接部の長さが主筋径の1.1倍以上, 圧接部の膨らみの直径が主筋径の1.4倍以上, 圧接面のずれが主筋径の1/4以下, 鉄筋中心軸の偏心量が主筋径の1/5以下となっているか, また・割れ等についても目視, 計測し適切に施工されていることを確認する(平12建告示1463号)。

圧接部の検査では・試験成績表等により検査の状況を確認する。抜取り検査の場合は, 検査率, 圧接部の強度を確認し, 超音波探傷検査の場合は, 第三者検査機関による受入れ検査であること, 検査率(1ロット30箇所), 内部欠陥の有無, 不合格率等を確認する(令第73条)(参考図書例: JASS5「ガス圧接継手」等)。

d) 特殊鉄筋継手については, 承認された設計施工要領書のとおり施工されているか確認する(参考図書例: JASS5「特殊な鉄筋継手」等)。

機械式継手については, 確認図書等からカップラー等の耐力や接合部分のモルタル, グラウトの材料強度, ナットのトルク等を確認する(平12建告第1463号)。

e), f) 型枠の蹄付け, 清掃状況及びコンクリート打設状況を確認する。

型枠の施工や清掃及びジャンカ処理が適切に行われていない場合, 断面欠損やかぶり厚さ不足となりやすいので, 注意し状況の確認を行う(令第37条, 令第79条)。

また, コンクリート打継ぎ面の施工は, 構造耐力上重要であるため洗浄処理が行われているかヒアリング等により確認することが望ましい。

i) 型枠の存置期間及び既存部分のコンクリート打設後の養生方法が適切に行われているか, ヒアリング, 目視等により確認をする(令第75条, 令第76条, 昭46建告第110号)(参考図書例: JASS5「型枠の検査」「不具合とその修理方法の例」「打継ぎ」「養生」等)。

j) コンクリートの圧縮強度試験については, 供試体の養生方法により強度管理材齢(試験日)が異なるので注意を要する(令第72条, 令第74条, 昭56建告第1102号)(参考図書例: JASS5「調合」, 「構造体コンクリート強度の検査」等)。

2 木造3階建【完了検査・中間検査※】チェックシート

※該当する検査を丸で囲むこと。

建築敷地の所在地	
確認年月日・番号	
建築主住所氏名	
工事監理者住所氏名	TEL
工事施工者住所氏名	TEL

検査項目	内 容			検査月日		建築主事・指定確認検査機関用			
				施 工 者	監 理 者	検査方法	検査結果		修正
						A:目視検査 B:計測検査 C:検査結果報告 書による検査	合 否		
							一次検 査合否 月日	二次検 査合否 月日	
検査に用いる図書	判定基 準	検査方法							
① 工 事 監 理 の 状 況 確 認 共 通 事 項	中間検査申請書又は 完了検査申請書 検査申請書の添付資 料	規則第1 条の3	検査申請書第4面「工 事監理の状況欄」の 記載事項を確認し、 工事監理が適切に行 われていることを確 認			A・B・C			
	確認申請書・添付書類		建築工事の実況につ いて確認申請書・添 付図書との不整合部 分の有無を確認			A・B・C			
	敷地の 状況確 認	付近見取り図、配置 図、敷地断面図、基 礎・地盤説明書（指 定工作物の擁壁がある 場合は、指定工作物確 認図書）	法第19 条	敷地の高低差、がけ 等の状況確認（指 定工作物である擁壁が ある場合は、指定工 作物の確認及び検査 済証が交付されてい ることを確認）			A・B・C		
	建築物 の形 状・寸法	床伏図、小屋伏図、構 造詳細図	令第3章	a) 柱、はり、壁、床 の位置の確認			A・B・C		
使用材 料の品 質	使用構造材料一覧表	令第 41条	b) 木材の品質（節・ 腐れ）の確認			A			
② 設 計 地 盤 の 確 認	敷地断面図、基礎・地 盤説明書、基礎伏図、	令第38 条	a) 種類（布・ベタ・ その他）の確認			A・C			

礎・地盤	認	構造詳細図	令第93条 告示第1113号	b) 形状・寸法の確認			A・B・C			
		基礎伏図,	令第22条	c) 床下換気口(又はこれに代わるもの)の確認			A・B・C			
		基礎・地盤説明書, 基礎伏図	令第38条	d) 支持地盤・地盤状況の確認			A・B・C			
③ 軸部	土台	各階床伏図, 構造詳細図	令第42条	a) 形状・寸法の確認			A・B・C			
		使用構造材料一覧表	令第41条	b) 材質の確認			A・C			
		施工方法等計画書	令第47条	c) 接合部の確認			A・C			
	火打ち材	各階床伏図, 構造詳細図	令第46条	a) 形状・寸法の確認			A・B・C			
		使用構造材料一覧表	令第41条	b) 材質の確認			A・C			
		各階床伏図	令第46条	c) 隅角部設置の確認			A・C			
	アンカーボルト	各階床伏図, 基礎伏図	令第42条	a) 形状・寸法の確認			A・B・C			
		使用構造材料一覧表	令第42条	b) 材質の確認			A・C			
		各階床伏図, 基礎伏図	令第42条	c) アンカーボルト配置・緊結の確認			A・B・C			
	柱	各階床伏図	令第43条	a) 形状・寸法の確認			A・B・C			
		使用構造材料一覧表	令第41条	b) 材質の確認			A・C			
		構造詳細図	令第43条	c) 欠込み部の補強の確認			A・C			
		構造詳細図	令第47条	d) 接合部の確認			A・C			
	はり	各階床伏図	令第3章	a) 形状・寸法の確認			A・B・C			
		使用構造材料一覧表	令第41条	b) 材質の確認			A・C			
		構造詳細図	令第44条	d) 構造耐力上支障のある欠込みの確認			A・C			
構造詳細図		令第47条	c) 接合部の確認			A・C				

	筋かい等	使用構造材料一覧表	令第46条	a) 形状・寸法の確認			A・B・C			
		使用構造材料一覧表	令第41条	b) 材質の確認			A・C			
		構造詳細図	令第45条	c) 欠込み部の補強の確認			A・C			
		構造詳細図	令第45条	d) 接合部の確認			A・C			
		各階床伏図	令第46条	e) 耐力壁配置の確認			A・C			
	床組	各階床伏図, 構造詳細図	令第3章	a) 形状・寸法の確認			A・B・C			
		使用構造材料一覧表	令第41条	b) 材質の確認			A・C			
		構造詳細図	令第46条	c) 床板又は床下地の確認			A・C			
		構造詳細図	令第22条	d) 床高さ(又は床下防湿)の確認			A・B・C			
④ 小屋組	小屋組	小屋伏図	令第3章	a) 形状・寸法の確認			A・B・C			
		使用構造材料一覧表	令第41条	b) 材質の確認			A・C			
		構造詳細図	令第46条	c) 必要な振止めの設置状況の確認			A・C			
		構造詳細図	令第3章	d) たるき接合部の確認			A・C			
⑤ 全体	防腐・防蟻措置	構造詳細図	令第49条	a) 防腐措置の確認			A・C			
				b) 防蟻措置の確認			A・C			
⑥ 検査結果 及び処置 検査結果 に伴う 手続き	検査結果 及び処置	1 検査申請書の提出直近の建築確認申請書確認。計画変更確認等の有無((<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし)								
		2 確認図書との不整合部分の有無(<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし)								
		3 不整合部分があった場合の措置(<input type="checkbox"/> 法令不適合 <input type="checkbox"/> 変更確認申請指示 <input type="checkbox"/> 軽微な変更処理)								
		4 法令不適合の場合の不適合通知処理年月日・処理番号 ()								
		5 不適合通知後の処理 <input type="checkbox"/> 違反建築物として特定行政庁に連絡・通知 <input type="checkbox"/> 確認申請								
		6 変更確認申請指示の場合の措置 <input type="checkbox"/> 申請年月日・番号 <input type="checkbox"/> 完了検査・中間検査申請年月日・番号								
		7 軽微な変更処理の場合の措置 <input type="checkbox"/> 変更図面提出と再検査 <input type="checkbox"/> 仕様書等の再確認により適合(再検査なし)								

特定工程 後の工程 の指定	1	特定工程後の工程指定部分
	2	指定年月日
特定工程 後の工程 の指定解 除	1	特定工程後の工程指定部分
	2	指定解除年月日
⑭ 検査結果 の考察		

【木造3階建て検査の留意点】

このチェックシートは、令第3章第3節に規定している木造建築物のうち、いわゆる在来軸組工法3階建ての建築物について、小屋組工事を特定工程として指定した場合を想定して作成している。従って、他の工程を特定工程として指定した場合又は枠組壁工法その他の工法の場合は、本チェックシートを参考にして別途チェックシートを作成するなどにより検査を実施する必要がある。

3 鉄骨造【完了検査・中間検査※】チェックシート

※該当する検査を丸で囲むこと。

建築敷地の所在地	
確認年月日・番号	
建築主住所氏名	
工事監理者住所氏名	TEL
工事施工者住所氏名	TEL

検査項目	検査の判定基準・方法等			検査日付		建築主事・指定確認検査機関			
				工事施工者	工事監理者	検査方法注2	検査結果		修正
	検査に用いる図書	判定基準	検査方法				A:目視検査 B:計測検査 C:報告書等による検査	良否 1次検査 2次検査 合否 月日	
工事監理の状況確認	中間検査申請書 又は完了検査申請書 検査申請書の添付資料	規則第1条の3	検査申請書の第4面「工事監理状況欄」の記載事項を確認し、工事監理が適切に行われていることを確認			A・B・C			
	確認申請書・添付図書	規則第1条の3	建築工事の状況について確認申請書・添付図書との不整合部分の有無を確認			A・B・C			
敷地の状況確認	付近見取図、配置図、敷地断面図、基礎・地盤説明書（指定工作物の擁壁がある場合は、指定工作物確認書）	法19条	敷地の高低差、がけ等の状況確認（指定工作物である擁壁がある場合は、指定工作物の確認及び検査済証が交付されていることを確認）			A・B・C			
建築物の形状・寸法	各階床伏図、軸組図、構造詳細図、	令第3章第5節	柱、はり、壁、床版の位置・部材スパン寸法の確認			A・B・C			

	使用建築材料の品質	使用構造材料一覧表, 構造詳細図	法 37 条	鉄骨の品質 (J I S 規格) の確認			A・B・C			
他工程部分	基礎工事	基礎伏図, 使用構造材料一覧表, 構造詳細図	令第 38 条	中間検査チェックシート (R C 造) による			C			
	R C 工事	各階伏図, 軸組図, 使用構造材料一覧表, 構造詳細図	令第 3 章 第 6 節	中間検査チェックシート (R C 造) による			C			
I 報告書審査による確認事項	① 加工工場の選定注 3	確認に必要な図書	規則第 1 条の 3	建築物の規模等認定の条件に見合った生産能力があること			C			
	② 指定建築材料の品質確認	使用構造材料一覧表	法第 37 条	a) 鋼材, 高力ボルトセットの規格・品質の確認			C			
		確認に必要な図書	令第 67 条	b) 溶接材料の規格と鋼材の組合わせの適否			C			
	③ 組立精度の確認	確認に必要な図書	令第 67 条	開先角度, ルート面, ルートギャップ、食い違い等組み立て時の鉄骨の精度			C			
	④ 製品検査 1 (鉄骨部材の数法精度測定)	確認に必要な図書	令第 67 条	鉄骨部材の寸法精度 (参考: J A S S 6 付則 6 鉄骨精度検査基準)			C			
	⑤ 高力ボルト接合部の処理	確認に必要な図書	令第 67 条	高力ボルト接合部の摩擦接合面の処理, ボルト孔の径・ピッチ・縁端距離等			C			
⑥ 製品検査 2 (溶接接合部の品質)	確認に必要な図書	令第 67 条	外観検査及び超音波探傷検査の結果確認 (参考: J A S S 6 付則 6 鉄骨精度検査基準 U T 規準注 7)			C				
II 現場検査事項	1 全体	① 加工工場の類別	確認に必要な図書	規則第 1 条の 3	表示板による加工工場の類別グレード			A・C		

	②	材料品質規格確認	使用構造材料一覧表	法第 37 条	a) 鋼材等の品質規格証明書と現物との照合			A・C			
			確認に必要な図書	令第 67 条	b) 溶接材料の規格と鋼材の組合せ適否			A・C			
	③	部材の配置	各階床伏図、軸組図、構造詳細図	令第 3 章 第 8 節	柱、はり、ブレース、床版等の配置（確認図書との照合）			A・C			
	④	部材の寸法・形状	各階床伏図、軸組図、構造詳細図	令第 3 章 第 8 節	柱、はり、ブレース、床版等の配置（確認図書との照合）			A・B・C			
	⑤	建て方精度	各階床伏図、軸組図、構造詳細図		架構の建て方精度（参考 6 付則 6 鉄骨精度検査基準）			A・C			
2	①	溶接部分の外観・形状	溶接	各階床伏図、軸組図、構造詳細図	令第 92 条・第 96 条	a) 溶接継ぎ目の種類（突合せ溶接・すみ肉溶接）			A・B・C		
			接合	各階床伏図、軸組図、構造詳細図	令第 67 条	b) ダイアフラムとフランジのずれ			A・B・C		
			部分	構造詳細図	令第 67 条	c) 突合せ継手の食違い			A・B・C		
			の外	構造詳細図	令第 67 条	d) アンダーカット			A・B・C		
			観・形状	構造詳細図	令第 67 条	e) われ			A・B・C		

	寸法	構造詳細図	令第 67 条	f) その他の溶接部の外観・形状・寸法 (参考 6 付則 6 鉄骨精度検査基準)		A・B・C			
	② 現場溶接部分組立精度	構造詳細図	令第 67 条	開先角度, ルート面, ルートギャップ, 食い違い等組み立て時の鉄骨の精度		C			
	③ 現場溶接部の製品検査	構造詳細図	令第 67 条	外観検査及び超音波探傷検査の結果確認 (参考: J A S S 6 付則 6 鉄骨精度検査基準 U T 規準注 7)		C			
	④ 現場溶接部分の外観形状寸法	構造詳細図	令第 3 章 第 8 節	a) 現場溶接部の部位 (確認図書との照合)		A・C			
構造詳細図		令第 92 条・第 96 条	b) 溶接継ぎ目の種類 (突合せ溶接・すみ肉溶接)		A・B・C				
構造詳細図		令第 67 条	c) ダイアフラムとフランジのずれ		A・B・C				
構造詳細図		令第 67 条	d) 突合せ継手の食い違い		A・B・C				
構造詳細図		令第 67 条	e) アンダーカット		A・B・C				
構造詳細図		令第 67 条	f) その他の溶接部の外観・形状・寸法 (参考 6 付則 6 鉄骨精度検査基準)		A・B・C				
3 高 力 ボ ル シ ア	①	構造詳細図	令第 92 条の 2	a) 現場受け入れ検査 (トルク係数値確認・導入張力確認試験) 実施状況の確認		C			
		構造詳細図	令第 92 条の 2	b) ボルトの本数スプライス数, 摩擦接合面の確認		A・C			

ト 接 合 部 注 5	形	構造詳細図	令第 67 条	c) ボルトの径, 孔径, 中心距離, 縁端距離の確認		A・C				
		構造詳細図	令第 92 条の 2	d) 締付け状態の確認 (肌すき・ピンテール破断・マーキングの状態) の確認		A・C				
	② J I S 形 六角	構造詳細図	令第 92 条の 2	a) 締め付け機器の調整, 現場受け入れ検査 (導入張力確認試験) 実施状況の確認		A・B・C				
		構造詳細図	令第 92 条の 2	b) ボルトの本数スプライス数, 摩擦接合面の確認		A・C				
		構造詳細図	令第 92 条の 2	c) ボルトの径, 孔径, 中心距離, 縁端距離の確認		A・C				
		構造詳細図	令第 92 条の 2	d) 締付け状態の確認 (肌すき・マーキングの状態) の確認		A・C				
4	ブ レ ー ス 接 合 部	構造詳細図	令第 3 章 第 8 節	ブレース接合部の形式・板厚・材質・補剛材等の確認		A・C				
5	共 通 の 脚 部 の 構 造 方 法	共通	構造詳細図	令第 66 条	柱脚接合工法と仕様の確認 (確認添付図書との照合)		A・C			
		①	構造詳細図	令第 66 条	a) アンカーボルトの材質・径・本数とナットの高さの確認		A・B・C			
		構造詳細図	令第 66 条	b) アンカーボルトの均等な配置の確認		A・C				
		構造詳細図	令第 66 条	c) 座金の使用, ナットの戻り止め措置の確認		A・C				
		構造詳細図	令第 66 条	d) アンカーボルトの定着長さの確認		A・B・C				
		構造詳細図	令第 66 条	e) 柱の最下端の断面積に対するアンカーボルトの全断面積の割合の確認		A・C				
		構造詳細図	令第 66 条	f) ベースプレートの厚さの確認		A・B・C				
		構造詳細図	令第 66 条	g) アンカーボルトの径, 孔径, 縁端距離の確認		A・C				
		構造詳細図		h) アンカーボルトの締め付け状態の確認		A・C				
	②	根 巻 き 形	構造詳細図	令第 66 条	a) 根巻き部分の高さの確認		A・C			
構造詳細図	令第 66 条	b) 根巻き部分の立上り主筋の本数及びその頂部のかぎ状加工の確認		A・C						

	式	構造詳細図	令第 66 条	c) 立上り主筋の定着長さ (根巻き部分・基礎) の確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第 66 条	d) 根巻き部分の帯筋 (令第 77②③) の確認			A・B・C			
		構造詳細図		e) スタッドボルトの径・本数・配置の確認			A・C			
	③ 埋込み形式	構造詳細図	令第 66 条	a) 柱の埋込み長さの確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第 66 条	b) 側柱・隅柱のU字形補強筋等による補強の確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第 66 条	c) 埋込み部分の鉄骨のかぶり厚さの確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第 66 条	d) スタッドボルトの径・本数・配置の確認			A・C			
	6 床スラブ接合部	構造詳細図	令第 3 章 第 8 節	a) 床構造の形式 (合成スラブ・)			A・C			
		構造詳細図	令第 3 章 第 8 節	b) シャーコネクター (頭付きスタッド等) の施工状況・検査結果の確認			A・C			
	7 帳壁等の接合部	構造詳細図	令第 39 条	緊結金物の取付け状況の確認			A・C			
添付書類等		<input type="checkbox"/> 製作要領書 <input type="checkbox"/> 鋼材ミルシート <input type="checkbox"/> 鉄骨工事施工状況報告書 <input type="checkbox"/> 鉄骨精度測定結果 <input type="checkbox"/> 溶接部社内検査結果報告書 <input type="checkbox"/> 溶接部受入検査結果報告書 (第三者検査) <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/>								
検査結果に伴う手続き	検査結果及び処置	1 検査申請書の提出直近の建築確認申請書確認。計画変更確認等の有無 (<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし) 2 確認図書との不整合部分の有無 (<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし) 3 不整合部分があった場合の措置 (<input type="checkbox"/> 法令不適合 <input type="checkbox"/> 変更確認申請指示 <input type="checkbox"/> 軽微な変更処理) 4 法令不適合の場合の不適合通知処理年月日・処理番号 () 5 不適合通知後の処理 <input type="checkbox"/> 違反建築物として特定行政庁に連絡・通知 <input type="checkbox"/> 確認申請 6 変更確認申請指示の場合の措置 <input type="checkbox"/> 申請年月日・番号 <input type="checkbox"/> 完了検査・中間検査申請年月日・番号 7 軽微な変更処理の場合の措置 <input type="checkbox"/> 変更図面提出と再検査 <input type="checkbox"/> 仕様書等の再確認により適合 (再検査なし)								

特定工程 後の工程 の指定	1 特定工程後の工程指定部分 2 指定年月日
特定工程 後の工程 の指定解 除	1 特定工程後の工程指定部分 2 指定解除年月日
検査結果 の考察	